明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十年六月十一日

○第百六十九回国会 参議院会議録第二十六号（その一）

平成二十年六月十一日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十六号
平成二十年六月十一日
午前十時開議
第一　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（内閣提出、衆議院回付）
第二　平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書
第三　平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
第四　平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書
第五　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第六　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（衆議院提出）
第七　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第八　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）
第一〇　学校保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一一　地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第一二　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（衆議院提出）
第一三　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（衆議院提出）
第一四　特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一五　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）
第一六　少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一七　日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
第一八　日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
第一九　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第二〇　地方自治法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第二〇まで
一、国際問題及び地球温暖化問題に関する調査の中間報告
一、内閣総理大臣福田康夫君問責決議案（奥石東君外二十名発議）（委員会審査省略要求事件）

○議長（江田五月君）　これより会議を開きます。
日程第一　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（内閣提出、衆議院回付）を議題といたします。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。
本案の衆議院修正に同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十二
賛成	二百三十二
反対	○

よって、全会一致をもって本案の衆議院修正に同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第二　平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書
日程第三　平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
日程第四　平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。決算委員長小川敏夫君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

○小川敏夫君　ただいま議題となりました平成十八年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
平成十八年度決算外二件につきましては、昨年十一月二十六日の本会議において財務大臣より概要の報告がありましたので、その内容については省略させていただきます。
委員会におきましては、国会が議決した予算及

び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを審査し、あわせて、政府施策の全般について広く国民的視野から実績評価を行い、その結果を将来の予算編成及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってまいりました。

まず、本件決算外二件の概要説明を聴取した後、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑のほか、平成十七年度決算に関する本院の議決及び平成十七年度決算審査措置要求決議に対して政府等が講じた措置に関する質疑、全七回に及ぶ省庁別の審査など、合計十四回の審査を行いました。

主な質疑内容として、道路関係業務における不適切な支出、随意契約見直しの趣旨に反する制限的な応募要件等、防衛装備品調達における水増し請求、各特別会計に滞留する多額の剰余金、積立金、公益法人の内部留保の見直し、委託費の不適切な執行などが取り上げられたほか、行財政全般にわたる議論が交わされ、六月九日に質疑を終局いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

次に、平成十八年度決算の議決について申し上げます。

従来、決算の議決は、第一に本件決算の是認、第二に内閣に対する警告から成っておりましたが、理事会におきまして、決算を是認するか否かにかかわらず、委員会審査において明らかになった政府の財政運営等の問題点を警告として具体的に指摘すべきであるとの提案がありました。

これに対して、決算が是認されないときには警告として個別の指摘を行う必要はないとの反対意見が示され、今回は、警告の取扱いについて各会派の意見が一致せず、本件決算を是認するか否かの議決のみを行うことになりました。

なお、決算の議決の在り方につきましては、今後も引き続き協議、検討することが確認されました。

また、決算委員会におきましては、決算審査を踏まえて内閣等に対し措置要求決議を行っておりましたが、この決議につきましても警告と同様に、その取扱いについて各会派の意見の一致が見られなかったため、決議を行うに至りませんでした。

六月十日に討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本の神本理事より、本件決算外二件はいずれも是認することに反対する旨の意見が述べられました。

次いで、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して公明党の荒木理事より、本件決算外二件はいずれも是認することに賛成する旨の意見が述べられました。

次いで、日本共産党の仁比委員及び社会民主党・護憲連合の又市委員より、平成十八年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも是認することに反対し、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成十八年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも賛成少数により是認すべきものでないと決定いたしました。

次に、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定いたしました。

なお、本件決算外二件の審査を受けて、国会法第百五条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行いました。要請した検査項目は、本年一月十五日に議決した、政府開発援助の技術協力の実施状況及びその効果の一件、また、六月九日に議決した、各府省所管の公益法人の財務等の状況、年金記録問題、国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行、防衛装備品の一般輸入による調達の計四件、合わせて五件であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

まず、日程第二の平成十八年度決算について採決をいたします。

本件決算を是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十六
賛成	百五
反対	百三十一

よって、本件決算は是認しないことに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、日程第三の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件を是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十六
賛成	百二十四
反対	百十二

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十六
賛成	百五
反対	百三十一

よって、本件は是認しないことに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、日程第四の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十六
賛成	百二十四
反対	百十二

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第五　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案
日程第六　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案
（いずれも衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岩本司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○岩本司君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案は、国外において被爆者健康手帳の交付を希望する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにしようとするものであります。

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因するハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百三十三
反対　一

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第七　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案
（衆議院提出）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長松山政司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松山政司君登壇、拍手〕

○松山政司君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものでありまして、その内容は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支給、特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百三十五
反対　○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第八　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第九　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長吉田博美君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉田博美君登壇、拍手〕

○吉田博美君　ただいま議題となりました二案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案は、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港機能施設の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設、空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今後の空港整備・運営の在り方、空港別収支状況開示の必要性、東京国際空港の更なる国際化の推進とアクセス機能の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件は、去る四月十一日の「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づき、平成二十年十月十三日までの六か月間、引き続き、北朝鮮船籍すべての船舶の本邦への入港を禁止することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、国土交通大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

まず、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百二十七
反対　八

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十三
賛成　二百二十
反対　十三

よって、本件は承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第一〇　学校保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一一　地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長関口昌一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔関口昌一君登壇、拍手〕

○関口昌一君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、学校保健法等の一部を改正する法律案は、学校保健及び学校安全の充実並びに学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るため、文部科学大臣が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定することとするとともに、学校の設置者の責務について定める等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、学校保健及び学校安全に係る国並びに地方公共団体の責務に財政上の措置と学校安全の推進に関する計画策定等を追加すること等の修正が行われております。

委員会におきましては、学校安全対策における国、地方公共団体等の責務と具体的施策、衆議院における修正の背景と内容、食育の推進と栄養教諭の配置促進の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、地方公共団体に対して、その設置する公立小中学校等の校舎等に係る耐震診断の実施及びその結果の公表を義務付けるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、地震の際に倒壊の危険性の高い公立小中学校等の校舎等の改築及び補強について国の補助の特例を設けるほか、私立の小中学校等の校舎等について地震防災上必要な配慮をするものであります。

委員会におきましては、佐藤茂樹衆議院文部科学委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百三十五
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第一二　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案
日程第一三　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案
（いずれも衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡田広君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○岡田広君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィルタリングソフトの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長玄葉光一郎君より趣旨説明を聴取した後、法律案の提出者、上川内閣府特命担当大臣等に対して質疑を行ったほか、三名の参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容は、違法有害情報の判断主体、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議の役割と基本計画の内容、事業者、民間団体に求められる取組とそれらへの支援等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議を行いました。

次に、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案について御報告申し上げます。

地下鉄サリン事件を始めとするオウム真理教による無差別大量の殺傷行為は、暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の方々が被った惨禍は未曾有のものであります。

また、教団がテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっておられます。

本法律案は、これらの犯罪行為の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにするものであることから、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長中野清君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

まず、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百三十三
反対　一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百三十四
反対　○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第一四　特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一五　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長山根隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○山根隆治君　ただいま議題となりました両案件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案は、訪問販売等をめぐる消費者トラブルの増加に対応するため、特定商取引に関する法律及び割賦販売法において原則としてすべての商品等を規制対象とするとともに、訪問販売における過量販売契約の申込みの撤回等の制度の創設、電子メール広告の規制強化、訪問販売等における個別クレジット契約の申込み等の意思表示の取消し等の制度の創設、消費者の支払可

能見込額を超える与信契約の禁止等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、クレジット事業者による支払能力調査及び加盟店調査において具体的な基準を設ける必要性、迷惑広告メール対策等インターネット取引の規制強化と実効性の確保、訪問販売等を行う健全な事業者に対する過剰規制についての懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

次に、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮からのすべての貨物に対して、平成二十年四月十四日から十月十三日までの間、引き続き経済産業大臣が輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、経済産業大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

まず、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百三十四
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　二百十九
反対　十三

よって、本件は承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　**日程第一六　少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長遠山清彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔遠山清彦君登壇、拍手〕

○遠山清彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の所要の規定を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、傍聴の対象となる少年審判の下限年齢の設定、弁護士である付添人からの意見の聴取、被害者等に対する審判状況の説明等について修正が行われております。

委員会におきましては、改正の趣旨と少年法の理念との関係、傍聴許否の判断基準、修正案で十二歳未満の少年事件の傍聴を禁止した趣旨、家庭裁判所における人的・物的体制整備の必要性等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員、社会民主党・護憲連合の近藤委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十九
賛成　二百十五
反対　十四

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第一七　日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
日程第一八　日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
日程第一九　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
日程第二〇　地方自治法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
以上四件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長高嶋良充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高嶋良充君登壇、拍手〕

○高嶋良充君　ただいま議題となりました四件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書及び日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、日本放送協会の平成十七年度及び十八年度決算の書類でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。
平成十七年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入の六千七百四十九億円に対し、経常事業支出は六千六百六十億円、差引き経常事業収支差金は八十八億円になっています。これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は四十三億円であります。
次に、平成十八年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入の六千七百五十六億円に対し、経常事業支出は六千五百二十六億円、差引き経常事業収支差金は二百二十九億円になっており、当期事業収支差金は二百三十四億円であります。
委員会におきましては、両件を一括して議題とし、インサイダー取引問題の原因分析と再発防止に向けた今後の取組、番組編成の政治的公平性の確保と国会質問の在り方、ＮＨＫ経営委員長に求められる姿勢、ＮＨＫと子会社等との関係の見直し等について質疑が行われました。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終局し、順次採決の結果、日本放送協会平成十七年度決算は賛成少数をもって是認すべきものでないと決定し、日本放送協会平成十八年度決算は多数をもって是認すべきものと決定いたしました。
次に、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案は、最近における振り込め詐欺事犯の状況にかんがみ、携帯音声通信役務の不正利用の防止を図るため、いわゆるＳＩＭカードについて携帯電話端末と同様の規制を課するとともに、携帯電話等の貸与業者について、貸与時における本人確認義務を厳格化した上、その記録の作成及び保存を義務付けるものであります。
委員会におきましては、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、振り込め詐欺等の現状、携帯電話貸与業者の実態と法改正の実効性等について質疑が行われました。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し二項目から成る附帯決議が付されております。
次に、地方自治法の一部を改正する法律案は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備しようとするものであります。
委員会におきましては、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、地方議会議員の位置付けと報酬の在り方、地方議会の更なる改革の推進等について質疑が行われました。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。
まず、日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の採決をいたします。
本件を是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十四
賛成	百九
反対	百二十五

よって、本件は是認しないことに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の採決をいたします。
本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十四
賛成	二百二十五
反対	九

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百三十四
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

――――◆――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――◆――――

○議長（江田五月君）　この際、国際・地球温暖化問題に関する調査会長から、**国際問題及び地球温暖化問題に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江田五月君）　御異議ないと認めます。国際・地球温暖化問題に関する調査会長石井一君。

――――◆――――

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

――――◆――――

〔石井一君登壇、拍手〕

○石井一君　国際・地球温暖化問題に関する調査会の中間報告を申し上げます。

本調査会は、国際問題及び地球温暖化問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うことを目的に、昨年十月五日に設置され、今期三年間にわたる調査テーマを「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」と決定し、調査を進めてまいりました。

そして、第一年目は、国際問題に関し「日本の発信力の強化」を、また、地球温暖化に関し「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」及び二〇一三年以降の日本の役割をそれぞれ取り上げ、計十六回の調査会を開催してまいりました。

この間、国際問題については六回、また地球温暖化については八回、計十四回に及ぶ実質的な調査を行い、毎週開催した調査会では、内閣府以下、総務省、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等の各省庁から事情を聴取したほか、国際問題で識者、外国公館及びジャーナリストより十五名、地球温暖化では内外の専門家十九名、合計三十四名の参考人を調査会に招き、意見を聴取し、様々な観点から活発な議論を行いました。

このような過程を経て、第一年目の調査では以下の提言を取りまとめました。

まず、国際問題に関しましては、日本の魅力の検証と評価、政府機関及び在外公館による外国語での迅速かつ積極的な情報の発信、自分の意見を述べ、生きた議論のできる英語教育の実施、諸外国のシンクタンクや大学の日本研究への支援、外国における日本語教育の拡充など、合計十六項目にわたる提言を行いました。

また、地球温暖化に関しましては、京都議定書が定める約束期間終了後の二〇一三年以降の実効性ある枠組みづくりに向けて、温室効果ガス削減の目標の確実な達成、削減実績に応じた地方交付税配分、サマータイムや一斉休業の実施、深夜放送の自粛、ＮＨＫ番組などによる国民への啓発、環境教育などを通じた政、産、官、学、住民、ＮＧＯなどの多様な主体が一体となっての低炭素社会の実現、地球温暖化問題における世界への貢献など、合計十三項目の提言を行いました。

来る七月の北海道洞爺湖サミットにおきましては、我が国は議長国として、地球温暖化を始め世界が直面する諸課題の解決のため、リーダーシップを発揮することが強く期待されております。

政府はもとより関係各方面におかれましては、この中間報告に盛り込まれた調査会の提言の趣旨を踏まえ、今後の施策に積極的に反映されますよう、強く要望するものであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これにて休憩いたします。

午前十時五十四分休憩

――――◆――――

午後四時一分開議

○議長（江田五月君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

奥石東君外二十名発議に係る**内閣総理大臣福田康夫君問責決議案**は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江田五月君）　御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。奥石東君。

――――◆――――

〔議案は本号末尾に掲載〕

――――◆――――

〔奥石東君登壇、拍手〕

○奥石東君　私は、民主党・新緑風会・国民新・日本、社会民主党・護憲連合の二会派を代表し、ただいま議題となりました内閣総理大臣福田康夫君に対する問責決議案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、決議案を朗読します。

本院は、内閣総理大臣福田康夫君を問責する。

右決議する。

福田総理、あなたは、昨年の九月二十五日、政権をほうり出した安倍前総理に替わって第九十一代内閣総理大臣に就任しました。自民党内のほとんどの派閥の支持を受け、マスコミ各社の世論調査の支持率も軒並み六〇％を超えるという一見順風満帆のスタートでした。

しかし、内閣発足から九か月、調査のたびに内閣支持率は下がり続け、最近では二〇％を割り込み、今や政権は危険水域に入ったと言われています。どうしてここまで支持率が低下したのか、その理由を総理は真剣にお考えになったことがあるでしょうか。

この通常国会の冒頭、私は代表質問の中で、福田総理にあらかじめ申し上げておいたことがあります。十四年ぶりに越年、年越し延長までした臨時国会では、新給油法案を衆議院の三分の二で再

可決し、成立させましたが、今後も再可決を使うつもりがおありなのか。与党側が通常国会においても再び参議院をないがしろにするようなことがあれば、私たちは総理大臣問責決議案の提出も辞さない覚悟であると。

また、このようにも申し上げました。国政において総理大臣の問責決議案は極めて重いものであり、私たち参議院はそれだけの責任を考えて総理の問責決議を行わなければならない。したがって、総理に対する問責決議案を行う条件は、一つには、国民生活にかかわる大きなテーマであること。二つには、与党との対立について十分国会の場で議論し、問題点が明らかにされていることであり、できる修正は折り合うが、政府が無理押ししてくるならば、そのときは重大な決意をすると。覚えておいでしょうか。今がまさにそのときであります。

以下、具体的に問責決議案を提出するに至った理由を説明いたします。

問責の第一の理由は、参議院を軽視する福田総理の姿勢であります。

昨年七月の選挙の結果、参議院では私たちの会派が最大会派となり、野党が議席の過半数を占めました。衆議院では与党が三分の二の議席を占めていますが、これは三年前の九月、郵政民営化一点に絞った公約で小泉元総理が獲得した議席にすぎません。国民の直近の支持は私たち野党に移ったのであります。

このようなねじれ国会と言われる状況の下では、どうしても賛成できない点では反対するが、十分に議論をし、折り合いが付くところでは折り合うことが必要であります。このような考えに基づき、私たち野党も、国家公務員制度改革基本法を始め何本かの政府提出法案については、与野党とも修正案を取りまとめ、成立させてきたのであります。

しかるに、ガソリン税等、道路特定財源に関する税制関連法案については、参議院が審議を続けていたにもかかわらず、衆議院でみなし否決の上、またもや再可決。そして、日銀総裁人事をめぐっても、福田総理は財務省ＯＢの任命にこだわり続け、二十日間近い空白を生じさせました。

福田総理は、自公政権は、参議院が変わったことの意味が理解できなかったということであります。衆参共に多数を持っていたときと同じ意識で、同じ対応を続けるという信じられない政権運営をしている。それが今の国会の実情であります。

問責の第二の理由は、国民の生活実感を理解せず、人任せにしている総理の姿勢そのものであります。

どんな政策を実行し、どんな国をつくるのか。福田総理は、国民に向かってビジョンや決意を何も語ることなしに、官僚の言うがままにこの九か月を過ごしてきたのであります。

消えた年金問題の処理は、安倍内閣が私たち民主党の提案を無視した結果、いまだに二千万件が不明な状況にあります。また、大きな批判と混乱をもたらしている後期高齢者医療制度に至っては、小泉内閣のときに自公両党により強行採決されたものであります。厚生労働委員会におけるあのときのひどい有様をニュースの映像で覚えておられる国民の皆様は多いことでありましょう。

このように、福田総理は、小泉、安倍内閣の負の遺産を引き継いだのですが、こうした負の遺産を一掃するという決意も熱意も総理にはないのであります。

自公政権だから、やはり無理なのでしょう。医療の崩壊、生活保護等のセーフティーネットのカット、拡大する貧富の差、これらを解決するには、トータルとして本当に安心できる社会保障政策を確立するための政治の組替えが必要であります。加えて、防衛省や国土交通省、財務省を始め、種々の官僚機構、政治家と企業との癒着や税金の無駄遣いなどが次々と明らかになり、もはや政権交代がなければこのような負の遺産や癒着を断ち切ることはできません。

したがって、この問責決議案は、直接的には総理に辞職を求めるものでありますが、むしろ我々が求めるのは解散・総選挙であります。

歴代の総理は解散権を振り回し、政治的な求心力を保持してまいりました。ところが、あなたは絶対に解散しないことで求心力を得ようとする、非常に不思議な総理です。来年の任期満了まで総理を続けるおつもりなのでしょうか。

今こそ、子供たちに夢を、青年が希望を、そしてお年寄りが安心できる仕組みをこの国はつくっていかなければなりません。今、福田総理に必要なのは、安全で安心な生活や地域を取り戻すために、一日も早い解散・総選挙を決断されることであります。

何とぞ、本決議案に対して、良識のある議員の方々、明日の日本のために、それぞれの立場を乗り越えて、勇気を持って御賛同賜りますよう訴えて、趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（江田五月君）　本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。吉村剛太郎君。

〔吉村剛太郎君登壇、拍手〕

○吉村剛太郎君　私は、自由民主党・無所属の会を代表し、福田内閣総理大臣問責決議案に断固反対の立場で討論を行います。

今通常国会も残すところ数日となった今、何ゆえに総理問責なのでありましょうか。ただいまの趣旨説明を聞いても、総理を問責する理由など全く見当たりません。逆に、昨年来、責任ある参議院第一党でありながら、数々の容認し難い暴挙を行ってきた民主党こそ問責に値すると確信するものであります。

我々の先輩の英知で今まで培ってきた良き慣例、先例を無視して、自らの都合に合わせて議会運営を思いのままに動かし、そのことで国民生活、社会経済に多大な影響を与えたことを多くの国民から厳しく糾弾されております。

そもそも問責決議とは一体どのような根拠に基づき参議院に提出されるのでありましょうか。日本国憲法、国会法、参議院規則等々、これらの法規の全条文に目を通しても、問責のモの字も見当たりません。何ら法的根拠がないのが問責決議案なのであり、パフォーマンスとしか言いようがありません。

民主党の諸君は、参議院で総理問責決議を可決して、衆議院で解散・総選挙に追い込むと公言されております。まさしく政権を取るために、なりふり構わず、できることなら何でもやってしまえとのさもしい政治的意図が見え見えであります。このようなおかしな論法が国民の理解を得られる

はずがありません。

首班指名は、両院の議決が異なったときは衆議院の議決が首班を決めるという憲法第六十七条二項の優越規定があります。衆議院で指名を受けた総理大臣が責任を持って内閣を組織して行政を執り行うのです。

衆議院に優越されている現状の中で、何の法的根拠もない総理問責決議案を参議院で可決したからといって、衆議院を解散することなどあり得ません。ましてや、衆議院の解散権は諸君が今問責しようとしている福田総理が持っているのであり、民主党の諸君の思惑とわがままで衆議院の解散など夢物語であります。

確かに、諸君は参議院第一党の地位にあります。それは、公平公正な議会運営について重い責任を課されているのであります。我が身の立場を正しく認識していただきたい。

また、憲法第六十九条は、内閣は、衆議院で不信任決議案を可決し、又は信任決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならないとの定めがあります。つまり、不信任を突き付けられた内閣は、解散という対抗手段が憲法によって与えられているのであります。

一方、何ら法的根拠のない参議院における問責決議には、不信任と違い、内閣として何の対抗手段も持っておりません。そもそも、決議が可決しても何ら根拠のない可決であり、内閣は当然、業務の執行を妨げられるものではありません。まさに全く政治的な思惑による、ためにする理不尽な暴挙と言わざるを得ません。

昨年の参議院選挙で第一党の地位を得て以来十一か月、民主党の議会運営を見るに、数を頼りに混乱することだけを目的にして、立法府としての責任を放棄してきたのであります。

まず、さきの臨時国会におけるテロ特措法の取扱いなどが最たる悪例であります。そして、今年度予算案は審議入りを遅らせた挙げ句、憲法第六十条二項の規定である三十日経過の一日前に採決しました。その他の法案も全く理解に苦しむ取扱いをしました。歳入法案は委員会付託を遅らせ、さらには、自ら対案として提出した議員立法の審議すら放棄いたしました。その結果、ガソリンの暫定税率が失効して地方自治体の四月中の歳入が大幅減収となり、道路計画を凍結しなければならなくなったのであります。

外交面でも大変な失態を見せております。

その一つが日米特別協定であります。参議院で否決され、衆議院の優越規定により承認されましたが、この協定の審議も遅らせ、日米同盟に大きく影を落とすことになりました。我が国の外交と国防の基軸である日米同盟を民主党の諸君はどうお考えですか。将来、政権を担おうと公言している政党が日米間の重要な協定を否認した事実は、これによる影響にどう責任を持たれるのか。無責任の極みであります。

加えて、既に衆議院から送付されている日本とASEANの経済連携協定も民主党の審議拒否で発効できないおそれが生じております。国の重要な外交施策について無責任な行為を平気でする政党に国民の支持が得られるはずはありません。

福田総理は、安倍前総理の突然の辞任を受けて総理に就任されて以来、ねじれた国会にありながら着実に仕事を積み重ねておられます。

外交面での主な成果を挙げれば、昨年十一月の米国訪問や年末の訪中など、総理提唱の日米同盟の強化とアジア外交の推進の共鳴の実現に汗を流されました。また、本年に入ってからも、日韓首脳によるシャトル外交の実施、ロシア訪問による日ロ関係の進展、さきに行われた日中首脳会談、第四回アフリカ開発会議において日本外交の指針を示すなど、我が国の国益を見据えた外交を精力的に展開されております。

また、福田総理は、九日、我が国が取り組む地球温暖化対策、いわゆる福田ビジョンを発表されました。二〇五〇年までにCO_2排出量を現状比で六〇から八〇％削減するなど、温暖化ガス削減を将来世代への課題とし、今後の議論を主導することに強い意欲を示されました。

七月には洞爺湖サミットが控えております。特に、サミットの議長を務められる総理には、我が国を代表して自信を持って臨んでいただきたい。

一方、内政においては、薬害肝炎問題の解決に向けて総理が大いに尽力されたことは記憶に新しいところです。昨年十二月、総理が全員一律救済のための法案作りを指示したことを受け、本年一月に法案が成立したのであります。

加えて、消費者が主役の政府を実現するために消費者庁の創設に向けて取り組まれておりますが、これには、生活者の政治を目指し、国民の身近な問題に積極的に取り組もうとする総理の姿勢そのものが強く表れていると受け止めております。

今国会の大きな懸案であった国家公務員制度改革基本法案は、総理の強い意志で、野党諸君との修正協議を経て、成立を見たのであります。

○議長（江田五月君）　吉村君、時間が超過しております。簡単に願います。

○吉村剛太郎君（続）　総理の座右の銘は信と伺っております。信頼の信、総理の人柄を示す言葉であります。

三月冒頭、参議院予算委員会は、民主党が欠席するという異常事態に陥りました。与党議員は委員席に着席して民主党の委員に出席を呼びかけましたが、その間、福田総理は全閣僚を率いてずっと大臣席で野党議員の出席を待たれたのであります。

もとより、委員会運営は国会が決めることであり、内閣はそれに従うのが当然でありますが、野党の出席がない予算委員会に福田総理は我慢強く着席されておりました。誠実な総理らしい一例であります。

○議長（江田五月君）　吉村君、簡単に願います。

○吉村剛太郎君（続）　大言壮語はしない、派手なパフォーマンスを好まず、地道に着実に国民のために難局に立ち向かうかけがえのない総理であります。このような福田総理を問責しなければならない理由は全く見当たりません。

言語道断の問責決議案に怒りを込めて反対し、討論を終わります。（拍手）

○議長（江田五月君）　築瀬進君。

〔築瀬進君登壇、拍手〕

○築瀬進君　私は、民主党・新緑風会・国民新・日本の築瀬進であります。会派を代表して、ただいま議題となりました内閣総理大臣福田康夫君に対する問責決議に断固賛成の立場から討論いたします。

総理、総理、冒頭に申し上げたい。あなたは、

就任以来九か月、一貫して衆議院の三分の二の圧倒的多数に依存した強権政治を行ってまいりました。さらには、本日開催された与野党国対委員長会談において、国民の圧倒的多数が待ち望んでいる後期高齢者医療制度廃止法案の今国会における成立を明瞭に拒否しました。まさに、国民無視の暴力政治を断行し続ける総理の政治姿勢はだれの目にも明らかであります。参議院は、余りにも民意と乖離した政権をこれ以上認めるわけにはまいりません。参議院は、総理としてのあなたの地位及び職務の継続を望みません。

即刻、民主主義の原点に立った民意を問うための行動、すなわち衆議院の解散・総選挙を求めます。まさに、この意思を明らかにするために提出された問責決議案であります。全身全霊を込めて賛同するとともに、以下、賛成の理由を述べたいと思います。

まず、総理に、賛成する第一の理由は、第一の理由は、過去の民意により、直近の民意を圧殺する暴挙であります。

十九世紀のドイツの文芸評論家ベルネは、政府は帆であり、国民は風であり、国家は船であり、時代は海であるとの名言を残しました。政府は国民の支持を受ける帆という存在でしかありません。国民の支持なくしては帆は何の役にも立たず、国家という船も動きません。国民の支持こそ権力の正当性の根拠である、この民主主義の本質を見事に言い表した言葉がこれであります。

さて、総理は、これまで、与野党の政治的攻防の重要な局面においては必ず憲法五十九条の三分の二の条項を使ってまいりました。まさに、福田政権を支えているのはこの衆議院の圧倒的多数であることは明らかであります。

しかし、言うまでもなく、この三分の二の議席は総理自身の手で獲得した議席ではないじゃありませんか。二年九か月前の小泉首相の手になる郵政解散・総選挙の結果であり、自前の選挙の結果でないことは明らかであります。言わば、先々代の総理の遺産を食いつぶしながら強権政治を続け、平然としているのが福田総理ではありませんか。しかも、改めて民意を問うための総選挙は徹底して避けている、逃げている。まさに、二年九か月前の過去の民意で現在の民意を縛り上げている独裁者、それが総理の真実の姿であります。

総理、直近の民意はどこにあるか、もはや十分に御認識だと思います。昨年七月二十九日の参議院選挙、四月の山口補選、そしてこの度の沖縄県議選。二年九か月前の民意は完全に変わりました。それどころか、国民の多くは、郵政解散の興奮で与えた巨大議席が皮肉にも国民生活を圧迫する様々な法律の強行採決につながったことに完全に気付いています。今や、そして愕然としているのであります。

にもかかわらず、総理、あなたは過去の民意によって得た巨大議席で今の国民を縛ろうとする、こんなことが許されるわけはありません。まさに、国民の風を受けるどころか、国民に負担の風を吹きかけるだけの福田政権は、国民にとって有害無益の政権に成り下がっています。ねじれているのは衆参ではありません。ねじれているのは国民と総理ではありませんか。まさに国民からの風を失った総理は一刻も早く選挙の洗礼を受けて退陣すべきであります。

問責に賛成する第二の理由は、憲法五十九条の三分の二規定を在任たった九か月の間に三度も使用しながら一切衆議院を解散しようとしない、二院制に対する破壊的な暴挙であります。

総理は、今年一月、参議院が否決して衆議院に送付したイラク給油新法を憲法五十九条二項により三分の二で再議決しました。四月三十日には、ガソリン関係の国税、地方税について同条四項のみなし否決規定を援用し、衆議院返付後に再議決しました。このように、再三にわたって平然と憲法五十九条の例外規定を使用しながら一向に民意を問うための解散・総選挙をしようとはしない、それがあなたであります。まさにこれは、憲法が定める二院制を破壊する暴挙であります。

我が国の憲法は、言うまでもなく二院制を定め、法律は両院で議決された場合にのみ成立をするのが原則であります。かつて大学で憲法学を学んだとき、憲法五十九条はあくまで、皆さん、例外規定なんですよ。国家的な緊急事態、そんな場合に例外的に使うのが憲法五十九条、さらには、この例外規定に訴えざるを得なかったときは、直ちに衆議院を解散して、その時点での民意を問うべきである、大学では私はこう教わったんです。

このように考えなければ、仮に衆議院は特定の政党が三分の二を獲得したその瞬間から四年間の、任期満了までの四年間の独裁権を衆議院が持つことになってしまうじゃありませんか。まさにこれは衆議院による参議院の否定であり、二院制の破壊にほかなりません。だからこそ、この例外規定を使った場合は直ちに衆議院を解散する、その時点での民意を問うべきなのは当たり前じゃありませんか。

にもかかわらず、福田総理、あなたはこのような参議院否定、二院制否定を連続三回も行いながら、解散は絶対にしないと豪語している。あなたは憲法の精神を破壊することへの畏怖は全く感じていないんですか。憲政の常道の破壊者としての自責の念を感じていないんですか。まさに憲法体制の破壊者として、あなたは問責に値する。

問責に賛成する第三の理由は、福田総理の多くの政策が持っている国民だましの欺瞞性ですよ。そして、実はそのことを最も敏感に感じているのは国民であります。

例えば、世論調査の最近の結果、国民が挙げる福田内閣の不支持の理由のうち代表的なものは、福田総理の目指す政治はよく分からないということなんです。総理、国民の皆さんは実に鋭く福田政治の本質を見抜いているじゃありませんか。

福田総理、あなたは総理就任に先立って行われた自民党総裁選のときから、国民の目線に立った政治を、生活者重視の政治を、その上、共生、公正、今まで民主党が好んで使ったことをあえて取り上げられた。随分濫用された。施政方針演説までも、生活者や消費者が主役となる社会をあなたはスローガンに打ち出されました。

皆さん、落ち着いて聞いてください。今、世界がグローバル経済や市場原理主義の経済によって深刻な悩みに陥っていることを知っているでしょう。公正も共生も、また生活者重視も消費者重視も、これらのグローバル経済の弊害を強く意識した政治的スローガンであることは明らかなんです。

仮に、総理がこのことを真剣に意識し、小泉改革の弊害を真に乗り越えるための真剣な政策転換に着手したとするなら、これは手ごわい相手にな

るなと最初はかなり警戒したんです。しかし、その心配はたちまち消えました。なぜか。いつまでたっても解決しない消えた年金の問題、道路財源の偽装一般財源化、差別的医療制度の導入、これらのどれを取っても福田総理の対応は中途半端、まさに看板倒れの一語に尽きます。

国民は、小泉改革が進むに従って負担が増え、格差が拡大し、そして可処分所得が急激に減ってきたことを実感しています。そして、競争至上主義政策が社会の至る所にひずみを生み出している、それに国民は深刻な不安を感じているんです。

いっとき、国民は福田総理のその言葉に路線転換を期待しました。しかし、今や国民は失望しています。やはり総理は、小泉改革の継承者あるいは小泉政権の亜流政権でしかなかったことは明らかじゃありませんか。総理の言葉は単なるリップサービスでしかなかった。国民をいっとき期待させて、簡単に裏切った。あなたの政策の欺瞞性……

○議長（江田五月君）　築瀬君、時間が超過しております。簡単に願います。

○築瀬進君（続）　これが問責に賛成する第三の理由であります。

問責に決議する第四の理由は、後期高齢者医療制度を圧倒的多数の国民の反対を押し切って推進しようとする、あなたの国民無視の姿勢であります。

言うまでもなく、この制度は小泉政権の下で強行採決された制度であります。

○議長（江田五月君）　築瀬君、簡単に願います。

○築瀬進君（続）　総理がお好きなはずの共生社会の理想からいえば、真っ先に総理御自身が否定されなければならない差別的な医療制度でしかありません。長寿制度、冗談じゃありませんよ。いいかげんな言葉だけのお化粧直しをしてごまかせる話ではありません。

福田総理、あなたのお年寄りに対する冷淡さを強く印象付けたのが、まさしく四月一日からスタートした後期高齢者医療制度であります。

○議長（江田五月君）　築瀬君、簡単に願います。

○築瀬進君（続）　医療亡国論から始まった厚生省、財務省の官僚たちの医療費削減のシナリオは、いよいよその本性を現してきました。そもそも高齢者を前期と後期に分けるといった考え方自体がまさに人権無視そのものじゃありませんか。お年寄りを七十五歳で線引きをする、対象となった約一千三百万人の高齢者の保険料を国民年金から天引きをする。取りやすいところから取る、有無を言わせず徴収するというやり方で、完璧に保険料を吸い上げようという高齢者いじめの制度であります。

従来の国民健康保険や政府管掌健康保険から切り離し、独立させた公的医療保険制度をつくった本当のねらいは、年々膨脹し続ける老人医療費の削減でしかありません。

○議長（江田五月君）　築瀬君、築瀬君、簡単に願います。

○築瀬進君（続）　初めに財政対策ありき、そして負担の多いところは切り離して囲い込む、これが制度導入の本音であります。

医療制度の運営者を広域連合にすることで、市町村のかぶるリスクを分散させていますが、保険料の決定と徴収は自治体にゆだねられており、この結果、地域によって保険料や給付に差が出るのには知らぬ顔という状況になっています。（発言する者あり）

また、ここが重要だから、ちょっとやじを止めて聞いてください。前宣伝とは全く異なるじゃありませんか。負担軽減と言ったのに、高所得者の方により高くなるなど逆進性の高い……

○議長（江田五月君）　築瀬君、時間が超過しています。簡単に願います。

○築瀬進君（続）　弱者いじめの制度になっているではありませんか。

かかりつけ医師制度、終末期医療制度、さらに保険料不払のペナルティーとしての保険証取上げ制度など、人権上極めて憂慮すべき制度の導入等々、問題点は枚挙にいとまがありません。これでは、高齢者に負担増を押し付けて一段と格差を広げるだけであり、とてもお年寄りに愛情がある医療制度とは言えません。

○議長（江田五月君）　築瀬君、築瀬君、簡単に願います。築瀬君、時間が超過しています。簡単に願います。

○築瀬進君（続）　既に、茨城や秋田など地方の医師会からは、外来診療を制限するだけでなく、診療内容そのものを差別するとの反対の声が上がりました。国民の間には、これは平成のおば捨て山だ、どこまでお年寄りをいじめれば気が済むのかなど、厳しい非難や怨嗟の声が渦巻いているじゃありませんか。

私たち野党は、この制度の廃止を強く求め、後期高齢者医療制度廃止法案を本院に提出、賛成多数で可決し、衆議院へ送付いたしました。衆議院は、国民の声にこたえて、直ちに審議入りし……

○議長（江田五月君）　築瀬君、築瀬君、築瀬君、時間が超過しております。簡単に願います。

○築瀬進君（続）　一刻も早く採決をすべきであります。また、低所得者の負担軽減策を中心にした修正案などのびほう策ではなく、まずは元に戻して、根本からの見直しをすべきじゃありませんか。

このように、もはや廃止するしかない制度であるにもかかわらず、総理の感想、制度の宣伝が足りなかった、冗談じゃありませんよ。全くずれたコメントには開いた口がふさがりません。まさに、国民の痛みが分からない。ＫＹのＫは空気が読めないＫでありますけれども、総理にとってのＫは国民の痛み、そのＫ以外の何物でもないと思うわけであります。

問責に賛成する第五の理由は、庶民の痛みに対する総理の鈍感さであります。

福田総理、私たち民主党がそろってガソリン税など道路特定財源の暫定税率廃止に取り組んだのは、癒着と浪費の温床となっている特定財源制度を廃止し……

○議長（江田五月君）　築瀬君、築瀬君、時間が超過しております。簡単に願います。築瀬君、簡単にしてください。

○築瀬進君（続）　土建国家とやゆされる我が国を抜本的に改革するためであることは言うまでもありません。さらには、近年の世界的ガソリン高騰の圧迫から、負担増にあえぐ庶民の家計が少しでも楽になればという願いでありました。

総理、干天の慈雨という言葉があるではありませんか。恐らく、今や多くの自動車ユーザーは、たった一か月間ではありましたが、四月の値下げ

を大いに懐かしんでいるでありましょう。

こんな状況の中、四月十二日、新宿御苑で開かれた……

○議長（江田五月君）　簗瀬君、簗瀬君、時間が相当過ぎております。簗瀬君、時間が相当過ぎております。そろそろまとめてください。そろそろまとめてください。

○簗瀬進君（続）　総理主催の桜を見る会での総理発言は、まさに福田総理の面目躍如であります。

女優の菊川さん、タレントの眞鍋かをりさんに囲まれた総理は、物価が上がるとかいったようなことがあるが、しようがないことはしようがないので耐えて工夫して切り抜けるのが大事なんですと強調したとの報道がありました。

○議長（江田五月君）　簗瀬君、時間が相当過ぎております。そろそろ終わりにしてください。

○簗瀬進君（続）　耐えて工夫することの限界はもうはるかに超えているのであります。庶民の感覚からはるかに乖離した感覚の持ち主こそ、現代の総理大臣には誠にふさわしくありません。これこそ問責に賛成する第五の理由であります。

さて、第六の理由……

○議長（江田五月君）　簗瀬君、簗瀬君、時間が相当過ぎておりますので、終わりにしてください。そろそろ終わりにしてください。

○簗瀬進君（続）　道路財源問題に対する総理の極めていいかげんな対応であります。

十年間暫定税率を維持すると言いながら、閣議決定で一年間にするといった、こんな矛盾を許す、そんな法治主義国家は認められません。そんないいかげんな法律の行政運営をしている福田総理も、福田内閣も脅威に値する存在では全くありません。このような信じられない自己分裂、自己矛盾、これを内閣全体が平然と行っているのですから、法治主義国家として信じられない恥ずべき事態というべきであります。

消えた年金の問題は、第七番目の問題であります。

今もって二千万件の消えた年金の問題を残している。私たちは、倉庫に眠る四億五千万枚の紙の台帳からまず始めるべきだ、このように提案いたしましたが、総理も厚労大臣も一切考慮しない。こんなことでは、いつまでたっても安心の年金制度は確立できませんよ。

問責に賛成する第八の理由は、日銀総裁人事で示された余りにもひどい財務省依存の総理の体質であります。

この国の最大の問題が官僚政治の弊害であるということは、与野党一致した共通認識であります。官僚政治の弊害を崩すために、与党の皆さんも我々の皆さんも一致して協力をして頑張らなければならない。この国の改革を妨害している最大の壁は官僚政治の壁であり、財務省出身者に最後までこだわった官僚依存体質が見え見えの……

○議長（江田五月君）　簗瀬君、簗瀬君、簗瀬君、時間が相当超過しております。終わりにしてください。簗瀬君、終わりにしてください。

○簗瀬進君（続）　総理こそ、まさに官僚政治を打破する資格は全くないと、このように断言をすることができます。

以上、八つの問責理由を申し上げました。満堂の皆さんの御協力、賛同を心からお願いを申し上げまして、私の討論を終わりにさせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（江田五月君）　山口那津男君。

〔山口那津男君登壇、拍手〕

○山口那津男君　私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました福田内閣総理大臣の問責決議案に対し、断固反対の立場から討論を行うものであります。

ただいま民主党の簗瀬議員から賛成討論がありましたが、全く決められた時間も守ることができず、議長の再三の注意も無視してこのようなことをやる民主党だから、問責決議案を出す資格など全くないのであります。今国民に問われているのは、このルール無視の民主党の体質なのであります。

福田内閣が発足し、八か月余りが経過しました。この間、福田総理は、前国会において改正被災者生活再建支援法などの成立を実現するほか、今国会においては平成二十年度予算を年度内に成立させ、さらに感染症予防法や国民生活センターの機能強化を図る法案を成立させるなど、国民生活重視、国民の生命、安全にかかわる施策を着々と実行に移してまいりました。また、福田総理は、既に消費者庁の創設の意向も表明されており、その実現が強く期待されております。加えて、与野党を超える人道的テーマであるクラスター爆弾の全面禁止へ向けて大きくかじを切る政治決断をしたのであります。

懸案の社会保障の問題につきましては、今年一月に社会保障国民会議を創設し、少子高齢社会における年金、医療、介護、少子化対策の在り方など議論を積極的に進められており、この秋に最終報告を受け、その実施が待たれているところであります。

さらに、世界的な課題である地球温暖化対策については、この度、低炭素社会・日本をめざしてと題し、今世紀半ばまでに温暖化ガスの排出量を六〇％から八〇％削減するといういわゆる福田ビジョンを発表され、来月の洞爺湖サミットでは、今後の地球温暖化対策の取りまとめに向け強いリーダーシップを発揮されることが期待されているのであります。

このように、福田内閣は、施政方針演説で述べられた国民本位の行財政への転換、社会保障制度の確立と安全の確保、低炭素社会への転換などの諸課題の実現に邁進しているところであり、問責に当たる理由など全くないのであります。

それに引き換え、むしろ民主党の国会での対応は、参議院における多数を背景とし、党利党略の無責任極まりないものでありました。

道路特定財源の問題では、福田総理が一般財源化の方針に踏み切ったにもかかわらず、審議拒否、採決拒否に終始し、関連法案は年度内に成立することができず、揮発油税等の暫定税率は一時的に廃止されることとなりました。それにより、わずか一か月でガソリン価格が上下する事態を招き、ガソリン業者を始め地方自治体や国民生活に混乱をもたらしたのは記憶に新しいところであります。

また、日銀総裁、副総裁の同意人事に至っては、民主党は度々不同意を繰り返し、二十日間にもわたって日銀総裁が不在の状況になるという極めて異常な事態を招きました。諸外国からの我が国の経済・金融政策に対する信任が大きく損なわれたことは言うまでもありません。そして、今現

在に至っても、なお副総裁の一名が不在という異常な状況が続いております。

加えて、現在、参議院に送付されている日本と東南アジア諸国連合の経済連携協定などの条約は、日本を含むアジア経済の発展、成長に欠かせないものであり、一刻も早い成立が望まれております。しかし、これらの条約は、衆議院で民主党も賛成しているにもかかわらず、現在、参議院では審議にも入っておりません。民主党はその責任をどう感じているのか。このままでは参議院無用論につながりかねません。

そもそも総理に対する責任を問うことは内閣そのものの信を問うことであり、そうであるならば、憲政の常道に従い、内閣不信任案として正々堂々と衆議院に提出すべきであります。しかるに、衆議院に内閣不信任案を提出することなく、参議院で民主党を始めとする野党が多数を占めており、野党の思いどおりになるからという理由だけで本院に問責決議案を提出するというのは、まさに言語道断と言わざるを得ません。

そもそも問責決議には法的拘束力はなく、たとえ本院で可決されたとしても、福田内閣が総辞職するいわれは全くないのであります。問責決議案を提出した民主党及び社民党の諸君は、この後の国会審議にどのようにして臨むのでありましょうか。ましてや、仮に国会が延長された場合には、その後の国会での委員会審議等においてどのように対応されるのでしょうか。すべての審議に応じないのであれば、明らかに国会議員としての職責放棄であり、国民に対する重大な裏切り行為と言わざるを得ないのであります。

昨今の民主党を始めとする野党諸君の国会での対応を見ると、その目線は、真に国家国民のためというよりは、政府の施策にあえて反対し、あたかも対立軸をつくり出したかのように見せかけている場合が多く、まさに政局しか見ていないものと言わざるを得ません。民主党内にも、このような審議拒否や話合い無視の国会運営に嫌気が差し、本当にこれでよいのか、国民に責任を果たしているのかと疑問視する声もあったやに聞きます。憲政の常道を基とするならば、本決議案には、たとえ野党議員であっても、信念を貫き断固反対すべしと思うのであります。

昨年末のテロ特措法の延長問題、ガソリン税等の暫定税率廃止問題、また長寿医療制度についても同様であります。

特にガソリン税等の暫定税率廃止については、廃止した後不足する多額の財源をどう確保するのかについて、その答えは真剣に検討したとは到底思えない内容でありました。また、今課題になっている長寿医療制度についても、廃止だけを掲げて国民に耳触りのいいことだけを言い募っておりますが、廃止した後の高齢者の医療を一体どうするのか、青写真すら全く示していないではありませんか。これで一体責任ある政党の責任ある政治と言えるのでありましょうか。

今回の福田総理問責決議案提出も、野党の後期高齢者医療制度廃止法案に与党が反対したことが直接のきっかけになったと言われる状況を見るにつけ、まさに無責任野党と言わざるを得ません。

まだあります。無責任の極め付けは、昨年の参議院選挙の際に民主党が示したマニフェストです。その前の衆議院選挙の際には、年金制度を一元化し、その財源に消費税を充てるとしていたにもかかわらず、消費税の引上げには一言も触れようとせず、全額税方式にする基礎年金の財源はすべて歳出削減で賄うというのですが、これこそ国民をだますものであり、究極の大衆迎合主義、ポピュリズムだと断ぜざるを得ないのであります。

かかる無責任な民主党には、問責決議案を提出する資格など全くないことを申し上げて、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（江田五月君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

足立信也君外百二十一名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長（江田五月君）　投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（江田五月君）　これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六票

白色票　百三十一票

青色票　百五票

よって、本決議案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　本日はこれにて散会いたします。

午後五時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長　江田　五月君

副議長　山東　昭子君

議員

山下　芳生君　　風間　直樹君
森田　高君　　舟山　康江君
紙　智子君　　轟木　利治君
横峯　良郎君　　川崎　稔君
仁比　聡平君　　室井　邦彦君
川上　義博君　　松野　信夫君
青木　愛君　　井上　哲士君
大門実紀史君　　松岡　徹君
津田弥太郎君　　犬塚　直史君
水岡　俊一君　　藤本　祐司君
市田　忠義君　　小池　晃君
松井　孝治君　　鈴木　寛君
岩本　司君　　藤田　幸久君
ツルネン　マルティ君　　佐藤　公治君

櫻井　充君　内藤　正光君
浅尾慶一郎君　一川　保夫君
増子　輝彦君　羽田雄一郎君
高橋　千秋君　石井　一君
田名部匡省君　渡辺　秀央君
広中和歌子君　千葉　景子君
前田　武志君　佐藤　泰介君
柳田　稔君　岡崎トミ子君
植松恵美子君　中谷　智司君
松浦　大悟君　平山　幸司君
梅村　聡君　大島九州男君
水戸　将史君　徳永　久志君
川合　孝典君　牧山ひろえ君
金子　恵美君　藤谷　光信君
加賀谷　健君　相原久美子君
藤原　良信君　大河原雅子君
谷岡　郁子君　足立　信也君
那谷屋正義君　白　眞勲君
大久保　勉君　島田智哉子君
前川　清成君　尾立　源幸君
藤末　健三君　大石　尚子君
中村　哲治君　今野　東君
榛葉賀津也君　芝　博一君
小林　正夫君　柳澤　光美君
下田　敦子君　神本美恵子君
谷　博之君　藤原　正司君
小川　勝也君　池口　修次君
福山　哲郎君　山根　隆治君
大江　康弘君　円　より子君
北澤　俊美君　峰崎　直樹君
直嶋　正行君　西岡　武夫君
簗瀬　進君　輿石　東君

平田　健二君　大石　正光君
工藤堅太郎君　吉川　沙織君
友近　聡朗君　外山　斎君
川田　龍平君　行田　邦子君
米長　晴信君　大久保潔重君
松下　新平君　糸数　慶子君
田中　康夫君　武内　則男君
姫井由美子君　亀井亜紀子君
長谷川大紋君　中山　恭子君
富岡由紀夫君　広田　一君
蓮　舫君　林　久美子君
長谷川憲正君　中川　雅治君
野村　哲郎君　島尻安伊子君
喜納　昌吉君　鈴木　陽悦君
加藤　敏幸君　主濱　了君
自見庄三郎君　衛藤　晟一君
山本　一太君　加治屋義人君
平野　達男君　辻　泰弘君
大塚　耕平君　森　ゆうこ君
亀井　郁夫君　松村　龍二君
市川　一朗君　谷川　秀善君
家西　悟君　長浜　博行君
高嶋　良充君　小川　敏夫君
郡司　彰君　藤井　孝男君
中曽根弘文君　松田　岩夫君
山本　順三君　荻原　健司君
小泉　昭男君　小池　正勝君
二之湯　智君　秋元　司君
義家　弘介君　塚田　一郎君
古川　俊治君　佐藤　正久君
丸川　珠代君　丸山　和也君
山田　俊男君　佐藤　信秋君
石井みどり君　礒崎　陽輔君

石井　準一君　神取　忍君
末松　信介君　岸　信夫君
坂本由紀子君　川口　順子君
北川イッセイ君　河合　常則君
田村耕太郎君　橋本　聖子君
鶴保　庸介君　西島　英利君
椎名　一保君　岡田　直樹君
松村　祥史君　水落　敏栄君
中村　博彦君　加納　時男君
林　芳正君　脇　雅史君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
浅野　勝人君　山内　俊夫君
伊達　忠一君　青木　幹雄君
鴻池　祥肇君　吉村剛太郎君
尾辻　秀久君　山崎　正昭君
佐藤　昭郎君　溝手　顕正君
矢野　哲朗君　南野知惠子君
山本　香苗君　澤　雄二君
山内　徳信君　森　まさこ君
谷合　正明君　山本　博司君
松村　龍二君　西田　昌司君
牧野たかお君　鰐淵　洋子君
西田　実仁君　又市　征治君
山谷えり子君　関口　昌一君
岡田　広君　浮島とも子君
浜田　昌良君　渕上　貞雄君
福島みずほ君　吉田　博美君
松山　政司君　愛知　治郎君
有村　治子君　山下　栄一君
遠山　清彦君　渡辺　孝男君
加藤　修一君　岸　宏一君
木村　仁君　中川　義雄君
荒井　広幸君　風間　昶君

弘友　和夫君　魚住裕一郎君
松　あきら君　若林　正俊君
泉　信也君　舛添　要一君
岩城　光英君　岩永　浩美君
木庭健太郎君　白浜　一良君
荒木　清寛君　山口那津男君
浜四津敏子君

国務大臣

内閣総理大臣　福田　康夫君
総務大臣　増田　寛也君
法務大臣　鳩山　邦夫君
財務大臣　額賀福志郎君
文部科学大臣　渡海紀三朗君
厚生労働大臣　舛添　要一君
経済産業大臣　甘利　明君
国土交通大臣　冬柴　鐵三君
環境大臣　鴨下　一郎君
国務大臣（国家公安委員会委員長）　泉　信也君
国務大臣　上川　陽子君

議長の報告事項

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
池口　修次君　簗瀬　進君
中山　恭子君　鈴木　政二君

総務委員

辞任　補欠
鈴木　寛君　梅村　聡君

法務委員

辞任　柳田　稔君　椎名　一保君　南野知恵子君　浜四津敏子君　福島みずほ君

補欠　鈴木　寛君　舛添　要一君　山崎　正昭君　木庭健太郎君　近藤　正道君

外交防衛委員

辞任　梅村　聡君　小池　晃君

補欠　柳田　稔君　井上　哲士君

財政金融委員

辞任　鈴木　政二君　舛添　要一君

補欠　中山　恭子君　椎名　一保君

文教科学委員

辞任　木庭健太郎君

補欠　浜四津敏子君

厚生労働委員

辞任　西田　昌司君　山崎　正昭君　井上　哲士君　近藤　正道君

補欠　木村　仁君　南野知恵子君　小池　晃君　福島みずほ君

国土交通委員

辞任　築瀬　進君

補欠　池口　修次君

決算委員

辞任　衛藤　晟一君　塚田　一郎君　仁比　聡平君

補欠　石井　準一君　島尻安伊子君　紙　智子君

行政監視委員

辞任　石井　準一君

補欠　衛藤　晟一君

議院運営委員

辞任　木村　仁君　島尻安伊子君

補欠　西田　昌司君　塚田　一郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任　浮島とも子君

補欠　浜田　昌良君

政府開発援助等に関する特別委員

辞任　梅村　聡君　吉川　沙織君　浜田　昌良君

補欠　武内　則男君　加藤　敏幸君　浮島とも子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会委員

辞任　西田　昌司君

補欠　山田　俊男君

同日衆議院から次の議案が提出された。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二七号）

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（衆第二九号）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（衆第三〇号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第二六号）

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）（衆第二七号）

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第二九号）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（青少年問題に関する特別委員長提出）（衆第三〇号）

同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（衆第二四号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）

経済産業委員会に付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第二号）

国土交通委員会に付託

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案

後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

歯の健康の保持の推進に関する法律案（櫻井充君外五名発議）

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（島田智哉子君外五名発議）

法人税法の一部を改正する法律案（直嶋正行君外七名発議）

地球温暖化対策基本法案（福山哲郎君外七名発議）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案

港湾法の一部を改正する法律案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員制度改革基本法案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

国民読書年に関する決議

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（第百六十六回国会、藤村修君外二名提出）

同日議員から次の質問主意書が提出された。
米兵の性暴力被害者に対する立て替え払い等に関する質問主意書（松野信夫君提出）（第一四五号）
地方公務員共済組合の長期給付に係る基礎年金拠出金に対する地方公共団体負担に関する質問主意書（辻泰弘君提出）（第一四六号）
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員松野信夫君提出中国からのパンダ貸与に関する質問に対する答弁書（第一三二号）
参議院議員松野信夫君提出日米地位協定の運用に関する質問に対する答弁書（第一三三号）
参議院議員川田龍平君提出静岡空港建設の諸問題に関する質問に対する答弁書（第一三四号）
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に西田美昭君、園マリ君及び藤原静雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、預金保険機構理事長に永田俊一君を、同理事に新堀敏彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に篠崎悦子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央更生保護審査会委員長に原田和徳君を、同委員に戸田信久君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、労働保険審査会委員に神尾真知子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、土地鑑定委員会委員に鎌田薫君、光多長温君、緒方瑞穂君、白田佳子君、井出多加子君、石橋勲君及び都築武保君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、運輸安全委員会委員に山本哲也君、横山鐵男君及び根本美奈君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、再就職等監視委員会委員長に相良朋紀君を、同委員に内海房子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君及び森田朗君を任命することに同意しないと議決した旨内閣に通知した。
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
金融商品取引法等の一部を改正する法律
港湾法の一部を改正する法律
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
国家公務員制度改革基本法
同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく平成十九年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。
同日内閣から、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づく「平成十九年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」に関する報告を受領した。
同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成十九年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十年度観光施策」についての文書を受領した。
一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任		
長谷川憲正君	補欠	川崎　稔君

外交防衛委員

辞任		
徳永　久志君	補欠	木俣　佳丈君
中村　博彦君		木村　仁君

財政金融委員

辞任		
川崎　稔君	補欠	長谷川憲正君
森　まさこ君		若林　正俊君

文教科学委員

辞任		
木俣　佳丈君	補欠	徳永　久志君

厚生労働委員

辞任		
木村　仁君	補欠	中村　博彦君
若林　正俊君		塚田　一郎君

経済産業委員

辞任		
塚田　一郎君	補欠	森　まさこ君

決算委員

辞任		
石井　準一君	補欠	衛藤　晟一君
島尻安伊子君		塚田　一郎君
紙　智子君		仁比　聡平君

行政監視委員

辞任		
衛藤　晟一君	補欠	石井　準一君

議院運営委員

辞任		
塚田　一郎君	補欠	島尻安伊子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会委員

辞任		
山田　俊男君	補欠	西田　昌司君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
離島振興法等の一部を改正する法律案（山田正彦君外七名提出）（衆第二八号）
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（衆第三〇号）　内閣委員会に付託
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）　総務委員会に付託
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二七号）　文教科学委員会に付託
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二五号）　厚生労働委員会に付託
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（衆第二九号）
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二二号）　環境委員会に付託
同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。
日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百六十六回国会提出）

日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
同日調査会長から次の報告書が提出された。
国際問題及び地球温暖化問題に関する調査報告書（中間報告）
同日議員から次の質問主意書が提出された。
生物多様性条約第九回締約国会議における日本政府代表団の対応に関する質問主意書（谷岡郁子君提出）（第一四七号）
フェニルケトン尿症及びメープルシロップ尿症治療用ミルク価格の引き上げに関する質問主意書（谷博之君提出）（第一四八号）
政府施設におけるＥＳＣＯの導入促進策に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一四九号）
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
食品着色料の使用規制の改正に関する質問主意書（近藤正道君提出）（第一三七号）
カーボン・ナノチューブへの安全対策や予防策に関する質問主意書（近藤正道君提出）（第一三八号）
外国人学校等に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一三九号）
不測時の食料安全保障マニュアルに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一四〇号）
名古屋高裁イラク派兵違憲判決確定に対する政府の見解に関する質問主意書（山内徳信君提出）（第一四一号）
在日米軍基地と市民の示威行動に関する質問主意書（山内徳信君提出）（第一四二号）
国会ならびに駐日米国大使館周辺でのデモ行進などの規制に関する質問主意書（山内徳信君提出）（第一四三号）

国民投票権年齢を十八歳にすることに伴う高等学校における憲法教育に関する再質問主意書（藤末健三君提出）（第一四四号）

昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任　川崎　稔君　泉　信也君　世耕　弘成君
補欠　長谷川憲正君　佐藤　正久君　牧野たかお君

法務委員
辞任　舛添　要一君　山崎　正昭君
補欠　神取　忍君　長谷川大紋君

外交防衛委員
辞任　木俣　佳丈君　佐藤　公治君　牧山ひろえ君　佐藤　正久君
補欠　徳永　久志君　川上　義博君　大島九州男君　泉　信也君

財政金融委員
辞任　富岡由紀夫君　長谷川憲正君　若林　正俊君
補欠　奥石　東君　川崎　稔君　森　まさこ君

文教科学委員
辞任　大島九州男君　徳永　久志君　西岡　武夫君
補欠　牧山ひろえ君　木俣　佳丈君　一川　保夫君

厚生労働委員
辞任　塚田　一郎君
補欠　若林　正俊君

農林水産委員
辞任　一川　保夫君　牧野たかお君
補欠　西岡　武夫君　世耕　弘成君

経済産業委員
辞任　森　まさこ君
補欠　塚田　一郎君

国土交通委員
辞任　川上　義博君　奥石　東君　長谷川大紋君
補欠　佐藤　公治君　富岡由紀夫君　山崎　正昭君

環境委員
辞任　神取　忍君
補欠　舛添　要一君

国家基本政策委員
辞任　藤原　正司君
補欠　鈴木　陽悦君

予算委員
辞任　末松　信介君
補欠　衛藤　晟一君

決算委員
辞任　衛藤　晟一君　弘友　和夫君
補欠　末松　信介君　遠山　清彦君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会
理事　木庭健太郎君（木庭健太郎君の補欠）

同日議員から次の議案が提出された。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（岡崎トミ子君外十一名発議）（参第二七号）

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを総務委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案（衆第三一号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを総務委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第三一号）

同日衆議院から次の内閣提出案が回付された。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二五号）審査報告書

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（衆第二九号）審査報告書

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二二号）審査報告書

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第二号）審査報告書

学校保健法等の一部を改正する法律案（閣法第五二号）審査報告書

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二七号）審査報告書
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（衆第三〇号）審査報告書
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）審査報告書
少年法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）審査報告書
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（衆第二四号）審査報告書
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）審査報告書
日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書
日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）審査報告書
地方自治法の一部を改正する法律案（衆第三一号）審査報告書
平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書審査報告書

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書
平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
PCB処理の推進に関する質問主意書（長浜博行君提出）（第一五〇号）
自動車通勤者等に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問主意書（辻泰弘君提出）（第一五一号）
日本の戦後処理として残されている遺骨問題の解決に関する質問主意書（今野東君提出）（第一五二号）
戦時下朝鮮人強制動員被害者の名簿など被害認定関係資料の調査と提供に関する質問主意書（今野東君提出）（第一五三号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員糸数慶子君提出軍用車両有料道路通行証明書に関する質問に対する答弁書（第一三五号）
参議院議員又市征治君提出市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問に対する答弁書（第一三六号）
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律
同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「平成二十年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。
同日内閣から、国家公務員倫理法第五条第六項及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の国家公務員倫理法第五条第八項の規定に基づく国家公務員倫理規程、職員の職務に係る倫理に関する訓令等に関する報告を受領した。
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく二千七年の国際労働機関第九十六回総会において採択された条約に関する報告書を受領した。
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく二千七年の国際労働機関第九十六回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。
同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。
同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成十九年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。
同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成十九年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。
本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。
内閣総理大臣福田康夫君問責決議案（奥石東君外二十名発議）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よって国会法第八十三条により回付する。
平成二十年六月十日
衆議院議長　河野　洋平
参議院議長　江田　五月殿

（衆議院修正に係る条文のみを掲載　小字及び――は修正）

附　則
（環境基本法の一部改正）
第五条　環境基本法（平成五年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第四十一条第二項第三号中「及び石綿（生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第四号）」を「、石綿（生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第四号）による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）」に改める。

審査報告書
平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書
右は賛成少数により是認すべきものでないと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成二十年六月十日
決算委員長　小川　敏夫
参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額　八四、四一二、七一三百万円余

歳出決算額　八一、四四五、四八〇百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額　五〇一、五三六、三一〇百万円余

歳出決算額　四五〇、五七九、五四七百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

受入　収納済額　六三、六六七、〇八一百万円余

支払　支払命令済額　九、六六三、五三九百万円余

　　歳入組入額　五三、一九七、八八三百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額　四、五〇三、一〇〇百万円余

支出決算額　三、七九二、七七七百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点に立って、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものでないと認めた。

一、平成十八年度一般会計歳入歳出決算
一、平成十八年度特別会計歳入歳出決算
一、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書
一、平成十八年度政府関係機関決算書

右

国会に提出する。

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　町村　信孝

審査報告書

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は賛成少数により是認すべきものでないと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

決算委員長　小川　敏夫

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十八年度中の一般会計及び特別会計を合わせての国有財産の増加額は、四十兆七千四億二千一百万円余、減少額は、十九兆一千四百五十億六千五百万円余、差引純増加額は、二十一兆五千五百五十三億五千五百万円余である。

これを平成十七年度末現在額八十五兆二千十四億六千万円余に加算すると、平成十八年度末現在額は百六兆七千五百六十八億一千六百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものでないと認めた。

審査報告書

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

決算委員長　小川　敏夫

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十八年度中の一般会計及び特別会計を合わせての無償貸付の増加額は、一千八百七十八億四千五百万円余、減少額は、一千七百八十億六千三百万円余、差引純増加額は、九十七億八千一百万円余である。

これを平成十七年度末現在額一兆七百四十三億二千八百万円余に加算すると、平成十八年度末現在額は一兆八百四十一億九百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

平成十九年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　町村　信孝

参議院議長　江田　五月殿

（別冊は省略する）

審査報告書

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

厚生労働委員長　岩本　司

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国外において被爆者健康手帳の交付を希望する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにしようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年六月五日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「被爆者健康手帳」を「前三項に定めるもののほか、被爆者健康手帳」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　被爆者健康手帳の交付を受けようとする者であって、国内に居住地及び現在地を有しないものは、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その者が前条各号に規定する事由のいずれかに該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に申請することができる。

附則第四条第二項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後速やかに、在外被爆者（被爆者であって国内に居住地及び現在地を有しないものをいう。以下同じ。）に対して行う医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における医療の実情等を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係るこの法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条の認定の申請の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

厚生労働委員長　岩本　司

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因するハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平成二十一年度において約三十八億円が見込まれている。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年六月六日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

目次

前文
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障（第七条―第十三条）
第三章　社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助（第十四条―第十七条）
第四章　名誉の回復及び死没者の追悼（第十八条）
第五章　親族に対する援護（第十九条―第二十四条）
附則

前文

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、国によるハンセン病の患者

に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2　この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3　この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

（基本理念）

第三条　ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2　ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3　何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（ハンセン病の患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置）

第六条　国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章　国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

（国立ハンセン病療養所における療養）

第七条　国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。）に対して、必要な療養を行うものとする。

（国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所）

第八条　国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの（以下「退所者」という。）又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、厚生労働大臣が定める者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2　国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

（国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置）

第九条　国は、入所者（第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。）に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（意思に反する退所及び転所の禁止）

第十条　国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

（国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置）

第十一条　国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする。

（良好な生活環境の確保のための措置等）

第十二条　国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

2　国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

（福利の増進）

第十三条　国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

第三章　社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

（社会復帰の支援のための措置）

第十四条　国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

（ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給）

第十五条　国は、退所者に対し、その者の生活の

安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

2　国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

3　前二項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び前項のハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金」という。）の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4　租税その他の公課は、給与金を標準として、課することができない。

（ハンセン病等に係る医療体制の整備）

第十六条　国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第十七条　国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章　名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条　国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章　親族に対する援護

（親族に対する援護の実施）

第十九条　都道府県知事は、入所者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）を除く。）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

2　前項の規定による援護（以下「援護」という。）は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。

3　援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

4　援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県の支弁）

第二十条　都道府県は、援護に要する費用を支弁しなければならない。

（費用の徴収）

第二十一条　都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所者を除く。）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2　生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（国庫の負担）

第二十二条　国庫は、政令で定めるところにより、第二十条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

（公課及び差押えの禁止）

第二十三条　租税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができない。

2　援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないとにかかわらず、差し押さえることができない。

（事務の区分）

第二十四条　第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（らい予防法の廃止に関する法律の廃止）

第二条　らい予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

（らい予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった前条の規定による廃止前のらい予防法の廃止に関する法律（以下「旧廃止法」という。）第六条の規定による援護については、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行の日前に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第七条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第五条　旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）の項を削る。

別表第一に次のように加える。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第　号）	第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の八の見出し中「等」を削り、同条第二項を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第八条　厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表国立ハンセン病療養所の項中「らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）第四条」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第　号）第二条第三項」に、「入所者等」を「入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　厚生労働大臣は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十二条第一項の措置として、第一項に定める所掌事務のほか、国立ハンセン病療養所に、入所者に対する医療の提供に支障がない限り、入所者以外の者に対する医療を行わせることができる。

第十六条に次の一項を加える。

9　国立ハンセン病療養所は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十二条第一項の措置として、厚生労働省令で定めるところにより、入所者に対する医療の提供に支障がない限り、その土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供することができる。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正）

第九条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十条のうち厚生労働省設置法第十六条の改正規定中「を第六項とする」を「から第九項までを一項ずつ繰り上げる」に改める。

（厚生労働省令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

審査報告書

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

環境委員長　松山　政司

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支給、特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平年度約六十四億円が見込まれている。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年六月五日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条」を「第七十九条の二」に改める。

第二条第二項中「の五年前の日」を削る。

第四条第二項中「第十七条まで」の下に「及び第二十条第一項第二号」を加え、同条第四項中「その申請のあった日」を「当該認定に係る指定疾病の療養を開始した日（その日が当該認定の申請のあった日の三年前の日前である場合には、当該申請のあった日の三年前の日。以下「基準日」という。）」に改める。

第五条第三項中「認定の申請をした日」を「基準日」に改める。

第六条第一項中「指定疾病の種類に応じて政令で定める期間（以下「有効期間」という。）」を「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間」に改める。

第七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項中「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間内」とあるのは、「指定疾病の種類に応じて政令で定める期間内」と読み替えるものとする。

第八条第三項中「政令で定める期間（以下「有効期間」という。）」を「基準日から申請のあった日の前日までの期間に指定疾病の種類に応じて政令で定める期間を加えた期間」に、「第八条第一項」を「指定疾病の種類に応じて第八条第一項」に改める。

第十六条第二項中「その請求があった日」を「基準日」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

4　第一項の医療費等の支給の請求は、第五条第一項の決定の申請がされた後は、当該決定前であっても、することができる。

第十九条に次の一項を加える。

3　前条第四項の規定は、第一項の葬祭料の支給の請求について準用する。

第二十条第一項中「日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者（以下「施行前死亡者」という。）

二　日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者（以下「未申請死亡者」という。）

第二十一条第一項中「施行前死亡者」の下に「又は未申請死亡者」を加える。

第二十二条第二項中「請求は、」の下に「施行前死亡者の遺族にあっては」を加え、「三年」を「六年、未申請死亡者の遺族にあっては当該未申請死亡者の死亡の時から五年」に改める。

第二十三条第一項中「であって施行日前に第四条第一項の」を「が当該」に改め、「にかかったものが当該指定疾病」及び「施行日から起算して二年以内に」を削り、同条第三項中「第十九条第二項」を「第十八条第四項及び第十九条第二項」に改める。

第五十九条第五項中「三年」を「六年」に改める。

第六十条第一項第三号中「の死亡の時から施行日」を「が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあってはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、」に改める。

第六十二条第一号中「施行日において」を「死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては改正法の施行の日において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において、」に改める。

第五章中第八十条の前に次の一条を加える。

（事業所の調査等）

第七十九条の二　国は、国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供するため、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに石綿による健康被害の救済に関する制度の周知（次項において「事業所の調査等」という。）を徹底するものとする。

2　関係行政機関の長は、事業所の調査等に当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第四条第四項、第五条第三項、第六条第一項及び第十六条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の認定、同法第五条第一項の決定及びこれらに係る同法第三条の救済給付についても適用する。

2　施行日前に死亡した新法第二十条第一項第二号の未申請死亡者に係る新法第二十二条第一項の特別遺族弔慰金等の支給の請求に関する同条第二項の規定の適用については、同項中「当該未申請死亡者の死亡の時」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日」とする。

3　新法第二十三条の規定は、石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第三項の被認定者が平成二十年三月二十七日から施行日の前日までの間に死亡した場合についても適用する。この場合において、新法第二十三条第三項において準用する新法第十九条第二項中「被認定者が死亡した時」とあるのは、「石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第三条　施行日前に石綿による健康被害の救済に関する法律第二十三条第一項の救済給付調整金が支給された場合には、当該救済給付調整金に係る指定疾病に関し支給すべき同法第四条第一項の医療費でまだ支給されていないもの及び同法第十六条第一項の療養手当でまだ支給されていないものの合計額が当該救済給付調整金の額を超えるときに限り、当該医療費及び当該療養手当を支給する。この場合においては、当該医療費の額又は当該療養手当の額から当該救済給付調整金の額を控除するものとする。

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

国土交通委員長　吉田　博美

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による空港の設置及び管理に関する基本方針の策定、空港機能施設の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設、空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、空港の運営、管理については、効果的かつ効率的に、透明性を持って行われるよう所要の措置を講じること。その際、空港ごとの収支について明確にすること。また、高カテゴリー化による就航率の向上やバリアフリー対策の推進、アクセス機能の改善等により、地域の観光や産業振興に十分な効果が発揮されるよう努めるとともに、協議会での協議等においては、航空運送事業者に対する規制強化とならないよう留意し、空港の利用者利便の向上が図られるよう努めること。

航空の安全確保の観点からは、航空機搭乗に係る保安検査の充実等安全運航の確保に努めるとともに、空港及び航空の保安に関する一体的な制度の検討を行うこと。

二、我が国の国際競争力強化のため、首都圏空港については、整備を着実に実施するとともに、関西三空港については、今後の位置付けを明確化し、その相乗効果が発揮できるよう努めること。また、東京国際空港の整備拡張等に伴い発着枠が増加されることにかんがみ、航空機の効率的な運航を確保するため、首都圏の空域の返還と再編が早期に、かつ国益に資する形で行われるよう、関係国、関係箇所との交渉に鋭意努めること。

三、旧空港整備特別会計の不適切な使用実態が明るみにされたことにかんがみ、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定について、その在り方の適正化及び透明化を図ること。

右決議する。

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年六月五日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律

（空港整備法の一部改正）

第一条　空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

空港法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　空港管理者（第四条・第五条）

第三章　工事費用の負担等（第六条―第十一条）

第四章　空港の管理等

第一節　通則（第十二条―第十四条）

第二節　空港機能施設事業（第十五条―第二十三条）

第五章　雑則（第二十四条―第三十六条）

第六章　罰則（第三十七条―第四十三条）

附則

第一章　総則

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「整備を図るため、その設置、管理、費用の負担等に関する事項を定め、もつて航空の発達」を「設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第二条第一項の政令で定める飛行場を除く。）をいう。

第四条を削る。

第三条の見出し中「第一種空港」を「国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港」に改め、同条第一項中「第一種空港」を「次に掲げる空港」に改め、同項に次の各号を加える。

一　成田国際空港

二　東京国際空港

三　中部国際空港

四　関西国際空港

五　前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号から第四号までに掲げる空港の位置は政令で定め、同項第五号の政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

第三条を第四条とする。

第二条の次に次の一条及び章名を加える。

（空港の設置及び管理に関する基本方針）

第三条　国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

二　空港の整備に関する基本的な事項

三　空港の運営に関する基本的な事項

四　空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項

五　空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

六　地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

七　前各号に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項

3　基本方針は、空港の設置及び管理を行う者（以下「空港管理者」という。）、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関

係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、交通政策審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

5　関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6　国土交通大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二章　空港管理者

第五条の見出し中「第三種空港」を「国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港」に改め、同条第一項中「第三種空港」を「前条第一項各号に掲げる空港以外の空港であつて、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港（以下「地方管理空港」という。）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の空港を定める政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

第五条の次に次の章名を付する。

第三章　工事費用の負担等

第六条の前の見出し中「第二種空港」を「第四条第一項第五号に掲げる空港」に改め、同条第一項中「又は管理する第二種空港」を「及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港」に改める。

第八条を削る。

第九条の見出し中「第三種空港」を「地方管理空港」に改め、同条第一項中「又は管理する第三種空港」を「及び管理する地方管理空港」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　地方公共団体は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第九条第三項中「又は管理する第三種空港」を「及び管理する地方管理空港」に、「排水施設等」を「排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋（第十条第三項において「排水施設等」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、前項の同意をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額を超えない範囲内でするものとする。

第九条を第八条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条第一項中「又は管理する第二種空港」を「及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港」に改め、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（災害復旧工事の費用の負担等）」を付する。

第十一条第一項及び第三項中「管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港」を「設置し、及び管理する地方管理空港」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「空港の施設」を「空港（第四条第一項各号に掲げる空港及び地方管理空港に限る。）の施設」に、「、又は」を「、及び」に改め、同条を第十一条とする。

第十八条を第三十五条とする。

第十七条中「第二種空港又は第三種空港の設置又は」を「国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港又は地方管理空港の設置及び」に、「、第十条第一項若しくは第十一条第一項」を「若しくは第十条第一項」に、「、第九条第三項若しくは第十一条第三項」を「若しくは第十条第三項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

（報告徴収及び立入検査）

第三十二条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

4　第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導等）

第三十三条　国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、基本方針に即し、空港管理者、指定空港機能施設事業者その他の空港の設置又は管理と密接な関連を有する者に対し、当該空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

（権限の委任）

第三十四条　この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方航空局長に行わせることができる。

2　地方航空局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の事務所の長に行わせることができる。

第十六条中「第二種空港又は第三種空港」を「国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港又は地方管理空港」に改め、「、第八条第一項」を削り、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第四項若しくは第九条第三項」を「同条第四項」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の見出し及び三条を加える。

（東京国際空港の特例）

第二十八条　国は、東京国際空港緊急整備事業（東京国際空港における滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業で、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したものをいう。次条において同じ。）の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

第二十九条　地方公共団体は、総務大臣と協議の上、国に対し、東京国際空港緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2　前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による資金の貸付けを受けようとするときは、毎年度、あらかじめ、当該年度の東京国際空港緊急整備事業の内容及びこれに要する費用について、同項の地方公共団体と協議するものとする。

第三十条　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、東京国際空港における航空機の発着回数その他の同空港の供用の条件に関し、前条第一項の規定により資金を貸し付けている地方公共団体から意見を聴くものとする。

2　国土交通大臣は、前項の規定により地方公共団体から意見を聴いた場合において、必要があると認めるときは、東京国際空港の供用の条件に関し適当と認める措置を講ずるものとする。

第十五条中「である国有財産」の下に「（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。次条において同じ。）」を加え、「第三種空港」を「地方管理空港」に、「国有財産法」を「同法」に、「又は」を「及び」に改め、同条を第二十六条とする。

第十四条を削る。

第十三条中「、第八条第一項」を削り、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第四項若しくは第九条第三項」を「同条第四項」に、「第二種空港」を「国が設置し、及び管理する第四条第一項第五号に掲げる空港」に、「第三種空港」を「地方管理空港」に、「又は」を「及び」に、「同様」を「同様」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に次の一章並びに章名及び一条を加える。

第四章　空港の管理等

第一節　通則

（空港供用規程）

第十二条　空港管理者は、次に掲げる事項について空港供用規程を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一　運用時間その他の空港が提供するサービスの内容に関する事項

二　前号のサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項

三　前二号に掲げるもののほか、空港の供用に関する事項として国土交通省令で定める事項

2　空港管理者（国土交通大臣を除く。次条において同じ。）は、前項の空港供用規程を定めようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、基本方針に適合するものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

（着陸料等）

第十三条　空港管理者は、着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた着陸料等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空港管理者に対し、期限を定めてその着陸料等を変更すべきことを命ずることができる。

一　特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二　社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

（協議会）

第十四条　空港管理者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　空港管理者

二　次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。）その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者

三　関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の空港管理者が必要と認める者

3　第一項の規定により協議会を組織する空港管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5　協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6　協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節　空港機能施設事業

（空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定）

第十五条　国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、空港ごとに国管理空港（第四条第一項第二号及び第五号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）において空港機能施設事業（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

一　基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

二　基本方針に従つて空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2　国土交通大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

一　成年被後見人又は被保佐人

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四　法人又は団体であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があること。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定を受けた者（以下「指定空港機能施設事業者」という。）の氏名又は名称及び住所を公示するものとする。

4　指定空港機能施設事業者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

5　国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（旅客取扱施設利用料）

第十六条　航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料（航空旅客の取扱施設の利用について旅客から徴収する料金（旅客の利益に及ぼす影響が小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

3　第一項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

5　第一項の指定空港機能施設事業者は、第三項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（合併及び分割）

第十七条　指定空港機能施設事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（区分経理）

第十八条　指定空港機能施設事業者は、国土交通省令で定めるところにより、空港機能施設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

（監督命令）

第十九条　国土交通大臣は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（事業の休止及び廃止）

第二十条　指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（指定の取消し）

第二十一条　国土交通大臣は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

三　第十九条の規定による命令に違反したとき。

2　国土交通大臣は、指定空港機能施設事業者が前条の規定による空港機能施設事業の全部の廃止の許可を受けたときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すものとする。

3　国土交通大臣は、前二項の規定により第十五条第一項の規定による指定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定を取り消した場合における措置）

第二十二条　指定空港機能施設事業者は、前条第一項又は第二項の規定により第十五条第一項の規定による指定を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全部を、国土交通大臣又は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する指定空港機能施設事業者に引き継がなければならない。ただし、当該空港機能施設事業が行われている空港の供用が廃止される場合においては、この限りでない。

2　前項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第十五条第一項の規定

による指定を取り消された場合における空港機能施設事業の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（地方管理空港における空港機能施設事業）

第二十三条　地方公共団体は、その設置し、及び管理する地方管理空港における空港機能施設事業について、国管理空港における空港機能施設事業に対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、空港の利用者の便益の増進を図るため必要な規制をすることができる。

第五章　雑則

（認可等の条件）

第二十四条　国土交通大臣は、この法律に規定する認可、指定又は許可（次項において「認可等」という。）に条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件又は期限は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

本則に次の一条及び一章を加える。

（経過措置）

第三十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章　罰則

第三十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十二条第二項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた空港供用規程によらないで、空港を供用した者

二　第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届け出た着陸料等によらないで、着陸料等を収受した者

三　第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を収受した者

四　第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十八条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員（法人でない指定空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第三項の規定による届出をしないで、又は届け出た旅客取扱施設利用料によらないで、旅客取扱施設利用料を収受したとき。

二　第十六条第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を収受したとき。

第三十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第四十条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一　第十九条の規定による命令に違反したとき。

二　第二十条の規定に違反して、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

第四十一条　第十二条第一項の規定に違反して、空港供用規程の公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第四十二条　第十六条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第四十三条　第二十三条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、百万円以下の罰金又は百万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

附則第一項を附則第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（共用空港における基本方針等）

第二条　国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、共用空港（自衛隊の設置する飛行場及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本国政府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

2　前項の政令においては、共用空港の名称及び位置を明らかにするものとする。

附則第二項の前の見出しを削り、同項中「飛行場（空港）」を「共用空港（第四条第一項各号に掲げる空港又は地方管理空港」に、「以下」を「以下この条において」に、「共用飛行場」を「自衛隊共用空港」に改め、同項を附則第三条第一項とし、同条に見出しとして「（自衛隊共用空港における工事費用の負担等）」を付する。

附則第三項を附則第三条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第六条第二項及び第三項、第七条、第九条、第二十七条並びに第三十一条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び同条第三項において準用する前項」と、第七条第一項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第二十七条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定

する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担した都道府県」と、第三十一条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第九条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

附則第四項を削る。

附則第五項の前の見出しを削り、同項中「から第三項まで又は第九条第一項及び第二項」を「及び第二項」に、「第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港」を「地方管理空港」に改め、同項を附則第六条第一項とし、同条に見出しとして「（地方管理空港における工事費用の負担等の特例）」を付する。

附則第六項を附則第六条第二項とする。

附則第七項中「第二種空港にあつては当該空港を管理する地方公共団体に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は」を「当該工事が施行される地方管理空港を設置し、及び」に、「同様」を「、同様」に改め、同項を附則第六条第三項とし、同条の前に次の二条を加える。

（共用空港における協議会）

第四条　第十四条の規定は、当分の間、共用空港について準用する。この場合において、同条第一項、第二項第一号及び第三号並びに第三項中「空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項及び第二項第二号中「の利用者」とあるのは「を利用する一般公衆」と、同号中「次条第三項」とあるのは「附則第五条第一項において準用する次条第三項」と読み替えるものとする。

（共用空港における空港機能施設事業等）

第五条　第十五条から第二十二条まで、第三十二条及び第三十三条の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「国管理空港（第四条第一項第二号及び第五号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定共用空港機能施設事業者（共用空港において空港機能施設事業を行う者であつて、前項において準用する第十五条第一項の規定による指定を受けたものをいう。以下この条において同じ。）の役員（法人でない指定共用空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下この条において同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一　前項において準用する第十六条第三項の規定による届出をしないで、又は届け出た旅客取扱施設利用料によらないで、旅客取扱施設利用料を収受したとき。

二　前項において準用する第十六条第四項の規定による命令に違反して、旅客取扱施設利用料を収受したとき。

三　前項において準用する第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　前項において準用する第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項第三号又は第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

4　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定共用空港機能施設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一　第一項において準用する第十九条の規定による命令に違反したとき。

二　第一項において準用する第二十条の規定に違反して、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

5　第一項において準用する第十六条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした指定共用空港機能施設事業者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

附則第八項の前の見出しを削り、同項中「又は第九条第一項」を削り、「以下「」を「以下この条において「」に、「これら」を「同項」に、「以下同じ」を「第八項において同じ」に改め、同項を附則第七条第一項とし、同条に見出しとして「（国の無利子貸付け等）」を付する。

附則第九項中「又は第九条第三項」を削り、「これら」を「同項」に、「以下」を「第九項において」に改め、同項を附則第七条第二項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「前条第二項」に改め、同項を附則第七条第三項とする。

附則第十一項中「公共用飛行場」を「空港」に、「（空港」を「（第四条第一項各号に掲げる空港又は地方管理空港」に、「及び空港」を「及びこれらの空港」に、「より空港」を「よりこれらの空港」に改め、同項を附則第七条第四項とする。

附則第十二項中「附則第八項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を附則第七条第五項とする。

附則第十三項中「附則第八項から第十一項まで」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を附則第七条第六項とする。

附則第十四項中「附則第八項の規定により国が地方公共団体」を「第一項の規定により国が地方公共団体」に改め、「（第九条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第八条第三項」を「、同項」に、「「附則第八項」を「「附則第七条第一項」に改め、同項を附則第七条第七項とする。

附則第十五項中「附則第八項」を「第一項」に改め、「又は第九条第一項」を削り、同項を附則第七条第八項とする。

附則第十六項中「附則第九項又は第十項」を「第二項又は第三項」に、「若しくは第九条第三項」を「の規定」に、「附則第六項」を「前条第二項」に改め、同項を附則第七条第九項とする。

附則第十七項中「附則第十一項」を「第四項」に

改め、同項を附則第七条第十項とする。

附則第十八項中「附則第八項から第十一項まで」を「第一項から第四項まで」に、「附則第十二項及び第十三項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を附則第七条第十一項とする。

附則第十九項中「附則第八項又は第九項」を「第一項又は第二項」に、「第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は」を「当該工事が施行される地方管理空港を設置し、及び」に、「同様」を「、同様」に改め、同項を附則第七条第十二項とする。

附則第二十項中「附則第十項」を「第三項」に、「第二種空港にあつては当該空港を管理する地方公共団体に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は」を「当該工事が施行される地方管理空港を設置し、及び」に、「同様」を「、同様」に改め、同項を附則第七条第十三項とする。

附則第二十一項中「第十三条又は附則第七項」を「第二十五条又は前条第三項」に改め、同項を附則第七条第十四項とする。

（航空法の一部改正）

第二条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「飛行場」を「空港等」に、「第五十六条の四」を「第五十六条の五」に改める。

第二条中第二十項を第二十一項とし、第十七項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十六項第一号中「第十二項」を「第十三項」に、「飛行場」を「空港等」に改め、同項第二号中「第十三項」を「第十四項」に、「飛行場」を「空港等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、同条第十三項中「飛行場」を「空港等」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「飛行場」を「空港等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「飛行場」を「空港等」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「向つて」を「向かつて」に、「飛行場」を「空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）」に、「矩形」を「矩（く）形」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「空港」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。

第五章の章名中「飛行場」を「空港等」に改める。

第三十八条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第四項中「附し」を「付し」に改める。

第三十九条第一項中「左の各号に」を「次の各号のいずれにも」に改め、同項第一号中「飛行場」を「空港等」に改め、「基準」の下に「（空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第一項に規定する基本方針（第四十七条第一項において単に「基本方針」という。）。第三号において同じ。）」を加え、同項第二号から第五号までの規定及び同条第二項中「飛行場」を「空港等」に改める。

第四十条の見出し中「公共用飛行場」を「空港」に改め、同条中「公共の用に供する飛行場」を「空港」に、「当該飛行場」を「当該空港」に、「同様である」を「、同様とする」に改める。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第二項中「飛行場の」を「空港等の」に改め、同項ただし書中「公共の用に供する飛行場」を「空港」に改める。

第四十二条第一項中「飛行場」を「空港等」に、「国土交通大臣」を「、国土交通大臣」に改め、同条第三項中「飛行場」を「空港等」に、「供用開始」を「、供用開始」に改め、同条第四項中「飛行場」を「空港等」に改める。

第四十三条の見出し及び同条第一項中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第二項中「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「飛行場」を「空港等」に改める。

第四十四条第一項中「公共の用に供する飛行場の設置者」を「空港について第三十八条第一項の規定による空港等の設置の許可を受けた者（以下「空港の設置者」という。）」に、「当該飛行場」を「当該空港」に改め、同条第二項中「飛行場」を「空港」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第三項中「附する」を「付す」に改め、同条第四項中「飛行場」を「空港」に改める。

第四十五条第一項中「非公共用飛行場の設置者」を「非公共用飛行場について第三十八条第一項の規定による空港等の設置の許可を受けた者」に、「少くともその七日前までに」を「その七日前までに、」に改める。

第四十六条の見出し中「公共用飛行場」を「空港」に改め、同条中「公共の用に供する飛行場」を「空港」に、「同様である」を「、同様とする」に改める。

第四十七条の見出し中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第一項中「飛行場」を「空港等」に改め、「基準」の下に「（空港にあつては、当該基準及び基本方針）」を加え、同条第二項中「飛行場」を「空港等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（空港保安管理規程）

第四十七条の二　空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　空港保安管理規程は、前条第一項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第百四十八条第四号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一　空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項

二　空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項

三　空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項

3　国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空

港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（空港法第十四条に規定する協議会における協議の特例）

第四十七条の三　空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第十四条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

2　前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第十四条第二項第二号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

第四十八条中「左に」を「次に」に、「、飛行場」を「、空港等」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「飛行場」を「空港等」に、「前条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第四号中「飛行場」を「空港等」に、「前条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第五号中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第六号中「附した」を「付した」に改める。

第四十九条第一項中「公共の用に供する飛行場」を「空港」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「飛行場」を「空港」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「飛行場」を「空港」に改め、同条第七項中「の訴」を「の訴え」に、「飛行場」を「空港」に改める。

第五十条第一項中「公共の用に供する飛行場」を「空港」に、「当該飛行場」を「当該空港」に改め、同条第二項中「飛行場」を「空港」に改める。

第五十一条第二項中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第四項中「飛行場」を「空港等」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五十三条第一項中「飛行場」を「空港等」に、「そこなう」を「損なう」に改め、同条第二項中「飛行場」を「空港等」に改める。

第五十四条の見出しを「（航空保安施設の使用料金）」に改め、同条第一項中「飛行場の設置者又は」及び「公共の用に供する飛行場又は」を削り、「同様である」を「、同様とする」に改め、同条第二項中「飛行場の設置者又は」を削り、同項第二号中「飛行場又は」を削る。

第五十四条の二を削る。

第五十五条の見出し中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第一項中「基く飛行場」を「基づく空港等」に改め、同条第三項中「飛行場」を「空港等」に改める。

第五十五条の二の見出し中「飛行場等」を「空港等又は航空保安施設」に改め、同条第一項中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第二項中「第四十七条第一項」の下に「、第四十七条の三」を加え、「、第五十一条第二項、第四項及び第五項並びに第五十四条の二第一項」を「並びに第五十一条第二項、第四項及び第五項」に、「飛行場又は」を「空港等又は」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「飛行場」を「空港等」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、その設置する空港について、第四十七条の二第一項の空港保安管理規程を定めなければならない。この場合において、同条第二項中「空港の設置者」とあるのは、「空港の設置者又は国土交通大臣」とする。

第五十六条の前の見出し中「第一種空港等」を「空港法第四条第一項第一号から第四号までに掲げる空港等」に改め、同条第一項中「第一種空港及び政令で定める第二種空港」を「空港法第四条第一項第一号から第四号までに掲げる空港並びに同項第五号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港のうち政令で定める空港」に、「円錐表面」を「円錐（すい）表面」に改める。

第五章中第五十六条の四の次に次の一条を加える。

（空港法との関係）

第五十六条の五　空港に関しては、この章に定めるもののほか、空港法の定めるところによる。

第六十四条、第七十九条及び第八十三条中「飛行場」を「空港等」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十五条中「左に」を「次に」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第一号中「飛行場」を「空港等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「飛行場」を「空港等」に改める。

第九十六条第二項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に、「飛行場」を「空港等」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「飛行場」を「空港等」に改め、同項第四号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第九十七条第一項中「飛行場」を「空港等」に、「同様」を「、同様」に改める。

第百七条の二第一項中「使用飛行場」を「使用空港等」に改める。

第百七条の三の見出し中「混雑飛行場」を「混雑空港」に改め、同条第一項中「混雑飛行場」を「混雑空港」に、「当該飛行場」を「当該空港」に、「指定する飛行場」を「指定する空港」に改め、同条第二項中「混雑飛行場を使用飛行場」を「混雑空港を使用空港」に改め、同条第三項第二号、第四項、第五項及び第八項中「混雑飛行場」を「混雑空港」に改め、同条第九項中「混雑飛行場」を「混雑空港」に、「使用飛行場」を「使用空港」に改め、同条第十項中「混雑飛行場」を「混雑空港」に改め、同条第十一項中「混雑飛行場」を「混雑空港」に、「当該飛行場」を「当該空港」に改める。

第百二十六条第四項中「その」を「、その」に、「飛行場」を「空港等」に改め、同条第五項中「除く外」を「除くほか」に、「飛行場」を「空港等」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第百三十四条第一項中「、飛行場」を「、空港等」に改め、同項第四号及び同条第二項中「飛行場」を「空港等」に改める。

第百三十五条第十三号、第十四号、第十六号、第十八号及び第二十号中「飛行場」を「空港等」に改める。

第百三十六条第二号中「混雑飛行場」を「混雑空港」に改める。

第百三十七条第三項各号中「飛行場」を「空港等」に改める。

第百四十六条の前の見出し中「飛行場」を「空港等」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいず

れか」に改め、同条各号中「飛行場」を「空港等」に改める。

第百四十八条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「飛行場」を「空港等」に改め、同条第二号中「公共の用に供する飛行場」を「空港」に改め、同条に次の二号を加える。

四　第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港保安管理規程（同条第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、空港の管理を行つた者

五　第四十七条の二第三項の規定による命令に違反した者

第百四十八条の二第一項中「飛行場の設置者又は」を削り、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項各号中「公共の用に供する飛行場又は」を削り、同条第二項を削る。

第百五十条第二号中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の二第三項」に改め、同条第三号及び第三号の二中「飛行場」を「空港等」に改める。

第百五十四条第一項第十四号中「飛行場」を「空港等」に改める。

第百五十七条第一項第十三号中「混雑飛行場」を「混雑空港」に改める。

第百六十条第二号中「第五十四条の二第一項又は」を削る。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条及び第七条の規定　平成二十一年一月一日

二　第二条中航空法第三十九条の改正規定（同条第一項第一号中「基準」の下に「（空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第一項に規定する基本方針（第四十七条第一項において単に「基本方針」という。）。第三号において同じ。）」を加える部分に限る。）、同法第四十七条の改正規定（同条第一項中「基準」の下に「（空港にあつては、当該基準及び基本方針）」を加える部分に限る。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定（同条ただし書中「前条第一項」を「第四十七条第一項」に改める部分及び同条第四号中「前条第一項」を「第四十七条第一項」に改める部分に限る。）、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十四条の二を削る改正規定、同法第五十五条の二の改正規定（同条第二項中「第四十七条第一項」の下に「、第四十七条の三」を加え、「、第五十一条第二項、第四項及び第五項並びに第五十四条の二第一項」を「並びに第五十一条第二項、第四項及び第五項」に改める部分及び同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）、同法第百四十八条の改正規定（同条に二号を加える部分に限る。）、同法第百四十八条の二の改正規定、同法第百五十条第二号の改正規定及び同法第百六十条第二号の改正規定並びに附則第三条第三項から第五項まで、第九条第一項及び第二項並びに第二十条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条第二項第三号の改正規定及び同法第六十五条の三第一項第三号の改正規定に限る。）の規定　平成二十一年四月一日

2　第一条の規定による改正後の空港法（以下「新空港法」という。）第四章、第二十四条、第三十二条から第三十四条まで及び第六章並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。

（東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の廃止）

第二条　東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十四号）は、廃止する。

（特定地方管理空港に関する経過措置）

第三条　新空港法第四条、第六条、第九条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定にかかわらず、新空港法第四条第一項第五号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。

2　前項の規定により特定地方管理空港を管理する地方公共団体は、新空港法の規定の適用については、新空港法第三条第三項に規定する空港管理者とみなす。

3　特定地方管理空港に対する新空港法第十五条第一項の規定の適用については、同項中「掲げる空港」とあるのは、「掲げる空港であつて、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港以外のもの」とする。

4　新空港法第二十三条の規定は、第一項の規定により特定地方管理空港を管理する地方公共団体について準用する。この場合において、同条中「設置し、及び管理する」とあるのは、「管理する」と読み替えるものとする。

5　前項において準用する新空港法第二十三条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、百万円以下の罰金又は百万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

（国の負担又は補助に関する経過措置）

第四条　新空港法第六条から第十条まで（これらの規定を新空港法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る地方公共団体の負担を含む。以下この条において同じ。）又は補助（平成十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成

二十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成二十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（工事費用の負担等に関する経過措置）

第五条　国土交通大臣が、新空港法第四条第一項第五号に掲げる空港であってこの法律の施行の際現に旧空港整備法第二条第一項第一号の政令で定めているものにおいて、新空港法第六条第一項の工事であって地震に対する安全性の向上その他の当該空港の機能の向上に資するものとして国土交通大臣が定めるもの以外の工事を行う場合には、平成二十五年三月三十一日までの間は、同条及び新空港法第九条の規定は、適用しない。

（指定空港機能施設事業者に関する準備行為）

第六条　新空港法第十五条第一項（新空港法附則第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びこれに関して必要な手続その他の行為（新空港法第十六条第一項（新空港法附則第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可及び新空港法第十六条第三項（新空港法附則第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を含む。）は、附則第一条第二項に規定する規定の適用前においても、新空港法第十五条及び第十六条の規定の例により行うことができる。

（空港保安管理規程に関する準備行為）

第七条　第二条の規定による改正後の航空法（以下「新航空法」という。）第四十七条の二第一項の規定による届出は、附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行前においても、新航空法第四十七条の二第一項の規定の例により行うことができる。

（航空法の規定の読替え）

第八条　この法律の施行の日から附則第一条第一項第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における航空法第五十四条の規定の適用については、同条第一項中「飛行場の設置者」とあるのは「空港の設置者」と、「公共の用に供する飛行場」とあるのは「空港」と、同条第二項中「飛行場」とあるのは「空港」とする。

（処分、手続等に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正前の航空法（以下この条において「旧航空法」という。）第五十四条第一項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た公共の用に供する飛行場の使用料金は、新空港法第十三条第一項の規定により届け出た着陸料等とみなす。

2　旧航空法第五十四条の二第二項の規定による認可を受けた管理規程は、新空港法第十二条第二項の規定による認可を受けた空港供用規程とみなす。

3　前二項に規定するもののほか、旧空港整備法又は旧航空法の規定によりした処分、手続その他の行為は、それぞれ新空港法又は新航空法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（東京国際空港における緊急整備事業に関する経過措置）

第十条　附則第二条の規定による廃止前の東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法第二条の規定による告示は、新空港法第二十八条の規定による告示とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律（附則第一条第一項各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十三条　政府は、平成二十年度中に、我が国の開かれた投資環境の整備及び我が国の安全保障の観点から、空港の設置及び管理に係る制度に関し、国際的動向その他の事情を勘案しつつ、次に掲げる事項について、可能な限り速やかに検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

一　成田国際空港株式会社の完全民営化を推進するに際して必要となる措置

二　新空港法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者に対する措置

2　政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第十四条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二条第十九項」を「第二条第二十項」に改める。

（離島振興法の一部改正）

第十五条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表㈣中「空港整備法」を「空港法」に、「第六条第一項、第八条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第三項」を「第六条第一項並びに第八条第一項及び第四項」に、「第二種空港　第三種空港」を「空港法第四条第一項第五号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十六条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百七条第二項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「当該飛行場」を「当該空港」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第十七条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表空港の項中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項第三号に規定する空港」を「第五条第一項に規定する地方管理空港」に、「第九条第一項及び第三項」を「第八条第一項及び第四項」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第十八条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項に規定する空港」を「第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港」に改める。

第十九条第一項中「空港整備法第三条及び第四条第一項」を「空港法第四条」に改め、「第四条第二項及び」を削り、同条第二項中「空港整備法第三条及び第四条第一項」を「空港法第四条」に改める。

附則第十七項中「東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十四号）第二条に規定する緊急整備事業」を「空港法第二十八条に規定する東京国際空港緊急整備事業」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　当分の間、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「同法第五条第一項」とあるのは、「同法第五条第一項又は空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第二項」とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第三号中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第四十六条の二第二項の表の第五号中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

第六十五条の三第一項第三号中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の二第三項」に改める。

第六十八条の三十一第二項の表の第五号中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第二十一条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第一号から第四号までに掲げる空港

（登録免許税法の一部改正）

第二十二条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十八号中「飛行場」を「空港等」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）

第二十三条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第一項中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項に規定する第一種空港又は第二種空港」を「第四条第一項各号に掲げる空港」に改める。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第二十四条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項に規定する空港」を「第四条第一項各号に掲げる空港若しくは同法第五条第一項に規定する地方管理空港」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正）

第二十五条　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項に規定する空港」を「第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港」に改める。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第二十六条　関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国際航空路線に必要な公共用飛行場」を「国際航空輸送網の拠点となる空港」に改める。

第三条第一項及び第六条第一項第二号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

（貨物利用運送事業法の一部改正）

第二十七条　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。

（地価税法の一部改正）

第二十八条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号中「公共用飛行場」を「空港」に、「公共の用に供する飛行場として告示された飛行場」を「告示された同法第二条第四項（定義）に規定する空港」に、「当該飛行場」を「当該空港」に改める。

（環境影響評価法の一部改正）

第二十九条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号ニ中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に改める。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第三十条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国際航空路線に必要な公共用飛行場」を「国際航空輸送網の拠点となる空港」に改める。

第三条第一項及び第六条第一項第二号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第三十一条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

別表七の項中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項第二号及び第三号に規定する空港」を「第四条第一項第五号に掲げる空港及び同法第五条第一項第二号に規定する地方管理空港」に、「第二条第一項に規定する第一種空港又は第二種空港」を「第四条第一項各号に掲げる空港」に改める。

一項第五号に掲げる」に改め、「であって国土交通大臣が施行するもの」を削る。

（社会資本整備重点計画法の一部改正）

第三十二条　社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に、「その他の飛行場で公共の用に供されるもの」を「及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場」に改める。

（成田国際空港株式会社法の一部改正）

第三十三条　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「公共用飛行場」を「空港」に改める。

第三条第一項及び第五条第一項第二号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第三十四条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項の空港」を「第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港」に改める。

（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正）

第三十五条　武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項の空港の施設及び同項の空港」を「第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の施設並びに当該空港及び地方管理空港」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十八条第五項中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に、「その他の飛行場で公共の用に供されるもの」を「及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場」に改め、同条第七項第十八号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第二百一条第四項第一号ロ中「空港整備法」を「空港法」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に、「附則第四項」を「附則第三条第三項」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「附則第二項」を「附則第三条第一項」に改める。

附則第五十三条第三項から第五項までの規定中「空港整備法附則第八項から第十一項まで」を「空港法附則第七条第一項から第四項まで」に改める。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正）

第三十七条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号ハ中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項第二号」を「第五条第一項」に、「第二種空港又は同項第三号に規定する第三種空港」を「地方管理空港」に、「若しくは第四項又は第九条第一項若しくは第三項」を「又は第四項」に改める。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　当分の間、前条の規定による改正後の広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第二条第三項第一号ハ中「地方管理空港」とあるのは「地方管理空港及び空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港」と、「同法第八条第一項又は第四項」とあるのは「空港法第八条第一項若しくは第四項又は空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第八条第一項若しくは第四項」とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第三十九条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第百九号中「飛行場及び」を「空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び」に、「飛行場の」を「空港等の」に改める。

第十四条第一項第三号中「（昭和五十六年法律第七十六号）」の下に「、空港法」を加える。

第三十一条第一項第六号、第三十三条第一項第六号及び第三十八条第一項中「飛行場」を「空港等」に改める。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

国土交通委員長　吉田　博美

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年六月三日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。）第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年四月十一日閣議決定）に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一　入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壌宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二　特定の外国

北朝鮮

三　特定船舶

北朝鮮船籍のすべての船舶

四　入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十年十月十三日までの間。ただし、万景峰九二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から平成二十年十月十三日までの間。

五　法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

なし

六　法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七　その他入港禁止の実施に関し必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

審査報告書

学校保健法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

文教科学委員長　関口　昌一

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学校保健及び学校安全の充実並びに学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るため、文部科学大臣が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定することとするとともに、学校の設置者の責務について定める等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加にかんがみ、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源及び学校における救急処置、健康相談又は保健指導を行うための保健室の施設設備など物的資源の一層の充実を図ること。

二、多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修及び教員養成段階における教育内容の充実を図ること。

三、学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取り組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。

四、「学校環境衛生基準」の作成に当たっては、子どもにとって安全で快適な教育環境が確保されるよう、その完全実施に向けて万全を期すこと。

五、学校安全対策の実施に当たっては、学校、関係行政機関、児童生徒等の保護者、地域住民その他の多様な主体の連携が確保されるようにするほか、地域の特性、学校の規模、教職員の体制その他の学校の実情並びに児童生徒等の年齢及び心身の状況について適切な配慮を行うとともに、障がいを有する児童生徒等について合理的な配慮を行うこと。

六、各学校や学校の設置者が学校安全対策を円滑に実施することができるよう、財政的な措置を含めた支援を行うこと。

七、学校安全対策の実施に当たっては、学校安全に関する計画の策定等関係省庁が相互に連携を図り、施策の総合的な推進を図ること。また、地方公共団体において学校安全に関する計画の策定等関係機関の連携による施策の総合的な推進を図るため、必要な情報提供、指導助言に努めること。

八、各学校において、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導が的確に実施されるよう、関係省庁の連携を充実させるとともに、各学校における実践的な事例の収集及びその提供その他の必要な支援に努めること。

九、各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、専ら学校安全対策に従事する者、スクールガード・リーダー等の配置の充実等人的体制の整備を行うこと。

十、学校安全対策の推進に当たっては、各学校における取組の情報収集とその提供、学校安全対策に従事する者及び関係教職員の資質向上のための研修実施とその支援、必要な調査研究とその成果の普及に努めるとともに、学校安全対策の重要性について広く国民の理解を深めるよう、必要な措置を講ずること。

十一、放課後子どもプランの実施等学校における

多様な教育活動の実践を踏まえ、学校において事故等により児童生徒等が被害に遭った場合の救済のため、共済給付の制度の充実その他の学校安全に係る被害救済のために必要な措置を講ずるよう努めること。

十二、学校における栄養教論の役割が明確になることから、学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、栄養教論を中心とした食に関する指導が受けられるよう、栄養教論等の定数改善を行うことを含め、計画を策定するなど着実に必要な配置を図ること。

また、現行の学校栄養職員が栄養教論免許状を取得するための認定講習の実施等、引き続き、その円滑な移行を図るための支援を充実し、栄養教論制度の定着を図ること。

十三、「学校給食実施基準」の作成に当たっては、給食内容について、学校給食を実施する地方自治体の創意工夫が生かされるよう十分配慮すること。

十四、「学校給食衛生管理基準」の作成に当たっては、食中毒事例等の十分な検証と再発防止策を徹底し、その完全実施を図るとともに、食品の安全性の確保が喫緊の課題となっていることにかんがみ、学校給食食材の安全性の確保に万全を期すこと。

十五、食育推進を明確にした学校給食の目的及び目標を十分に周知することにより、改めて学校給食を実施する意義について、保護者等関係者の理解を深め、給食費未納問題等の解決に努めること。

十六、本改正案の趣旨を十分周知するとともに、各学校における学校保健及び学校安全に係る取組が校長の適切なリーダーシップの下に行われるよう環境整備に努めること。

十七、各学校の設置者は、学校の環境衛生及び安全の確保、学校給食の実施及び衛生管理に当たり、当該学校の施設設備等について、適正を欠き又は支障があると認められる事項があり、当該学校長の申出がなされた場合、速やかに、明確な対応策を示すこと。

十八、新型インフルエンザ等国家的規模での緊急かつ総合的な対策が求められる課題について、学校における児童生徒等の健康と安全確保の観点から、速やかに、講ずべき具体的な措置を検討すること。

十九、公立学校施設の耐震化の一層の促進を図ること。特に、危険度の高い建物について、早急な耐震補強工事等の実施を促すとともに必要な支援を行うこと。

右決議する。

学校保健法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年六月三日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

（小字及び┃┃は衆議院修正）

学校保健法等の一部を改正する法律案

学校保健法等の一部を改正する法律

（学校保健法の一部改正）

第一条　学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

学校保健安全法

目次中「第三条の二」を「第三条」に、

「第二章　健康診断及び健康相談（第四条―第十一条）
第三章　伝染病の予防（第十二条―第十四条）
第四章　学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第十五条・第十六条）
第五章　地方公共団体の援助及び国の補助（第十七条・第十八条）」

を

「第二章　学校保健
第一節　学校の管理運営等（第四条―第七条）
第二節　健康相談等（第八条―第十条）
第三節　健康診断（第十一条―第十八条）
第四節　感染症の予防（第十九条―第二十一条）
第五節　学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第二十二条・第二十三条）
第六節　地方公共団体の援助及び国の補助（第二十四条・第二十五条）
第三章　学校安全（第二十六条―第三十条）」

に、「第六章」を「第四章」に、「第十九条―第二十二条」を「第三十一条・第三十二条」に改める。

第一条中「保健管理及び」を「児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における」に改め、「、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図り」を削る。

第二章から第五章までの章名を削る。

第二十二条第二項中「健康相談」の下に「、保健指導」を加え、同条第三項中「第二条から第三条の二まで、第六条から第十四条まで及び前二条」を「第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条まで」に改め、同条を第三十二条とする。

第十九条及び第二十条を削る。

第六章を第四章とし、同章の前に次の五条を加える。

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条　学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校の┃施設内において、事故、加害行為┃又は災害○等○（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を┃未然に防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合

（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第十八条を第二十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　学校安全

第十七条中「伝染性」を「感染性」に改め、「学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。」を削り、同条を第二十四条とする。

第十六条を第二十三条とし、同条の次に次の節名を付する。

第六節　地方公共団体の援助及び国の補助

第十五条を第二十二条とする。

第十四条中「第十二条」を「第十九条」に、「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節　学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

第十三条中「伝染病」を「感染症の」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条中「伝染病」を「感染症」に、「かかつておる」を「かかつている」に、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条を削る。

第十条第二項中「第四条」を「第十一条」に、「第六条及び第八条」を「第十三条及び第十五条」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

（保健所との連絡）

第十八条　学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第四節　感染症の予防

第九条を第十六条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条を第十五条とし、同条の前に見出しとして「（職員の健康診断）」を付する。

第七条中「基き」を「基づき」に改め、同条を第十四条とする。

第六条の前の見出しを削り、同条中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（児童生徒等の健康診断）」を付する。

第五条を第十二条とする。

第四条の前の見出しを削り、同条中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同条を第十一条とし、同条の前に見出しとして「（就学時の健康診断）」を付する。

第三条及び第三条の二を削る。

第二条の見出しを「（学校保健計画の策定等）」に改め、同条中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等に、「安全点検その他の保健又は安全」を「児童生徒等に対する指導その他保健」に、「立て」を「策定し」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条、一節及び節名を加える。

（学校環境衛生基準）

第六条　文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2　学校の設置者においては、学校環境衛生基準に照らして、その設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3　校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために

必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（保健室）

第七条　学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節　健康相談等

（健康相談）

第八条　学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条　養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第十条　学校においては、○救急処置、○健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節　健康診断

第一条の次に次の二条、章名、節名及び一条を加える。

（定義）

第二条　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2　この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、○財政上の措置その他の○必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2　国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3　地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章　学校保健

第一節　学校の管理運営等

（学校保健に関する学校の設置者の責務）

第四条　学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校給食法の一部改正）

第二条　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第五条）

第二章　学校給食の実施に関する基本的な事項（第六条―第九条）

第三章　学校給食を活用した食に関する指導（第十条）

第四章　雑則（第十一条―第十四条）

附則

第一章　総則

第一条中「資し」を「資するものであり」に、「国民の食生活の改善に寄与する」を「児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」に、「の実施」を「及び学校給食を活用した食に関する指導の実施」に改め、「普及充実」の下に「及び学校における食育の推進」を加える。

第二条中「については」を「を実施するに当たっては」に改め、「の各号」を削り、「の達成に」を「が達成されるよう」に改め、同条第四号中「食糧」を「食料」に、「配分」を「流通」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号を削り、同条第二号中「社交性」の下に「及び協同の精神」を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四　食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六　我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

第二条第一号中「、正しい理解と」を「正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び」に、「習慣」を「食習慣」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

第五条の次に次の章名を付する。

第二章　学校給食の実施に関する基本的な事項

第十条を第十四条とする。

第九条中「第七条」を「前条」に改め、同条を第十三条とする。

第八条を削る。

第七条を第十二条とし、第六条を第十一条とし、同条の前に次の二条、一章及び章名を加える。

（学校給食実施基準）

第八条　文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2　学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

（学校給食衛生管理基準）

第九条　文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2　学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3　義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章　学校給食を活用した食に関する指導

第十条　栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2　栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3　栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章　雑則

第五条の三中「つかさどる職員」の下に「（第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。）」を加え、同条を第七条とする。

第五条の二中「次条において」を「以下」に改め、同条を第六条とする。

（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正）

第三条　夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（学校給食法の準用）

第七条　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条及び第九条の規定は、夜間学校給食の実施について準用する。

（特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正）

第四条　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校給食法の準用）

第六条　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条及び第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第三条　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条及び附則第三項中「第五条の三」を「第七条」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

（教育職員免許法の一部改正）

第四条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「第五条の三に」を「第七条に」に改める。

（義務教育費国庫負担法等の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「第五条の二」を「第六条」に改める。

一　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条

二　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条

三　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）

第六条　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

第三条第三項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第七条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

第六条及び第八条の二第二号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第八条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「第五条の二」を「第六条」に、「第五条の三」を「第七条」に改める。

（母子保健法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

一　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第八条の三

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の二第四項

三　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第七号

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の項及び第十三条第四項の表学校給食法の項中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

（発達障害者支援法の一部改正）

第十一条　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第四条」を「第十一条」に改める。

審査報告書

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

文教科学委員長　関口　昌一

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の小中学校等の校舎等の地震に対する安全性を確保することの必要性にかんがみ、地方公共団体に対してその設置する公立の小中学校等の校舎等に係る耐震診断の実施及びその結果の公表を義務付けるとともに、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、地震の際に倒壊の危険性の高い公立の小中学校等の校舎等の改築及び補強について国の補助の特例を設けるほか、私立の小中学校等の校舎等について地震防災上必要な配慮をするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費は、平成二十年度一般会計予算（内閣府及び文部科学省所管）に計上されている安全・安心な学校づくり交付金八百三十六億円のうちから支出される。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年六月六日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第六条の次に次の二条を加える。

（公立の小中学校等についての耐震診断の実施等）

第六条の二　地方公共団体は、その設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断（文部科学大臣の定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、耐震診断を行う必要がないものとして文部科学大臣の定めるものについては、この限りでない。

2　地方公共団体は、前項の耐震診断を行った建築物ごとに、同項の耐震診断の結果を公表しなければならない。

（私立の小中学校等についての配慮）

第六条の三　国及び地方公共団体は、私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎について、地震防災上必要な整備のため財政上及び金融上の配慮をするものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の地震防災対策特別措置法別表第一（公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で地震による倒壊の危険性が高いものの改築及び補強に係る部分に限る。）の規定は、平成二十年度以降の年度の予算に係る国の補助又は交付金の交付について適用し、

別表第一中

公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強	二分の一

を

公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築	二分の一
公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強（次項に掲げるものを除く。）	二分の一
公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強	三分の二

に改める。

平成十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助又は交付金の交付で平成二十年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第三条　地方公共団体が設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、この法律の施行の際現に地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものについて、この法律の施行前に行われた耐震診断（文部科学大臣の定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。）については、この法律による改正後の地震防災対策特別措置法第六条の二第一項の規定により行われた耐震診断とみなして、同条第二項の規定を適用する。

審査報告書

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

内閣委員長　岡田　広

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィルタリングソフトの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずるものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の制定に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、インターネットが、青少年を含む全ての人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっていることに留意し、個人や少数者を含む多様な主体がインターネットを利用した表現の自由、多様な情報に関する情報発信やアクセスを不当に制約することのないようにすること。

二、内閣総理大臣のリーダーシップの下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関し、政府一体となって、広報啓発活動を積極的に行い、広く周知徹底を図ること。

三、情報リテラシー・モラル教育を学校教育等あらゆる機会を利用して拡充するとともに、保護者等への更なる理解の浸透を図ること。

四、フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。

五、本法第三十条各号に定める者の自主的、主体的な取組を最大限尊重するとともに、それらの者に対し、財政支援等を行うよう努めること。

六、子どもの発達段階に応じたきめ細かな設定が可能となる携帯電話及びインターネット端末用のフィルタリングサービス、閲覧制限の範囲を最小限にとどめる技術の実現等、インターネットに関する技術の進展に速やかに対応できる体制の整備に努めること。

七、インターネット上の違法情報対策については、本法の措置に基づく民主導の取組を注視すること。また、公務員の告発義務から行う司法手続きを基本とした対応を行うこと。

八、海外から発信されるインターネット上の違法有害情報対策に関する国際協力の在り方について、広く検討すること。

右決議する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年六月六日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等（第八条―第十二条）
第三章　インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等（第十三条―第十六条）
第四章　青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等（第十七条―第二十三条）
第五章　インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等
第一節　フィルタリング推進機関（第二十四条―第二十九条）
第二節　インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援（第三十条）
第六章　雑則（第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してイ

ンターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

2　この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。

3　この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

4　前項の青少年有害情報を例示すると、次のとおりである。

一　犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

二　人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

三　殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

5　この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）をいう。

6　この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）をいう。

7　この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はＰＨＳ端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

8　この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。

9　この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）をいう。

10　この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。

11　この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー（以下「特定サーバー」という。）を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。

12　この法律において「発信」とは、特定サーバーに、インターネットを利用して公衆による閲覧ができるように情報を入力することをいう。

（基本理念）

第三条　青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第五条　青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条　保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2　保護者は、携帯電話端末及びＰＨＳ端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

（連携協力体制の整備）

第七条　国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、関係機関、青

少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第二章　インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等

（設置及び所掌事務）

第八条　内閣府に、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第十二条第一項の基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　前号に掲げるもののほか、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項について審議すること。

（組織）

第九条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3　委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣その他の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

（資料提出の要求等）

第十条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第十一条　前二条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（基本計画）

第十二条　会議は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

二　インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

三　青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

四　青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

3　会議は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

4　前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章　インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等

（インターネットの適切な利用に関する教育の推進等）

第十三条　国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための効果的な手法の開発及び普及を促進するため、研究の支援、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及）

第十四条　国及び地方公共団体は、家庭において青少年によりインターネットが利用される場合における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットの適切な利用に関する広報啓発）

第十五条　前二条に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長に資するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧の制限等のインターネットの適切な利用に関する事項について、広報その他の啓発活動を行うものとする。

（関係者の努力義務）

第十六条　青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者その他の関係者は、その事業等の特性に応じ、インターネットを利用する際における青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

第四章　青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条　携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはＰＨＳ端末の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2　携帯電話端末又はＰＨＳ端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

（インターネット接続役務提供事業者の義務）

第十八条　インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

（インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務）

第十九条　インターネットと接続する機能を有す

る機器であって青少年により使用されるもの（携帯電話端末及びＰＨＳ端末を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

（青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務）

第二十条　青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

一　閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。

二　閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

2　前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

（青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務）

第二十一条　特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置（以下「青少年閲覧防止措置」という。）をとるよう努めなければならない。

（青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備）

第二十二条　特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

（青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存）

第二十三条　特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

第五章　インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等

第一節　フィルタリング推進機関

（フィルタリング推進機関の登録）

第二十四条　青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及を目的として、次に掲げるいずれかの業務（以下「フィルタリング推進業務」という。）を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができる。

一　青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと。

二　青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと。

2　前項の登録（以下単に「登録」という。）を受けようとする者は、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、総務大臣及び経済産業大臣に申請をしなければならない。

3　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　第二十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二　法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

4　総務大臣及び経済産業大臣は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一　インターネットの利用を可能とする機能を有する機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する者がフィルタリング推進業務を行うものであること。

イ　一年以上青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの開発又は青少年有害情報フィルタリングサービスに関する実務に従事した経験を有する者

ロ　イに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二　フィルタリング推進業務を適正に行うために次に掲げる措置がとられていること。

イ　フィルタリング推進業務を適正に行うための管理者を置くこと。

ロ　フィルタリング推進業務の管理及び適正な実施の確保に関する文書が作成されていること。

5　登録は、フィルタリング推進機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者（以下「フィルタリング推進機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　フィルタリング推進機関がフィルタリング推進業務を行う事務所の所在地

6　フィルタリング推進機関は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務の休廃止）

第二十五条　フィルタリング推進機関は、フィルタリング推進業務を休止し、又は廃止したときは、総務省令及び経済産業省令で定めるところにより、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定によりフィルタリング推進業務を廃止した旨の届出があったときは、当該フィルタリング推進機関に係る登録は、その効力を失う。

（登録の取消し）

第二十六条　総務大臣及び経済産業大臣は、フィ

ルタリング推進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一　第二十四条第三項第二号に該当するに至ったとき。

二　第二十四条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

三　第二十四条第六項又は前条第一項の規定に違反したとき。

四　不正の手段により登録を受けたとき。

五　次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

（報告又は資料の提出）

第二十七条　総務大臣及び経済産業大臣は、フィルタリング推進業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、フィルタリング推進機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（公示等）

第二十八条　総務大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　登録をしたとき。

二　第二十四条第六項の規定による届出があったとき。

三　第二十五条第一項の規定による届出があったとき。

四　第二十六条の規定により登録を取り消したとき。

2　総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（総務省令及び経済産業省令への委任）

第二十九条　この節に規定するもののほか、フィルタリング推進機関及びフィルタリング推進業務に関し必要な事項は、総務省令及び経済産業省令で定める。

第二節　インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

第三十条　国及び地方公共団体は、次に掲げる民間団体又は事業者に対し必要な支援に努めるものとする。

一　フィルタリング推進機関

二　青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能に関する指針の作成を行う民間団体

三　青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し又は提供する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者

四　青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動を行う民間団体

五　青少年有害情報に係る通報を受理し、特定サーバー管理者に対し措置を講ずるよう要請する活動を行う民間団体

六　青少年有害情報フィルタリングソフトウェアにより閲覧を制限する必要がないものに関する情報を収集し、これを青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者その他の関係者に提供する活動を行う民間団体

七　青少年閲覧防止措置、青少年による閲覧の制限を行う情報の更新その他の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し講ぜられた措置に関する民事上の紛争について、訴訟手続によらずに解決をしようとする当事者のために公正な第三者としてその解決を図るための活動を行う民間団体

八　その他関係する活動を行う民間団体

第六章　雑則

（経過措置の命令への委任）

第三十一条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条　インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが犯罪又は刑罰法令に触れる行為となる情報について、サーバー管理者がその情報の公衆による閲覧を防止する措置を講じた場合における当該サーバー管理者のその情報の発信者に対する損害の賠償の制限の在り方については、この法律の施行後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第　　号）第十二条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

第四条第三項第二十七号中「青少年」を「前号に掲げるもののほか、青少年」に改める。

第四十条第三項の表中

食育推進会議	食育基本法

を

インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
食育推進会議	食育基本法

に改める。

審査報告書

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

内閣委員長　岡田　広

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が、教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となっていること等を踏まえ、国においてこれらの犯罪行為の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、給付金の支給に充てる費用として約十六億円、その事務の執行に要する費用として約一億円が見込まれている。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年六月五日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が、教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となっていること等を踏まえ、国においてもこれに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となっていること等を踏まえ、国においてこれらの犯罪行為（以下「テロリズム等」という。）の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「オウム真理教犯罪被害者等」とは、次に掲げるオウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為（以下「対象犯罪行為」という。）により死亡した者の遺族及び対象犯罪行為により障害が残り、又は傷病を負った者（オウム真理教の構成員であった者を除く。）をいう。

一　平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件に係る犯罪行為

二　平成六年六月二十七日から同月二十八日にかけて発生した松本サリン事件に係る犯罪行為

三　平成元年十一月四日に発生した弁護士及びその妻子の殺人事件に係る犯罪行為

四　平成六年五月九日に発生したサリンを使用した弁護士の殺人未遂事件に係る犯罪行為

五　平成六年十二月二日に発生したＶＸを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為

六　平成六年十二月十二日に発生したＶＸを使用した殺人事件に係る犯罪行為

七　平成七年一月四日に発生したＶＸを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為

八　平成七年二月二十八日から同年三月一日にかけて発生した公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件に係る犯罪行為

2　この法律において「障害」とは、負傷又は疾病について現に治療を行っているか否かを問わず、その症状が固定したときにおける身体上の障害をいう。

3　この法律において「傷病」とは、負傷又は疾病に係る身体の被害（死亡又は障害をもたらすこととなった負傷又は疾病に係るものを除く。）であって、その通院加療の期間が一日以上であったものをいう。

（給付金の支給）

第三条　国は、この法律の定めるところにより、オウム真理教犯罪被害者等に対し、給付金を支給する。

2　オウム真理教犯罪被害者等のうち、対象犯罪行為により障害が残り、又は傷病を負った者が対象犯罪行為によらないで死亡したときは、その者の遺族（オウム真理教の構成員であった者を除く。）は、自己の名で、その者の給付金の支給を申請することができる。

（遺族の範囲及び順位等）

第四条　給付金の支給を受けることができる遺族は、対象犯罪行為により死亡した者又は対象犯罪行為により障害が残り、若しくは傷病を負った者であって対象犯罪行為によらないで死亡した者（以下この条において「死亡被害者」という。）の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二　死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三　前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2　死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡被害者の死亡

の当時死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第二号の子と、その他のときにあっては同項第三号の子とみなす。

3　給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4　死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、当該給付金の支給を受けることができる遺族としない。当該給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

5　給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

（給付金の額）

第五条　給付金の額は、次の各号に掲げるオウム真理教犯罪被害者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　対象犯罪行為により死亡した者の遺族　二千万円

二　対象犯罪行為により障害が残った者　次のイからハまでに掲げる障害の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　介護を要する障害として国家公安委員会規則で定める障害　三千万円

ロ　イに掲げる障害以外の重度の障害として国家公安委員会規則で定める障害　二千万円

ハ　イ又はロに掲げる障害以外の障害として国家公安委員会規則で定める障害　五百万円

三　対象犯罪行為により傷病を負った者　次のイ又はロに掲げる傷病の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　重傷病（その通院加療の期間が一月以上であった傷病をいう。ロにおいて同じ。）　百万円

ロ　イに掲げる重傷病以外の傷病　十万円

2　前項第二号イの国家公安委員会規則は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）の第一級又は第二級に該当する障害であって介護を要するものを、同号ロの国家公安委員会規則は障害等級の第一級から第三級までに該当する障害（同号イに掲げる障害を除く。）を、同号ハの国家公安委員会規則は障害等級の第四級から第十四級までに該当する障害を、それぞれ、参酌して定めるものとする。

（裁定の申請）

第六条　給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

2　前項の申請は、この法律の施行の日から二年を経過したときは、することができない。

3　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第一項の申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、同項の申請をすることができる。

4　政府は、オウム真理教犯罪被害者等（第三条第二項の遺族を含む。以下同じ。）に対し給付金の支給手続の実施等について周知するための措置その他第一項の申請に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

（裁定等）

第七条　前条第一項の申請があった場合には、公安委員会は、速やかに、給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定（支給する旨の裁定にあっては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2　給付金を支給する旨の裁定があったときは、当該裁定に係る申請をした者は、当該裁定に係る額の給付金の支給を受ける権利を取得する。

（裁定のための調査等）

第八条　公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、第六条第一項の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2　公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3　申請者が、正当な理由がなくて、第一項の規定による報告をせず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

4　公安委員会は、申請者がオウム真理教犯罪被害者等に該当するかどうか及び対象犯罪行為による被害の程度を判断するに当たっては、オウム真理教犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえて申請者に対して過重な負担を課することのないようにする観点から、オウム真理教に対する破産申立事件の記録、対象犯罪行為に係る刑事事件の訴訟に関する書類、対象犯罪行為により被害を受けた者に対する労働者災害補償保険法その他の法令による給付等に係る記録等（次条第一項において単に「記録等」という。）を必要に応じ用いる等、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

（国家公安委員会による資料の提出の求め）

第九条　国家公安委員会は、必要があると認めるときは、公務所及びオウム真理教に対する破産申立事件の破産管財人等に対し、公安委員会が裁定を行うために必要となる記録等の情報の内容を国家公安委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、国家公安委員会に提出するよう求めることができる。

2　国家公安委員会は、前項の規定により提出を受けた資料を、公安委員会に提供することができる。

（国家公安委員会規則への委任）

第十条　第六条から前条までに定めるもののほか、裁定の手続その他裁定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（損害賠償との関係）

第十一条　国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、当該給付金の支給を受けた者が有する対象犯罪行為に係る損害賠償請求権を取得する。

（不正利得の徴収）

第十二条　偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（時効）

第十三条　給付金の支給を受ける権利は、二年間行わないときは、時効により消滅する。

（給付金の支給を受ける権利の保護）

第十四条　給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第十五条　租税その他の公課は、給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（戸籍事項の無料証明）

第十六条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。）は、公安委員会又は給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、オウム真理教犯罪被害者等の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（事務の区分）

第十七条　第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方自治法の特例）

第十八条　前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第　　号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

（不服申立てと訴訟との関係）

第十九条　第七条第一項の裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（政令への委任）

第二十条　この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第六条第四項及び第九条の規定は公布の日から、附則第五条の規定はこの法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第　　号）	第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務

（警察法の一部改正）

第三条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「（昭和五十五年法律第三十六号）」の下に「及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第　　号）」を加える。

第二十一条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関すること。

第三十七条第一項に次の一号を加える。

十一　第二十一条第二十号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費

（警察法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員（以下この条において「旧専門委員」という。）である者は、この法律の施行の日に、前条の規定による改正後の警察法第十二条の三第一項に規定する専門委員として任命されたも

のとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる専門委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧専門委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第三章第三節中第十五条の次に次の一条を加える。

（オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一部改正）

第十五条の二　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「ついての」の下に「行政不服審査法（平成二十年法律第　　号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定による」を加える。

（検討）

第六条　国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

経済産業委員長　山根　隆治

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の訪問販売等における購入者等の被害が増加している状況にかんがみ、購入者等の利益の保護等を図るため、特定商取引に関する法律及び割賦販売法において規制の対象となる商品及び役務の範囲の拡大を行うとともに、特定商取引に関する法律において、訪問販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設、電子メール広告の規制の強化等の措置を講じ、割賦販売法において、訪問販売等における個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し等の制度の創設、購入者等の支払に充てることができる額を超えると見込まれる場合における包括信用購入あっせん関係受領契約及び個別信用購入あっせん関係受領契約の締結の禁止等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　規制の対象となる商品・役務について政令指定方式から原則適用方式へ転換し、消費者被害の後追いから脱却するという法改正の趣旨にのっとり、適用除外を定めるに当たっては、消費者保護の観点から規制のすき間が生じないようにすること。また、改正法の施行状況を十分に監視し、新たな被害の発生及び拡大の防止のための迅速な措置を講じられるよう、適用除外の範囲について適宜適切に見直しを行うこと。

二　訪問販売における再勧誘の禁止及び過量販売による契約の解除等については、消費者被害の防止と救済の実効性及び事業者の予見可能性を確保するため、ガイドライン等を用意すること。

また、支払可能見込額の調査に際しては、利用者の個人情報の収集を必要かつ十分な最小限のものにとどめるとともに、その管理に万全を期すよう指導すること。なお、健全な取引を行っている事業者に過度な負担を与えないことや個人情報の保護等に十分配慮しつつ、業態を越えた信用情報の相互利用の推進など実効的な過剰与信の防止を図るための措置を検討すること。

三　認定割賦販売協会、訪問販売協会等による自主規制機能を強化するに当たり、当該組織の透明性及び規制の実効性が確保されるよう加盟店管理や被害者救済等に係る制度の整備を促し、悪質業者の排除等業界全体の一層の健全化に向けた取組を支援すること。

四　消費者被害の未然防止及び救済のためには、消費者行政の第一線において消費者からの相談、苦情処理及び紛争解決、消費者に対する情報提供、啓発及び消費者教育を担う、地方自治体の消費生活センター及び独立行政法人国民生活センターの機能の充実・強化が重要であることにかんがみ、それに要する予算及び人員確保を国の責任において措置すること。

また、法改正の実効性を上げるため、関係省庁、地方自治体、警察、消費者団体等との緊密な連携体制を一層整備するとともに、地域における法の執行体制の充実・強化のための措置を講じること。

五　近年、商品、役務、取引形態等の多様化及び複雑化に伴い消費者トラブルも複雑化、広域化している現状を踏まえ、店舗におけるクレジット取引、インターネット取引、マルチ商法等をめぐる課題への対処を含め、政府全体として、消費者被害防止のための制度全般にわたり、点検及び必要な見直しを行うこと。

右決議する。

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年五月二十九日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第一条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び第六十六条第三項」を削る。

第十一条第二項を削る。

第十二条の二中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）」を付し、同条を次のように改める。

第十二条の三　販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。

一　相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件に係る電子メール広告（以下この節において「通信販売電子メール広告」という。）をするとき。

二　当該販売業者の販売する指定商品若しくは指定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、経済産業省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、経済産業省令で定めるところにより通信販売電子メール広告をするとき。

三　前二号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、通信販売電子メール広告をするとき。

2　前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売電子メール広告の提供を相手方から通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び通信販売電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3　販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として経済産業省令で定めるものを作成し、経済産業省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4　販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。

5　前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る通信販売電子メール広告については、適用しない。

一　通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務

二　第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

三　前項に規定する通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第十二条の三の次に次の一条を加える。

第十二条の四　販売業者又は役務提供事業者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者（以下この節並びに第六十六条第四項及び第六項において「通信販売電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者又は役務提供事業者（以下この節において「通信販売電子メール広告委託者」という。）が通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない。

一　相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務の提供条件に係る電子メール広告をするとき。

二　前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。

2　前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第十四条中「第十二条の三」の下に「（第五項を除く。）」を加え、「顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるもの」を「次

に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

一　顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるもの

二　前号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの

第十四条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一　顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるもの

二　前号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして経済産業省令で定めるもの

第十五条第一項中「第十二条の三」の下に「（第五項を除く。）」を加え、「違反した」を「違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした」に、「前条」を「同項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し若しくは前条第二項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は通信販売電子メール広告受託事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

第十五条に次の一項を加える。

4　経済産業大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第二十六条第五項中「第十一条第一項」を「第十一条」に改める。

第三十四条の二中「第三十八条」を「第三十八条第一項から第三項まで」に改める。

第三十五条第二項を削る。

第三十六条の二中「第三十八条」を「第三十八条第一項から第三項まで」に改める。

第三十六条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）」を付し、同条を次のように改める。

第三十六条の三　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、次に掲げる場合を除き、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

一　相手方となる者の請求に基づき、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「連鎖販売取引電子メール広告」という。）をするとき。

二　前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

2　前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び連鎖販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として経済産業省令で定めるものを作成し、経済産業省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告に、第三十五条各号に掲げる事項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。

5　前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る連鎖販売取引電子メール広告については、適用しない。

一　連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務

二　第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

三　前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第三十六条の三の次に次の一条を加える。

第三十六条の四　統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者（以下

この章並びに第六十六条第四項及び第六項において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者（以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

一　相手方となる者の請求に基づき、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

二　前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引の相手方の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

2　前条第二項から第四項までの規定は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者による連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第三十八条中「第三十六条の三」の下に「（第五項を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　経済産業大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六条の四第一項又は同条第二項において準用する第三十六条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第三十九条第一項から第三項までの規定中「第三十六条の三」の下に「（第五項を除く。）」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　経済産業大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第三十六条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が前条第四項の規定による指示に従わないときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

第三十九条に次の一項を加える。

6　経済産業大臣は、第四項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第五十二条の二中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

第五十三条第二項を削る。

第五十四条の二中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

第五十四条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）」を付し、同条を次のように改める。

第五十四条の三　業務提供誘引販売業を行う者は、次に掲げる場合を除き、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

一　相手方となる者の請求に基づき、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「業務提供誘引販売取引電子メール広告」という。）をするとき。

二　前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

2　前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3　業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として経済産業省令で定めるものを作成し、経済産業省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4　業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第五十三条各号に掲げる事項のほか、経済産業省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを表示しなければならない。

5　前二項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。

一　業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務

二　第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

三　前項に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第五十四条の三の次に次の一条を加える。

第五十四条の四　業務提供誘引販売業を行う者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第四項及び第六項において「業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した業務提供誘引販売業を行う者（以下この条において「業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。

一　相手方となる者の請求に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

二　前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として経済産業省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

2　前条第二項から第四項までの規定は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者による業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときについて準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第五十六条中「第五十四条の三」の下に「（第五項を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項又は同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第五十七条第一項中「第五十四条の三」の下に「（第五項を除く。）」を加え、「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が前条第二項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

第五十七条に次の一項を加える。

4　経済産業大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第六十一条第一項中「第六十六条第二項」を「第六十六条第五項」に改める。

第六十四条第二項中「第六十六条第二項」の下に「（密接関係者の定めに係るものに限る。）」を加える。

第六十六条第一項中「報告をさせ、又はその職員に、」を「報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「報告をさせ、又はその職員に、」を「報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に」に改め、同条第三項中「特定商取引（通信販売に係る取引を除く。以下この項において同じ。）に関して」を削り、「取引する者」の下に「（次項の規定が適用される者を除く。）」を加え、「特定商取引に係る契約に基づく当該販売業者等の債務又は特定商取引に係る契約の解除によつて生ずる当該販売業者等の債務」を「当該販売業者等の業務又は財産」に、「させる」を「命ずる」に改め、同条第六項中「、第二項又は第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「、第二項又は前項」を「若しくは第二項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項から第三項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第一項から第三項までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と、第二項及び第三項中「販売業者等」とあるのは「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。

第六十六条第三項の次に次の一項を加える。

4　主務大臣（通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に係るものについては、経済産業大臣）は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他の者であつて、電磁的方法の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は同条第二号に規定する電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号（電子メール広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されたもの又は電子メール広告をする

ために用いられたもののうち当該電子メール広告をした者に関するものに限る。）を使用する権利を付与したものから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報について、報告を求めることができる。

第七十条第二号中「第十五条第一項」を「第十五条第一項若しくは第二項」に、「から第三項まで」を「から第四項まで」に、「第五十七条第一項」を「第五十七条第一項若しくは第二項」に改める。

第七十二条第八号中「若しくは第二項」を「（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に、「又はこれら」を「若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項」に改め、同号を同条第九号とし、第六号を第八号とし、同条第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同条第五号中「第三十五条第一項又は第五十三条第一項」を「第三十五条又は第五十三条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　第十二条の三第一項若しくは第二項（第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第三十六条の三第一項若しくは第二項（第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の四第一項、第五十四条の三第一項若しくは第二項（第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第一項若しくは第二項（第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第十二条の三第三項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第三項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

第七十二条に次の一号を加える。

十一　第六十六条第二項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十二条に次の一項を加える。

2　前項第四号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の三第四項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十六条の三第四項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十三条若しくは第五十四条の三第四項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第十二条、第三十六条若しくは第五十四条の規定に違反して著しく事実に相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条第二号中「第六十六条第三項」の下に「（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同条第三号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に改める。

第二条　特定商取引に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第二条第一項から第三項までの規定中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第四項中「「指定商品」とは、国民の日常生活に係る取引において販売される物品であつて政令で定めるものをいい、」及び「をいい、「指定役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令で定めるもの」を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等）

第三条の二　販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。

2　販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

第四条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「を含む」を「（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　商品若しくは権利又は役務の種類

第五条第一項中「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同項各号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第二項中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「前条第一号の事項及び同条第四号」を「前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号」に改める。

第六条第一項第五号中「を含む」を「（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む」に改める。

第七条中「第三条」の下に「、第三条の二第二項若しくは第四条」を加え、同条第三号中「前二号」を「前三号」に、「定めるもの。」を「定めるもの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる

行為として経済産業省令で定めるもの

第八条第一項中「第三条」の下に「、第三条の二第二項若しくは第四条」を加える。

第九条第一項中「指定商品（その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「指定商品若しくは」を「商品若しくは」に、「及び次条」を「から第九条の三まで」に改め、「、次に掲げる場合を除き」を削り、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

第九条第五項を次のように改める。

5　販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）

第九条の二　申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

一　その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約

二　当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとつて当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとつて当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

2　前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3　前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

第十一条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）

第十二条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「当該商品の引渡し又は当該権利の移転後におけるその引取り又はその返還についての特約」を「当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）」に改める。

第十二条の三第一項、第十二条の四第一項及び第十三条第一項中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改める。

第十四条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

第二章第三節中第十五条の次に次の一条を加える。

（通信販売における契約の解除等）

第十五条の二　通信販売をする場合の商品又は指定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該指定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込

みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合（当該売買契約が電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）第二条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他経済産業省令で定める場合にあつては、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて経済産業省令で定める方法により表示していた場合）には、この限りでない。

2　申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする。

第十八条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「を含む」を「（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　商品若しくは権利又は役務の種類

第十九条第一項中「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同項各号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第二項中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「前条第一号の事項及び同条第四号」を「前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号」に改める。

第二十条中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改める。

第二十一条第五号中「を含む」を「（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む」に改める。

第二十四条第一項中「指定商品（その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「と指定商品」を「と商品」に改め、「、次に掲げる場合を除き」を削り、同項各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申込者等が第十九条の書面を受領した日（その日前に第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第二十一条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

第二十四条の二第二項中「第九条の二第二項」を「第九条の三第二項」に改める。

第二十六条第一項に次の三号を加える。

六　株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売

七　弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供

八　次に掲げる販売又は役務の提供

イ　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第十一項に規定する役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の五第一項第三号に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第七十九条の十に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の七第一項に規定する役務の提供及び同法第二条第三十項に規定する証券金融会社が行う同法第百五十六条の二十四第一項又は第百五十六条の二十七第一項に規定する役務の提供

ロ　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）が行う宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者及び同条第三項に規定する旅行業者代理業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護

することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

第二十六条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「又は同条第三項に規定する割賦購入あつせん」を「、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせん」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項第二号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項第二号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　第四条、第五条、第九条、第十八条、第十九条及び第二十四条の規定は、その全部の履行が契約の締結後直ちに行われることが通例である役務の提供として政令で定めるもので あつて、訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものの全部又は一部が、契約の締結後直ちに履行された場合（経済産業省令で定める場合に限る。）については、適用しない。

3　第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一　その販売条件又は役務の提供条件についての交渉が、販売業者又は役務提供事業者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品又は役務として政令で定めるものの販売又は提供

二　契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供

4　第九条及び第二十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が次の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供については、適用しない。

一　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。

二　第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

三　第五条第二項又は第十九条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

第二十七条の三第一項中「住所」の下に「、定款」を加え、同条を第二十七条の四とする。

第二十七条の二第一項中「前条第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という。）」を「訪問販売協会」に改め、同条を第二十七条の三とする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（協会への加入の制限等）

第二十七条の二　前条第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という。）は、その定款において、第八条第一項の規定により訪問販売に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた者又は第二十九条の三に規定する定款の定めによつて当該訪問販売協会から除名の処分を受けた者については、その者が社員として加入することを拒否することができる旨を定めなければならない。

2　訪問販売協会は、社員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第二十八条中「名称中に」を「名称又は商号中に、」に、「という文字」を「であると誤認されるおそれのある文字」に改める。

第二十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（購入者等の利益の保護に関する措置）」を付する。

第二十九条の二第二項中「前条の」を削り、「いつでも」を「この法律の規定の施行に必要な限度において」に、「当該業務に関し監督上必要な命令をする」を「その改善に必要な措置をとるべきことを命ずる」に改め、同条を第二十九条の五とする。

第二十九条の次に次の三条を加える。

（社員に対する処分）

第二十九条の三　訪問販売協会は、その定款において、社員が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をした場合に、当該社員に対し、過怠金を課し、定款に定める社員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（情報の提供等）

第二十九条の四　経済産業大臣は、訪問販売協会に対し、第二十九条及び第二十九条の二に訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約をこの法律の規定により解除し、又は会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその承諾の意思表示をこの法律の規定により取り消して当該会員に支払つた金銭の返還を請求した者に対し、正当な理由なくその金銭の返還がされない場合に、その者に対し、一定の金額の金銭を交付する業務を行うものとする。

2　訪問販売協会は、前項の業務に関する基金を設け、この業務に要する費用に充てることを条件として会員から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。

3　訪問販売協会は、定款において、第一項の業務の実施の方法を定めておかなければならない。

4　訪問販売協会は、前項の規定により業務の実施の方法を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

規定する業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第三十一条中「名称中に」を「名称又は商号中に」に、「という文字」を「であると誤認されるおそれのある文字」に改める。

第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項中「第九条の二第二項」を「第九条の三第二項」に改める。

第六十四条第一項中「、第九条第一項（第三号を除く。）、第二十四条第一項（第三号を除く。）、第二十六条第二項第二号若しくは第三項第二号」を「、第二十六条第一項第八号ニ、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号」に改め、同条第二項中「、第九条第一項第三号、第二十四条第一項第三号、第二十六条第三項第一号若しくは第二十六条第四項第三号若しくは第六項第一号」を「、第二十六条第四項第三号若しくは第六項第一号」に改める。

第六十七条第一項第一号中「指定商品」を「商品」に改め、同項第三号中「指定役務に係る」及び「、特定継続的役務に係る役務提供事業者に関する事項」を削り、同項第四号中「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に改め、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

第六十九条に次の一項を加える。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七十条を次のように改める。

第七十条　第六条第一項から第三項まで、第二十一条、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十条の二　第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十七条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条の三　第六条第四項、第三十四条第四項又は第五十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条　第三十七条又は第五十五条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条第一号中「名称中に」を「名称又は商号中に」に、「という文字」を「であると誤認されるおそれのある文字」に改める。

第七十四条第一号中「第七十条第二号」を「第七十条の二」に改め、同条第二号中「第七十条第一号又は前三条」を「第七十条又は第七十条の三から前条まで」に改める。

第七十五条第一号中「第二十七条の二第一項、第二十七条の三第一項」を「第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項」に改め、同条第二号中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の五第二項」に改め、「監督上の」を削る。

第七十六条中「名称中に」を「名称又は商号中に」に、「という文字」を「であると誤認されるおそれのある文字」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第三条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　割賦販売

第一節　総則（第三条―第八条）

第二節　割賦販売の標準条件（第九条・第十条）

第三節　前払式割賦販売（第十一条―第二十九条）

第二章の二　ローン提携販売（第二十九条の二―第二十九条の四）

第三章　信用購入あつせん

第一節　包括信用購入あつせん

第一款　業務（第三十条―第三十条の六）

第二款　包括信用購入あつせん業者の登録等（第三十一条―第三十五条の三）

第二節　個別信用購入あつせん

第一款　業務（第三十五条の三の二―第三十五条の三の二十二）

第二款　個別信用購入あつせん業者の登録等（第三十五条の三の二十三―第三十五条の三の三十五）

第三節　指定信用情報機関

第一款　通則（第三十五条の三の三十六―第三十五条の三の三十九）

第二款　業務（第三十五条の三の四十―第三十五条の三の四十九）

第三款　監督（第三十五条の三の五十―第三十五条の三の五十五）

第四款　加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者（第三十五条の三の五十六―第三十五条の三の五十九）

第四節　適用除外（第三十五条の三の六十）

第三章の二　前払式特定取引（第三十五条の三の六十一・第三十五条の三の六十二）

第三章の三　指定受託機関（第三十五条の四―第三十五条の十五）

第三章の四　クレジットカード番号等の適切な管理等（第三十五条の十六・第三十五条の十七）

第三章の五　認定割賦販売協会（第三十五条の十八―第三十五条の二十四）

第四章　雑則（第三十六条―第四十八条）

第五章　罰則（第四十九条―第五十五条の三）

附則

第一条第一項中「を公正にし、その」を「の公

正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の」に、「ことにより」を「とともに」に改める。

第二条第一項第二号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票その他の物」を「カードその他の物」に、「証票等」を「カード等」に、㋐並びに第二十九条の二」を「、第二十九条の二並びに第三十八条」に、「証票等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて」を「カード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに」に改め、同条第二項第一号中「指定商品若しくは指定権利の代金又は指定役務の対価の全部又は一部に充てるための」を「カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに購入した商品若しくは権利の代金又は提供を受ける役務の対価に充てるためにする」に、「当該指定商品」を「指定商品」に改め、同項第二号中「証票等を」を「カード等を」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに」を「カード等の提示若しくは通知を受けて」に改め、同項第一号中「それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「証票その他の物」を「、第三十条及び第三十四条において「証票等」」を「及び次項、第三十条から第三十条の二の三まで、第三十四条並びに第三十五条の十六において「カード等」」に、「第三十条及び第三十条の六において準用する第四条の二」を「第三十条から第三十条の二の三まで、第三十条の五の二、第三十条の六において準用する第四条の二、第三十三条の二（第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条の三の四十三、第三十五条の三の四十六、第三十五条の三の五十七、第三十五条の三の五十九及び第三十五条の十六」に、「証票等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して」を「カード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに」に、「当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）すること」を「当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該利用者から当該代金又は当該対価に相当する額をあらかじめ定められた時期までに受領すること（当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領すること。

第二条第三項第三号を削り、同条第五項中「掲げる者」を「定める者」に、「第三十五条の三の二及び第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十一及び第三十五条の三の六十二」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十五条の三の二及び第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十一及び第三十五条の三の六十二」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「個別信用購入あつせん」とは、カード等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者への役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすることともに、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者からあらかじめ定められた時期までに当該金額を受領すること（当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く。）をいう。

第三条第一項中「証票等を」を「カード等を」に、「証票等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて」を「カード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに」に、「販売しようとするとき」を「提供しようとするとき」に、「提供するとき」を「販売しようとするとき」に改め、同項第一号中「引渡し若しくは」を「引渡し又は」に改め、同項第二号中「若しくは権利を」を「又は権利を」に改め、同条第二項中「証票等を」を「カード等を」に、「証票等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて」を「カード等の提示若しくは通知を受けて、又はそれと引換えに」に改め、同条第三項中「証票等」を「カード等」に改める。

第四条の二第一項中「定めるもの」の下に「（以下「電磁的方法」という。）」を加え、同条第二項を削る。

第四条の三及び第四条の四を削る。

第五条第三項を削る。

第六条第一項第四号中「特定商取引に関する法律」の下に「（昭和五十一年法律第五十七号）」を加え、同条第三項第一号中「において単に」を「、第三十五条の三の十一及び第三十五条の三の十四において」に改め、同号ロ中「特定利益」の下に「（第三十五条の三の十四において「特定利益」という。）」を加える。

第八条中「（第四条の四の規定にあつては、第二号から第六号までに掲げるものに限る。）」を削り、第一号を次のように改める。

一　指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（次に掲げるものを除く。）であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る割賦販売

イ　連鎖販売業（特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業をいう。以下同じ。）に係る連鎖販売取引（同項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）についての契約（当該契約以外の契約であつてその連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係るもの（以下「特定商品販売等契約」という。）を含む。）のうち、その連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供を店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約（以下「連鎖販売個人契約」という。）

ロ　業務提供誘引販売業（特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業をいう。以下同じ。）に係る業務提供誘引販売取引（同項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。）についての契約のうち、その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約（以下「業務提供誘引販売個人契約」という。）

第八条第二号中「輸出取引たる」を「本邦外に在る者に対して行う」に改め、同条第七号を削る。

第二十九条の二第一項を削り、同条第二項中「ローン提携販売業者は、第二条第二項第一号に規定するローン提携販売（証票等を利用者に交付し又は付与し、その証票等と引換えに、又はその提示若しくは通知を受けて当該利用者に商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するものに限る。）」を「ローン提携販売を業とする者（以下「ローン提携販売業者」という。）は、第二条第二項第一号に規定するローン提携販売」に、「提供するため証票等」を「提供するためカード等」に改め、同項第一号中「返還」の下に「（利息の支払を含む。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「証票等」を「カード等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第二項又は」を「又は」に改め、「、第二項各号」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十九条の三第一項第一号中「支払総額」の下に「（ローン提携販売の方法により商品若しくは権利を販売し又は役務を提供する場合の価格（保証料その他の手数料を含む。）及びローン提携販売に係る借入金の利息の合計額をいう。）」を加える。

第二十九条の三の二及び第二十九条の三の三を削る。

第二十九条の四第一項中「第四条の二第一項」を「第四条の二」に、「「第二十九条の二第二項若しくは第三項」を「、「第二十九条の二第一項若しくは第二項」に改め、「、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「第二十九条の三各項」と、第八条中「第四条の四」とあるのは「第二十九条の三の三」と、「第二号から第六号まで」とあるのは「第二号から第五号まで」と」を削り、同条第二項中「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号」を「商品」とあるのは「指定商品」と、「役務に」とあるのは「指定役務に」と、「第三十条の二の三第一項第二号」に改め、「の分割返済金」と」の下に「、「当該役務」とあるのは「当該指定役務」と」を加え、同条第三項中「支払」を「返済」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章　信用購入あつせん

第一節　包括信用購入あつせん

第三十条の見出し中「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条第一項中「割賦購入あつせんを」を「包括信用購入あつせんを」に、「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に、「証票等」を「カード等」に改め、同項第一号及び第二号中「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「割賦購入あつせん業者は、第二条第三項第三号」を「包括信用購入あつせん業者は、第二条第三項第二号」に、「割賦購入あつせんを」を「包括信用購入あつせんを」に、「証票等」を「カード等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に、「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第三章第一節中第三十条の前に次の款名を付する。

第一款　業務

第三十条の二から第三十条の二の三までを次のように改める。

（包括支払可能見込額の調査）

第三十条の二　包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者（個人である利用者に限る。以下この条、次条及び第三節において同じ。）に交付し若しくは付与しようとする場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額（包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により商品若しくは権利を購入し、又は役務を受領することができる額の上限であつて、あらかじめ定められたものをいう。以下同じ。）を増額しようとする

場合には、その交付若しくは付与又はその増額に先立つて、経済産業省令で定めるところにより、年収、預貯金、信用購入あつせん（包括信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんをいう。以下同じ。）に係る債務の支払の状況、借入れの状況その他の当該利用者の包括支払可能見込額を算定するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを調査しなければならない。ただし、当該利用者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　この節において「包括支払可能見込額」とは、主として自己の居住の用に供する住宅その他の経済産業省令で定める資産を譲渡し、又は担保に供することなく、かつ、生活維持費（最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用として経済産業省令で定める額をいう。第三十五条の三の三において同じ。）に充てるべき金銭を使用することなく、利用者が包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入しようとする商品若しくは指定権利の代金又は受領しようとする役務の対価に相当する額の支払に充てることができると見込まれる一年間当たりの額をいう。

3　包括信用購入あつせん業者は、第一項本文の規定による調査を行うときは、第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定信用情報機関」という。）が保有する特定信用情報（利用者又は購入者（個人である購入者に限る。以下この項、第三十五条の三、第三十五条の三の四及び第三節において同じ。）若しくは役務の提供を受ける者（個人である役務の提供を受ける者に限る。以下この項、第三十五条の三の三、第三十五条の三の四及び第三節において同じ。）の包括支払可能見込額又は第三十五条の三の三第二項に規定する個別支払可能見込額に関する情報（当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者を識別することができる情報を含む。）のうち、信用購入あつせんに係る債務の支払の状況その他経済産業省令で定めるものをいう。同条、第三節及び第五十条において同じ。）を使用しなければならない。

（包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止）

第三十条の二の二　包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該利用者に交付し若しくは付与しようとするカード等に係る極度額又は当該増額された後の極度額が、前条第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入される商品若しくは指定権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の受領に係る平均的な期間を勘案して経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額を超えるときは、当該カード等を交付し若しくは付与し、又は極度額を増額してはならない。ただし、当該利用者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

（書面の交付）

第三十条の二の三　包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入される商品若しくは指定権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の受領に係る契約（以下「包括信用購入あつせん関係受領契約」という。）であつて第二条第三項第一号に規定する包括信用購入あつせんに係るものを締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一　購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額（当該商品若しくは当該権利の現金販売価格又は当該役務の現金提供価格及び包括信用購入あつせんの手数料の合計額をいう。第三十条の三及び第三十条の四において同じ。）

二　包括信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価（包括信用購入あつせんの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三　前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせん関係受領契約であつて第二条第三項第二号に規定する包括信用購入あつせんに係るものを締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一　当該商品若しくは当該権利の現金販売価格又は当該役務の現金提供価格

二　弁済金の支払の方法

三　前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3　包括信用購入あつせん業者は、商品、指定権利又は役務に係る第二条第三項第二号に規定する包括信用購入あつせんに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一　弁済金を支払うべき時期

二　前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

4　包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（特定の包括信用購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供

事業者への交付を含む。）をすること（以下「包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎ」という。）を業とする者（以下「包括信用購入あつせん関係立替払取次業者」という。）と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者を含む。以下「包括信用購入あつせん関係販売業者」という。）又は役務提供事業者（包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した役務提供事業者を含む。以下「包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」という。）は、包括信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約又は包括信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一　商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

二　商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

三　契約の解除に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

第三十条の二の四第一項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に、「次の各号に掲げる割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対価に相当する額の受領に係る契約」を「包括信用購入あつせん関係受領契約であつて次の各号に掲げる包括信用購入あつせんに係るもの」に改め、同項第一号中「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「第三十条の二第一項第二号」を「前条第一項第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第二号」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「第三十条の二第三項第二号」を「前条第三項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項を削る。

第三十条の三第一項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に、「第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対価に相当する額の受領に係る契約」を「包括信用購入あつせん関係受領契約であつて第二条第三項第一号に規定する包括信用購入あつせんに係るもの」に改め、「（第三十条第二項第二号に規定する支払総額又は第三十条の二第一項第一号に規定する支払総額をいう。次項及び次条第四項において同じ。）」を削り、同条第二項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に、「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号」を「第三十条の二の三第一項第二号」に、「同条第一項第二号又は第五項第二号」を「同号」に改める。

第三十条の四の前の見出し中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に改め、同条第一項中「又は第二号」を削り、「割賦購入あつせんに」を「包括信用購入あつせんに」に、「指定商品」を「商品」に、「指定役務」を「役務」に、「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号」を「第三十条の二の三第一項第二号」に、「割賦購入あつせん関係販売業者」を「包括信用購入あつせん関係販売業者」に、「割賦購入あつせん関係役務提供事業者」を「包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」に、「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に改め、同条第三項中「割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前三項の規定は、第一項の支払分の支払であつて政令で定める金額に満たない支払総額に係るものについては、適用しない。

第三十条の五第一項中「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第二号」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号」を「第三十条の二の三第一項第二号」に、「第三十条の二第二項第一号」を「第三十条の二の三第二項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第二号」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（業務の運営に関する措置）

第三十条の五の二　包括信用購入あつせん業者は、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令で定めるところにより、その包括信用購入あつせんの業務に関して取得した利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その包括信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行及びその利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

（改善命令）

第三十条の五の三　経済産業大臣は、包括信用購入あつせん業者が前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該包括信用購入あつせん業者に対し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十条の六中「割賦購入あつせん業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に、第八条（第六号を除く。）の規定は割賦購入あつせん及び割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供」を「、包括信用購入あつせん業者、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」に、「第四条の二第一項」を「同条」に、「「第三十条第一項若しくは第三項又は第三十条の二各項」を「「第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二の三各項」に改め、「「同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「第三十条の二第四項又は第五項」と、第八条中「第四条の四」とある

のは「第三十条の二の三」と、「第二号から第六号まで」とあるのは「第二号から第五号まで」と」を削る。

第三章第二節の節名を削る。

第三十一条の見出しを「（包括信用購入あつせん業者の登録）」に改め、同条中「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「割賦購入あつせん業者登録簿」を「包括信用購入あつせん業者登録簿」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「第八条第四号」を「第三十五条の三の六十第一項第四号」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第二款　包括信用購入あつせん業者の登録等

第三十二条第一項第三号中「及び役員の氏名」を削り、同項に次の一号を加える。

四　役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として経済産業省令で定めるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）の氏名

第三十三条第一項中「割賦購入あつせん業者登録簿」を「包括信用購入あつせん業者登録簿」に改める。

第三十三条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者」を「包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者」に改め、同項第四号中「二年」を「五年」に改め、同項第五号中「この法律」の下に「又は貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）」を加え、「二年」を「五年」に改め、同項第六号ロ中「、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ」を削り、「二年」を「五年」に改め、同号ハ中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「二年」を「五年」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　この法律、貸金業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第三十三条の二第一項第六号に次のように加える。

ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第三十三条の二第一項に次の四号を加える。

七　暴力団員等がその事業活動を支配する法人

八　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

九　包括信用購入あつせんに係る業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある法人として経済産業省令で定めるもの

十　第三十条の二第一項本文に規定する調査、第三十五条の十六第一項及び第四項に規定する措置その他この法律に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制その他の包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人

第三十三条の三第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（登録簿の閲覧）

第三十三条の四　経済産業大臣は、包括信用購入あつせん業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（改善命令）

第三十三条の五　経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が第三十三条の二第一項第十号の規定に該当することとなつたと認めるときは、その必要の限度において、当該登録包括信用購入あつせん業者に対し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十四条の見出し中「証票等」を「カード等」に改め、同条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、「販売業者」の下に「（当該登録包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者を含む。第三十五条及び第三十五条の三において準用する第二十一条第一項において同じ。）」を加え、「証票等」を「カード等」に改める。

第三十四条の二第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「、第五号又は第六号の規定」を「又は第五号から第九号までのいずれか」に改め、同条第二項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　第三十条の五の三又は第三十三条の五の規定による命令に違反したとき。

第三十四条の二第三項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改める。

第三十四条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「割賦購入あつせん業者登録簿」を「包括信用購入あつせん業者登録簿」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同項第二号中「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改める。

第三十五条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改める。

第三十五条の二第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十五条の三中「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に、「証票等」を「カード等」に改める。

第三十五条の三の三中「指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売」を「指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約」に、「商品についての前払式特定取引であつて、その購入者が当該商品又はこれを部品、附属品若しくは原材料とする商品を販売することを業とする者であるもの」を「商品又は指定役務についての前払式特定取引の契約」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、第三章の二中同条を第三十五条の三の六十二とする。

第三十五条の三の二を第三十五条の三の六十一とする。

第三章に次の三節を加える。

第二節　個別信用購入あつせん

第一款　業務

（個別信用購入あつせんの取引条件の表示）

第三十五条の三の二　個別信用購入あつせんを業とする者（以下「個別信用購入あつせん業者」という。）と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（以下「個別信用購入あつせん関係販売業者」という。）又は役務提供事業者（以下「個別信用購入あつせん関係役務提供事業者」という。）は、個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは指定権利を販売しようとするとき又は役務を提供しようとするときは、その相手方に対して、経済産業省令で定めるところにより、当該商品、当該指定権利又は当該役務に関する次の事項を示さなければならない。

一　商品若しくは権利の現金販売価格又は役務の現金提供価格

二　購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額（個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売する場合の価格又は役務を提供する場合の価格及び個別信用購入あつせんの手数料の合計額をいう。以下この節において同じ。）

三　個別信用購入あつせんに係る商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部（当該代金又は当該対価の全部又は一部に係る個別信用購入あつせんの手数料を含む。）の支払の期間及び回数

四　経済産業省令で定める方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率

五　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は役務を提供する場合の提供条件について広告をするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該広告に前項各号の事項を表示しなければならない。

（個別支払可能見込額の調査）

第三十五条の三の三　個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入される商品若しくは指定権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の受領に係る契約（以下「個別信用購入あつせん関係受領契約」という。）を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立つて、経済産業省令で定めるところにより、年収、預貯金、信用購入あつせんに係る債務の支払の状況、借入れの状況その他の当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の個別支払可能見込額を算定するために必要な事項として経済産業省令で定めるものを調査しなければならない。ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　この節において「個別支払可能見込額」とは、主として自己の居住の用に供する住宅その他の経済産業省令で定める資産を譲渡し、又は担保に供することなく、かつ、生活維持費に充てるべき金銭を使用することなく、購入者又は役務の提供を受ける者が個別信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入しようとする商品若しくは指定権利の代金又は受領しようとする役務の対価に相当する額の支払に充てることができると見込まれる一年間当たりの額をいう。

3　個別信用購入あつせん業者は、第一項本文の規定による調査を行うときは、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用しなければならない。

（個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止）

第三十五条の三の四　個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額のうち一年間に支払うこととなる額が、前条第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した個別支払可能見込額を超えるときは、当該個別信用購入あつせん関係受領契約を締結してはならない。ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の保護に支障を生ずることがない場合として経済産業

省令で定める場合は、この限りでない。

（個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査）

第三十五条の三の五　個別信用購入あつせん業者は、次の各号のいずれかに該当する契約（第三十五条の三の七において「特定契約」という。）であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約（以下「個別信用購入あつせん関係販売契約」という。）又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約（以下「個別信用購入あつせん関係役務提供契約」という。）に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立つて、経済産業省令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による同条各号のいずれかに該当する行為の有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項を調査しなければならない。

一　特定商取引に関する法律第二条第一項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に係る契約

二　特定商取引に関する法律第二条第三項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）に係る契約

三　連鎖販売個人契約のうち特定商品販売等契約を除いたもの（以下「特定連鎖販売個人契約」という。）

四　特定商取引に関する法律第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約又は同項第二号に規定する特定権利販売契約（以下「特定継続的役務提供等契約」という。）

五　業務提供誘引販売個人契約

2　個別信用購入あつせん業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（調査の協力）

第三十五条の三の六　個別信用購入あつせん関係販売業者及び個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、前条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

（個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの承諾等の禁止）

第三十五条の三の七　個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の五第一項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該勧誘の相手方に対し当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みをし、又は当該勧誘の相手方から受けた当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを承諾してはならない。ただし、当該勧誘の相手方が当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約の締結を必要とする特別の事情があることを確認した場合その他当該勧誘の相手方の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

一　特定商取引に関する法律第六条第一項から第三項まで、第二十一条各項、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条各項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為

二　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第三項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。）

（個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付）

第三十五条の三の八　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、個別信用購入あつせん関係役務販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一　商品若しくは権利又は役務の種類

二　購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

三　個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部（当該代金又は当該対価の全部又は一部に係る個別信用購入あつせんの手数料を含む。以下同じ。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

四　商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期（当該契約が特定継続的役務提供等契約であるときは、役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間）

五　当該契約が連鎖販売個人契約であるときは、商品若しくは権利の再販売、受託販売又は同種役務の提供についての条件に関する基本的な事項

六　当該契約が特定継続的役務提供等契約であつて、当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要のある商品があるときは、その商品名

七　当該契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、商品若しくは権利若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する基本的な事項

八　当該契約の解除に関する事項（購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方である場合には同条第五項本文の規定により当該契約が解除されたものとみなされることに関する事項を含み、購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手

方である場合には同条第七項本文の規定により当該契約が解除されたものとみなされることに関する事項を含む。）

九　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（個別信用購入あつせん業者による書面の交付）

第三十五条の三の九　個別信用購入あつせん業者は、次に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次項各号の事項を記載した書面を当該申込みをした者に交付しなければならない。

一　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定商取引に関する法律第二条第一項第一号に規定する営業所等（以下「営業所等」という。）以外の場所においてその申込みを受けた個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約

二　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他特定商取引に関する法律第二条第一項第二号に規定する政令で定める方法により誘引した者（以下「個別信用購入あつせん関係特定顧客」という。）からその申込みを受けた個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の締結についての勧誘により、その相手方（以下「個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客」という。）からその申込みを同条第二項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）により受けた当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約

四　特定連鎖販売個人契約、特定継続的役務提供等契約又は業務提供誘引販売個人契約（以下「特定連鎖販売個人契約等」という。）であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの

2　前項の書面には、次の事項を記載するものとする。

一　前条第一号から第七号までの事項

二　当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に関する事項（購入者又は役務の提供を受ける者が次条第一項第一号から第三号までに定める契約の申込みをした者である場合には同項から同条第三項まで、同条第五項から第七項まで及び同条第九項から第十四項までの規定に関する事項を含み、購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の申込みをした者である場合には同項から同条第五項まで、同条第七項から第九項まで及び同条第十一項から第十四項までの規定に関する事項を含む。）

三　第三十五条の三の五第一項の規定による調査の対象となるべき事項

四　前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3　個別信用購入あつせん業者は、次に掲げる個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該契約に関する次項各号の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一　個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において締結した個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約（営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客以外の顧客から申込みを受けた個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を除く。）又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所においてその申込みを受け、営業所等において締結した個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約

二　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客と締結した個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約

三　個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客から申込みを郵便等により受け、締結した当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約

四　特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの

4　前項の書面には、次の事項を記載するものとする。

一　前条第一号から第七号までの事項

二　当該契約の解除に関する事項（購入者又は役務の提供を受ける者が次条第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方で

ある場合には同項から同条第三項まで、同条第五項から第七項まで及び同条第九項から第十四項までの規定に関する事項のうち契約の解除に関する事項を含み、購入者又は役務の提供を受ける者が第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合には同項から同条第五項まで、同条第七項から第九項まで及び同条第十一項から第十四項までの規定に関する事項のうち契約の解除に関する事項を含む。）

三　第三十五条の三の五第一項の規定による調査の結果に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等）

第三十五条の三の十　次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者（以下この条において「申込者等」という。）は、書面により、申込みの撤回等（次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は次の各号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。ただし、前条第三項の書面を受領した日（その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日）から起算して八日を経過したとき（申込者等が、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせん業者が経済産業省令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき）は、この限りでない。

一　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合　当該申込みをした者

二　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを受けた場合　当該申込みをした者

三　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客から当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合　当該申込みをした者

四　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等以外の場所において個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の営業所等において当該契約の申込みを受けた場合を除く。）　当該契約の相手方

五　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が営業所等において個別信用購入あつせん関係特定顧客と個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結した場合　当該契約の相手方

六　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別信用購入あつせん関係電話勧誘顧客と当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約を郵便等により締結した場合　当該契約の相手方

2　申込みの撤回等があつた場合においては、個別信用購入あつせん業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

3　申込みの撤回等は、前項本文の書面を発した時に、その効力を生ずる。

4　個別信用購入あつせん業者は、第一項本文の書面を受領した時には、直ちに、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者にその旨を通知しなければならない。

5　申込者等が申込みの撤回等を行つた場合には、当該申込みの撤回等に係る第一項本文の書面を発する時において現に効力を有する個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約は、当該申込者等が当該書面を発した時に、撤回されたものとみなし、又は解除されたものとみなす。ただし、当該申込者等が当該書面において反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

6　前項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又

は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合においては、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

7　個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があり、かつ、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合には、既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者への交付をしたときにおいても、申込者等に対し、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して交付をした当該商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額その他当該個別信用購入あつせんにより得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

8　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合においては、個別信用購入あつせん業者から既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

9　個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があり、かつ、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合には、既に当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合において、申込者等から当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して金銭を受領しているときは、当該申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

10　第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係販売契約が解除されたものとみなされた場合において、その個別信用購入あつせん関係販売契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、個別信用購入あつせん関係販売業者の負担とする。

11　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第五項本文の規定により第一項第一号若しくは第二号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は同項第四号若しくは第五号の個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合には、既に当該個別信用購入あつせん関係販売契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは指定権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供され又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に定める者に対し、その商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

12　個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者は、第五項本文の規定により第一項第三号の個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約であつて指定権利を販売するものの申込みが撤回され、又は同項第六号の個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約であつて指定権利を販売するものが解除されたものとみなされた場合には、既に当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、同項第三号又は第六号に定める者に対し、当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

13　個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みが撤回され、又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約が解除されたものとみなされた場合において、当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約に関連して金銭（個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。）を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

14　個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により指定権利を販売する契約における申込者等は、その個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により指定権利を販売する契約につき第五項本文の規定により契約の申込みが撤回され、又は契約が解除されたものとみなされた場合において、当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は当該個別信用購入あつせんに係る販売の方法により指定権利を販売する契約に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせ

ん関係販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

15　第一項から第三項まで、第五項から第七項まで及び第九項から前項までの規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

第三十五条の三の十一　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込みを受けた場合における当該申込みをした者又は特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものを締結した場合における当該契約の相手方（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面により、その特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又はその特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

一　特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込者等が第三十五条の三の九第三項の書面を受領した日（その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日）から起算して二十日を経過したとき（その特定連鎖販売個人契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、同条第三項の書面を受領した日がその特定連鎖販売個人契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日前の日となる場合には、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過したとき）。ただし、申込者等が、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売個人契約であつて個別信用購入あつせん業者若しくは特定商取引に関する法律第三十三条第二項に規定する統括者（以下「統括者」という。）、同法第三十三条の二に規定する勧誘者（以下「勧誘者」という。）若しくは同条に規定する一般連鎖販売業者（以下「一般連鎖販売業者」という。）がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、若しくは申込みの撤回等（その連鎖販売業に係る特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又はその連鎖販売業に係る特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。以下この号において同じ。）を妨げるため、申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者若しくは統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは当該個別信用購入あつせん業者又は当該統括者、当該勧誘者若しくは当該一般連鎖販売業者が経済産業省令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき。

二　特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものの申込者等が第三十五条の三の九第三項の書面を受領した日（その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日）から起算して八日を経過したとき。ただし、申込者等が、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん業者が特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係販売業者

若しくは個別信用購入あつせん業者が特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん業者が経済産業省令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき。

三　業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込者等が第三十五条の三の九第三項の書面を受領した日（その日前に同条第一項の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日）から起算して二十日を経過したとき。ただし、申込者等が、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、若しくは申込みの撤回等（その業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又はその業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除をいう。以下この号において同じ。）を妨げるため、申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん業者が業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結させ、若しくは申込みの撤回等を妨げるため、威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせん業者が経済産業省令で定めるところにより申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき。

2　前項第一号ただし書に規定する申込みの撤回等があり、かつ、特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものが特定商取引に関する法律第四十条第一項の規定により解除された場合又は第七項本文の規定により解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が申込者等に対し、当該連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供を行つており、かつ、特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん業者が併せて当該商品若しくは当該権利又は当該役務に係る特定商品販売等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結している場合には、申込者等は、前項第一号に掲げる場合を除き、当該特定商品販売等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約についても、書面により、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができる。

3　第一項第二号ただし書に規定する申込みの撤回等があり、かつ、特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが特定商取引に関する法律第四十八条第一項の規定により解除された場合又は第七項本文の規定により解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者が関連商品（同条第二項に規定する関連商品をいう。以下同じ。）の販売又はその代理若しくは媒介を行つており、かつ、特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結している場合には、申込者等は、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約についても、書面により、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除を行うことができる。ただし、申込者等が第三十五条の三の九第一項の書面又は同条第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある

商品として同法第四十八条第二項に規定する政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は、この限りでない。

4　第一項、第二項又は前項本文の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除は、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

5　第一項、第二項又は第三項本文の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、個別信用購入あつせん業者は、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

6　個別信用購入あつせん業者は、第一項の書面又は第三項本文の書面を受領した時には、直ちに、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者にその旨を通知しなければならない。

7　申込者等が第一項第一号ただし書に規定する申込みの撤回等、同項第二号ただし書に規定する申込みの撤回等又は同項第三号ただし書に規定する申込みの撤回等（以下この項において「申込みの撤回等」という。）を行つた場合には、当該申込みの撤回等に係る第一項の書面を発する時において現に効力を有する特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものは、当該申込者等が当該書面を発した時に、解除されたものとみなし、申込者等が第三項本文の規定により契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合には、当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除に係る同項本文の書面を発する時において現に効力を有する関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものは、当該申込者等が当該書面を発した時に、解除されたものとみなす。ただし、当該申込者等が当該書面において反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

8　前項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

9　個別信用購入あつせん業者は、第一項又は第三項本文の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除があり、かつ、第七項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

10　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第七項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、個別信用購入あつせん業者から既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

11　個別信用購入あつせん業者は、第一項又は第三項本文の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除があり、かつ、第七項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、その特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、個別信用購入あつせん関係販売業者の負担とする。

12　第七項本文の規定により特定連鎖販売個人契約等であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するもの又は関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、申込者等から当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して金銭を受領しているときは、当該申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

13　個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者は、第七項本文の規定により特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により指定権利を販売する契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合には、既に当該特定継続的役務提供等契

約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに基づき役務が提供され、又は当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

14　個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、第七項本文の規定により特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものが解除されたものとみなされた場合において、特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに関連して金銭（個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。）を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

15　第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から前項までの規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の販売契約等に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等）

第三十五条の三の十二　第三十五条の三の十第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、当該各号に定める者（以下この条において「申込者等」という。）は、当該各号の個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約であつて特定商取引に関する法律第九条の二第一項各号に掲げる契約に該当するもの（以下この条において「特定契約」という。）に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該特定契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

2　前項の規定による権利は、当該個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3　申込みの撤回等があつた場合においては、個別信用購入あつせん業者は、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4　個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があつた場合には、既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者への交付をしたときにおいても、申込者等に対し、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して交付をした当該商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額その他当該個別信用購入あつせんにより得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。ただし、申込みの撤回等があつた時前に特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

5　個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、申込みの撤回等があつた場合において、個別信用購入あつせん業者から既に商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の交付を受けたときは、当該個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。ただし、申込みの撤回等があつた時前に特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され、又は当該特定契約が解除された場合は、この限りでない。

6　個別信用購入あつせん業者は、申込みの撤回等があつた場合において、申込者等から当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して金銭を受領しているときは、当該申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

7　申込みの撤回等があつた時以後、特定商取引に関する法律第九条第一項又は第九条の二第一項の規定により当該特定契約の申込みが撤回され又は当該特定契約が解除された場合においては、同法第九条第六項（同法第九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第九条第六項中「金銭」とあるのは、「金銭（割賦販売法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あつせん業者から交付されたものを除く。）」とする。

8　第一項から第四項まで及び第六項の規定に反する特約であつて申込者等に不利なものは、無効とする。

（個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第三十五条の三の十三　購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が訪問販売に係る個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約又は電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は第一号から第五号までに掲げる事項につき故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一　購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

二　個別信用購入あつせんに係る各回ごとの

商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三　商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第六条第一項第一号又は第二十一条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四　商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五　個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の解除に関する事項（第三十五条の三の十第一項から第三項まで、第五項から第七項まで及び第九項から第十四項までの規定に関する事項を含む。）

六　前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する事項であつて、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2　購入者又は役務の提供を受ける者が前項の規定により個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消し、かつ、当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約が取消しその他の事由により初めから無効である場合には、当該個別信用購入あつせん業者は、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に対し、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して交付をした商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額の支払を請求することができない。

3　前項の場合において、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、個別信用購入あつせん業者に対し、当該交付を受けた商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

4　第二項の場合において、購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係受領契約に関連して個別信用購入あつせん業者に対して金銭を支払つているときは、その返還を請求することができる。

5　第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

6　第一項の規定は、同項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

7　第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

第三十五条の三の十四　購入者又は役務の提供を受ける者は、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者若しくは勧誘者が当該契約の締結について勧誘をするに際し、第一号から第六号までに掲げる事項につき故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一　購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

二　個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三　商品の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第三十四条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四　当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項

五　個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の解除に関する事項（第三十五条の三の十一第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に関する事項を含む。）

六　特定利益に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する事項であつて、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2　前項の規定により特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に

該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消され、かつ、当該特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものの申込み又はその承諾の意思表示が特定商取引に関する法律第四十条の三第一項の規定により取り消された場合であつて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が購入者又は役務の提供を受ける者に対し、当該連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供を行つており、かつ、当該特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した個別信用購入あつせん業者が併せて当該商品若しくは当該権利の販売又は当該役務の提供に係る特定商品販売等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結している場合には、購入者又は役務の提供を受ける者は、当該特定商品販売等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

3　前条第二項から第七項までの規定は、第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに準用する。

第三十五条の三の十五　役務の提供を受ける者又は購入者は、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者が特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は第一号から第六号までに掲げる事項につき故意に事実を告げないことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一　役務の提供を受ける者又は購入者の支払総額

二　個別信用購入あつせんに係る各回ごとの役務の対価又は権利の代金の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三　役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第四十四条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、役務の提供を受ける者又は購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四　役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、役務の提供を受ける者又は購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

五　役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間

六　個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約の解除に関する事項（第三十五条の三の十一第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に関する事項を含む。）

七　前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係販売契約に関する事項であつて、役務の提供を受ける者又は購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2　前項の規定により特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合において、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者が役務の提供を受ける者又は購入者に対し、関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つており、かつ、当該関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものが特定商取引に関する法律第四十九条の二第三項において準用する同法第四十九条第五項の規定により解除された場合であつて、当該特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供契約又は個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結している場合には、役務の提供を受ける者又は購入者は、当該関連商品販売契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

3　第三十五条の三の十三第二項から第七項までの規定は、第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに準用する。

第三十五条の三の十六　購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提

供事業者が業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、次に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は第一号から第六号までに掲げる事項につき故意に事実を告げない行為をしたことにより当該事実が存在しないとの誤認をし、これらによつて当該契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一　購入者又は役務の提供を受ける者の支払総額

二　個別信用購入あつせんに係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三　商品の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして特定商取引に関する法律第五十二条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める事項のうち、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

四　当該業務提供誘引販売取引に伴う特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する特定負担に関する事項

五　個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供契約の解除に関する事項（第三十五条の三の十一第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に関する事項を含む。）

六　その業務提供誘引販売業に係る特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供利益に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係受領契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に関する事項であつて、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2　第三十五条の三の十三第二項から第七項までの規定は、前項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに準用する。

（契約の解除等の制限）

第三十五条の三の十七　個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約について第三十五条の三の八第三号に定める支払分の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、支払分の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができない。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第三十五条の三の十八　個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合（第三十五条の三の十第一項本文、第三十五条の三の十一第一項、第二項若しくは第三項本文又は第三十五条の三の十二第一項本文の規定により解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

2　個別信用購入あつせん業者は、前項の契約について第三十五条の三の八第三号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同号の支払分の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

（個別信用購入あつせん業者に対する抗弁）

第三十五条の三の十九　購入者又は役務の提供を受ける者は、個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る第三十五条の三の八第三号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該契約に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗することができる。

2　前項の規定に反する特約であつて購入者又は役務の提供を受ける者に不利なものは、無効とする。

3　第一項の規定による対抗をする購入者又は役務の提供を受ける者は、その対抗を受けた個別信用購入あつせん業者からその対抗に係る同項の事由の内容を記載した書面の提出を求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない。

4　前三項の規定は、第一項の支払分の支払であつて政令で定める金額に満たない支払総額に係るものについては、適用しない。

（業務の運営に関する措置）

第三十五条の三の二十　個別信用購入あつせん業者は、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令で定めるところにより、その個別信用購入あつせんの業務に関して取得した購入者又は役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その個別信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行、その購入者又は役務の提供を受ける者の知識、経験、財産の状況及び個別信用購入あつせん関係受領契約を締結する目的に照らして適切な業務の実施並びにその購入者又は役

務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

（改善命令）

第三十五条の三の二十一　経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文、第三十五条の三の十第四項、第三十五条の三の十一第六項、前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該個別信用購入あつせん業者に対し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十五条の三の二十二　個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項若しくは第三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は当該個別信用購入あつせん業者は、当該書面を交付したものとみなす。

2　前項前段に規定する方法（経済産業省令で定める方法を除く。）により第三十五条の三の九第一項又は第三項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に到達したものとみなす。

第二款　個別信用購入あつせん業者の登録等

（個別信用購入あつせん業者の登録）

第三十五条の三の二十三　個別信用購入あつせんは、経済産業省に備える個別信用購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録個別信用購入あつせん業者」という。）でなければ、業として営んではならない。ただし、第三十五条の三の六十第二項第四号の団体については、この限りでない。

（登録の申請）

第三十五条の三の二十四　前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　本店その他の営業所の名称及び所在地

三　資産の合計額から負債の合計額を控除した額

四　役員の氏名

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、登記事項証明書の添付を省略することができる。

3　前項の場合において、定款が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録（経済産業省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（登録及びその通知）

第三十五条の三の二十五　経済産業大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を個別信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

2　経済産業大臣は、第三十五条の三の二十三の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第三十五条の三の二十六　経済産業大臣は、第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　法人でない者

二　資産の合計額から負債の合計額を控除した額が個別信用購入あつせんに係る業務を適正に実施し、かつ、購入者又は役務の提供を受ける者を保護するため必要かつ適当であると認められる金額で政令で定めるものに満たない法人

三　第三十五条の三の三十二第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

四　この法律又は貸金業法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

五　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　破産者で復権を得ないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ　この法律、貸金業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三十二第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録個別信用購入あつせん業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から五年を経過しないもの

ホ　暴力団員等

六　暴力団員等がその事業活動を支配する法人

七　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

八　個別信用購入あつせんに係る業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある法人として経済産業省令で定めるもの

九　第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査及び第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他この法律に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制、購入者又は役務の提供を受ける者の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制その他の個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制が整備されていると認められない法人

2　第十五条第二項及び第三項の規定は、第三十五条の三の二十四第一項の規定による登録の申請があつた場合に準用する。

（登録の更新）

第三十五条の三の二十七　第三十五条の三の二十三の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第十五条第二項及び第三項、第三十五条の三の二十四、第三十五条の三の二十五並びに前条第一項の規定は、前項の登録の更新に準用する。

3　第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（変更登録の申請）

第三十五条の三の二十八　登録個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の二十四第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　第十五条第三項、第三十五条の三の二十四第二項、第三十五条の三の二十五及び第三十五条の三の二十六第一項の規定は、前項の規定による変更登録の申請に準用する。

（登録簿の閲覧）

第三十五条の三の二十九　経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第三十五条の三の三十　登録個別信用購入あつせん業者は、自己の名義をもつて、他人に個別信用購入あつせんを業として営ませてはならない。

（改善命令）

第三十五条の三の三十一　経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の二十六第一項第九号の規定に該当することとなつたと認めるときは、その必要の限度において、当該登録個別信用購入あつせん業者に対し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第三十五条の三の三十二　経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一　第三十五条の三の二十六第一項第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第三十五条の三の二十三の登録（第三十五条の三の二十七第一項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

三　第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

2　経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十五条の三の二十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

二　第三十五条の三の二十六第一項第二号の規定に該当することとなつたとき。

三　第三十五条の三の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

3　経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

（登録の消除）

第三十五条の三の三十三　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、個別信用購入あつせん業者登録簿につき、その登録個別信用購入あつせん業者に関する登録を消除しなければならない。

一　第三十五条の三の二十七第一項の規定により登録が効力を失つたとき。

二　前条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

三　第三十五条の三の三十五において準用する第二十六条第一項の規定による届出があつたときその他個別信用購入あつせんの営業を廃止したことが判明したとき。

2　前条第三項の規定は、前項第一号又は第三号の規定により登録を消除した場合に準用する。

（販売業者等の契約の解除）

第三十五条の三の三十四　登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三十二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は前条第一項第一号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（準用規定）

第三十五条の三の三十五　第二十四条、第二十

六条第一項及び第二十八条の規定は、個別信用購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第二十四条中「第二十条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項の規定によりこれを取り消したとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消したとき」とあるのは「第三十五条の三の三十二第一項の規定により登録を取り消したとき、同条第二項の規定により登録を取り消し、若しくは個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の三の三十三第一項第一号若しくは第三号の規定により登録を消除したとき」と、第二十八条中「第二十三条第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十五条の三の三十二第一項若しくは第二項」と、「第二十五条の規定により許可が効力を失つたとき」とあるのは「第三十五条の三の三十三第一項第一号若しくは第三号の規定により登録を消除されたとき」と、「前払式割賦販売の契約」とあるのは「個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を相手方とする個別信用購入あつせんに係る契約及び個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

第三節　指定信用情報機関

第一款　通則

（特定信用情報提供等業務を行う者の指定）

第三十五条の三の三十六　経済産業大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この節の定めるところにより特定信用情報提供等業務（特定信用情報の収集及び包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対する特定信用情報の提供を行う業務をいう。以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二　第三十五条の三の五十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四　役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、代表者若しくは管理人又はこれらに準ずる者をいう。以下この款及び第三款において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ　破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮（こ）以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　第三十五条の三の五十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ　第三十五条の三の五十四第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ　この法律若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　その取り扱う特定信用情報の規模として経済産業省令で定めるものが、特定信用情報提供等業務を適正かつ効率的に行うに足りるものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

六　特定信用情報提供等業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎で経済産業省令で定めるものを有すると認められること。

七　その人的構成に照らして、特定信用情報提供等業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2　経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定信用情報機関の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を官報で公示しなければならない。

（指定の申請）

第三十五条の三の三十七　前条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　主たる営業所又は事務所その他特定信用情報提供等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三　役員の氏名又は商号若しくは名称

四　特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前条第一項第三号及び第四号に掲げる要

件に該当することを誓約する書面
二　定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
三　業務規程
四　財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書
五　前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める書類
3　前項の場合において、定款、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは収支計算書又は事業報告書が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録（経済産業省令で定めるものに限る。）を添付することができる。
（指定信用情報機関の役員の兼職の制限）
第三十五条の三の三十八　指定信用情報機関の代表者及び常務に従事する役員は、経済産業大臣の認可を受けた場合を除くほか、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者その他の経済産業省令で定める法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は貸金業法第二条第一項に規定する貸金業その他の経済産業省令で定める事業を営んではならない。
（秘密保持義務）
第三十五条の三の三十九　指定信用情報機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定信用情報提供等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二款　業務

（指定信用情報機関の業務）
第三十五条の三の四十　指定信用情報機関は、この節の規定及び業務規程の定めるところにより、特定信用情報提供等業務を行うものとする。
（兼業の制限）
第三十五条の三の四十一　指定信用情報機関は、特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該指定信用情報機関が割賦販売業者及びローン提携販売業者に対する信用情報（利用者（第二条第一項第二号に規定する利用者及び同条第三項第一号に規定する利用者をいう。）又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する情報をいう。第三十八条及び第三十九条において同じ。）の提供に係る業務その他特定信用情報提供等業務を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
2　指定信用情報機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
3　第三十五条の三の三十七第一項の申請書に申請者が特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者が第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けたときは、当該業務を行うことにつき第一項ただし書の承認を受けたものとみなす。
（特定信用情報提供等業務の一部の委託）
第三十五条の三の四十二　指定信用情報機関は、経済産業省令で定めるところにより、特定信用情報提供等業務の一部を、経済産業大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。
2　前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた特定信用情報提供等業務の一部を、当該委託をした指定信用情報機関の同意を得て、更に他の者に委託することができる。
（業務規程の認可）
第三十五条の三の四十三　指定信用情報機関は、特定信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一　包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者との特定信用情報の提供を内容とする契約（以下「特定信用情報提供契約」という。）の締結に関する事項
二　特定信用情報の収集及び提供に関する事項
三　特定信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の特定信用情報の安全管理に関する事項
四　特定信用情報の正確性の確保に関する事項
五　料金に関する事項
六　他の指定信用情報機関があるときは、当該他の指定信用情報機関に対する基礎特定信用情報（特定信用情報のうち、包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約に係る第三十五条の三の五十六第一項各号に掲げる事項に係る情報をいう。以下同じ。）の提供に関する事項その他の当該他の指定信用情報機関との特定信用情報提供等業務の連携に関する事項（第三十五条の三の四十七第二項の規定により手数料を徴収する場合にあつては、当該手数料に関する事項を含む。）
七　特定信用情報提供契約を締結した相手方である包括信用購入あつせん業者（以下「加入包括信用購入あつせん業者」という。）又は特定信用情報提供契約を締結した相手方である個別信用購入あつせん業者（以下「加入個別信用購入あつせん業者」という。）に対する監督に関する事項
八　特定信用情報提供等業務の一部を他の者に委託する場合におけるその委託した業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置に関する事項
九　苦情の処理に関する事項
十　前各号に掲げるもののほか、特定信用情報提供等業務の実施に必要な事項として経済産業省令で定める事項
2　前項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一　加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者から利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る特定信用情報の提供を依頼された場合には、当該利用者又は購入者若しくは役務の

提供を受ける者に係るすべての特定信用情報を提供すること。

二　加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者から、その保有する基礎特定信用情報について、購入者又は役務の提供を受ける者ごとに当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に係るすべての基礎特定信用情報の提供を受けること。

3　第一項第五号に掲げる事項に関する業務規程は、特定信用情報提供等業務に関する料金が能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであることを内容とするものでなければならない。

4　経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（差別的取扱いの禁止）

第三十五条の三の四十四　指定信用情報機関は、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が特定信用情報提供契約の締結を希望する場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

2　指定信用情報機関は、特定の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（記録の保存）

第三十五条の三の四十五　指定信用情報機関は、経済産業省令で定めるところにより、特定信用情報提供等業務に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者に対する監督）

第三十五条の三の四十六　指定信用情報機関は、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を第三十条の二第一項本文の規定による調査又は第三十五条の三第一項本文の規定による調査その他の利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する事項の調査（第三十五条の三の五十九第一項及び第五十条第二号において「支払能力調査」という。）以外の目的で使用しないよう加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（指定信用情報機関の情報提供）

第三十五条の三の四十七　指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から基礎特定信用情報の提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合その他経済産業省令で定める場合を除き、当該依頼に応じ、基礎特定信用情報を提供しなければならない。

2　指定信用情報機関は、前項の規定による基礎特定信用情報の提供に関し、手数料を徴収することができる。

3　指定信用情報機関は、前項の規定により手数料を徴収する場合には、第一項の規定による基礎特定信用情報の提供に関する能率的な業務運営の下における適正な原価に照らし公正妥当な手数料を定めなければならない。

4　第三十五条の三の三十九及び第三十五条の三の四十五の規定は、第一項の規定による基礎特定信用情報の提供に係る業務について準用する。

（加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者の名簿の縦覧）

第三十五条の三の四十八　指定信用情報機関は、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（名称の使用制限）

第三十五条の三の四十九　指定信用情報機関でない者（貸金業法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者を除く。）は、その名称又は商号中に、指定信用情報機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三款　監督

（変更の届出）

第三十五条の三の五十　指定信用情報機関は、第三十五条の三の三十七第一項第一号から第三号までのいずれかに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定により指定信用情報機関の商号若しくは名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第三十五条の三の五十一　指定信用情報機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る業務及び財産に関する報告書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

（改善命令）

第三十五条の三の五十二　経済産業大臣は、指定信用情報機関の特定信用情報提供等業務の運営に関し、特定信用情報提供等業務の適正かつ確実な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定信用情報機関に対し、財産の状況又はその業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定信用情報提供等業務の休廃止）

第三十五条の三の五十三　指定信用情報機関は、特定信用情報提供等業務の全部又は一部の休止（次項に規定する理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　指定信用情報機関が、天災その他のやむを得ない理由により特定信用情報提供等業務の全部又は一部を休止した場合には、直ちにその旨を、理由を付して経済産業大臣に届け出るとともに、加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者並びに他の指定信用情報機関に通知しなければならな

い。指定信用情報機関がその休止した当該特定信用情報提供等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3　前二項の規定により指定信用情報機関による特定信用情報提供等業務が休止している場合において、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関の保有する特定信用情報の全部又は一部を使用することができないときは、第三十条の二第三項又は第三十五条の三の三第三項の規定は、適用しない。

（指定の取消し等）

第三十五条の三の五十四　経済産業大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定若しくは第三十五条の三の四十一第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めて、特定信用情報提供等業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることができる。

一　第三十五条の三の三十六第一項第三号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。

二　不正の手段により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を受けたとき。

三　法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（特定信用情報提供等業務移転命令）

第三十五条の三の五十五　経済産業大臣は、指定信用情報機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定信用情報機関に対し、特定信用情報提供等業務の全部又は一部を他の指定信用情報機関に行わせることを命ずることができる。

一　前条第一項の規定により第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を取り消し、又は特定信用情報提供等業務の全部若しくは一部の停止を命ずるとき。

二　第三十五条の三の五十三第一項の認可をするとき。

三　弁済期にある債務の弁済が特定信用情報提供等業務の継続に著しい支障を来すこととなる事態又は破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあると認められるとき。

四　指定信用情報機関が天災その他の事由により特定信用情報提供等業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第四款　加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者

（基礎特定信用情報の提供）

第三十五条の三の五十六　加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結したときは、当該特定信用情報提供契約の締結前に締結した購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約で当該特定信用情報提供契約を締結した時点において支払時期の到来していない支払分又は弁済金（支払時期が到来しており、かつ、支払の義務が履行されていないものを含む。）があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

一　当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の氏名及び住所その他の当該購入者又は当該役務の提供を受ける者を識別することができる事項として経済産業省令で定めるもの

二　契約年月日

三　支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る債務の額

四　前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2　加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関（特定信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関をいう。以下同じ。）に提供しなければならない。

3　前二項の規定による基礎特定信用情報の提供をした加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、当該提供をした基礎特定信用情報に変更があつたときは、遅滞なく、その変更内容を加入指定信用情報機関に提供しなければならない。

（指定信用情報機関への特定信用情報の提供等に係る同意の取得等）

第三十五条の三の五十七　加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、加入指定信用情報機関に利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る特定信用情報の提供の依頼（当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をする場合には、経済産業省令で定める場合を除き、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2　加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該購入者又は当該役務の提供を受ける者から書面又は電磁的方法により得なければならない。

一　当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に関する基礎特定信用情報を加入指定信用情報機関に提供する旨の同意

二　前号の基礎特定信用情報を加入指定信用

情報機関が当該加入指定信用情報機関の他の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に提供する旨の同意

三　第一号の基礎特定信用情報を第三十五条の三の四十七第一項の規定による依頼に応じ、他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者に提供する旨の同意

3　加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、前二項の同意を得た場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、保存しなければならない。

（加入指定信用情報機関の商号等の公表）

第三十五条の三の五十八　加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、加入指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第三十五条の三の五十九　加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供の依頼（当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に係る他の指定信用情報機関が保有する基礎特定信用情報の提供の依頼を含む。）をし、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

2　加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はこれらの役員若しくは職員は、加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報について、これらの者に該当しなくなつた後において、当該特定信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

第四節　適用除外

第三十五条の三の六十　この章の規定は、次の包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一　商品若しくは指定権利を販売する契約又は役務を提供する契約（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。）であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

二　本邦外に在る者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

三　国又は地方公共団体が行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

四　次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ　特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ　国家公務員法第百八条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ　労働組合

五　事業者がその従業者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

六　不動産を販売する契約に係る包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

2　この章の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一　商品若しくは指定権利を販売する契約又は役務を提供する契約（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。）であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

二　本邦外に在る者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

三　国又は地方公共団体が行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

四　次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供（当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。）

イ　特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ　国家公務員法第百八条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ　労働組合

五　事業者がその従業者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

六　不動産を販売する契約に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

3　第三十五条の三の五、第三十五条の三の七、第三十五条の三の九、第三十五条の三の十、第三十五条の三の十二及び第三十五条の三の十三の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一　特定商取引に関する法律第二十六条第一項第六号から第八号までの販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

二　特定商取引に関する法律第二十六条第五項各号の訪問販売及び同条第六項各号の電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

4　第三十五条の三の十の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一　特定商取引に関する法律第二十六条第二項に規定する役務の提供であつて訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものが同項に規定する経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る提供の方法による提供

二　特定商取引に関する法律第二十六条第三項各号に規定する販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

三　訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が特定商取引に関する法律第二十六条第四項第一号又は第二号の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による提供

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第三十五条の十六　包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等（クレジットカード等購入あつせん業者が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　この章において「二月払購入あつせん」とは、カード等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、当該代金又は当該対価に相当する額を、当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することをいう。

3　特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすること（以下「立替払取次ぎ」という。）を業とする者（以下「立替払取次業者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4　クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者は、クレジットカード番号等保有業者（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、経済産業省令で定める基準に従い、クレジットカード番号等保有業者に対する必要な指導その他の措置を講じなければならない。

一　クレジットカード等購入あつせん業者と包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者

二　立替払取次業者と立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者

三　クレジットカード等購入あつせん業者若しくは立替払取次業者若しくは前二号に掲げる販売業者若しくは役務提供事業者からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者

（改善命令）

第三十五条の十七　経済産業大臣は、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者が講ずる前条第一項、第三項又は第四項に規定する措置がそれぞれ同条第一項、第三項又は第四項に規定する基準に適合していないと認めるときは、その必要の限度において、当該クレジットカード等購入あつせん業者又は当該立替払取次業者に対し、当該措置に係る業務の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章の五　認定割賦販売協会

（認定割賦販売協会の認定及び業務）

第三十五条の十八　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、割賦販売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者、個

別信用購入あつせん業者、クレジットカード等購入あつせん業者（包括信用購入あつせん業者を除く。第四十条及び第四十一条において同じ。）又は立替払取次業者（以下この章において「割賦販売業者等」と総称する。）が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、その申請により、次項に規定する業務（以下「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る取引（以下この章において「割賦販売等に係る取引」という。）の健全な発達及び利用者（第二条第一項第二号に規定する利用者及び同条第三項第一号に規定する利用者をいう。）又は購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この章において「利用者等」という。）の利益の保護に資することを目的とすること。

二　割賦販売業者等を社員とする旨の定款の定めがあること。

三　次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

四　次項に規定する業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

2　前項の規定により認定された一般社団法人（以下「認定割賦販売協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　割賦販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則の制定

二　会員のこの法律の規定若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

三　会員にこの法律の規定若しくはこの法律に基づく命令又は第一号の規則を遵守させるための会員に対する指導又は勧告その他の業務

四　利用者等の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

五　会員の行う業務に関する利用者等からの苦情の処理

六　利用者等に対する広報その他認定割賦販売協会の目的を達成するため必要な業務

（社員名簿の縦覧等）

第三十五条の十九　認定割賦販売協会は、社員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2　認定割賦販売協会でない者は、その名称又は商号中に、認定割賦販売協会と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

3　認定割賦販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、認定割賦販売協会会員と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（認定割賦販売協会への報告）

第三十五条の二十　会員（包括信用購入あつせん業者及び個別信用購入あつせん業者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者（会員である包括信用購入あつせん業者のために包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎを行う包括信用購入あつせん関係立替払取次業者と包括信用購入あつせん又は包括信用購入あつせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「包括信用購入あつせん関係販売業者等」という。）又は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者（会員である個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した者に限る。以下この条において「個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。）が行つた利用者等の保護に欠ける行為に関する情報その他利用者等の利益を保護するために必要な包括信用購入あつせん関係販売業者等又は個別信用購入あつせん関係販売業者等に係る情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを認定割賦販売協会に報告しなければならない。

（認定割賦販売協会による情報提供）

第三十五条の二十一　認定割賦販売協会は、その保有する前条に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供しなければならない。

（役職員の秘密保持義務等）

第三十五条の二十二　認定割賦販売協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　認定割賦販売協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を、認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第三十五条の二十三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第三十五条の十八第一項第二号に規定する定款の定めのほか、認定割賦販売協会は、その定款において、この法律の規定若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は同条第二項第一号の規則に違反した社員に対し、定款で定める社員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（改善命令等）

第三十五条の二十四　経済産業大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の規定の施行に必要の限度において、認定割賦販売協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　経済産業大臣は、認定割賦販売協会の業務の運営がこの法律の規定若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反していると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第三十六条中「第二条第四項若しくは第五項、第四条の四第一項」を「第二条第五項若しくは第六項」に、「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「第二十九条の三の三第一項、第三十条の四

第四項第一号」を「第三十条の四第四項」に、「若しくは第三十五条の三の二第一号」を「、第三十五条の三の十九第四項、第三十五条の三の二十六第一項第二号、第三十五条の三の六十一第一号又は第四十条第六項（密接関係者の定めに係るものに限る。）」に改める。

第三十七条の見出し中「証票等」を「カード等」に改め、同条中「証票等（」を「カード等（」に、「に規定する証票等又は」を「のカードその他の物及び」に、「に規定する証票等のうち、証票」を「のカード」に、「第五十条第二号」を「第五十一条の三」に、「証票等の提供」を「カード等の提供」に改める。

第三十八条の見出し中「購入」を「購入等」に改め、同条中「、ローン提携販売業者及び割賦購入あつせん業者（以下「割賦販売業者等」という。）」を「及びローン提携販売業者」に、「購入者の支払能力に関する情報（以下「信用情報」という。）」を「信用情報」に、「割賦販売業者及びローン提携販売業者に」を「割賦販売業者、ローン提携販売業者、包括信用購入あつせん業者及び個別信用購入あつせん業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　信用情報機関は、信用情報を利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の支払能力に関する事項の調査以外の目的のために使用してはならない。

第三十九条の次に次の三条を加える。

（登録等に関する意見聴取）

第三十九条の二　経済産業大臣は、第三十三条第一項の登録をしようとするときは第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由、第三十三条の三第二項において準用する第三十三条第一項の登録をしようとするときは第三十三条の二第一項第六号ホに該当する事由、第三十五条の三の二十五第一項（第三十五条の三の二十七第二項において準用する場合を含む。）の登録をしようとするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由、第三十五条の三の二十八第二項において準用する第三十五条の三の二十五第一項の登録をしようとするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホに該当する事由、第三十五条の二第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由、第三十五条の三の三十二第一項の規定による登録の取消しをするときは第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号又は第七号に該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

（経済産業大臣への意見）

第三十九条の三　警察庁長官は、登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者について、第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号若しくは第八号又は第三十五条の三の二十六第一項第五号ホ、第六号若しくは第七号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、経済産業大臣が当該登録包括信用購入あつせん業者又は当該登録個別信用購入あつせん業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、経済産業大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第三十九条の四　経済産業大臣は、第三十九条の二に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

第四十条第一項中「営業」を「業務」に改め、同条第二項中「、登録割賦購入あつせん業者」を削り、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「営業」を「業務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

第四十条に次の六項を加える。

4　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者に対し、クレジットカード番号等の安全管理の状況に関し報告をさせることができる。

5　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関し報告をさせることができる。

6　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者その他の個別信用購入あつせん業者と密接な関係を有する者として政令で定める者（次条第四項において「密接関係者」という。）に対し、当該個別

信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に関し参考となるべき報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる。

7　経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務又は財産に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

8　経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者に対し、当該指定信用情報機関の業務又は財産に関し参考となるべき報告をさせることができる。

9　経済産業大臣は、認定業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、認定割賦販売協会に対し、その業務又は財産に関し報告をさせることができる。

第四十一条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「又は指定受託機関」を「、指定受託機関又は認定割賦販売協会」に、「本店その他の営業所」を「営業所又は事務所」に、「帳簿書類その他の物件を検査させる」を「帳簿、書類その他の物件の検査をさせる」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

3　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。）をさせることができる。

4　経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（個別信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

5　経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。）をさせることができる。

第四十二条第一項中「を含む。）」の下に「又は第三十五条の三の二十六第一項（第三十五条の三の二十七第二項及び第三十五条の三の二十八第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十三条第一項中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十二」に改め、「第三十五条の三の三十二第一項」の下に「、第三十五条の三の三十二第二項、第三十五条の三の五十四第一項」を加え、同条第二項中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「又は第三十五条の十四」を「、第三十五条の三の三十二第一項若しくは第二項、第三十五条の三の五十四第一項、第三十五条の十四又は第三十五条の二十四第二項」に改める。

第四十六条第一号中「指定商品」を「商品」に改め、同条第三号中「指定役務」を「役務」に改める。

第四十九条中「二年」を「三年」に、「五十万円」を「三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二号中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二　第三十一条の規定に違反して包括信用購入あつせんを業として営んだ者

三　第三十五条の三の二十三の規定に違反して個別信用購入あつせんを業として営んだ者

四　第三十五条の三の三十の規定に違反した者

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二　クレジットカード等購入あつせん業者、立替払取次業者若しくはクレジットカード番号等保有業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一　クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。

二　不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。

3　正当な理由がないのに、有償で、クレジットカード番号等を提供し、又はその提供を受けた者も、第一項と同様とする。正当な理由がないのに、有償で提供する目的で、クレ

ジットカード番号等を保管した者も、同様とする。

4　前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

第五十条を次のように改める。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第二号又は第三号に該当する者から特定信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

一　第三十五条の三の三十九（第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

二　第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反して支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供を依頼し、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供した者

三　第三十五条の三の五十九第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用し、又は第三者に提供した者

第五十一条中「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者又は指定受託機関」を「登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者又は第三十五条の三の六十一の許可を受けた者」に、「一年」を「二年」に、「又は三十万円以下の罰金に処する」を「若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号及び第二号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条第四号中「第三十五条の三の三十四第二項」を「第三十五条の三の三十二第二項」に改め、同条の次に次の五条を加える。

第五十一条の二　第三十五条の十四第二項の規定による命令に違反した指定受託機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条の三　第三十七条の規定に違反して、業として、カード等を譲り受け、又は資金の融通に関してカード等の提供を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条の四　第三十五条の二十二の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条の五　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、指定受託機関又は認定割賦販売協会の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第三十三条の五の規定による命令に違反したとき。

二　第三十五条の三の三十一の規定による命令に違反したとき。

三　第三十五条の三の五十二の規定による命令に違反したとき。

四　第三十五条の十三の規定による命令に違反したとき。

五　第三十五条の二十四第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十一条の六　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第三十条の五の三の規定による命令に違反した者

二　第三十五条の三の二十一の規定による命令に違反した者

三　第三十五条の十七の規定による命令に違反した者

第五十二条中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者、指定信用情報機関」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、「代表者」の下に「、管理人」を加え、「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「割賦購入あつせん」を「包括信用購入あつせん」に改め、同条第二号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第三十三条の三第一項」を「第三十五条の三の四十一第一項本文」に、「変更登録の申請書を提出しなかつたとき」を「、他の業務を行つたとき」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第九号を削り、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同号の前に次の四号を加える。

六　第三十五条の三の四十三第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは経済産業大臣の認可を受けず、又は経済産業大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

七　第三十五条の三の四十五（第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

八　第三十五条の三の五十一第一項の規定による業務及び財産に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務及び財産に関する報告書を提出したとき。

九　第三十五条の三の五十三第一項の規定に違反したとき。

第五十三条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「、第二十九条の二第一項又は第三十条第二項」を「又は第三十五条の三の二第一項」に改め、同条第二号中「第二十九条の二第四項又は第三十条第四項若しくは第五項」を「第二十九条の二第三項、第三十条第三項又は第三十五条の三の二第二項」に改め、同条第三号中「第四条の三第一項本文、第二十九条の二第二項若しくは第三項」を「第二十九条の二第一項若しくは第二項」に改め、「、第二十九条の三の二第一項本文」を削り、「若しくは第三項、第三十条の二又は第三十条の二の二第一項本文」を「若しくは第二項、第三十条の二の三、第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号中「第四十一条第一項」の下に「から第五項まで」を加え、同号を同

条第八号とし、同条第四号中「第四十条」を「第四十条第一項、第三項から第五項まで、第八項若しくは第九項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　第四十条第二項又は第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出した者

七　第四十条第六項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第五十三条第三号の次に次の一号を加える。

四　第三十五条の三の五第二項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者

第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十三条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条第一項若しくは第二項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）、第三十五条の三の五十第一項、第三十五条の六、第三十五条の七第一項又は第三十五条の八第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第三十三条の三第一項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかつたとき。

三　第三十五条の三の五十三第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による通知をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

第五十三条の三　第三十五条の十九第三項の規定に違反して、その名称又は商号中に認定割賦販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条中「法人の代表者」を「法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「第四十九条から前条まで」を「第四十九条又は第五十条から前条まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十五条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号及び第二号中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十二」に改め、同条第三号中「又は第三十五条の三の三」を「、第三十五条の三の三十五又は第三十五条の三の六十二」に改め、本則に次の二条を加える。

第五十五条の二　次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした指定信用情報機関の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、管理人、業務を執行する社員若しくは清算人又は認定割賦販売協会の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者であつた者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第三十五条の三の三十八の規定に違反して、経済産業大臣の認可を受けずに、法人の代表者となり、若しくは常務に従事し、又は事業を営んだとき。

二　第三十五条の三の四十八又は第三十五条の十九第一項の規定に違反したとき。

第五十五条の三　第三十五条の三の四十九又は第三十五条の十九第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第四条　割賦販売法の一部を次のように改正する。

第三十条の二に次の一項を加える。

4　包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与した場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額した場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十条の五の三中「包括信用購入あつせん業者が」の下に「第三十条の二第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十条の二の二本文、」を加える。

第三十五条の三の三に次の一項を加える。

4　個別信用購入あつせん業者は、個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十五条の三の二十一中「個別信用購入あつせん業者が」の下に「第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、」を加える。

第五十三条第四号中「第三十五条の三の五第二項」を「第三十条の二第四項、第三十五条の三の三第四項又は第三十五条の三の五第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条第十一項及び第十二項並びに附則第五条第二十九項の規定　公布の日

二　第一条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第四条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　附則第十一条の規定　貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（調整規定）

第二条　この法律の施行の日が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）の施行の日前となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三条の規定による改正後の割賦販売法（次項及び附則第五条において「新割賦販売法」という。）第三十三条の二第一項第六号ハ及び第三十五条の三の二十六第一項第五号ハの規定の適用については、これらの規定中「第三十二条の二第七項」とあるのは、「第三十一条第七項」とする。

2　この法律の施行の日が貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新割賦販売法第三十五条の三の四十九の規定の適用については、同条中「指定信用情報機関でない者（貸金業法第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者を除く。）」とあるのは、「指定信用情報機関でない者」とする。

（特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既に第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「第二号新特定商取引法」という。）第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告、第二号新特定商取引法第三十六条の三第一項第一号に規定する連鎖販売取引電子メール広告又は第二号新特定商取引法第五十四条の三第一項第一号に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告（以下この条において「通信販売電子メール広告等」という。）に相当するものをすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告等をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既にされている意思の表示であって、通信販売電子メール広告等に相当するものの提供を受けない旨のものは、第二号新特定商取引法第十二条の三第二項（第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の三第二項（第二号新特定商取引法第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第二項（第二号新特定商取引法第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。

3　第二号新特定商取引法第十二条の三第三項（第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第二号新特定商取引法第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第五十四条の三第三項（第二号新特定商取引法第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に通信販売電子メール広告等に相当するものをすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告等については、適用しない。

第四条　第二条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「新特定商取引法」という。）第四条及び第十八条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた第二条の規定による改正前の特定商取引に関する法律第二条第四項に規定する指定商品若しくは指定権利又は指定役務（以下「特定指定商品等」という。）の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。

2　新特定商取引法第五条及び第十九条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約又は役務提供契約については、なお従前の例による。

3　新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。

4　新特定商取引法第九条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

5　新特定商取引法第十条及び第二十五条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約（特定指定商品等に係るものを除く。）については、適用しない。

6　この法律の施行の際既に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方から得た承諾とみなす。

7　この法律の施行の際既にされている意思の表示であって、新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）の提供を受けない旨のものは、同条第二項（新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。

8　新特定商取引法第十二条の三第三項（新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日前に新特定商取引法第十二条の三第一

項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告については、適用しない。

9　新特定商取引法第十三条及び第二十条の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込み（特定指定商品等に係るものを除く。）については、適用しない。

10　新特定商取引法第十五条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

11　新特定商取引法第六十七条第一項第五号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第一項第八号ニ、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。

12　経済産業大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第六項第一号の政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。

13　この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、訪問販売協会若しくは訪問販売協会会員又は通信販売協会若しくは通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新特定商取引法第二十八条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（割賦販売法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　新割賦販売法第四条の規定は、この法律の施行後に締結した契約で、新割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法により同条第五項に規定する指定商品（以下「新指定商品」という。）若しくは同項に規定する指定権利（以下「新指定権利」という。）を販売し、又は同項に規定する指定役務（以下「新指定役務」という。）を提供するものについて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、第三条の規定による改正前の割賦販売法（以下「旧割賦販売法」という。）第二条第一項に規定する割賦販売の方法により同条第四項に規定する指定商品（以下「旧指定商品」という。）若しくは同項に規定する指定権利（以下「旧指定権利」という。）を販売し、又は同項に規定する指定役務（以下「旧指定役務」という。）を提供するものについては、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧割賦販売法第三条第一項に規定する割賦販売業者（以下「割賦販売業者」という。）、旧割賦販売法第二十九条の二第一項に規定するローン提携販売業者（以下「ローン提携販売業者」という。）又は旧割賦販売法第三十条第二項に規定する割賦購入あっせん関係販売業者若しくは割賦購入あっせん関係役務提供事業者（以下「割賦購入あっせん関係販売業者等」という。）が受けた申込みで、旧割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法、同条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る販売若しくは提供の方法（以下「割賦販売等の方法」という。）により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売する契約又は旧指定役務を提供する契約に係るものについての旧割賦販売法第四条の三、第二十九条の三の二及び第三十条の二の二に規定する書面の交付については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に割賦販売業者、ローン提携販売業者又は割賦購入あっせん関係販売業者等が受けた申込みで、割賦販売等の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売する契約若しくは旧指定役務を提供する契約に係るもの若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約又はこの法律の施行前に締結された契約で、割賦販売等の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売するもの若しくは旧指定役務を提供するものについての、旧割賦販売法第四条の四に規定する契約の申込みの撤回等、旧割賦販売法第二十九条の三の三に規定する契約の申込みの撤回等及び旧割賦販売法第三十条の二の三に規定する契約の申込みの撤回等については、なお従前の例による。

4　新割賦販売法第五条の規定は、この法律の施行後に締結した契約で、新割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法により新指定商品若しくは新指定権利を販売し、又は新指定役務を提供するものについて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定役務を提供するものについては、なお従前の例による。

5　新割賦販売法第六条の規定は、この法律の施行後に締結した契約で、新割賦販売法第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により新指定商品若しくは新指定権利を販売し、又は新指定役務を提供するものについて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定役務を提供するものについては、なお従前の例による。

6　新割賦販売法第二十九条の三の規定は、この法律の施行後に締結した契約で、新割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法により新指定商品若しくは新指定権利を販売し、又は新指定役務を提供するものについて適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定役務を提供するものについては、なお従前の例による。

7　新割賦販売法第二十九条の四において準用する新割賦販売法第三十条の四又は第三十条の五の規定は、この法律の施行後に購入者又は役務の提供を受ける者が新割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法により購入する契約を締結した新指定商品若しくは新指定権利又は受領する契約を締結した新指定役務に係る分割返済金又は弁済金について適用し、この法律の施行前に購入者又は役務の提供を受ける者が旧割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法により購入する契約を締結し

た旧指定商品若しくは旧指定権利又は受領する契約を締結した旧指定役務に係る分割返済金又は弁済金については、なお従前の例による。

8　新割賦販売法第三十条の二の三第一項及び第二項の規定は、この法律の施行後に締結した同条第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約（以下「包括信用購入あっせん関係受領契約」という。）について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入された旧指定商品若しくは旧指定権利又は受領される旧指定役務に係るものについては、なお従前の例による。

9　新割賦販売法第三十条の二の三第三項の規定は、新割賦販売法第二条第三項第二号に規定する包括信用購入あっせんに係る弁済金のうちそれを支払うべき時期がこの法律の施行後に到来するものについて適用し、旧割賦販売法第二条第三項第三号に規定する割賦購入あっせんに係る弁済金のうちそれを支払うべき時期がこの法律の施行前に到来するものについては、なお従前の例による。

10　新割賦販売法第三十条の二の三第四項又は第三十五条の三の八の規定は、この法律の施行後に締結した新割賦販売法第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約若しくは同項に規定する包括信用購入あっせんに係る提供の方法により役務を提供する契約又は新割賦販売法第三十五条の三の五第一項に規定する個別信用購入あっせん関係販売契約（以下「個別信用購入あっせん関係販売契約」という。）若しくは同項に規定する個別信用購入あっせん関係役務提供契約（以下「個別信用購入あっせん関係役務提供契約」という。）について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る販売又は提供の方法により旧指定商品若しくは旧指定権利を販売し、又は旧指定役務を提供するものについては、なお従前の例による。

11　新割賦販売法第三十条の二の四又は第三十五条の三の十七の規定は、この法律の施行後に締結した包括信用購入あっせん関係受領契約又は新割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約（以下「個別信用購入あっせん関係受領契約」という。）について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入された旧指定商品若しくは旧指定権利の代金又は受領される旧指定役務の対価に相当する額の受領に係るものについては、なお従前の例による。

12　新割賦販売法第三十条の三又は第三十五条の三の十八の規定は、この法律の施行後に締結した包括信用購入あっせん関係受領契約であって新割賦販売法第二条第三項第一号に規定する包括信用購入あっせんに係るもの又は個別信用購入あっせん関係受領契約について適用し、この法律の施行前に締結した契約で、旧割賦販売法第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入された旧指定商品若しくは旧指定権利の代金又は受領される旧指定役務の対価に相当する額の受領に係るものについては、なお従前の例による。

13　新割賦販売法第三十条の四、第三十条の五又は第三十五条の三の十九の規定は、この法律の施行後に購入者又は役務の提供を受ける者が新割賦販売法第二条第三項に規定する包括信用購入あっせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あっせん（以下「個別信用購入あっせん」という。）に係る購入又は受領の方法により購入する契約を締結した商品若しくは新指定権利又は受領する契約を締結した役務に係る支払分又は弁済金について適用し、この法律の施行前に購入者又は役務の提供を受ける者が旧割賦販売法第二条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入する契約を締結した旧指定商品若しくは旧指定権利又は受領する契約を締結した旧指定役務に係る支払分又は弁済金については、なお従前の例による。

14　この法律の施行の際現に旧割賦販売法第三十一条の登録を受けている者（以下「既存登録包括信用購入あっせん業者」という。）は、この法律の施行の日から起算して六月以内に、新割賦販売法第三十二条第二項の経済産業省令で定める書類を添付して、同条第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

15　前項の規定による申請は、新割賦販売法第三十三条の三第一項の規定による変更登録の申請とみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「第十五条第二項及び第三項、第三十二条第二項、第三十三条並びに」とあるのは「第十五条第三項、第三十三条及び」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第六号から第十号までのいずれか」と読み替えるものとする」とする。

16　経済産業大臣は、前項において読み替えて適用する新割賦販売法第三十三条の三第二項において準用する新割賦販売法第三十三条第一項の登録をしようとするときは、新割賦販売法第三十三条の二第一項第六号ホ、第七号又は第八号に該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

17　第十四項の規定に違反した者は、新割賦販売法第三十三条の三第一項の規定に違反したものとみなして、新割賦販売法第三十四条の二第二項の規定を適用する。

18　第十四項の規定に違反して申請書を提出しなかった既存登録包括信用購入あっせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

19　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

20　第十四項の規定に違反し罰金の刑に処せられた者は、新割賦販売法の規定に違反し罰金の刑に処せられたものとみなす。

21　新割賦販売法第三十五条の三の九第一項の規定は、この法律の施行前に新割賦販売法第三十五条の三の二に規定する個別信用購入あっせん業者（以下「個別信用購入あっせん業者」という。）に相当する者が受けた申込みで、新割賦販

売法第三十五条の三の九第一項各号に掲げる個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に相当する契約に係るものについては、適用しない。

22　新割賦販売法第三十五条の三の九第三項の規定は、この法律の施行前に締結した契約で、同項各号に掲げる個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に相当するものについては、適用しない。

23　新割賦販売法第三十五条の三の十又は第三十五条の三の十一の規定は、この法律の施行前に個別信用購入あっせん業者に相当する者が受けた申込みで、新割賦販売法第三十五条の三の九第一項第四号に規定する特定連鎖販売個人契約等であって個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約に該当するもの若しくは新割賦販売法第三十五条の三の十第一項各号の個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約（以下この項において「特定個別信用購入あっせん関係販売契約等」という。）に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に相当する契約に係るもの若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約又はこの法律の施行前に締結された契約で、特定個別信用購入あっせん関係販売契約等に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に相当するものについては、適用しない。この法律の施行前に新割賦販売法第三十五条の三の二第一項に規定する個別信用購入あっせん関係販売業者若しくは同項に規定する個別信用購入あっせん関係役務提供事業者に相当する者が特定個別信用購入あっせん関係販売契約等に相当する契約の申込みを受けた場合若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合又はこの法律の施行前に特定個別信用購入あっせん関係販売契約等に相当する契約が締結された場合におけるこの法律の施行後に個別信用購入あっせん業者が受けた申込みで、当該特定個別信用購入あっせん関係販売契約等に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に係るもの又はこの法律の施行後に締結された当該特定個別信用購入あっせん関係販売契約等に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約についても、同様とする。

24　新割賦販売法第三十五条の三の十二の規定は、この法律の施行前に個別信用購入あっせん業者に相当する者が受けた申込みで、新割賦販売法第三十五条の三の十第一号、第二号、第四号若しくは第五号の個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に相当する契約に係るもの若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る契約又はこの法律の施行前に締結された契約で、当該各号の個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは個別信用購入あっせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に相当するものについては、適用しない。

25　新割賦販売法第三十五条の三の十三から第三十五条の三の十六までの規定は、この法律の施行前にした申込み又は承諾の意思表示で、新割賦販売法第三十五条の三の十三第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項又は第三十五条の三の十六第一項の個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約に相当する契約に係る個別信用購入あっせん関係受領契約に相当する契約に係るものについては、適用しない。

26　新割賦販売法第三十五条の三の二十三の規定は、この法律の施行の際現に個別信用購入あっせんを業として営んでいる者については、次に掲げる場合に該当する場合に限り、適用しない。

一　この法律の施行の日から六月間（その期間内に新割賦販売法第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した場合には、その申請につき登録又は登録の拒否の処分があるまでの間を含む。）その営業をする場合

二　前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者を相手方とする個別信用購入あっせんに係る契約及び個別信用購入あっせん関係受領契約を結了する目的の範囲内でその営業をする場合

27　経済産業大臣の権限であって第十四項から第十七項までの規定に基づくものは、既存登録包括信用購入あっせん業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

28　この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、指定信用情報機関、認定割賦販売協会又は認定割賦販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新割賦販売法第三十五条の三の四十九並びに第三十五条の十九第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

29　新割賦販売法第四十六条第四号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新割賦販売法第三十五条の三の十九第四項、第三十五条の三の二十六第一項第二号又は第四十条第六項（密接関係者の定めに係るものに限る。）に規定する政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（商店街振興組合法の一部改正）

第九条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号及び第十九条第一項第三号中「割賦購入あつせん」を「信用購入あつせん」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百十八号中「割賦購入あつせん業者の登録又は前払式特定取引業の許可」を「包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者の登録、前払式特定取引業の許可又は認定割賦販売協会の認定」に改め、同号㈡中「（割賦購入あつせん業者の登録）の登録包括信用購入あつせん業者」を「（包括信用購入あつせん業者の登録）の登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同号㈢中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　割賦販売法第三十五条の三の二十三（個別信用購入あつせん業者の登録）の登録個別信用購入あつせん業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円

別表第一第百十八号に次のように加える。

㈤　割賦販売法第三十五条の十八第一項（認定割賦販売協会の認定及び業務）の認定割賦販売協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

（貸金業法の一部改正）

第十一条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二十六中「指定信用情報機関でない者」の下に「（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の三十六第一項の規定による指定を受けた者を除く。）」を加える。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第十二条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の二中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第十三条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「割賦購入あっせん」を「信用購入あっせん」に改める。

（特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部改正）

第十四条　特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新特定商取引法第九条の二」を「特定商取引に関する法律第九条の三」に改める。

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

経済産業委員長　山根　隆治

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に対して、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年六月三日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成二十年四月十一日閣議決定）に基づき、平成二十年四月十四日から平成二十年十月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

審査報告書

少年法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

法務委員長　遠山　清彦

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の所要の規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障という犯罪被害者等基本法の基本理念を十分に尊重しつつ、今後とも少年の健全な育成という少年法の目的が確実に達成されるよう努めること。

二　犯罪被害者等による少年審判の傍聴は、審判に支障が生じない範囲で認められるものであることを踏まえ、少年が萎縮し率直な意見表明ができなくなることがないよう、広めの審判廷の使用、座席配置の工夫等適切な審判廷の在り方について検討の上周知すること。

三　犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法については、犯罪被害者等からの要望等を勘案しつつその利点及び問題点を検証し、幅広い検討を行うこと。

四　犯罪被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大については、社会記録が少年や関係者のプライバシーに深くかかわる内容を含むものであるとして引き続きその対象から除外された趣旨を踏まえ、法律記録の閲覧又は謄写をさせることの相当性の判断をする場合においても、少年や関係者のプライバシーの保護に十分留意する旨周知すること。

五　犯罪被害者等による少年審判の傍聴や犯罪被害者等への少年審判の状況の説明の適切かつ円滑な実施等のために、家庭裁判所がその責務を十分に担えるよう、家庭裁判所調査官、裁判所書記官等の増員、広い審判廷の確保その他の必要な人的・物的体制の整備・拡充に努めること。

六　少年審判手続における犯罪被害者等への配慮に関する制度の在り方についての検討に資するため、関係省庁は、国会に対し、本法に基づく犯罪被害者等による審判の傍聴、記録の閲覧・謄写、犯罪被害者等への審判の状況の説明等の実施状況等について、適時、積極的に情報提供をすること。

七　犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、関係機関は連携して、幅広い分野における支援・救済措置の充実に努めること。

右決議する。

少年法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年六月三日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

（小字及び――は衆議院修正）

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律

少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十九条」に改め、「第三章　成人の刑事事件（第三十七条―第三十九条）」を削り、「第四章」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に改める。

第一条中「及び少年の福祉を害する成人」を削る。

第五条の二第一項中「第三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「この項及び第三十一条の二において」を削り、「当該保護事件の非行事実（犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。）に係る部分に限る」を「家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く」に、「当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、」を「閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び」に、「相当と認めるときは」を「閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項後段を削る。

第九条の二中「被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を「被害者等」に改める。

第十七条第四項ただし書中「非行事実」の下に「（犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十二条の三〇の次に次の一条を加える。

（第二十二条の三第四項において準用する場合を含む。）

（被害者等による少年審判の傍聴）

第二十二条の四　家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年（十二歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年を除く。次項において同じ。）に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いずれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴

することを許すことができる。

一　故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条（業務上過失致死傷等）の罪

2　家庭裁判所は、前項の規定により第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等に審判の傍聴を許すか否かを判断するに当たつては、同号に掲げる少年が、一般に、精神的に特に未成熟であることを十分考慮しなければならない。

2 3　家庭裁判所は、第一項前項の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、傍聴する者に付き添わせることができる。

4　裁判長は、第一項の規定により審判を傍聴する者及び前項の規定によりこの者に付き添う者の座席の位置、審判を行う場所における裁判所職員の配置等を定めるに当たつては、少年の心身に及ぼす影響に配慮しなければならない。

3 5　第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により審判を傍聴した者又は第三項前項の規定によりこの者に付き添つた者について、準用する。

（弁護士である付添人からの意見の聴取等）

第二十二条の五　家庭裁判所は、前条第一項の規定により審判の傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である付添人の意見を聴かなければならない。

2　家庭裁判所は、前項の場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならない。

3　少年に弁護士である付添人がない場合であつて、最高裁判所規則の定めるところにより少年及び保護者がこれを必要としない旨の意思を明示したときは、前二項の規定は適用しない。

4　第二十二条の三第三項の規定は、第二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人について、準用する。

（被害者等に対する説明）

第二十二条の六　家庭裁判所は、最高裁判所規則の定めるところにより第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件の被害者等から申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、その申出をした者に対し、審判期日における審判の状況を説明するものとする。

2　前項の申出は、その申出に係る事件を終局させる決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3　第五条の二第三項の規定は、第一項の規定により説明を受けた者について、準用する。

第三十一条第一項中「第二十二条の二第三項」の下に「（第二十二条の五第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三章の章名を削る。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

第三十七条から第三十九条まで　削除

第四章を第三章とし、第五章を第四章とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条の二第一項の改正規定（「この項及び第三十一条の二において」を削る部分に限る。）及び第九条の二の改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の日前にこの法律による改正前の少年法第三十七条第一項の規定により公訴の提起があった成人の刑事事件については、この法律による改正後の少年法、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、なお従前の例による。沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第二十六条第四項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件についても、同様とする。

（検討）

3　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、被害者等による少年審判の傍聴に関する規定その他この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（裁判所法の一部改正）

3 4　裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項第四号を削る。

第三十三条第一項第二号中「（第三十一条の三第一項第四号の訴訟を除く。）」を削る。

（刑事訴訟法の一部改正）

4 5　刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「その裁判所」を「、その裁判所」に改め、「又は家庭裁判所」を削り、同条第二項中「地方裁判所又は家庭裁判所の一人」を「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所」に改める。

第二十四条第二項中「地方裁判所若しくは家庭裁判所の一人の裁判官又は」を「地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは」に改める。

第三十一条第二項中「、家庭裁判所」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第三百十六条中「又は家庭裁判所」を削る。

第三百七十二条中「、家庭裁判所」を削る。

審査報告書

日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は賛成少数により是認すべきものでないと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

総務委員長　高嶋　良充

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成十七年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の平成十七年度末における資産及び負債の状況は別表第1、並びに当年度中の損益の状況は別表第2のとおりである。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものでないと認めた。

（別表第１）　平成17年度末における資産及び負債の状況

一　般　勘　定

科　　目	金　　額
	百万円
資　産　総　額	720,328
負　債　総　額	258,418
資　本　総　額	461,910

受託業務等勘定

科　　目	金　　額
	百万円
資　産　総　額	6
負　債　総　額	6

（別表第２）　平成17年度中の損益の状況

一　般　勘　定　　（△は欠損）

科　　目	金　　額
	百万円
経常事業収入	674,946
経常事業支出	666,089
経常事業収支差金	8,856
経常事業外収入	3,815
経常事業外支出	15,736
経常事業外収支差金	△ 11,921
経常収支差金	△ 3,064
特別収入	16,721
特別支出	9,347
当期事業収支差金	4,309

（注）　当期事業収支差金43億906万円のうち、37億1,900万円は資本支出に充当し、５億9,006万円は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定　　（△は欠損）

科　　目	金　　額
	百万円
経常事業収入	1,007
経常事業支出	809
経常事業収支差金	198
経常事業外支出	43
経常事業外収支差金	△ 43
当期事業収支差金	154

（注）　当期事業収支差金は、一般勘定に繰り入れている。

日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右

国会に提出する。

平成十九年二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

官報（号外）

日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

18検第355号
平成18年11月10日

内閣総理大臣
安倍　晋三殿

会計検査院長
大塚　宗春印

日本放送協会平成17年度財産目録等の回付について

日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果、不当事項として「職員の不正行為による損害が生じたもの」、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として「事業所等におけるテレビジョン受信機の設置状況を適切に把握するなどして、受信契約の締結を促進するよう改善させたもの」を平成17年度決算検査報告に掲記した。

1　平成17年度財産目録

財　産　目　録

平成18年3月31日現在

（一　般　勘　定）

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				129,569,876
現金及び預金				79,353,410
	現金		444,641	
	預金	定期預金ほか	78,908,768	
受信料未収金				3,079,644
	受信料未収金		64,165,644	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見越額	△ 61,086,000	
有価証券				28,147,682
		国債	2,800,000	
		金融債	2,500,000	
		政府保証債	8,099,037	
		地方債	1,749,949	
		事業債	12,998,695	
前払費用				8,667,402
	翌年度番組関係費		8,266,637	
	その他の前払費用	賃借料ほか	400,765	
未収金		有価証券利息ほか		7,933,521
その他の流動資産				2,388,215
	差入保証金	事務室賃借保証金ほか	1,947,242	
	仮払金	諸立替払金	440,972	
固定資産				585,158,427
有形固定資産				446,412,454
建物				184,942,236
	建物	放送会館、放送所ほか	288,225,090	
	減価償却累計額		△ 103,282,853	
構築物				41,257,545
	構築物	空中線設備ほか	125,756,843	
	減価償却累計額		△ 84,499,297	
機械及び装置				168,803,315
	機械及び装置	放送設備ほか	720,901,729	
	減価償却累計額		△ 552,098,414	
放送衛星				2,312,240
	放送衛星	放送衛星BSAT—1aほか	19,685,227	

	減価償却累計額		△ 17,372,986	
車両及び運搬具				2,201,988
	車両及び運搬具	中継車ほか	8,594,886	
	減価償却累計額		△ 6,392,898	
器具				1,051,794
	器具	楽器、事務用器具ほか	4,524,809	
	減価償却累計額		△ 3,473,015	
土地		放送会館・放送所敷地ほか		34,658,614
建設仮勘定		地上デジタルテレビジョン放送設備の整備ほか		11,184,718
無形固定資産				918,922
無形固定資産				918,922
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	879,007	
	その他の無形固定資産	地上権	39,914	
出資その他の資産				137,827,050
長期保有有価証券				126,215,052
		国債	23,039,954	
		金融債	1,300,000	
		政府保証債	32,709,249	
		非政府保証債	5,334,137	
		地方債	17,655,759	
		事業債	46,175,950	
出資				10,839,018
	独立行政法人情報通信研究機構に対する出資		451,016	
	関連事業に対する出資	㈱NHKエンタープライズほか	10,388,002	
長期前払費用				772,978
	その他の長期前払費用	衛星通信専用料未経過分ほか	772,978	
特定資産				5,600,000
放送債券償還積立資産		放送債券償還資金積立金		5,600,000
		国債	2,300,000	
		政府保証債	1,800,000	
		事業債	1,500,000	
資産合計				720,328,304
（負債の部）				
流動負債				196,726,567
短期借入金				6,524,000
一年以内に返済する長期借入金				3,369,000
未払金				74,195,904
	契約収納事務費		6,474,462	
	放送債券利息		116,588	
	その他の未払金		67,604,853	
		納付消費税	1,549,857	
		設備整備経費ほか	66,054,995	
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		110,747,859
その他の流動負債				1,889,802
	前受収益	施設利用料ほか	58,001	
	預り金	源泉徴収所得税ほか	1,831,801	

官報（号外）

固定負債				61,691,514
放送債券				26,000,000
長期借入金				9,793,000
退職給付引当金				23,759,372
その他の固定負債				2,139,142
		ＰＣＢ廃棄物処理経費未払分	1,106,142	
		放送衛星ＢＳＡＴ―１ａ・１ｂ取得経費未払分	1,033,000	
負債合計				258,418,081

（受託業務等勘定）

科目	内訳			合計
	摘要		金額	
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				6,103
現金及び預金				1,403
	預金	普通預金	1,403	
未収金		施設賃貸料		4,700
資産合計				6,103
（負債の部）				
流動負債				6,103
未払金		納付消費税		5,805
前受金		スタジオ設備賃貸料		298
負債合計				6,103

2　平成17年度貸借対照表

貸借対照表

平成18年3月31日現在

（一般勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		79,353,410	
受信料未収金	64,165,644		
未収受信料欠損引当金	△ 61,086,000	3,079,644	
有価証券		28,147,682	
前払費用		8,667,402	
未収金		7,933,521	
その他の流動資産		2,388,215	
流動資産合計		129,569,876	18.0
固定資産			
有形固定資産			
建物	288,225,090		
減価償却累計額	△ 103,282,853	184,942,236	
構築物	125,756,843		
減価償却累計額	△ 84,499,297	41,257,545	
機械及び装置	720,901,729		
減価償却累計額	△ 552,098,414	168,803,315	
放送衛星	19,685,227		
減価償却累計額	△ 17,372,986	2,312,240	
車両及び運搬具	8,594,886		
減価償却累計額	△ 6,392,898	2,201,988	

器具	4,524,809		
減価償却累計額	△ 3,473,015	1,051,794	
土地		34,658,614	
建設仮勘定		11,184,718	
有形固定資産合計		446,412,454	62.0
無形固定資産			
無形固定資産		918,922	
無形固定資産合計		918,922	0.1
出資その他の資産			
長期保有有価証券		126,215,052	
出資		10,839,018	
関係会社出資	9,855,802		
その他の出資	983,216		
長期前払費用		772,978	
出資その他の資産合計		137,827,050	19.1
固定資産合計		585,158,427	81.2
特定資産			
放送債券償還積立資産		5,600,000	
特定資産合計		5,600,000	0.8
資産合計		720,328,304	100.0
(負債の部)			
流動負債			
短期借入金		6,524,000	
一年以内に返済する長期借入金		3,369,000	
未払金		74,195,904	
受信料前受金		110,747,859	
その他の流動負債		1,889,802	
流動負債合計		196,726,567	27.3
固定負債			
放送債券		26,000,000	
長期借入金		9,793,000	
退職給付引当金		23,759,372	
その他の固定負債		2,139,142	
固定負債合計		61,691,514	8.6
負債合計		258,418,081	35.9
(資本の部)			
資本		420,990,955	
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		420,827,579	
積立金		36,610,200	
繰越剰余金		36,610,200	
当期事業収支差金		4,309,067	
資本合計		461,910,222	64.1
負債資本合計		720,328,304	100.0

平成17年度末における当期事業収支差金43億906万７千円は、平成18年度において、固定資産充当資本に37億1,900万円、繰越剰余金に５億9,006万７千円組み入れる。

これにより、固定資産充当資本は4,245億4,657万９千円、繰越剰余金は372億26万７千円となる。

なお、繰越剰余金372億26万７千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金である。

(受託業務等勘定)

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		1,403	

未収金		4,700	
流動資産合計		6,103	100.0
資産合計		6,103	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		5,805	
前受金		298	
流動負債合計		6,103	100.0
負債合計		6,103	100.0
負債資本合計		6,103	100.0

3　平成17年度損益計算書

損益計算書

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

（一般勘定）

科目		金額	
			千円
経常事業収入			674,946,696
	受信料	663,515,719	
	交付金収入	2,497,555	
	副次収入	8,933,422	
経常事業支出			666,089,933
	国内放送費	244,858,840	
	国際放送費	6,915,521	
	契約収納費	64,014,246	
	受信対策費	1,615,610	
	広報費	3,165,447	
	調査研究費	6,977,708	
	給与	136,699,088	
	退職手当・厚生費	56,937,645	
	共通管理費	11,696,430	
	減価償却費	72,123,395	
	未収受信料欠損償却費	61,086,000	
経常事業収支差金			8,856,763
経常事業外収入			3,815,199
	財務収入	3,157,369	
	雑収入	657,829	
経常事業外支出			15,736,601
	財務費	15,736,601	
経常事業外収支差金			△ 11,921,402
経常収支差金			△ 3,064,639
特別収入			16,721,153
	固定資産売却益	14,262,117	
	固定資産受贈益	67,673	
	その他の特別収入	2,391,362	
特別支出			9,347,446
	固定資産売却損	53,502	
	固定資産除却損	3,710,688	
	過年度損益修正損	2,085,103	
	その他の特別支出	3,498,152	
当期事業収支差金			4,309,067
資本支出充当		3,719,000	
事業収支剰余金		590,067	

（受託業務等勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	1,007,201
	受託業務等収入	1,007,201
	経常事業支出	809,150
	受託業務等費	809,150
	経常事業収支差金	198,050
経常事業外収支	経常事業外支出	43,147
	財務費	43,147
	経常事業外収支差金	△ 43,147
当期事業収支差金		154,903
当期繰入前剰余金		154,903
一般勘定への繰入れ		154,903

4　平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1　決算概説

日本放送協会は、平成17年度の事業運営にあたり、前年度に判明した一連の不祥事とその後の対応を理由とする受信料の支払い拒否・保留件数の増加など厳しい経営環境の下で、すべての業務について見直しを行い経費の削減を実施し、一層効率的な運営を徹底しつつ、事業計画の着実な遂行に努めた。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、地上デジタルテレビジョン放送の推進と普及促進、海外への情報発信の強化、調査研究の推進など各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりである。

「一般勘定」の平成17年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額7,203億2,830万4千円に対し、負債総額は2,584億1,808万1千円であり、資本総額は4,619億1,022万2千円で、このうち当期事業収支差金は43億906万7千円である。

次に、平成17年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,749億4,669万6千円に対し、経常事業支出は6,660億8,993万3千円で、差し引き経常事業収支差金は88億5,676万3千円であり、これに経常事業外収支差金△119億2,140万2千円を加えた経常収支差金は△30億6,463万9千円である。これに特別収入167億2,115万3千円を加え、特別支出93億4,744万6千円を差し引いた当期事業収支差金は43億906万7千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は37億1,900万円、事業収支剰余金は5億9,006万7千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

「受託業務等勘定」の平成17年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額610万3千円に対し、負債総額は610万3千円である。

次に、平成17年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入10億720万1千円に対し、経常事業支出は8億915万円で、差し引き経常事業収支差金は1億9,805万円であり、これに経常事業外収支差金△4,314万7千円を加えた当期事業収支差金は1億5,490万3千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2　資産、負債及び資本並びに損益の状況

貸借対照表及び損益計算書の作成にあたっての重要な会計方針と、平成17年度末における資産、負債及び資本の状況及び年度内の増減並びに平成17年度中の損益の状況は、次のとおりである。

2.1　重要な会計方針

項目	平成16年度	平成17年度
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっている。 (2) 子会社及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっている。 (3) その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法に基づく原価法によっている。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) 子会社及び関連会社株式 同左 (3) その他有価証券(時価のないもの) 同左
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。 建物　5～50年 構築物　10～60年 放送衛星　10年 機械及び装置　4～15年 車両及び運搬具　4～7年 器具　5～50年 (2) 無形固定資産 定額法によっている。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。 施設利用権　15～20年	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左

3．引当金の計上基準	(1) 未収受信料欠損引当金 当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を経験率等により計上している。 (2) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上している。	(1) 未収受信料欠損引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左
5．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。	同左

2.2　財産目録及び貸借対照表

（比較貸借対照表）

（一　般　勘　定）

（単位　千円）

区分		平成16年度末	平成17年度末	増減
資産	現金及び預金	68,484,154	79,353,410	10,869,255
	受信料未収金	4,730,059	3,079,644	△ 1,650,415
	有価証券	29,736,715	28,147,682	△ 1,589,032
	前払費用	10,075,472	8,667,402	△ 1,408,070
	未収金	9,252,862	7,933,521	△ 1,319,341
	その他の流動資産	2,975,949	2,388,215	△ 587,734
	流動資産合計	(17.2) 125,255,214	(18.0) 129,569,876	4,314,662
	有形固定資産	455,878,136	446,412,454	△ 9,465,682
	建物	185,721,694	184,942,236	△ 779,458
	構築物	40,317,463	41,257,545	940,082
	機械及び装置	173,875,890	168,803,315	△ 5,072,575
	放送衛星	3,490,175	2,312,240	△ 1,177,934
	車両及び運搬具	2,357,556	2,201,988	△ 155,567
	器具	1,157,395	1,051,794	△ 105,600
	土地	34,366,949	34,658,614	291,664
	建設仮勘定	14,591,011	11,184,718	△ 3,406,292
	無形固定資産	1,336,993	918,922	△ 418,070
	出資その他の資産	140,926,738	137,827,050	△ 3,099,688
	長期保有有価証券	129,923,418	126,215,052	△ 3,708,366
	出資	10,951,871	10,839,018	△ 112,852
	長期前払費用	51,448	772,978	721,530
	固定資産合計	(82.4) 598,141,868	(81.2) 585,158,427	△ 12,983,441
	放送債券償還積立資産	3,000,000	5,600,000	2,600,000
	特定資産合計	(0.4) 3,000,000	(0.8) 5,600,000	2,600,000
	資産合計	(100.0) 726,397,083	(100.0) 720,328,304	△ 6,068,779
負債	短期借入金	1,522,000	6,524,000	5,002,000
	一年以内に返済する長期借入金	1,119,000	3,369,000	2,250,000
	未払金	83,347,141	74,195,904	△ 9,151,237
	受信料前受金	113,077,788	110,747,859	△ 2,329,928
	その他の流動負債	1,613,249	1,889,802	276,553
	流動負債合計	(27.6) 200,679,179	(27.3) 196,726,567	△ 3,952,612
	放送債券	26,000,000	26,000,000	0

負債・資本	長期借入金	19,686,000	9,793,000	△	9,893,000
	退職給付引当金	20,225,748	23,759,372		3,533,623
	その他の固定負債	2,205,000	2,139,142	△	65,858
	固定負債合計	(9.4) 68,116,748	(8.6) 61,691,514	△	6,425,234
	負債合計	(37.0) 268,795,927	(35.9) 258,418,081	△	10,377,846
	資本	413,872,955	420,990,955		7,118,000
	承継資本	163,375	163,375		0
	固定資産充当資本	413,709,579	420,827,579		7,118,000
	積立金	36,211,671	36,610,200		398,528
	繰越剰余金	36,211,671	36,610,200		398,528
	当期事業収支差金	7,516,528	4,309,067	△	3,207,460
	資本合計	(63.0) 457,601,155	(64.1) 461,910,222		4,309,067
	負債資本合計	(100.0) 726,397,083	(100.0) 720,328,304	△	6,068,779

注　( )内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

資産の部

平成17年度末の資産総額は、平成16年度末の7,263億9,708万3千円に比べ60億6,877万9千円減少し、7,203億2,830万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位　千円)

区分	平成16年度末		平成17年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	125,255,214	17.2	129,569,876	18.0	4,314,662
固定資産	598,141,868	82.4	585,158,427	81.2	△ 12,983,441
特定資産	3,000,000	0.4	5,600,000	0.8	2,600,000
合計	726,397,083	100.0	720,328,304	100.0	△ 6,068,779

流動資産

平成17年度末の流動資産は、平成16年度末の1,252億5,521万4千円に比べ43億1,466万2千円増加し、1,295億6,987万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位　千円)

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
現金及び預金	68,484,154	79,353,410	10,869,255
受信料未収金	4,730,059	3,079,644	△ 1,650,415
有価証券	29,736,715	28,147,682	△ 1,589,032
前払費用	10,075,472	8,667,402	△ 1,408,070
未収金	9,252,862	7,933,521	△ 1,319,341
その他の流動資産	2,975,949	2,388,215	△ 587,734
合計	125,255,214	129,569,876	4,314,662

(1)　現金及び預金

(単位　千円)

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
現金	450,412	444,641	△ 5,770
普通預金	16,033,742	2,408,768	△ 13,624,974
定期預金	52,000,000	25,000,000	△ 27,000,000
譲渡性預金	0	51,500,000	51,500,000
合計	68,484,154	79,353,410	10,869,255

(2)　受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

(単位　千円)

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
受信料未収金	37,383,059	64,165,644	26,782,584
未収受信料欠損引当金	△ 32,653,000	△ 61,086,000	△ 28,433,000
合計	4,730,059	3,079,644	△ 1,650,415

(3) 有価証券

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
有価証券	29,736,715	28,147,682	△ 1,589,032

＜有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	2,800,000	2,800,000	2,800,000	
金融債	2,500,000	2,500,000	2,500,000	興業債券ほか
政府保証債	8,100,000	8,093,970	8,099,037	預金保険機構債券ほか
地方債	1,750,000	1,748,127	1,749,949	大阪市公債
事業債	13,000,000	12,988,310	12,998,695	東京電力㈱社債ほか
合計	28,150,000	28,130,407	28,147,682	

(4) 前払費用

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
翌年度番組関係費	9,382,008	8,266,637	△ 1,115,371
その他の前払費用	693,464	400,765	△ 292,698
合計	10,075,472	8,667,402	△ 1,408,070

翌年度番組関係費の内容は、翌年度以降に放送する番組制作費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であり、その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等である。

(5) 未収金

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
有価証券等利息	410,776	372,677	△ 38,099
その他の未収金	8,842,086	7,560,844	△ 1,281,242
合計	9,252,862	7,933,521	△ 1,319,341

その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

(6) その他の流動資産

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
差入保証金	2,503,554	1,947,242	△ 556,311
仮払金	472,395	440,972	△ 31,423
合計	2,975,949	2,388,215	△ 587,734

差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等であり、仮払金の内容は、諸立替払金である。

固定資産

(1) 固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区分	平成16年度末残高 (1)	平成17年度 増加額 (2)	平成17年度 減少額 (3)	平成17年度末残高 (1)+(2)−(3) (4)	減価償却累計額 (5)	平成17年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	1,179,251,814	80,950,723	46,670,617	1,213,531,920	767,119,466	446,412,454
建物	282,826,550	10,816,774	5,418,235	288,225,090	103,282,853	184,942,236
構築物	122,997,555	5,293,634	2,534,346	125,756,843	84,499,297	41,257,545
機械及び装置	691,269,140	52,143,484	22,510,895	720,901,729	552,098,414	168,803,315
放送衛星	19,685,227	0	0	19,685,227	17,372,986	2,312,240
車両及び運搬具	8,993,605	836,272	1,234,992	8,594,886	6,392,898	2,201,988
器具	4,521,773	151,320	148,283	4,524,809	3,473,015	1,051,794
土地	34,366,949	953,565	661,900	34,658,614	—	34,658,614
建設仮勘定	14,591,011	10,755,671	14,161,964	11,184,718	—	11,184,718
無形固定資産	5,412,386	58,884	476,458	4,994,812	4,075,890	918,922
(有形・無形固定資産計)	1,184,664,201	81,009,607	47,147,076	1,218,526,733	771,195,356	447,331,376
出資その他の資産	140,926,738	28,847,350	31,947,038	137,827,050	—	137,827,050
長期保有有価証券	129,923,418	27,033,567	30,741,934	126,215,052	—	126,215,052
出資	10,951,871	1,069,000	1,181,852	10,839,018	—	10,839,018
長期前払費用	51,448	744,783	23,252	772,978	—	772,978
合計	1,325,590,939	109,856,958	79,094,115	1,356,353,783	771,195,356	585,158,427

注１　有形固定資産及び無形固定資産の増加は、主として建設計画の実施によるものであり、実施額67,843,563千円の内容は次のとおりである。

・衛星放送施設の整備（衛星デジタル放送設備の整備等）……5,378,709千円
・テレビジョン、ラジオ放送網の整備……24,355,257千円
（地上デジタルテレビジョン放送送信設備の整備、ラジオ放送局２局の完成、放送装置の更新等）
・放送会館の整備（岡山・沖縄・福島放送会館の整備等）……9,560,234千円
・番組設備の整備……27,369,522千円
（地上デジタルテレビジョン放送送出設備、ハイビジョン放送設備及び番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等）
・研究施設等の整備（研究開発設備の整備、番組公開ライブラリー設備の整備等）……1,179,839千円

注２　建設仮勘定残高11,184,718千円の内容は、地上デジタルテレビジョン放送設備の整備等である。

注３　無形固定資産帳簿価額918,922千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権879,007千円、地上権39,914千円である。

(2)　長期保有有価証券

（単位　千円）

区　分	平成16年度末	平成17年度末	増　減
長期保有有価証券	129,923,418	126,215,052	△　3,708,366

＜長期保有有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　要
国　債	23,100,000	23,014,417	23,039,954	
金融債	1,300,000	1,300,000	1,300,000	しんきん中金債券
政府保証債	32,800,000	32,678,300	32,709,249	公営企業債券ほか
非政府保証債	5,400,000	5,329,785	5,334,137	日本政策投資銀行債券ほか
地方債	17,700,000	17,627,255	17,655,759	東京都公募公債ほか
事業債	46,300,000	46,158,473	46,175,950	東京電力㈱社債ほか
合　計	126,600,000	126,108,230	126,215,052	

(3)　出　資

（単位　千円）

区　分	平成16年度末	平成17年度末	増　減
関係会社出資	9,855,900	9,855,802	△　97
その他の出資	1,095,971	983,216	△　112,754
合　計	10,951,871	10,839,018	△　112,852

＜出資の明細＞

（単位　千円）

出資先	平成16年度末貸借対照表計上額	平成17年度		平成17年度末		
		増加額	減少額	出資株式数	取得価額	貸借対照表計上額
関係会社出資（22社）	9,855,900	1,069,000	1,069,097	—	9,855,802	9,855,802
㈱ＮＨＫエンタープライズ	—	1,019,000	97	4,843株	1,018,902	1,018,902
㈱ＮＨＫエンタープライズ21	952,000	0	952,000	—	—	—
㈱ＮＨＫソフトウェア	67,000	0	67,000	—	—	—
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	67,000	0	0	1,340株	67,000	67,000
㈱ＮＨＫ情報ネットワーク	209,500	0	0	4,190株	209,500	209,500
㈱ＮＨＫプロモーション	57,000	0	0	114,000株	57,000	57,000
㈱ＮＨＫアート	126,700	0	0	253,400株	126,700	126,700
㈱ＮＨＫテクニカルサービス	210,000	0	0	4,200株	210,000	210,000
㈱日本放送出版協会	33,000	0	0	660,000株	33,000	33,000
㈱ＮＨＫきんきメディアプラン	52,000	0	0	1,040株	52,000	52,000
㈱ＮＨＫ中部ブレーンズ	30,000	0	0	600株	30,000	30,000
㈱ＮＨＫちゅうごくソフトプラン	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
㈱ＮＨＫ九州メディス	26,000	0	0	520株	26,000	26,000

官　報　（号　外）

㈱NHK東北プランニング	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
㈱NHK北海道ビジョン	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
㈱NHK共同ビジネス	—	40,000	0	80,000株	40,000	40,000
㈱NHK総合ビジネス	40,000	0	40,000	—	—	—
㈱NHKアイテック	151,000	0	0	302,000株	151,000	151,000
㈱NHK文化センター	20,000	0	0	40,000株	20,000	20,000
㈱NHKコンピューターサービス	57,000	0	0	1,140株	57,000	57,000
NHK営業サービス㈱	120,000	0	0	2,400株	120,000	120,000
㈱NHKオフィス企画	—	10,000	0	20,000株	10,000	10,000
㈱NHKプリンテックス	10,000	0	10,000	—	—	—
㈱日本文字放送	40,000	0	0	800株	40,000	40,000
㈱放送衛星システム	7,499,700	0	0	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱NHK名古屋ビルシステムズ	10,000	0	0	200株	10,000	10,000
その他の出資（6社）	1,095,971	0	112,754	—	985,216	983,216
独立行政法人情報通信研究機構	563,771	0	112,754	—	451,016	451,016
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	276,300	0	0	5,526株	276,300	276,300
福岡タワー㈱	160,000	0	0	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信基礎技術研究所	93,900	0	0	1,878株	93,900	93,900
新衛星ビジネス㈱	2,000	0	0	40株	2,000	2,000
NTTビジュアル通信㈱	0	0	0	40株	2,000	0
合　計（28社）	10,951,871	1,069,000	1,181,852	—	10,841,018	10,839,018

注1　出資は、放送法第9条の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資している。

注2　子会社の再編等により、平成17年4月1日付で以下の社名に変更となった。

㈱NHKエンタープライズ　〔㈱NHKエンタープライズ21と㈱NHKソフトウェアが合併〕

㈱NHK共同ビジネス　〔㈱NHK総合ビジネスと共同ビルヂング㈱が合併〕

㈱NHKオフィス企画　〔㈱NHKプリンテックスに㈱NHK総合ビジネスの業務を一部移行〕

注3　㈱NHKエンタープライズの平成17年度の減少額は、合併に伴う端株の売却分であり、これを除く関係会社出資の増加額および減少額は、子会社の再編等によるものである。

注4　独立行政法人情報通信研究機構の出資金は、「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」（平成14年12月6日法律第134号）の施行に伴い、通信・放送機構から承継されたものである。この出資金は、「通信・放送機構法の一部を改正する法律」（平成11年法律第39号）に基づき、平成11年12月20日をもって無利子貸付金に転換している。なお、平成17年度の減少額は、返還によるものである。

注5　NTTビジュアル通信㈱の貸借対照表計上額は1円である。

注6　社数は、平成17年度末の社数である。

(4)　長期前払費用

（単位　千円）

区　分	平成16年度末	平成17年度末	増　減
長期前払費用	51,448	772,978	721,530

長期前払費用の内容は、衛星通信専用料未経過分等である。

特定資産

平成17年度末の特定資産は、平成16年度末の30億円に比べ26億円増加し、56億円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　分	平成16年度末	平成17年度末	増　減
放送債券償還積立資産	3,000,000	5,600,000	2,600,000

放送債券償還積立資産

（単位　千円）

区　分	平成16年度末	平成17年度		
		増加額	減少額	年度末
放送債券償還積立資産	3,000,000	2,600,000	0	5,600,000

放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てたものである。

＜放送債券償還積立資産の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　　要
債　　券　　計	5,600,000	5,600,000	5,600,000	
国　　債	2,300,000	2,300,000	2,300,000	
政府保証債	1,800,000	1,800,000	1,800,000	公営企業債券ほか
事　業　債	1,500,000	1,500,000	1,500,000	東北電力㈱社債ほか
合　　計	5,600,000	5,600,000	5,600,000	

（参考）　保有する有価証券（有価証券・長期保有有価証券・出資・放送債券償還積立資産）の状況

＜保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	流動資産	固定資産	特定資産	貸借対照表計上額
債　　券　　計	28,147,682	126,215,052	5,600,000	159,962,735
国　　債	2,800,000	23,039,954	2,300,000	28,139,954
金　融　債	2,500,000	1,300,000	—	3,800,000
政府保証債	8,099,037	32,709,249	1,800,000	42,608,287
非政府保証債	—	5,334,137	—	5,334,137
地　方　債	1,749,949	17,655,759	—	19,405,709
事　業　債	12,998,695	46,175,950	1,500,000	60,674,645
出　資　計	—	10,839,018	—	10,839,018
関係会社出資	—	9,855,802	—	9,855,802
その他の出資	—	983,216	—	983,216
合　　計	28,147,682	137,054,071	5,600,000	170,801,754

(1)　満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年３月31日）

（単位　千円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額	摘　　要
国　　債	28,139,954	28,273,170	133,215	
金　融　債	3,800,000	3,797,120	△　2,880	しんきん中金債券ほか
政府保証債	42,608,287	42,339,550	△　268,737	公営企業債券ほか
非政府保証債	5,334,137	5,234,600	△　99,537	日本政策投資銀行債券ほか
地　方　債	19,405,709	19,420,610	14,900	東京都公募公債ほか
事　業　債	60,674,645	61,398,030	723,384	東京電力㈱社債ほか
合　　計	159,962,735	160,463,080	500,344	

(2)　時価のない有価証券の内訳（平成18年３月31日）

（単位　千円）

区　　分	貸借対照表計上額
関係会社出資	9,855,802
その他の出資	983,216
合　　計	10,839,018

(3)　満期保有目的の債券の今後の償還予定額（平成18年３月31日）

（単位　千円）

区　　分	貸借対照表計上額	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国　　債	28,139,954	2,800,000	18,582,546	6,757,408	—
金　融　債	3,800,000	2,500,000	1,300,000	—	—
政府保証債	42,608,287	8,099,037	19,577,643	14,931,605	—
非政府保証債	5,334,137	—	2,799,458	2,165,458	369,221
地　方　債	19,405,709	1,749,949	13,672,864	3,982,895	—
事　業　債	60,674,645	12,998,695	29,595,548	15,041,500	3,038,901
合　　計	159,962,735	28,147,682	85,528,060	42,878,868	3,408,122

負　債　の　部

平成17年度末の負債総額は、平成16年度末の2,687億9,592万７千円に比べ103億7,784万６千円減少し、2,584億1,808万１千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	平成16年度末		平成17年度末		増　　減
	金　　額	構成比（%）	金　　額	構成比（%）	
流動負債	200,679,179	74.7	196,726,567	76.1	△　3,952,612
固定負債	68,116,748	25.3	61,691,514	23.9	△　6,425,234
合　　計	268,795,927	100.0	258,418,081	100.0	△ 10,377,846

流動負債

平成17年度末の流動負債は、平成16年度末の2,006億7,917万9千円に比べ39億5,261万2千円減少し、1,967億2,656万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
短期借入金	1,522,000	6,524,000	5,002,000
一年以内に返済する長期借入金	1,119,000	3,369,000	2,250,000
未払金	83,347,141	74,195,904	△ 9,151,237
受信料前受金	113,077,788	110,747,859	△ 2,329,928
その他の流動負債	1,613,249	1,889,802	276,553
合計	200,679,179	196,726,567	△ 3,952,612

(1) 短期借入金

（単位　千円）

借入先	平成16年度末	平成17年度		
		増加額	減少額	年度末
㈱みずほコーポレート銀行	730,000	3,131,000	730,000	3,131,000
㈱三井住友銀行	335,000	1,435,500	335,000	1,435,500
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	—	1,174,500	0	1,174,500
㈱東京三菱銀行	160,000	0	160,000	—
㈱ＵＦＪ銀行	114,000	0	114,000	—
農林中央金庫	53,000	228,500	53,000	228,500
信金中央金庫	53,000	228,500	53,000	228,500
日本生命保険㈱	38,500	163,000	38,500	163,000
第一生命保険㈱	38,500	163,000	38,500	163,000
合計	1,522,000	6,524,000	1,522,000	6,524,000

平成18年1月1日付けで㈱東京三菱銀行と㈱ＵＦＪ銀行が合併し、㈱三菱東京ＵＦＪ銀行となった。

(2) 未払金

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
契約収納事務費	5,360,451	6,474,462	1,114,010
放送債券利息	116,588	116,588	0
納付消費税	1,662,296	1,549,857	△ 112,438
その他の未払金	76,207,805	66,054,995	△ 10,152,809
合計	83,347,141	74,195,904	△ 9,151,237

その他の未払金の内容は、設備整備に要する経費の未払分等である。

(3) 受信料前受金

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
受信料前受金	113,077,788	110,747,859	△ 2,329,928

受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額である。

(4) その他の流動負債

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
前受収益	21,497	58,001	36,503
預り金	1,591,751	1,831,801	240,049
合計	1,613,249	1,889,802	276,553

前受収益の内容は、施設利用料等であり、預り金の内容は、源泉徴収所得税等である。

固定負債

平成17年度末の固定負債は、平成16年度末の681億1,674万8千円に比べ64億2,523万4千円減少し、616億9,151万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	平成16年度末	平成17年度末	増　　減
放送債券	26,000,000	26,000,000	0
長期借入金	19,686,000	9,793,000	△ 9,893,000
退職給付引当金	20,225,748	23,759,372	3,533,623
その他の固定負債	2,205,000	2,139,142	△ 65,858
合　　計	68,116,748	61,691,514	△ 6,425,234

(1)　放送債券

（単位　千円）

銘柄（発行価額、利率）	発行年月日（償還期限）	発行総額	償還額	未償還残高	
			平成17年度	固定負債	流動負債（1年以内）
第104回放送債券（100.00円、1.80％）	平成12. 2.17（22. 2.17）	6,000,000	0	6,000,000	0
第105回放送債券（100.00円、1.90％）	平成12.10.25（22.10.25）	10,000,000	0	10,000,000	0
第106回放送債券（100.00円、1.51％）	平成14. 2. 6（24. 2. 6）	10,000,000	0	10,000,000	0
合　　計	—	26,000,000	0	26,000,000	0

注　放送債券は、政府保証債ではない。

(2)　長期借入金

（単位　千円）

借入先	平成16年度末	平成17年度増減内訳		平成17年度末	
		増加額	減少額	固定負債	流動負債（1年以内）
㈱みずほコーポレート銀行	9,988,000	0	3,669,000	4,702,000	1,617,000
㈱三井住友銀行	4,577,000	0	1,681,500	2,154,500	741,000
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	—	3,544,000	1,174,500	1,763,500	606,000
㈱東京三菱銀行	2,184,500	0	2,184,500	—	—
㈱ＵＦＪ銀行	1,560,500	0	1,560,500	—	—
農林中央金庫	728,500	0	267,500	343,000	118,000
信金中央金庫	728,500	0	267,500	343,000	118,000
日本生命保険㈱	519,000	0	191,000	243,500	84,500
第一生命保険㈱	519,000	0	191,000	243,500	84,500
合　　計	20,805,000	3,544,000	11,187,000	9,793,000	3,369,000

平成18年１月１日付けで㈱東京三菱銀行と㈱ＵＦＪ銀行が合併し、㈱三菱東京ＵＦＪ銀行となった。

㈱三菱東京ＵＦＪ銀行の増加額は、合併により引き継がれたものであり、その内訳は、㈱東京三菱銀行の減少額のうち2,067,500千円、㈱ＵＦＪ銀行の減少額のうち1,476,500千円である。

(3)　退職給付引当金

（単位　千円）

区　　分	平成16年度末	平成17年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	20,225,748	32,686,690	29,153,066	23,759,372

退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使拠出型の退職年金制度を設けており、退職年金制度に基づく資産は、平成17年度末において319,549,617千円である。

(4)　その他の固定負債

（単位　千円）

区　　分	平成16年度末	平成17年度末	増　　減
その他の固定負債	2,205,000	2,139,142	△ 65,858

平成17年度末におけるその他の固定負債の内容は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって、処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理経費および放送衛星ＢＳＡＴ―１ａ・１ｂ取得経費の未払分である。

資　本　の　部

平成17年度末の資本総額は、平成16年度末の4,576億115万5千円に比べ43億906万7千円増加し、4,619億1,022万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	平成16年度末	平成17年度末	増　　減
資　　本	413,872,955	420,990,955	7,118,000
積　立　金	36,211,671	36,610,200	398,528
当期事業収支差金	7,516,528	4,309,067	△　3,207,460
合　　計	457,601,155	461,910,222	4,309,067

(1)　資　　本

（単位　千円）

区　　分	平成16年度末	平成17年度末	増　　減
承継資本	163,375	163,375	0
固定資産充当資本	413,709,579	420,827,579	7,118,000
合　　計	413,872,955	420,990,955	7,118,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

固定資産充当資本は、過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額417,739,002千円と、昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円である。

なお、平成17年度末における固定資産充当資本の増減内訳は、次のとおりである。

【固定資産充当資本の増減内訳】

1)　平成16年度末固定資産充当資本	413,709,579千円
2)　平成16年度当期事業収支差金のうち資本支出に充当し固定資産化	7,118,000千円
平成17年度末固定資産充当資本（1＋2）	420,827,579千円

(2)　積　　立　　金

（単位　千円）

区　　分	平成16年度末	平成17年度末	増　　減
繰越剰余金	36,211,671	36,610,200	398,528

なお、平成17年度末における繰越剰余金の増減内訳は、次のとおりである。

【繰越剰余金の増減内訳】

1)　平成16年度末繰越剰余金	36,211,671千円
2)　平成16年度当期事業収支差金の繰入れ（ア＋イ）	398,528千円
ア．平成16年度当期事業収支差金	7,516,528千円
イ．うち固定資産充当資本組入れ	△　7,118,000千円
平成17年度末繰越剰余金（1＋2）	36,610,200千円

(3)　当期事業収支差金

（単位　千円）

区　　分	平成16年度末	平成17年度末	増　　減
当期事業収支差金	7,516,528	4,309,067	△　3,207,460

なお、平成17年度末における当期事業収支差金の内容は、次のとおりである。

【平成17年度末当期事業収支差金】

当期事業収支差金（1＋2）	4,309,067千円
1)　資本支出への充当（ア＋イ）	3,719,000千円
ア．放送債券償還積立資産繰入れ	2,600,000千円
イ．長期借入金返還金	1,119,000千円
2)　翌年度以降の財政安定のための繰越し	590,067千円

（参考）　翌年度以降の財政安定のための繰越金

1)　平成17年度末繰越剰余金	36,610,200千円
2)　翌年度以降の財政安定のための繰越し	590,067千円
翌年度以降の財政安定のための繰越金（1＋2）	37,200,267千円

（比較貸借対照表）
（受託業務等勘定）

（単位　千円）

区分		平成16年度末	平成17年度末	増減
資産	現金及び預金	144	1,403	1,259
	未収金	4,599	4,700	101
	流動資産合計	4,743	6,103	1,360
	資産合計	4,743	6,103	1,360
負債・資本	未払金	4,653	5,805	1,151
	前受金	89	298	209
	流動負債合計	4,743	6,103	1,360
	負債合計	4,743	6,103	1,360
	負債資本合計	4,743	6,103	1,360

資　産　の　部

平成17年度末の資産総額は、平成16年度末の474万３千円に比べ136万円増加し、610万３千円となり、その内容は次表のとおりである。

流　動　資　産

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
現金及び預金	144	1,403	1,259
未収金	4,599	4,700	101
合計	4,743	6,103	1,360

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
普通預金	144	1,403	1,259

(2)　未収金

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
未収収益	4,599	4,700	101

未収収益の内容は、施設賃貸料である。

負　債　の　部

平成17年度末の負債総額は、平成16年度末の474万３千円に比べ136万円増加し、610万３千円となり、その内容は次表のとおりである。

流　動　負　債

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
未払金	4,653	5,805	1,151
前受金	89	298	209
合計	4,743	6,103	1,360

(1)　未払金

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
納付消費税	4,653	5,805	1,151

(2)　前受金

（単位　千円）

区分	平成16年度末	平成17年度末	増減
前受金	89	298	209

前受金の内容は、スタジオ設備賃貸料である。

2.3 損益計算書

（比較損益計算書）

（一般勘定）

（単位　千円）

区分		平成16年度	平成17年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 685,493,556	(100.0) 674,946,696	△ 10,546,859
	受信料	673,665,115	663,515,719	△ 10,149,396
	交付金収入	2,394,307	2,497,555	103,248
	副次収入	9,434,133	8,933,422	△ 500,711
	経常事業支出	(97.4) 667,623,781	(98.7) 666,089,933	△ 1,533,848
	国内放送費	265,123,101	244,858,840	△ 20,264,261
	国際放送費	6,819,461	6,915,521	96,059
	契約収納費	61,348,740	64,014,246	2,665,506
	受信対策費	1,950,551	1,615,610	△ 334,940
	広報費	3,081,304	3,165,447	84,142
	調査研究費	8,713,223	6,977,708	△ 1,735,515
	給与	141,099,585	136,699,088	△ 4,400,497
	退職手当・厚生費	63,854,441	56,937,645	△ 6,916,795
	共通管理費	12,904,400	11,696,430	△ 1,207,970
	減価償却費	70,075,971	72,123,395	2,047,424
	未収受信料欠損償却費	32,653,000	61,086,000	28,433,000
	経常事業収支差金	(2.6) 17,869,774	(1.3) 8,856,763	△ 9,013,011
経常事業外収支	経常事業外収入	(0.5) 3,464,689	(0.6) 3,815,199	350,509
	財務収入	2,997,125	3,157,369	160,243
	雑収入	467,563	657,829	190,265
	経常事業外支出	(2.4) 16,847,170	(2.3) 15,736,601	△ 1,110,568
	財務費	16,847,170	15,736,601	△ 1,110,568
	経常事業外収支差金	△ (△1.9) 13,382,481	△ (△1.7) 11,921,402	1,461,078
経常収支差金		(0.7) 4,487,293	△ (△0.4) 3,064,639	△ 7,551,932
資本支出充当		4,487,293	—	—
特別収支	特別収入	(1.5) 10,439,985	(2.4) 16,721,153	6,281,168
	固定資産売却益	6,279,650	14,262,117	7,982,467
	固定資産受贈益	14,367	67,673	53,306
	過年度損益修正益	3,082	0	△ 3,082
	その他の特別収入	4,142,885	2,391,362	△ 1,751,522
	特別支出	(1.1) 7,410,750	(1.4) 9,347,446	1,936,696
	固定資産売却損	30,681	53,502	22,820
	固定資産除却損	2,083,246	3,710,688	1,627,442
	過年度損益修正損	1,346,172	2,085,103	738,930
	その他の特別支出	3,950,649	3,498,152	△ 452,496
当期事業収支差金		(1.1) 7,516,528	(0.6) 4,309,067	△ 3,207,460
資本支出充当		7,118,000	3,719,000	△ 3,399,000
事業収支剰余金		398,528	590,067	191,539

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）である。

経常事業収支

平成17年度の経常事業収入6,749億4,669万6千円に対し、経常事業支出は6,660億8,993万3千円であり、差し引き経常事業収支差金は88億5,676万3千円である。

なお、平成16年度の経常事業収入6,854億9,355万6千円、経常事業支出6,676億2,378万1千円と比べ、経常事業収入は105億4,685万9千円、経常事業支出は15億3,384万8千円の減少である。

経常事業収入

経常事業収入の減少は、受信契約件数の減少等に伴う受信料の減少等によるものであり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	平成16年度	平成17年度	増　　減
受信料	673,665,115	663,515,719	△ 10,149,396
交付金収入	2,394,307	2,497,555	103,248
副次収入	9,434,133	8,933,422	△ 500,711
合計	685,493,556	674,946,696	△ 10,546,859

(1) 受信料

（単位　千円）

区　　分	平成16年度	平成17年度	増　　減
基本受信料	547,983,924	537,544,360	△ 10,439,563
衛星付加受信料	125,681,191	125,971,358	290,167
合計	673,665,115	663,515,719	△ 10,149,396

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

（単位　千件）

区　　分		平成16年度	平成17年度
カラー契約	年度初頭	24,582	23,980
	増加	△ 602	△ 595
	年度末	23,980	23,385
普通契約	年度初頭	372	349
	増加	△ 23	△ 23
	年度末	349	326
衛星カラー契約	年度初頭	11,908	12,254
	増加	346	180
	年度末	12,254	12,434
衛星普通契約	年度初頭	28	26
	増加	△ 2	△ 2
	年度末	26	24
特別契約	年度初頭	9	9
	増加	0	1
	年度末	9	10
契約総数	年度初頭	36,899	36,618
	増加	△ 281	△ 439
	年度末	36,618	36,179

(2) 交付金収入

（単位　千円）

区　　分	平成16年度	平成17年度	増　　減
国際放送関係交付金	2,273,500	2,273,500	0
選挙放送関係交付金	120,807	224,055	103,248
合計	2,394,307	2,497,555	103,248

国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第35条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものである。

また、選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものである。

(3) 副次収入

（単位　千円）

区　　分	平成16年度	平成17年度	増　　減
一般業務収入	8,570,109	7,992,608	△ 577,500
受託業務等収入	864,023	940,813	76,789
合計	9,434,133	8,933,422	△ 500,711

受託業務等収入は、放送法第９条第３項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものである。

経常事業支出

経常事業支出は、すべての業務について見直しを行い経費の削減を実施し、一層効率的な事業運営を徹底しつつ、平成17年度事業計画に基づき、各部門の事業活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
国内放送費	265,123,101	244,858,840	△ 20,264,261
国際放送費	6,819,461	6,915,521	96,059
契約収納費	61,348,740	64,014,246	2,665,506
受信対策費	1,950,551	1,615,610	△ 334,940
広報費	3,081,304	3,165,447	84,142
調査研究費	8,713,223	6,977,708	△ 1,735,515
給与	141,099,585	136,699,088	△ 4,400,497
退職手当・厚生費	63,854,441	56,937,645	△ 6,916,795
共通管理費	12,904,400	11,696,430	△ 1,207,970
減価償却費	70,075,971	72,123,395	2,047,424
未収受信料欠損償却費	32,653,000	61,086,000	28,433,000
合計	667,623,781	666,089,933	△ 1,533,848

(1) 国内放送費

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
番組費	205,104,820	191,927,241	△ 13,177,579
技術運用費	60,018,280	52,931,598	△ 7,086,682
合計	265,123,101	244,858,840	△ 20,264,261

番組費は、国内放送番組の制作に要する経費、報道取材に要する経費及び番組の制作に伴い共通して要する経費であり、技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費である。

(2) 国際放送費

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
ラジオ国際放送費	4,391,747	4,504,266	112,518
テレビジョン国際放送費	2,427,713	2,411,254	△ 16,459
合計	6,819,461	6,915,521	96,059

ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費である。

(3) 契約収納費

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
契約収納業務費	38,074,688	37,202,543	△ 872,145
契約収納推進費	23,274,052	26,811,703	3,537,651
合計	61,348,740	64,014,246	2,665,506

契約収納業務費は、地域スタッフ等への報酬、金融機関への口座振替手数料等の受信契約及び受信料収納に要する経費であり、契約収納推進費は、受信契約・受信料収納の推進対策及び情報処理等に要する経費である。

(4) 受信対策費

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
受信改善費	221,610	150,349	△ 71,261
受信対策推進費	1,728,941	1,465,261	△ 263,679
合計	1,950,551	1,615,610	△ 334,940

受信改善費は、受信障害対策に要する経費であり、受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費である。

(5) 広　報　費

（単位　千円）

区　分	平成16年度	平成17年度	増　減
視聴者意向収集費	1,574,166	1,956,825	382,658
広報推進費	1,507,138	1,208,622	△ 298,516
合　計	3,081,304	3,165,447	84,142

視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であり、広報推進費は、事業活動の周知に要する経費である。

(6) 調査研究費

（単位　千円）

区　分	平成16年度	平成17年度	増　減
番組調査研究費	1,448,991	1,268,271	△ 180,720
技術調査研究費	7,264,231	5,709,437	△ 1,554,794
合　計	8,713,223	6,977,708	△ 1,735,515

番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費である。

(7) 給　与

（単位　千円）

区　分	平成16年度	平成17年度	増　減
職員給与	140,630,950	136,323,380	△ 4,307,569
役員報酬	468,634	375,707	△ 92,927
合　計	141,099,585	136,699,088	△ 4,400,497

職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金及び賞与等の諸手当等であり、役員報酬は、経営委員及び役員の報酬である。

(8) 退職手当・厚生費

（単位　千円）

区　分	平成16年度	平成17年度	増　減
退職手当	38,614,311	32,278,591	△ 6,335,719
厚生保健費	25,240,129	24,659,053	△ 581,076
合　計	63,854,441	56,937,645	△ 6,916,795

退職手当は、役員退任慰労金及び職員の退職給付費用であり、厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利・厚生に要する経費である。

平成17年度の退職手当のうち、役員退任慰労金は95,850千円、職員の退職給付費用は32,182,741千円である。なお、役員退任慰労金は平成17年３月から平成17年７月にかけて退任した11名分で、第1000回経営委員会（平成17年８月）で議決され、平成17年８月に支払われたものである。

(9) 共通管理費

（単位　千円）

区　分	平成16年度	平成17年度	増　減
施設管理費	6,634,765	6,417,321	△ 217,443
職員管理費その他	6,269,635	5,279,108	△ 990,527
合　計	12,904,400	11,696,430	△ 1,207,970

施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であり、職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費、その他の事業全般に共通して要する経費である。

平成17年度の職員管理費その他のうち役員交際費は17,254千円である。

(10) 減価償却費

（単位　千円）

区　分	平成16年度	平成17年度	増　減
減価償却費	70,075,971	72,123,395	2,047,424

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	取得価額	平成17年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率
					%
有形固定資産	1,167,688,587	71,785,571	767,119,466	400,569,121	65.7
建物	288,225,090	9,768,636	103,282,853	184,942,236	35.8
構築物	125,756,843	3,839,287	84,499,297	41,257,545	67.2
機械及び装置	720,901,729	55,852,066	552,098,414	168,803,315	76.6
放送衛星	19,685,227	1,177,934	17,372,986	2,312,240	88.3
車両及び運搬具	8,594,886	925,349	6,392,898	2,201,988	74.4
器具	4,524,809	222,296	3,473,015	1,051,794	76.8
無形固定資産	4,954,897	337,824	4,075,890	879,007	82.3
施設利用権	4,954,897	337,824	4,075,890	879,007	82.3
合計	1,172,643,485	72,123,395	771,195,356	401,448,129	65.8

経常事業外収支

平成17年度の経常事業外収入38億1,519万9千円に対し、経常事業外支出は157億3,660万1千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△119億2,140万2千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業外収入

（単位　千円）

区　　分	平成16年度	平成17年度	増　減
財務収入	2,997,125	3,157,369	160,243
雑収入	467,563	657,829	190,265
合計	3,464,689	3,815,199	350,509

(1) 財務収入

（単位　千円）

区　　分	平成16年度	平成17年度	増　減
受取利息	2,919,715	2,571,534	△ 348,181
受取配当金	77,410	585,835	508,425
合計	2,997,125	3,157,369	160,243

受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であり、受取配当金は出資先からの配当収入である。

経常事業外支出

（単位　千円）

区　　分	平成16年度	平成17年度	増　減
財務費	16,847,170	15,736,601	△ 1,110,568
支払利息	747,729	647,539	△ 100,190
放送債券発行償還経費	12,159	2,297	△ 9,862
建設仕入消費税	3,886,536	3,252,312	△ 634,224
納付消費税	12,200,745	11,834,453	△ 366,291

支払利息は、放送債券利息、借入金利息及びその他の金融費用であり、放送債券発行償還経費は放送債券の発行、管理及び償還に要する費用である。

また、建設仕入消費税は、固定資産の取得及び改良に要する経費に課せられた消費税額であり、納付消費税は、一般勘定における消費税納税額である。

特別収支

平成17年度の特別収入は固定資産売却益等による167億2,115万3千円であり、特別支出は固定資産売却損等による93億4,744万6千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

特別収入

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
固定資産売却益	6,279,650	14,262,117	7,982,467
固定資産受贈益	14,367	67,673	53,306
過年度損益修正益	3,082	0	△ 3,082
その他の特別収入	4,142,885	2,391,362	△ 1,751,522
合計	10,439,985	16,721,153	6,281,168

固定資産売却益は、主として土地の売却によるものである。

また、その他の特別収入は、電波法第71条の２及び第71条の３に基づくアナログ周波数変更対策給付金等として、指定周波数変更対策機関（社団法人電波産業会）から受け入れたものである。

特別支出

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
固定資産売却損	30,681	53,502	22,820
固定資産除却損	2,083,246	3,710,688	1,627,442
過年度損益修正損	1,346,172	2,085,103	738,930
その他の特別支出	3,950,649	3,498,152	△ 452,496
合計	7,410,750	9,347,446	1,936,696

固定資産売却損は、主として機械及び装置の売却によるものであり、固定資産除却損は、主として建物の除却によるものである。

過年度損益修正損は、受信料欠損額確定に伴う修正損である。

また、その他の特別支出は、アナログ周波数変更対策実施経費2,391,362千円および「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって、処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理経費1,106,790千円である。

当期事業収支差金

平成17年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金88億5,676万３千円に経常事業外収支差金△119億2,140万２千円を加えた経常収支差金△30億6,463万９千円に、特別収入167億2,115万３千円を加え、特別支出93億4,744万６千円を差し引いた43億906万７千円であり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
当期事業収支差金	7,516,528	4,309,067	△ 3,207,460
資本支出充当	7,118,000	3,719,000	△ 3,399,000
事業収支剰余金	398,528	590,067	191,539

事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

（比較損益計算書）

（受託業務等勘定）

（単位　千円）

区分		平成16年度	平成17年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 920,844	(100.0) 1,007,201	86,356
	受託業務等収入	920,844	1,007,201	86,356
	経常事業支出	(80.2) 738,208	(80.3) 809,150	70,942
	受託業務等費	738,208	809,150	70,942
	経常事業収支差金	(19.8) 182,636	(19.7) 198,050	15,413
経常外収支	経常事業外支出	(4.1) 38,154	(4.3) 43,147	4,992
	財務費	38,154	43,147	4,992
事業支	経常事業外収支差金	△ (△4.1) 38,154	△ (△4.3) 43,147	△ 4,992
当期事業収支差金		(15.7) 144,482	(15.4) 154,903	10,420
当期繰入前剰余金		144,482	154,903	10,420
一般勘定への繰入れ		144,482	154,903	10,420

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（％）である。

官報（号外）

経常事業収支

平成17年度の経常事業収入10億720万1千円に対し、経常事業支出は8億915万円であり、差し引き経常事業収支差金は1億9,805万円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
受託業務等収入	920,844	1,007,201	86,356
1号業務収入	887,431	924,798	37,367
2号業務収入	33,413	82,403	48,989

受託業務等収入は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入である。

1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であり、2号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入である。

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
受託業務等費	738,208	809,150	70,942
1号業務費	710,248	741,029	30,780
2号業務費	27,959	68,121	40,161

受託業務等費は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に要する経費である。

1号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であり、2号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等である。

経常事業外収支

平成17年度の経常事業外支出は4,314万7千円であり、これにより経常事業外収支差金は△4,314万7千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業外支出

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
財務費	38,154	43,147	4,992
納付消費税	38,154	43,147	4,992

納付消費税は、受託業務等勘定における消費税納税額である。

当期事業収支差金

平成17年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金1億9,805万円に経常事業外収支差金△4,314万7千円を加えた1億5,490万3千円であり、その内容は次表のとおりである。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れた。

（単位　千円）

区分	平成16年度	平成17年度	増減
当期事業収支差金	144,482	154,903	10,420
一般勘定への繰入れ	144,482	154,903	10,420

2.4　子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債権

(1)　短期債権（未収金）

（単位　千円）

会社名	平成16年度末	平成17年度末	増減
㈱NHKエンタープライズ	—	493,678	493,678
㈱NHKエンタープライズ21	494,781	—	△ 494,781
㈱NHKソフトウェア	210,814	—	△ 210,814
㈱NHKプロモーション	237,999	471,995	233,996
㈱NHK情報ネットワーク	384,048	350,590	△ 33,457
㈱NHKエデュケーショナル	497,828	350,364	△ 147,464
㈱放送衛星システム	124,514	91,987	△ 32,527
その他	160,082	133,750	△ 26,331
合計	2,110,069	1,892,367	△ 217,702

(2)　短期債権（前払費用）

（単位　千円）

会社名	平成16年度末	平成17年度末	増減
㈱総合ビジョン	119,311	189,040	69,728
㈱NHKエンタープライズ	—	8	8
㈱NHKエンタープライズ21	132,875	—	△ 132,875
その他	1,833	1,777	△ 55
合計	254,020	190,826	△ 63,194

債　　務

(1)　短期債務(未払金)

（単位　千円）

会　社　名	平成16年度末	平成17年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	—	2,641,958	2,641,958
㈱ＮＨＫエンタープライズ21	3,297,288	—	△ 3,297,288
㈱ＮＨＫソフトウェア	60,295	—	△ 60,295
㈱ＮＨＫアイテック	3,139,665	2,032,537	△ 1,107,128
㈱ＮＨＫ情報ネットワーク	1,743,508	1,463,218	△ 280,289
㈱放送衛星システム	1,395,340	1,389,761	△ 5,578
㈱ＮＨＫアート	1,413,947	1,157,441	△ 256,506
㈱ＮＨＫコンピューターサービス	544,038	1,007,980	463,942
㈱ＮＨＫテクニカルサービス	924,272	939,113	14,840
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	963,024	692,129	△ 270,894
ＮＨＫ営業サービス㈱	609,783	621,968	12,184
㈱ＮＨＫ共同ビジネス	—	251,500	251,500
㈱ＮＨＫ総合ビジネス	344,262	—	△ 344,262
共同ビルヂング㈱	307	—	△ 307
㈱ＮＨＫきんきメディアプラン	234,921	33,633	△ 201,287
その他	761,128	676,347	△ 84,780
合　計	15,431,784	12,907,590	△ 2,524,193

(2)　長期債務(その他の固定負債)

（単位　千円）

会　社　名	平成16年度末	平成17年度末	増　減
㈱放送衛星システム	2,205,000	1,033,000	△ 1,172,000

注　子会社の再編等により、平成17年４月１日付で以下の社名に変更となった。
㈱ＮＨＫエンタープライズ〔㈱ＮＨＫエンタープライズ21と㈱ＮＨＫソフトウェアが合併〕
㈱ＮＨＫ共同ビジネス〔㈱ＮＨＫ総合ビジネスと共同ビルヂング㈱が合併〕

2.5　関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当なし

3　主たる設備の状況

3.1　主たる保有設備の状況

平成17年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりである。

区　分	土地		建物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面積	金額	面積	金額				
	㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円	千円
放送会館	378,283	21,110,209	650,687	120,903,350	126,312,408	—	9,528,053	277,854,021
（うち、放送センター）	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(33,019,624)	(47,491,000)		(2,578,935)	(88,169,096)
テレビジョン放送所	508,400	837,883	46,336	6,920,352	28,133,942	—	19,579,135	55,471,314
ラジオ放送所	2,192,679	8,711,908	33,886	6,642,045	5,429,178	—	3,066,169	23,849,301
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	9,197,784	9,197,784
放送衛星	—	—	—	—	—	2,312,240	—	2,312,240
その他の施設	2,098,870	3,998,613	200,901	50,476,488	8,927,784	—	3,140,185	66,543,072
合　計	5,178,233	34,658,614	931,813	184,942,236	168,803,315	2,312,240	44,511,328	435,227,735

注１　その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等である。
注２　その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。
注３　放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち他の団体等との共有資産は協会持分を示す。

3.2　リース取引の状況

平成17年度末におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の状況は次のとおりである。

(1)　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位　千円）

区　　分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	24,860,096	16,307,920	8,552,175
その他有形固定資産	161,630	104,550	57,080
合　　計	25,021,727	16,412,471	8,609,256

なお、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。

(2)　未経過リース料期末残高相当額

1)　1年以内	4,279,497千円
2)　1年超	4,329,759千円
合　計（1＋2）	8,609,256千円

なお、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。

(3)　支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	4,883,701千円
減価償却費相当額	4,883,701千円

(4)　減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

4　収入支出の決算の状況

4.1　収入支出の決算

平成17年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

4.2　予算総則の適用

（一　般　勘　定）

(1)　予算総則第4条第1項に基づく予算の流用……11,289,000千円

ア．事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額　4,765,000千円
［特別支出　4,765,000千円］

イ．事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額　△　4,765,000千円
［国内放送費　△4,765,000千円］

ウ．資本収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額　6,524,000千円
［長期借入金返還金　6,524,000千円］

エ．資本収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額　△　6,524,000千円
［建設費　△6,524,000千円］

(2)　予算総則第5条第1項に基づく平成18年度への建設費予算の繰越し……2,300,000千円

ア．新放送会館の整備費　540,000千円

イ．地上デジタル放送設備の整備費　994,000千円

ウ．放送所施設の老朽更新等　766,000千円

(3) 予算総則第５条第２項に基づく平成16年度からの建設費予算の繰越し ……2,198,000千円
ア．新放送会館の整備費 843,000千円
イ．地上デジタル放送設備の整備費 799,000千円
ウ．テレビ中継放送所の整備費等 556,000千円
(4) 予算総則第６条に基づく予備費の使用 ……1,728,001千円
ア．衆議院解散による第44回衆議院議員総選挙関連の放送実施経費（国内放送費） 1,413,749千円
イ．台風など災害関連の取材及び被災施設の復旧経費（国内放送費） 314,252千円
(5) 予算総則第12条に基づく第44回衆議院総選挙実施による選挙放送関係交付金の受入れ及び選挙放送実施経費への振当て ……209,980千円
ア．受入れの項及び金額（交付金収入） 209,980千円
イ．振当ての項及び金額 209,980千円
［国内放送費　135,497千円、給与　53,269千円、退職手当・厚生費　17,667千円、財務費　3,547千円］
(6) 予算総則第14条に基づく国の研究開発プロジェクトの受託研究実施による技術協力収入の受入れ及び研究実施経費への振当て ……227,793千円
ア．受入れの項及び金額（副次収入） 227,793千円
イ．振当ての項及び金額 227,793千円
［調査研究費　189,483千円、給与　24,753千円、退職手当・厚生費　10,598千円、財務費　2,959千円］
（受託業務等勘定）
予算総則第７条に基づく増収額の振当て……47,000千円
ア．受入れの項及び金額（受託業務等収入） 47,000千円
イ．振当ての項及び金額 47,000千円
［受託業務等費　46,285千円、財務費　715千円］

別表

収入支出決算表

（一般勘定）
（事業収支）

平成17年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2) 第４条第１項流用	第６条予備費	第12条交付金	第14条受託研究	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		672,444,692	0	0	209,980	227,793	437,773	672,882,465	634,397,049	38,485,415
	受信料	647,835,329	0	0	0	0	0	647,835,329	602,429,719	45,405,609
	交付金収入	2,290,494	0	0	209,980	0	209,980	2,500,474	2,497,555	2,918
	副次収入	8,900,000	0	0	0	227,793	227,793	9,127,793	8,933,422	194,370
	財務収入	3,100,869	0	0	0	0	0	3,100,869	3,157,369	△ 56,500
	雑収入	500,000	0	0	0	0	0	500,000	657,829	△ 157,829
	特別収入	9,818,000	0	0	0	0	0	9,818,000	16,721,153	△ 6,903,153

官報（号外）

事業支出		668,725,692	0	0	209,980	227,793	437,773	669,163,465	630,087,981	39,075,483
	国内放送費	275,214,694	△ 4,765,000	1,728,001	135,497	0	△ 2,901,502	272,313,192	244,858,840	27,454,351
	国際放送費	7,572,067	0	0	0	0	0	7,572,067	6,915,521	656,545
	契約収納費	64,022,368	0	0	0	0	0	64,022,368	64,014,246	8,121
	受信対策費	2,214,211	0	0	0	0	0	2,214,211	1,615,610	598,600
	広報費	4,269,719	0	0	0	0	0	4,269,719	3,165,447	1,104,271
	調査研究費	9,071,992	0	0	0	189,483	189,483	9,261,475	6,977,708	2,283,766
	給与	138,319,991	0	0	53,269	24,753	78,022	138,398,013	136,699,088	1,698,924
	退職手当・厚生費	57,249,801	0	0	17,667	10,598	28,265	57,278,066	56,937,645	340,420
	共通管理費	13,693,012	0	0	0	0	0	13,693,012	11,696,430	1,996,581
	減価償却費	72,769,000	0	0	0	0	0	72,769,000	72,123,395	645,604
	財務費	15,736,837	0	0	3,547	2,959	6,506	15,743,343	15,736,601	6,741
	特別支出	4,592,000	4,765,000	0	0	0	4,765,000	9,357,000	9,347,446	9,553
	予備費	4,000,000	0	△ 1,728,001	0	0	△ 1,728,001	2,271,999	0	2,271,999
事業収支差金		3,719,000	0	0	0	0	0	3,719,000	4,309,067	△ 590,067

資本支出への充当	3,719,000	0	0	0	0	0	3,719,000	3,719,000	0
債務償還充当	3,719,000	0	0	0	0	0	3,719,000	3,719,000	0
翌年度以降の財政安定のための繰越金	0	0	0	0	0	0	0	590,067	△ 590,067

収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2) 第4条第1項流用	第5条第2項繰越	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		82,619,000	0	2,198,000	2,198,000	84,817,000	78,087,168	2,300,000	4,429,831
	事業収支差金受入れ	3,719,000	0	0	0	3,719,000	3,719,000	0	0
	減価償却資金受入れ	72,769,000	0	0	0	72,769,000	72,123,395	0	645,604

	資産受入れ	2,807,000	0	0	0	2,807,000	2,244,772	2,300,000	△ 1,737,772
	長期借入金	3,324,000	0	2,198,000	2,198,000	5,522,000	0	0	5,522,000
資本支出		82,619,000	0	2,198,000	2,198,000	84,817,000	78,086,563	2,300,000	4,430,436
	建設費	78,900,000	△ 6,524,000	2,198,000	△ 4,326,000	74,574,000	67,843,563	2,300,000	4,430,436
	放送債券償還積立資産繰入れ	2,600,000	0	0	0	2,600,000	2,600,000	0	0
	長期借入金返還金	1,119,000	6,524,000	0	6,524,000	7,643,000	7,643,000	0	0
資本収支差金		0	0	0	0	0	605	0	△ 605

1)　前期繰越金　　36,616,154千円

2)　平成17年度発生額　　590,672千円（事業収支差金4,309,067千円から事業収支差金受入れ3,719,000千円を差し引いた590,067千円と資本収支差金605千円との合計額）

後期繰越金（1＋2）　37,206,826千円（このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は37,200,267千円）

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 第7条増収振当	予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		955,000	47,000	47,000	1,002,000	1,007,201	△ 5,201
	受託業務等収入	955,000	47,000	47,000	1,002,000	1,007,201	△ 5,201
事業支出		825,000	47,000	47,000	872,000	852,297	19,702
	受託業務等費	777,000	46,285	46,285	823,285	809,150	14,134
	財務費	48,000	715	715	48,715	43,147	5,568
事業収支差金		130,000	0	0	130,000	154,903	△ 24,903

事業収支差金154,903千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

審査報告書

日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

総務委員長　高嶋　良充

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成十八年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の平成十八年度末における資産及び負債の状況は別表第1、並びに当年度中の損益の状況は別表第2のとおりである。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行つた結果、これを是認すべきものと認めた。

（別表第１）　平成18年度末における資産及び負債の状況

一　般　勘　定

科　　目	金　　額
	百万円
資　産　総　額	749,755
負　債　総　額	264,367
資　本　総　額	485,388

受託業務等勘定

科　　目	金　　額
	百万円
資　産　総　額	4
負　債　総　額	4

（別表第２）　平成18年度中の損益の状況

一　般　勘　定　　（△は欠損）

科　　目	金　　額
	百万円
経常事業収入	675,606
経常事業支出	652,619
経常事業収支差金	22,987
経常事業外収入	8,184
経常事業外支出	14,532
経常事業外収支差金	△ 6,347
経常収支差金	16,640
特別収入	10,069
特別支出	3,231
当期事業収支差金	23,477

（注）　当期事業収支差金234億7,779万円は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定　　（△は欠損）

科　　目	金　　額
	百万円
経常事業収入	1,030
経常事業支出	830
経常事業収支差金	199
経常事業外支出	43
経常事業外収支差金	△ 43
当期事業収支差金	156

（注）　当期事業収支差金は、一般勘定に繰り入れている。

右　日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

国会に提出する。

平成二十年二月八日

内閣総理大臣　福田　康夫

日本放送協会平成18年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

19検第518号
平成19年11月9日

内閣総理大臣
福田　康夫殿

会計検査院長
大塚　宗春印

日本放送協会平成18年度財産目録等の回付について

日本放送協会平成18年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を行ったので、これを回付します。

なお、本院は、「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書」として「日本放送協会における不祥事に関する会計検査の結果について」を国会に報告し、その概要を平成18年度決算検査報告に「国会からの検査要請事項に関する報告」として掲記した。

1　平成18年度財産目録

財　産　目　録

平成19年3月31日現在

（一　般　勘　定）

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				167,046,615
現金及び預金				118,357,178
	現金		523,774	
	預金	定期預金ほか	117,833,404	
受信料未収金				4,278,709
	受信料未収金		54,858,709	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見越額	△ 50,580,000	
有価証券				27,397,331
		国債	6,399,096	
		金融債	800,000	
		政府保証債	5,799,508	
		地方債	1,299,167	
		事業債	13,099,558	
前払費用				8,034,690
	翌年度番組関係費		7,307,509	
	その他の前払費用	賃借料ほか	727,180	
未収金		有価証券利息ほか		6,292,677
その他の流動資産				2,686,027
	差入保証金	事務室賃借保証金ほか	1,926,625	
	仮払金	諸立替払金	759,402	
固定資産				574,508,512
有形固定資産				438,118,704
建物				184,194,293
	建物	放送会館、放送所ほか	294,756,077	
	減価償却累計額		△ 110,561,784	
構築物				43,306,538
	構築物	空中線設備ほか	129,682,425	
	減価償却累計額		△ 86,375,887	
機械及び装置				165,038,532
	機械及び装置	放送設備ほか	746,429,699	
	減価償却累計額		△ 581,391,166	
放送衛星				1,134,306
	放送衛星	放送衛星BSA T—1aほか	19,685,227	

官報（号外）

	減価償却累計額		△ 18,550,921			関連事業に対する出資	㈱ＮＨＫエンタープライズほか	10,386,002	
車両及び運搬具				1,675,190					
	車両及び運搬具	中継車ほか	8,401,318			長期前払費用			94,337
	減価償却累計額		△ 6,726,128			その他の長期前払費用	放送所敷地貸借料未経過分ほか	94,337	
器具				944,007	特定資産				8,200,000
	器具	楽器、事務用器具ほか	4,463,023			放送債券償還積立資産	放送債券償還資金積立金		8,200,000
	減価償却累計額		△ 3,519,016				国債	2,800,000	
土地		放送会館敷地、放送所敷地ほか		34,374,352			政府保証債	2,300,000	
建設仮勘定		地上デジタルテレビジョン放送設備ほか		7,451,483			非政府保証債	500,000	
							事業債	2,600,000	
						資産合計			749,755,128
無形固定資産				604,973	（負債の部）				
無形固定資産				604,973	流動負債				211,302,502
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	564,196			短期借入金			7,195,000
	その他の無形固定資産	地上権	40,777			一年以内に返済する長期借入金			1,514,000
出資その他の資産				135,784,834		未払金			86,810,820
長期保有有価証券				124,966,232		契約収納事務費		6,281,078	
		国債	16,652,416			放送債券利息		116,588	
		金融債	500,000			その他の未払金		80,413,153	
		政府保証債	35,655,838				納付消費税	71,436	
		非政府保証債	15,223,196				番組制作経費、設備整備経費ほか	80,341,716	
		地方債	18,657,039						
		事業債	38,277,742			受信料前受金	翌年度分受信料の収納額		114,050,774
出資				10,724,264					
	独立行政法人情報通信研究機構に対する出資		338,262			その他の流動負債			1,731,907
						前受収益	施設利用料ほか	39,705	

	預り金	源泉徴収所得税ほか	1,692,201	
固定負債				53,064,606
放送債券				26,000,000
長期借入金				1,084,000
退職給付引当金				24,663,242
その他の固定負債				1,317,364
		ＰＣＢ廃棄物処理経費未払分	1,104,364	
		放送衛星ＢＳＡＴ－１ｂ取得経費未払分	213,000	
負債合計				264,367,109

（受託業務等勘定）

科目	内訳			合計
	摘要		金額	
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				4,829
現金及び預金				1,546
	預金	普通預金	1,546	
未収金		施設賃貸料		3,283
資産合計				4,829
（負債の部）				
流動負債				4,829
未払金		納付消費税		4,158
前受金		スタジオ設備賃貸料		670
負債合計				4,829

2　平成18年度貸借対照表

貸借対照表

平成19年3月31日現在

（一般勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		118,357,178	
受信料未収金	54,858,709		
未収受信料欠損引当金	△ 50,580,000	4,278,709	
有価証券		27,397,331	
前払費用		8,034,690	
未収金		6,292,677	
その他の流動資産		2,686,027	
流動資産合計		167,046,615	22.3
固定資産			
有形固定資産			
建物	294,756,077		
減価償却累計額	△ 110,561,784	184,194,293	
構築物	129,682,425		
減価償却累計額	△ 86,375,887	43,306,538	
機械及び装置	746,429,699		
減価償却累計額	△ 581,391,166	165,038,532	
放送衛星	19,685,227		
減価償却累計額	△ 18,550,921	1,134,306	
車両及び運搬具	8,401,318		
減価償却累計額	△ 6,726,128	1,675,190	
器具	4,463,023		
減価償却累計額	△ 3,519,016	944,007	

官報（号外）

土地		34,374,352	
建設仮勘定		7,451,483	
有形固定資産合計		438,118,704	58.4
無形固定資産			
無形固定資産		604,973	
無形固定資産合計		604,973	0.1
出資その他の資産			
長期保有有価証券		124,966,232	
出資		10,724,264	
関係会社出資	9,855,802		
その他の出資	868,462		
長期前払費用		94,337	
出資その他の資産合計		135,784,834	18.1
固定資産合計		574,508,512	76.6
特定資産			
放送債券償還積立資産		8,200,000	
特定資産合計		8,200,000	1.1
資産合計		749,755,128	100.0
（負債の部）			
流動負債			
短期借入金		7,195,000	
一年以内に返済する長期借入金		1,514,000	
未払金		86,810,820	
受信料前受金		114,050,774	
その他の流動負債		1,731,907	
流動負債合計		211,302,502	28.2
固定負債			
放送債券		26,000,000	
長期借入金		1,084,000	
退職給付引当金		24,663,242	
その他の固定負債		1,317,364	
固定負債合計		53,064,606	7.1
負債合計		264,367,109	35.3
（資本の部）			
資本		429,684,955	
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		429,521,579	
積立金		32,225,267	
繰越剰余金		32,225,267	
当期事業収支差金		23,477,795	
資本合計		485,388,018	64.7
負債資本合計		749,755,128	100.0

注　平成18年度末における当期事業収支差金234億7,779万5千円は、平成19年度において、全額、繰越剰余金に組み入れる。これにより、繰越剰余金は557億306万3千円となる。なお、繰越剰余金557億306万3千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金である。

（受託業務等勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		1,546	
未収金		3,283	
流動資産合計		4,829	100.0
資産合計		4,829	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		4,158	
前受金		670	
流動負債合計		4,829	100.0
負債合計		4,829	100.0
負債資本合計		4,829	100.0

3　平成18年度損益計算書

損　益　計　算　書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

（一　般　勘　定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	675,606,744
	受信料	664,462,012
	交付金収入	2,276,032
	副次収入	8,868,698
	経常事業支出	652,619,319
	国内放送費	251,674,899
	国際放送費	6,936,533
	契約収納費	64,567,827
	受信対策費	1,650,919
	広報費	3,212,040
	調査研究費	7,512,759
	給与	132,510,616
	退職手当・厚生費	52,031,284
	共通管理費	11,461,253
	減価償却費	70,481,185
	未収受信料欠損償却費	50,580,000
	経常事業収支差金	22,987,424
経常事業外収支	経常事業外収入	8,184,683
	財務収入	6,326,923
	雑収入	1,857,760
	経常事業外支出	14,532,020
	財務費	14,532,020
	経常事業外収支差金	△ 6,347,337
経常収支差金		16,640,087
当期剰余金		16,640,087
特別収支	特別収入	10,069,462
	固定資産売却益	6,010;132
	固定資産受贈益	18,164
	過年度損益修正益	3,264,036
	その他の特別収入	777,129
	特別支出	3,231,753
	固定資産売却損	230,513
	固定資産除却損	2,224,110
	その他の特別支出	777,129
当期事業収支差金		23,477,795
事業収支剰余金		23,477,795

（受託業務等勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	1,030,657
	受託業務等収入	1,030,657
	経常事業支出	830,781
	受託業務等費	830,781
	経常事業収支差金	199,875
経常事業外収支	経常事業外支出	43,710
	財務費	43,710
	経常事業外収支差金	△ 43,710
当期事業収支差金		156,164
当期繰入前剰余金		156,164
一般勘定への繰入れ		156,164

4　平成18年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

平成18年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1　決　算　概　説

日本放送協会は、平成18年度の事業運営にあたり、一連の不祥事による厳しい経営環境の下で、「平成18年度～20年度　ＮＨＫ経営計画」を踏まえ、業務全般にわたる効率的な運営を図りつつ、事業計画の着実な遂行に努めた。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、地上デジタルテレビジョン放送の推進と普及促進、海外への情報発信の強化、調査研究の推進等各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりである。

「一般勘定」の平成18年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額7,497億5,512万８千円に対し、負債総額は2,643億6,710万９千円であり、資本総額は4,853億8,801万８千円で、このうち当期事業収支差金は234億7,779万５千円である。

次に、平成18年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,756億674万４千円に対し、経常事業支出は6,526億1,931万９千円で、差し引き経常事業収支差金は229億8,742万４千円であり、これに経常事業外収支差金△63億4,733万７千円を加えた経常収支差金は166億4,008万７千円である。これに特別収入100億6,946万２千円を加え、特別支出32億3,175万３千円を差し引いた当期事業収支差金は234億7,779万５千円であり、この当期事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

「受託業務等勘定」の平成18年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額482万９千円に対し、負債総額は482万９千円である。

次に、平成18年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入10億3,065万７千円に対し、経常事業支出は８億3,078万１千円で、差し引き経常事業収支差金は１億9,987万５千円であり、これに経常事業外収支差金△4,371万円を加えた当期事業収支差金は１億5,616万４千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2　資産、負債及び資本並びに損益の状況

貸借対照表及び損益計算書の作成にあたっての重要な会計方針と、平成18年度末における資産、負債及び資本の状況及び年度内の増減並びに平成18年度中の損益の状況は、次のとおりである。

2.1　重要な会計方針

項　　目	平　成　17　年　度	平　成　18　年　度
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)　満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっている。 (2)　子会社及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっている。 (3)　その他有価証券(時価のないもの) 移動平均法に基づく原価法によっている。	(1)　満期保有目的の債券 同左 (2)　子会社及び関連会社株式 同左 (3)　その他有価証券(時価のないもの) 同左
２．固定資産の減価償却の方法	(1)　有形固定資産 「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。 建　物　5～50年 構築物　10～60年 放送衛星　10年 機械及び装置　4～15年 車両及び運搬具　4～7年 器　具　5～50年 (2)　無形固定資産 定額法によっている。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。 施設利用権　15～20年	(1)　有形固定資産 同左 (2)　無形固定資産 同左
３．引当金の計上基準	(1)　未収受信料欠損引当金 当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を経験率等により計上している。 (2)　退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上している。	(1)　未収受信料欠損引当金 同左 (2)　退職給付引当金 同左
４．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左
５．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。	同左

2.2　財産目録及び貸借対照表

（比較貸借対照表）

（一　般　勘　定）

（単位　千円）

区分		平成17年度末	平成18年度末	増減
資産	現金及び預金	79,353,410	118,357,178	39,003,768
	受信料未収金	3,079,644	4,278,709	1,199,064
	有価証券	28,147,682	27,397,331	△ 750,351
	前払費用	8,667,402	8,034,690	△ 632,712
	未収金	7,933,521	6,292,677	△ 1,640,843
	その他の流動資産	2,388,215	2,686,027	297,812
	流動資産合計	(18.0) 129,569,876	(22.3) 167,046,615	37,476,738
	有形固定資産	446,412,454	438,118,704	△ 8,293,750
	建物	184,942,236	184,194,293	△ 747,943
	構築物	41,257,545	43,306,538	2,048,992
	機械及び装置	168,803,315	165,038,532	△ 3,764,782
	放送衛星	2,312,240	1,134,306	△ 1,177,934
	車両及び運搬具	2,201,988	1,675,190	△ 526,798
	器具	1,051,794	944,007	△ 107,786
	土地	34,658,614	34,374,352	△ 284,262
	建設仮勘定	11,184,718	7,451,483	△ 3,733,235
	無形固定資産	918,922	604,973	△ 313,948
	出資その他の資産	137,827,050	135,784,834	△ 2,042,215
	長期保有有価証券	126,215,052	124,966,232	△ 1,248,819
	出資	10,839,018	10,724,264	△ 114,754
	長期前払費用	772,978	94,337	△ 678,641
	固定資産合計	(81.2) 585,158,427	(76.6) 574,508,512	△ 10,649,914
	放送債券償還積立資産	5,600,000	8,200,000	2,600,000
	特定資産合計	(0.8) 5,600,000	(1.1) 8,200,000	2,600,000
	資産合計	(100.0) 720,328,304	(100.0) 749,755,128	29,426,824
負債・資本	短期借入金	6,524,000	7,195,000	671,000
	一年以内に返済する長期借入金	3,369,000	1,514,000	△ 1,855,000
	未払金	74,195,904	86,810,820	12,614,916
	受信料前受金	110,747,859	114,050,774	3,302,914
	その他の流動負債	1,889,802	1,731,907	△ 157,895
	流動負債合計	(27.3) 196,726,567	(28.2) 211,302,502	14,575,935
	放送債券	26,000,000	26,000,000	—
	長期借入金	9,793,000	1,084,000	△ 8,709,000
	退職給付引当金	23,759,372	24,663,242	903,870
	その他の固定負債	2,139,142	1,317,364	△ 821,777
	固定負債合計	(8.6) 61,691,514	(7.1) 53,064,606	△ 8,626,907
	負債合計	(35.9) 258,418,081	(35.3) 264,367,109	5,949,028
	資本	420,990,955	429,684,955	8,694,000
	承継資本	163,375	163,375	—
	固定資産充当資本	420,827,579	429,521,579	8,694,000
	積立金	36,610,200	32,225,267	△ 4,384,932
	繰越剰余金	36,610,200	32,225,267	△ 4,384,932
	当期事業収支差金	4,309,067	23,477,795	19,168,728
	資本合計	(64.1) 461,910,222	(64.7) 485,388,018	23,477,795
	負債資本合計	(100.0) 720,328,304	(100.0) 749,755,128	29,426,824

注　（　）内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率（%）である。

資　産　の　部

平成18年度末の資産総額は、平成17年度末の7,203億2,830万４千円に比べ294億2,682万４千円増加し、7,497億5,512万８千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　分	平成17年度末 金額	平成17年度末 構成比（%）	平成18年度末 金額	平成18年度末 構成比（%）	増減
流動資産	129,569,876	18.0	167,046,615	22.3	37,476,738
固定資産	585,158,427	81.2	574,508,512	76.6	△ 10,649,914
特定資産	5,600,000	0.8	8,200,000	1.1	2,600,000
合計	720,328,304	100.0	749,755,128	100.0	29,426,824

流　動　資　産

平成18年度末の流動資産は、平成17年度末の1,295億6,987万６千円に比べ374億7,673万８千円増加し、1,670億4,661万５千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末	増減
現金及び預金	79,353,410	118,357,178	39,003,768
受信料未収金	3,079,644	4,278,709	1,199,064
有価証券	28,147,682	27,397,331	△ 750,351
前払費用	8,667,402	8,034,690	△ 632,712
未収金	7,933,521	6,292,677	△ 1,640,843
その他の流動資産	2,388,215	2,686,027	297,812
合計	129,569,876	167,046,615	37,476,738

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末	増減
現金	444,641	523,774	79,132
普通預金	2,408,768	6,833,404	4,424,636
定期預金	25,000,000	41,000,000	16,000,000
譲渡性預金	51,500,000	70,000,000	18,500,000
合計	79,353,410	118,357,178	39,003,768

(2)　受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末	増減
受信料未収金	64,165,644	54,858,709	△ 9,306,935
未収受信料欠損引当金	△ 61,086,000	△ 50,580,000	10,506,000
合計	3,079,644	4,278,709	1,199,064

(3)　有価証券

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末	増減
有価証券	28,147,682	27,397,331	△ 750,351

＜有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	6,400,000	6,394,120	6,399,096	
金融債	800,000	800,000	800,000	しんきん中金債券
政府保証債	5,800,000	5,793,300	5,799,508	中小企業債券ほか
地方債	1,300,000	1,295,170	1,299,167	東京都公募公債
事業債	13,100,000	13,096,910	13,099,558	東京電力㈱社債ほか
合計	27,400,000	27,379,500	27,397,331	

(4) 前払費用

（単位　千円）

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
翌年度番組関係費	8,266,637	7,307,509	△ 959,127
その他の前払費用	400,765	727,180	326,415
合計	8,667,402	8,034,690	△ 632,712

注1　翌年度番組関係費の内容は、翌年度以降に放送する番組制作費、スポーツ放送権料及び映画放送権料である。

2　その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等である。

(5) 未収金

（単位　千円）

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
有価証券等利息	372,677	384,347	11,670
その他の未収金	7,560,844	5,908,330	△ 1,652,513
合計	7,933,521	6,292,677	△ 1,640,843

注　その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

(6) その他の流動資産

（単位　千円）

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
差入保証金	1,947,242	1,926,625	△ 20,617
仮払金	440,972	759,402	318,429
合計	2,388,215	2,686,027	297,812

注1　差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等である。

2　仮払金の内容は、諸立替払金である。

固定資産

(1) 固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区分	平成17年度末残高 (1)	平成18年度 増加額 (2)	平成18年度 減少額 (3)	平成18年度末残高 (1)+(2)−(3) (4)	減価償却累計額 (5)	平成18年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	1,213,531,920	75,751,357	44,039,669	1,245,243,608	807,124,904	438,118,704
建物	288,225,090	9,164,828	2,633,841	294,756,077	110,561,784	184,194,293
構築物	125,756,843	6,498,923	2,573,340	129,682,425	86,375,887	43,306,538
機械及び装置	720,901,729	52,391,928	26,863,959	746,429,699	581,391,166	165,038,532
放送衛星	19,685,227	—	—	19,685,227	18,550,921	1,134,306
車両及び運搬具	8,594,886	299,959	493,528	8,401,318	6,726,128	1,675,190
器具	4,524,809	84,311	146,096	4,463,023	3,519,016	944,007
土地	34,658,614	13,017	297,279	34,374,352	—	34,374,352
建設仮勘定	11,184,718	7,298,387	11,031,623	7,451,483	—	7,451,483
無形固定資産	4,994,812	14,711	78,989	4,930,534	4,325,560	604,973
（有形・無形固定資産計）	1,218,526,733	75,766,068	44,118,658	1,250,174,143	811,450,465	438,723,678
出資その他の資産	137,827,050	28,811,595	30,853,811	135,784,834	—	135,784,834
長期保有有価証券	126,215,052	28,744,064	29,992,884	124,966,232	—	124,966,232
出資	10,839,018	—	114,754	10,724,264	—	10,724,264
長期前払費用	772,978	67,531	746,172	94,337	—	94,337
合計	1,356,353,783	104,577,664	74,972,470	1,385,958,977	811,450,465	574,508,512

注　有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりである。

＜増加額＞

・建物　放送会館（徳島・鹿児島）等　9,164,828千円

・構築物　地上デジタルテレビジョン放送設備、テレビジョン共同受信施設等　6,498,923千円

・機械及び装置　地上デジタルテレビジョン放送設備、ハイビジョン放送設備等　52,391,928千円

・建設仮勘定　地上デジタルテレビジョン放送設備、放送会館（秋田）等　7,298,387千円

＜減少額＞

・機械及び装置　地上デジタルテレビジョン放送設備及びハイビジョン放送設備の整備に伴う旧設備の除売却等　26,863,959千円

・建設仮勘定　地上デジタルテレビジョン放送設備、放送会館（徳島・鹿児島）等　11,031,623千円

(2)　長期保有有価証券

（単位　千円）

区　　分	平成17年度末	平成18年度末	増　　減
長期保有有価証券	126,215,052	124,966,232	△　1,248,819

＜長期保有有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　　要
国　　債	16,700,000	16,620,297	16,652,416	
金　融　債	500,000	500,000	500,000	しんきん中金債券
政府保証債	35,800,000	35,607,231	35,655,838	公営企業債券ほか
非政府保証債	15,300,000	15,209,615	15,223,196	日本政策投資銀行債券ほか
地　方　債	18,700,000	18,619,750	18,657,039	東京都公募公債ほか
事　業　債	38,400,000	38,246,683	38,277,742	東京電力㈱社債ほか
合　　計	125,400,000	124,803,576	124,966,232	

(3)　出　　資

（単位　千円）

区　　分	平成17年度末	平成18年度末	増　　減
関係会社出資	9,855,802	9,855,802	—
その他の出資	983,216	868,462	△　114,754
合　　計	10,839,018	10,724,264	△　114,754

＜出資の明細＞

（単位　千円）

出資先	平成17年度末貸借対照表計上額	平成18年度		平成18年度末		
		増加額	減少額	出資株式数	取得価額	貸借対照表計上額
関係会社出資(22社)	9,855,802	—	—	—	9,855,802	9,855,802
㈱ＮＨＫエンタープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902	1,018,902
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000	67,000
㈱ＮＨＫ情報ネットワーク	209,500	—	—	4,190株	209,500	209,500
㈱ＮＨＫプロモーション	57,000	—	—	114,000株	57,000	57,000
㈱ＮＨＫアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700
㈱ＮＨＫテクニカルサービス	210,000	—	—	4,200株	210,000	210,000
㈱日本放送出版協会	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000
㈱ＮＨＫきんきメディアプラン	52,000	—	—	1,040株	52,000	52,000
㈱ＮＨＫ中部ブレーンズ	30,000	—	—	600株	30,000	30,000
㈱ＮＨＫちゅうごくソフトプラン	26,000	—	—	520株	26,000	26,000
㈱ＮＨＫ九州メディス	26,000	—	—	520株	26,000	26,000
㈱ＮＨＫ東北プランニング	26,000	—	—	520株	26,000	26,000
㈱ＮＨＫ北海道ビジョン	26,000	—	—	520株	26,000	26,000
㈱ＮＨＫ共同ビジネス	40,000	—	—	80,000株	40,000	40,000
㈱ＮＨＫアイテック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000
㈱ＮＨＫ文化センター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000
㈱ＮＨＫコンピューターサービス	57,000	—	—	1,140株	57,000	57,000
ＮＨＫ営業サービス㈱	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000
㈱ＮＨＫオフィス企画	10,000	—	—	20,000株	10,000	10,000
㈱日本文字放送	40,000	—	—	800株	40,000	40,000
㈱放送衛星システム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱ＮＨＫ名古屋ビルシステムズ	10,000	—	—	200株	10,000	10,000

その他の出資（5社）	983,216	—	114,754	—	870,462	868,462
独立行政法人情報通信研究機構	451,016	—	112,754	—	338,262	338,262
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	276,300	—	—	5,526株	276,300	276,300
福岡タワー㈱	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信基礎技術研究所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900
新衛星ビジネス㈱	2,000	—	2,000	—	—	—
ＮＴＴビジュアル通信㈱	0	—	—	40株	2,000	0
合　計(27社)	10,839,018	—	114,754	—	10,726,264	10,724,264

注1　出資は、放送法第9条の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資している。
2　独立行政法人情報通信研究機構の出資金は、「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」（平成14年12月6日法律第134号）の施行に伴い、通信・放送機構から承継されたものである。この出資金は、「通信・放送機構法の一部を改正する法律」（平成11年法律第39号）に基づき、平成11年12月20日をもって無利子貸付金に転換している。なお、平成18年度の減少額は、返還によるものである。
3　新衛星ビジネス㈱の減少額は、売却によるものである。
4　ＮＴＴビジュアル通信㈱の貸借対照表計上額は1円である。
5　社数は、平成18年度末の社数である。

(4)　長期前払費用

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末	増　減
長期前払費用	772,978	94,337	△　678,641

注　長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料未経過分等である。

特定資産

平成18年度末の特定資産は、平成17年度末の56億円に比べ26億円増加し、82億円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末	増　減
放送債券償還積立資産	5,600,000	8,200,000	2,600,000

放送債券償還積立資産

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度		
		増加額	減少額	年度末
放送債券償還積立資産	5,600,000	2,600,000	—	8,200,000

注　放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てたものである。

＜放送債券償還積立資産の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　要
債券計	8,200,000	8,200,000	8,200,000	
国債	2,800,000	2,800,000	2,800,000	
政府保証債	2,300,000	2,300,000	2,300,000	公営企業債券ほか
非政府保証債	500,000	500,000	500,000	中小企業債券
事業債	2,600,000	2,600,000	2,600,000	東北電力㈱社債ほか
合　計	8,200,000	8,200,000	8,200,000	

(参考)　保有する有価証券（有価証券・長期保有有価証券・出資・放送債券償還積立資産）の状況

＜保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳＞

（単位　千円）

区　分	流動資産	固定資産	特定資産	貸借対照表計上額
債券計	27,397,331	124,966,232	8,200,000	160,563,563
国債	6,399,096	16,652,416	2,800,000	25,851,512
金融債	800,000	500,000	—	1,300,000
政府保証債	5,799,508	35,655,838	2,300,000	43,755,346
非政府保証債	—	15,223,196	500,000	15,723,196
地方債	1,299,167	18,657,039	—	19,956,207
事業債	13,099,558	38,277,742	2,600,000	53,977,300
出資計	—	10,724,264	—	10,724,264
関係会社出資	—	9,855,802	—	9,855,802
その他の出資	—	868,462	—	868,462
合　計	27,397,331	135,690,497	8,200,000	171,287,828

官報（号外）

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年３月31日)

(単位　千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額	摘要
国債	25,851,512	26,070,120	218,607	
金融債	1,300,000	1,293,440	△ 6,560	しんきん中金債券
政府保証債	43,755,346	43,777,130	21,783	公営企業債券ほか
非政府保証債	15,723,196	15,782,300	59,103	日本政策投資銀行債券ほか
地方債	19,956,207	20,027,240	71,032	東京都公募公債ほか
事業債	53,977,300	54,681,380	704,079	東京電力㈱社債ほか
合計	160,563,563	161,631,610	1,068,046	

(2) 時価のない有価証券の内訳(平成19年３月31日)

(単位　千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社出資	9,855,802
その他の出資	868,462
合計	10,724,264

(3) 満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成19年３月31日)

(単位　千円)

区分	貸借対照表計上額	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債	25,851,512	6,399,096	12,689,762	6,762,653	—
金融債	1,300,000	800,000	500,000	—	—
政府保証債	43,755,346	5,799,508	21,271,448	16,684,389	—
非政府保証債	15,723,196	—	9,291,360	6,060,050	371,786
地方債	19,956,207	1,299,167	14,180,409	4,476,629	—
事業債	53,977,300	13,099,558	22,287,871	16,345,874	2,243,996
合計	160,563,563	27,397,331	80,220,852	50,329,596	2,615,782

負債の部

平成18年度末の負債総額は、平成17年度末の2,584億1,808万１千円に比べ59億4,902万８千円増加し、2,643億6,710万９千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位　千円)

区分	平成17年度末 金額	平成17年度末 構成比(%)	平成18年度末 金額	平成18年度末 構成比(%)	増減
流動負債	196,726,567	76.1	211,302,502	79.9	14,575,935
固定負債	61,691,514	23.9	53,064,606	20.1	△ 8,626,907
合計	258,418,081	100.0	264,367,109	100.0	5,949,028

流動負債

平成18年度末の流動負債は、平成17年度末の1,967億2,656万７千円に比べ145億7,593万５千円増加し、2,113億250万２千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位　千円)

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
短期借入金	6,524,000	7,195,000	671,000
一年以内に返済する長期借入金	3,369,000	1,514,000	△ 1,855,000
未払金	74,195,904	86,810,820	12,614,916
受信料前受金	110,747,859	114,050,774	3,302,914
その他の流動負債	1,889,802	1,731,907	△ 157,895
合計	196,726,567	211,302,502	14,575,935

(1) 短期借入金

(単位　千円)

借入先	平成17年度末	平成18年度 増加額	平成18年度 減少額	平成18年度 年度末
㈱みずほコーポレート銀行	3,131,000	3,489,750	3,131,000	3,489,750
㈱三井住友銀行	1,435,500	1,619,100	1,435,500	1,619,100
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	1,174,500	1,330,950	1,174,500	1,330,950

農林中央金庫	228,500	287,650	228,500	287,650
信金中央金庫	228,500	287,650	228,500	287,650
日本生命保険(相)	163,000	179,900	163,000	179,900
第一生命保険(相)	163,000	—	163,000	—
合計	6,524,000	7,195,000	6,524,000	7,195,000

(2) 未払金

(単位　千円)

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
契約収納事務費	6,474,462	6,281,078	△ 193,383
放送債券利息	116,588	116,588	—
納付消費税	1,549,857	71,436	△ 1,478,421
その他の未払金	66,054,995	80,341,716	14,286,721
合計	74,195,904	86,810,820	12,614,916

注　その他の未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費の未払分等である。

(3) 受信料前受金

(単位　千円)

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
受信料前受金	110,747,859	114,050,774	3,302,914

注　受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額である。

(4) その他の流動負債

(単位　千円)

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
前受収益	58,001	39,705	△ 18,295
預り金	1,831,801	1,692,201	△ 139,599
合計	1,889,802	1,731,907	△ 157,895

注1　前受収益の内容は、施設利用料等である。
　2　預り金の内容は、源泉徴収所得税等である。

固定負債

平成18年度末の固定負債は、平成17年度末の616億9,151万4千円に比べ86億2,690万7千円減少し、530億6,460万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位　千円)

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
放送債券	26,000,000	26,000,000	—
長期借入金	9,793,000	1,084,000	△ 8,709,000
退職給付引当金	23,759,372	24,663,242	903,870
その他の固定負債	2,139,142	1,317,364	△ 821,777
合計	61,691,514	53,064,606	△ 8,626,907

(1) 放送債券

(単位　千円)

銘柄（発行価額、利率）	発行年月日（償還期限）	発行総額	償還額	未償還残高	
			平成18年度	固定負債	流動負債（1年以内）
第104回放送債券（100.00円、1.80%）	平成12. 2.17（22. 2.17）	6,000,000	—	6,000,000	—
第105回放送債券（100.00円、1.90%）	平成12.10.25（22.10.25）	10,000,000	—	10,000,000	—
第106回放送債券（100.00円、1.51%）	平成14. 2. 6（24. 2. 6）	10,000,000	—	10,000,000	—
合計	—	26,000,000	—	26,000,000	—

注　放送債券は、政府保証債ではない。

官報（号外）

(2) 長期借入金

（単位　千円）

借入先	平成17年度末	平成18年度増減内訳		平成18年度末	
		増加額	減少額	固定負債	流動負債（1年以内）
㈱みずほコーポレート銀行	6,319,000	—	5,106,750	525,750	686,500
㈱三井住友銀行	2,895,500	—	2,360,100	243,900	291,500
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	2,369,500	—	1,936,950	200,550	232,000
農林中央金庫	461,000	—	405,650	43,350	12,000
信金中央金庫	461,000	—	405,650	43,350	12,000
日本生命保険㈱	328,000	—	264,400	27,100	36,500
第一生命保険㈱	328,000	—	84,500	—	243,500
合計	13,162,000	—	10,564,000	1,084,000	1,514,000

(3) 退職給付引当金

（単位　千円）

区分	平成17年度末	平成18年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	23,759,372	26,750,591	25,846,721	24,663,242

注　退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使拠出型の退職年金制度を設けており、退職年金制度に基づく資産は、平成18年度末において324,400,592千円である。

(4) その他の固定負債

（単位　千円）

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
その他の固定負債	2,139,142	1,317,364	△ 821,777

注　平成18年度末におけるその他の固定負債の内容は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって、処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理経費及び放送衛星ＢＳＡＴ―１ｂ取得経費の未払分である。

資本の部

平成18年度末の資本総額は、平成17年度末の4,619億1,022万2千円に比べ234億7,779万5千円増加し、4,853億8,801万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	平成17年度末	平成18年度末	増減
資本	420,990,955	429,684,955	8,694,000
積立金	36,610,200	32,225,267	△ 4,384,932
当期事業収支差金	4,309,067	23,477,795	19,168,728
合計	461,910,222	485,388,018	23,477,795

(1) 資本及び積立金等の状況

（単位　千円）

区分	資本			積立金(4)	当期事業収支差金 (5)	資本の部合計 (3)+(4)+(5)
	承継資本 (1)	固定資産充当資本 (2)	資本合計 (1)+(2) (3)	繰越剰余金		
平成17年度末残高	163,375	420,827,579	420,990,955	36,610,200	4,309,067	461,910,222
平成18年度変動額						
固定資産充当資本組入れ	—	8,694,000	8,694,000	△4,975,000	△3,719,000	—
翌年度以降の財政安定のための繰越し	—	—	—	590,067	△ 590,067	—
平成18年度当期事業収支差金	—	—	—	—	23,477,795	23,477,795
平成18年度変動額合計	—	8,694,000	8,694,000	△4,384,932	19,168,728	23,477,795
平成18年度末残高	163,375	429,521,579	429,684,955	32,225,267	23,477,795	485,388,018

注１　承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

２　固定資産充当資本は、過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額426,433,002千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円である。

(2)　当期事業収支差金の処分

（単位　千円）

区　　分	金　　額
平成18年度事業収支差金	23,477,795
翌年度以降の財政安定のための繰越し	23,477,795

（参考）　翌年度以降の財政安定のための繰越金

1)　平成18年度末繰越剰余金	32,225,267千円
2)　翌年度以降の財政安定のための繰越し	23,477,795千円
翌年度以降の財政安定のための繰越金（1＋2）	55,703,063千円

（比較貸借対照表）

（受託業務等勘定）

（単位　千円）

区　　分		平成17年度末	平成18年度末	増　減
資産	現金及び預金	1,403	1,546	142
	未収金	4,700	3,283	△ 1,416
	流動資産合計	6,103	4,829	△ 1,274
	資産合計	6,103	4,829	△ 1,274
負債・資本	未払金	5,805	4,158	△ 1,646
	前受金	298	670	372
	流動負債合計	6,103	4,829	△ 1,274
	負債合計	6,103	4,829	△ 1,274
	負債資本合計	6,103	4,829	△ 1,274

資　産　の　部

平成18年度末の資産総額は、平成17年度末の610万3千円に比べ127万4千円減少し、482万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

流　動　資　産

（単位　千円）

区　　分	平成17年度末	平成18年度末	増　減
現金及び預金	1,403	1,546	142
未収金	4,700	3,283	△ 1,416
合計	6,103	4,829	△ 1,274

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区　　分	平成17年度末	平成18年度末	増　減
普通預金	1,403	1,546	142

(2)　未　収　金

（単位　千円）

区　　分	平成17年度末	平成18年度末	増　減
未収収益	4,700	3,283	△ 1,416

注　未収収益の内容は、施設賃貸料である。

負　債　の　部

平成18年度末の負債総額は、平成17年度末の610万3千円に比べ127万4千円減少し、482万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

流　動　負　債

（単位　千円）

区　　分	平成17年度末	平成18年度末	増　減
未払金	5,805	4,158	△ 1,646
前受金	298	670	372
合計	6,103	4,829	△ 1,274

(1) 未　払　金

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末	増　減
納付消費税	5,805	4,158	△ 1,646

(2) 前　受　金

（単位　千円）

区　分	平成17年度末	平成18年度末	増　減
前受金	298	670	372

注　前受金の内容は、施設賃貸料である。

2.3 損益計算書

（比較損益計算書）

（一　般　勘　定）

（単位　千円）

区　分		平成17年度	平成18年度	増　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 674,946,696	(100.0) 675,606,744	660,047
	受信料	663,515,719	664,462,012	946,292
	交付金収入	2,497,555	2,276,032	△ 221,522
	副次収入	8,933,422	8,868,698	△ 64,723
	経常事業支出	(98.7) 666,089,933	(96.6) 652,619,319	△ 13,470,614
	国内放送費	244,858,840	251,674,899	6,816,059
	国際放送費	6,915,521	6,936,533	21,011
	契約収納費	64,014,246	64,567,827	553,581
	受信対策費	1,615,610	1,650,919	35,309
	広報費	3,165,447	3,212,040	46,593
	調査研究費	6,977,708	7,512,759	535,051
	給与	136,699,088	132,510,616	△ 4,188,472
	退職手当・厚生費	56,937,645	52,031,284	△ 4,906,361
	共通管理費	11,696,430	11,461,253	△ 235,176
	減価償却費	72,123,395	70,481,185	△ 1,642,210
	未収受信料欠損償却費	61,086,000	50,580,000	△ 10,506,000
	経常事業収支差金	(1.3) 8,856,763	(3.4) 22,987,424	14,130,661
経常事業外収支	経常事業外収入	(0.6) 3,815,199	(1.2) 8,184,683	4,369,484
	財務収入	3,157,369	6,326,923	3,169,553
	雑収入	657,829	1,857,760	1,199,930
	経常事業外支出	(2.3) 15,736,601	(2.1) 14,532,020	△ 1,204,581
	財務費	15,736,601	14,532,020	△ 1,204,581
	経常事業外収支差金	(△1.7) △ 11,921,402	(△0.9) △ 6,347,337	5,574,065
経常収支差金		(△0.4) △ 3,064,639	(2.5) 16,640,087	19,704,726
当期剰余金		—	16,640,087	—
特別収支	特別収入	(2.4) 16,721,153	(1.5) 10,069,462	△ 6,651,691
	固定資産売却益	14,262,117	6,010,132	△ 8,251,985
	固定資産受贈益	67,673	18,164	△ 49,509
	過年度損益修正益	—	3,264,036	3,264,036
	その他の特別収入	2,391,362	777,129	△ 1,614,233
	特別支出	(1.4) 9,347,446	(0.5) 3,231,753	△ 6,115,693
	固定資産売却損	53,502	230,513	177,011
	固定資産除却損	3,710,688	2,224,110	△ 1,486,578
	過年度損益修正損	2,085,103	—	△ 2,085,103
	その他の特別支出	3,498,152	777,129	△ 2,721,023

当期事業収支差金	(0.6) 4,309,067	(3.5) 23,477,795	19,168,728
資本支出充当 事業収支剰余金	3,719,000 590,067	— 23,477,795	△ 3,719,000 22,887,728

注 ( )内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

平成18年度の経常事業収入6,756億674万4千円に対し、経常事業支出は6,526億1,931万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は229億8,742万4千円である。

なお、平成17年度の経常事業収入6,749億4,669万6千円、経常事業支出6,660億8,993万3千円と比べ、経常事業収入は6億6,004万7千円の増加、経常事業支出は134億7,061万4千円の減少である。

経常事業収入

平成18年度の経常事業収入は、衛星契約件数の増加等に伴う受信料の増加等により、平成17年度に比べ増加した。なお、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成17年度	平成18年度	増減
受信料	663,515,719	664,462,012	946,292
交付金収入	2,497,555	2,276,032	△ 221,522
副次収入	8,933,422	8,868,698	△ 64,723
合計	674,946,696	675,606,744	660,047

(1) 受信料

(単位 千円)

区分	平成17年度	平成18年度	増減
基本受信料	537,544,360	535,787,055	△ 1,757,304
衛星付加受信料	125,971,358	128,674,956	2,703,597
合計	663,515,719	664,462,012	946,292

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区分		平成17年度	平成18年度
カラー契約	年度初頭	23,980	23,385
	増加	△ 595	△ 343
	年度末	23,385	23,042
普通契約	年度初頭	349	326
	増加	△ 23	△ 28
	年度末	326	298
衛星カラー契約	年度初頭	12,254	12,434
	増加	180	378
	年度末	12,434	12,812
衛星普通契約	年度初頭	26	24
	増加	△ 2	△ 3
	年度末	24	21
特別契約	年度初頭	9	10
	増加	1	△ 1
	年度末	10	9
契約総数	年度初頭	36,618	36,179
	増加	△ 439	3
	年度末	36,179	36,182

(2) 交付金収入

(単位 千円)

区分	平成17年度	平成18年度	増減
国際放送関係交付金	2,273,500	2,256,137	△ 17,363
選挙放送関係交付金	224,055	19,895	△ 204,159
合計	2,497,555	2,276,032	△ 221,522

注１　国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第35条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものである。

２　選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものである。

(3) 副次収入

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
一般業務収入	7,992,608	7,946,002	△ 46,606
受託業務等収入	940,813	922,696	△ 18,116
合計	8,933,422	8,868,698	△ 64,723

注　受託業務等収入は、放送法第９条第３項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものである。

経常事業支出

平成18年度の経常事業支出は、放送サービスの充実など各部門の事業活動を積極的に実施したが、未収件数の減少による未収受信料欠損償却費の減少や効率的な事業運営の徹底等により、平成17年度に比べ減少した。なお、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
国内放送費	244,858,840	251,674,899	6,816,059
国際放送費	6,915,521	6,936,533	21,011
契約収納費	64,014,246	64,567,827	553,581
受信対策費	1,615,610	1,650,919	35,309
広報費	3,165,447	3,212,040	46,593
調査研究費	6,977,708	7,512,759	535,051
給与	136,699,088	132,510,616	△ 4,188,472
退職手当・厚生費	56,937,645	52,031,284	△ 4,906,361
共通管理費	11,696,430	11,461,253	△ 235,176
減価償却費	72,123,395	70,481,185	△ 1,642,210
未収受信料欠損償却費	61,086,000	50,580,000	△ 10,506,000
合計	666,089,933	652,619,319	△ 13,470,614

(1) 国内放送費

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
番組費	191,927,241	195,528,543	3,601,302
技術運用費	52,931,598	56,146,355	3,214,756
合計	244,858,840	251,674,899	6,816,059

注１　番組費は、国内放送番組の制作に要する経費、報道取材に要する経費及び番組の制作に伴い共通して要する経費である。

２　技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費である。

(2) 国際放送費

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
ラジオ国際放送費	4,504,266	4,307,890	△ 196,376
テレビジョン国際放送費	2,411,254	2,628,642	217,387
合計	6,915,521	6,936,533	21,011

注　ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費である。

(3) 契約収納費

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
契約収納業務費	37,202,543	42,563,830	5,361,286
契約収納推進費	26,811,703	22,003,997	△ 4,807,705
合計	64,014,246	64,567,827	553,581

注１　契約収納業務費は、地域スタッフ等への報酬、金融機関への口座振替手数料等の受信契約及び受信料収納に要する経費である。

２　契約収納推進費は、受信契約・受信料収納の推進対策及び情報処理等に要する経費である。

(4) 受信対策費

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
受信改善費	150,349	117,869	△ 32,480
受信対策推進費	1,465,261	1,533,050	67,789
合　　計	1,615,610	1,650,919	35,309

注1　受信改善費は、受信障害対策に要する経費である。
2　受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費である。

(5) 広　報　費

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
視聴者意向収集費	1,956,825	1,809,019	△ 147,805
広報推進費	1,208,622	1,403,020	194,398
合　　計	3,165,447	3,212,040	46,593

注1　視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費である。
2　広報推進費は、事業活動の周知に要する経費である。

(6) 調査研究費

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
番組調査研究費	1,268,271	1,154,816	△ 113,454
技術調査研究費	5,709,437	6,357,942	648,505
合　　計	6,977,708	7,512,759	535,051

注　番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費である。

(7) 給　　与

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
職員給与	136,323,380	132,150,448	△ 4,172,932
役員報酬	375,707	360,167	△ 15,539
合　　計	136,699,088	132,510,616	△ 4,188,472

注1　職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金及び賞与等の諸手当等である。
2　役員報酬は、経営委員及び役員の報酬である。

(8) 退職手当・厚生費

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
退職手当	32,278,591	26,324,733	△ 5,953,858
厚生保健費	24,659,053	25,706,550	1,047,496
合　　計	56,937,645	52,031,284	△ 4,906,361

注1　退職手当は、役員退任慰労金及び職員の退職給付費用である。なお、平成18年度の退職手当は、全額、職員の退職給付費用である。
2　厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費である。

(9) 共通管理費

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
施設管理費	6,417,321	6,063,293	△ 354,028
職員管理費その他	5,279,108	5,397,960	118,852
合　　計	11,696,430	11,461,253	△ 235,176

注1　施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費である。
2　職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費である。
3　平成18年度の職員管理費その他のうち役員交際費は14,649千円である。

⑽ 減価償却費

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
減価償却費	72,123,395	70,481,185	△　1,642,210

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	取得価額	平成18年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率
					%
有形固定資産	1,203,417,773	70,161,694	807,124,904	396,292,868	67.1
建物	294,756,077	9,512,848	110,561,784	184,194,293	37.5
構築物	129,682,425	3,905,721	86,375,887	43,306,538	66.6
機械及び装置	746,429,699	54,580,789	581,391,166	165,038,532	77.9
放送衛星	19,685,227	1,177,934	18,550,921	1,134,306	94.2
車両及び運搬具	8,401,318	801,596	6,726,128	1,675,190	80.1
器具	4,463,023	182,803	3,519,016	944,007	78.8
無形固定資産	4,889,757	319,491	4,325,560	564,196	88.5
施設利用権	4,889,757	319,491	4,325,560	564,196	88.5
合計	1,208,307,530	70,481,185	811,450,465	396,857,065	67.2

経常事業外収支

平成18年度の経常事業外収入81億8,468万３千円に対し、経常事業外支出は145億3,202万円であり、差し引き経常事業外収支差金は△63億4,733万７千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業外収入

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
財務収入	3,157,369	6,326,923	3,169,553
雑収入	657,829	1,857,760	1,199,930
合計	3,815,199	8,184,683	4,369,484

⑴ 財務収入

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
受取利息	2,571,534	2,660,058	88,524
受取配当金	585,835	3,666,864	3,081,029
合計	3,157,369	6,326,923	3,169,553

注１　受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入である。

２　受取配当金は出資先からの配当収入である。

経常事業外支出

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　　減
財務費	15,736,601	14,532,020	△　1,204,581
支払利息	647,539	525,617	△　121,921
放送債券発行償還経費	2,297	2,284	△　12
建設仕入消費税	3,252,312	3,223,434	△　28,878
納付消費税	11,834,453	10,780,684	△　1,053,768

注１　支払利息は、放送債券利息、借入金利息及びその他の金融費用である。

２　放送債券発行償還経費は放送債券の発行、管理及び償還に要する費用である。

３　建設仕入消費税は、固定資産の取得及び改良に要する経費に課せられた消費税額である。

４　納付消費税は、一般勘定における消費税納税額である。

特　別　収　支

平成18年度の特別収入は固定資産売却益等による100億6,946万2千円であり、特別支出は固定資産除却損等による32億3,175万3千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

特　別　収　入

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　減
固定資産売却益	14,262,117	6,010,132	△ 8,251,985
固定資産受贈益	67,673	18,164	△ 49,509
過年度損益修正益	—	3,264,036	3,264,036
その他の特別収入	2,391,362	777,129	△ 1,614,233
合　　計	16,721,153	10,069,462	△ 6,651,691

注1　固定資産売却益は、主として土地の売却によるものである。

2　過年度損益修正益は、受信料欠損額確定に伴う修正益である。

3　その他の特別収入は、電波法第71条の2及び第71条の3に基づくアナログ周波数変更対策給付金等として、指定周波数変更対策機関（社団法人電波産業会）から受け入れたものである。

特　別　支　出

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　減
固定資産売却損	53,502	230,513	177,011
固定資産除却損	3,710,688	2,224,110	△ 1,486,578
過年度損益修正損	2,085,103	—	△ 2,085,103
その他の特別支出	3,498,152	777,129	△ 2,721,023
合　　計	9,347,446	3,231,753	△ 6,115,693

注1　固定資産売却損は、主として機械及び装置の売却によるものである。

2　固定資産除却損は、主として建物の除却によるものである。

3　平成18年度のその他の特別支出は、アナログ周波数変更対策実施経費である。

当期事業収支差金

平成18年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金229億8,742万4千円に経常事業外収支差金△63億4,733万7千円を加えた経常収支差金166億4,008万7千円に、特別収入100億6,946万2千円を加え、特別支出32億3,175万3千円を差し引いた234億7,779万5千円であり、その内容は次表のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	平成17年度	平成18年度	増　減
当期事業収支差金	4,309,067	23,477,795	19,168,728
資本支出充当	3,719,000	—	△ 3,719,000
事業収支剰余金	590,067	23,477,795	22,887,728

注　事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

（比較損益計算書）

（受託業務等勘定）

（単位　千円）

区　　分		平成17年度	平成18年度	増　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,007,201	(100.0) 1,030,657	23,455
	受託業務等収入	1,007,201	1,030,657	23,455
	経常事業支出	(80.3) 809,150	(80.6) 830,781	21,630
	受託業務等費	809,150	830,781	21,630
	経常事業収支差金	(19.7) 198,050	(19.4) 199,875	1,825
経常外事業収支	経常事業外支出	(4.3) 43,147	(4.2) 43,710	563
	財務費	43,147	43,710	563
	経常事業外収支差金	△ (△4.3) 43,147	△ (△4.2) 43,710	△ 563
当期事業収支差金		(15.4) 154,903	(15.2) 156,164	1,261
当期繰入前剰余金		154,903	156,164	1,261
一般勘定への繰入れ		154,903	156,164	1,261

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）である。

経常事業収支

平成18年度の経常事業収入10億3,065万7千円に対し、経常事業支出は8億3,078万1千円であり、差し引き経常事業収支差金は1億9,987万5千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
受託業務等収入	1,007,201	1,030,657	23,455
1号業務収入	924,798	928,975	4,176
2号業務収入	82,403	101,681	19,278

注1　受託業務等収入は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入である。

2　1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入である。

3　2号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入である。

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
受託業務等費	809,150	830,781	21,630
1号業務費	741,029	743,754	2,724
2号業務費	68,121	87,027	18,905

注1　受託業務等費は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に要する経費である。

2　1号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等である。

3　2号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等である。

経常事業外収支

平成18年度の経常事業外支出は4,371万円であり、これにより経常事業外収支差金は△4,371万円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業外支出

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
財務費	43,147	43,710	563
納付消費税	43,147	43,710	563

注　納付消費税は、受託業務等勘定における消費税納税額である。

当期事業収支差金

平成18年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金1億9,987万5千円に経常事業外収支差金△4,371万円を加えた1億5,616万4千円であり、その内容は次表のとおりである。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れた。

（単位　千円）

区分	平成17年度	平成18年度	増減
当期事業収支差金	154,903	156,164	1,261
一般勘定への繰入れ	154,903	156,164	1,261

2.4　子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債権

(1)　短期債権（未収金）

（単位　千円）

会社名	平成17年度末	平成18年度末	増減
㈱NHKエデュケーショナル	350,364	576,475	226,111
㈱NHK情報ネットワーク	350,590	493,935	143,344
㈱NHKエンタープライズ	493,678	426,200	△ 67,478
㈱NHKプロモーション	471,995	109,009	△ 362,986
㈱放送衛星システム	91,987	79,018	△ 12,968
その他	133,750	158,013	24,262
合計	1,892,367	1,842,652	△ 49,714

(2)　短期債権（前払費用）

（単位　千円）

会社名	平成17年度末	平成18年度末	増減
㈱総合ビジョン	189,040	180,503	△ 8,536
その他	1,786	1,851	65
合計	190,826	182,355	△ 8,471

債　　務

(1)　短期債務(未払金)

（単位　千円）

会　社　名	平成17年度末	平成18年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	2,641,958	4,701,048	2,059,090
㈱ＮＨＫアイテック	2,032,537	2,220,506	187,969
㈱ＮＨＫアート	1,157,441	2,037,226	879,784
㈱ＮＨＫコンピューターサービス	1,007,980	1,304,045	296,064
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	692,129	1,111,515	419,386
㈱放送衛星システム	1,389,761	1,030,602	△ 359,158
㈱ＮＨＫテクニカルサービス	939,113	971,647	32,534
㈱ＮＨＫ情報ネットワーク	1,463,218	896,248	△ 566,969
ＮＨＫ営業サービス㈱	621,968	727,194	105,225
㈱ＮＨＫ共同ビジネス	251,500	260,581	9,080
その他	709,981	909,658	199,676
合　計	12,907,590	16,170,274	3,262,683

(2)　長期債務(その他の固定負債)

（単位　千円）

会　社　名	平成17年度末	平成18年度末	増　減
㈱放送衛星システム	1,033,000	213,000	△ 820,000

2.5　関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当なし

3　主たる設備の状況

3.1　主たる保有設備の状況

平成18年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりである。

区　分	土地		建物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面積	金額	面積	金額				
	㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円	千円
放送会館	375,452	21,206,188	654,878	120,645,785	118,884,113	—	9,326,967	270,063,054
（うち、放送センター）	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(31,656,798)	(42,453,209)		(2,523,110)	(81,712,654)
テレビジョン放送所	509,524	859,130	48,158	8,824,686	32,718,584	—	21,893,003	64,295,404
ラジオ放送所	2,192,657	8,729,419	34,084	6,447,349	5,374,059	—	2,883,796	23,434,624
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	8,646,515	8,646,515
放送衛星	—	—	—	—	—	1,134,306	—	1,134,306
その他の施設	2,010,544	3,579,613	191,809	48,276,471	8,061,776	—	3,175,454	63,093,316
合　計	5,088,180	34,374,352	928,929	184,194,293	165,038,532	1,134,306	45,925,736	430,667,221

注1　その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等である。

2　その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

3　放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち他の団体等との共有資産は協会持分を示す。

3.2　リース取引の状況

平成18年度末におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の状況は次のとおりである。

(1)　リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位　千円）

区　　分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	12,368,974	7,897,706	4,471,268
その他有形固定資産	136,589	73,428	63,160
合　　計	12,505,563	7,971,134	4,534,428

注　未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。

(2)　未経過リース料期末残高相当額

1)　1年以内	2,364,329千円
2)　1年超	2,170,099千円
合　計（1＋2）	4,534,428千円

なお、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。

(3)　支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3,210,729千円
減価償却費相当額	3,210,729千円

(4)　減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

4　収入支出の決算の状況

4.1　収入支出の決算

平成18年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

4.2　予算総則の適用

（一　般　勘　定）

(1)　予算総則第4条第1項に基づく予算の流用 ……9,241,000千円

ア．事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額　4,690,000千円

［契約収納費　2,410,000千円、減価償却費　2,280,000千円］

イ．事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額　△　4,690,000千円

［国内放送費△3,310,000千円、国際放送費△220,000千円、受信対策費△270,000千円、広報費△210,000千円、共通管理費△340,000千円、財務費△120,000千円、特別支出△220,000千円］

ウ．資本収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額　4,551,000千円

［長期借入金返還金　4,551,000千円］

エ．資本収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額　△　4,551,000千円

［建設費　△4,551,000千円］

(2) 予算総則第５条第１項に基づく平成19年度への建設費予算の繰越し ……1,660,000千円
ア．新放送会館の整備費 388,900千円
イ．地上デジタル放送設備の整備費 241,500千円
ウ．放送所施設の老朽更新等 1,029,600千円
(3) 予算総則第５条第２項に基づく平成17年度からの建設費予算の繰越し ……2,300,000千円
ア．新放送会館の整備費 540,000千円
イ．地上デジタル放送設備の整備費 994,000千円
ウ．放送所施設の老朽更新等 766,000千円
(4) 予算総則第６条に基づく予備費の使用 ……2,645,139千円
ア．台風など災害関連の取材及び被災施設の復旧経費（国内放送費） 213,574千円
イ．収納事務費の増、団体一括支払利用者の増に伴う手数料の増等（契約収納費） 2,431,565千円
(5) 予算総則第７条に基づく増収額の振当て ……2,644,000千円
ア．受入れの項及び金額 2,644,000千円
［減価償却資金受入れ　2,276,000千円、資産受入れ　368,000千円］
イ．振当ての項及び金額 2,644,000千円
［長期借入金返還金　2,644,000千円］
(6) 予算総則第13条に基づく国の研究開発プロジェクトの受託研究実施による技術協力収入の受入れ及び研究実施経費への振当て ……391,078千円
ア．受入れの項及び金額（副次収入） 391,078千円
イ．振当ての項及び金額 391,078千円
［調査研究費　317,282千円、給与　49,067千円、退職手当・厚生費　19,342千円、財務費　5,387千円］
（受託業務等勘定）
予算総則第７条に基づく増収額の振当て……72,500千円
ア．受入れの項及び金額（受託業務等収入） 72,500千円
イ．振当ての項及び金額 72,500千円
［受託業務等費　71,000千円、財務費　1,500千円］

別　表

収　入　支　出　決　算　表

（一　般　勘　定）
（事　業　収　支）

平成18年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2) 第４条第１項流用	予算総則に基づく増減額 (2) 第６条予備費	予算総則に基づく増減額 (2) 第13条受託研究	予算総則に基づく増減額 (2) 増減額計	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		621,791,575	—	—	391,078	391,078	622,182,653	643,280,889	△ 21,098,236
	受信料	594,029,063	—	—	—	—	594,029,063	613,882,012	△ 19,852,949
	交付金収入	2,271,824	—	—	—	—	2,271,824	2,276,032	△ 4,208

官報（号外）

	副次収入	10,000,000	—	—	391,078	391,078	10,391,078	8,868,698		1,522,379
	財務収入	5,450,688	—	—	—	—	5,450,688	6,326,923	△	876,235
	雑収入	500,000	—	—	—	—	500,000	1,857,760	△	1,357,760
	特別収入	9,540,000	—	—	—	—	9,540,000	10,069,462	△	529,462
事業支出		621,791,575	—	—	391,078	391,078	622,182,653	619,803,093		2,379,559
	国内放送費	254,932,619	△ 3,310,000	213,574	—	△ 3,096,426	251,836,193	251,674,899		161,293
	国際放送費	7,171,288	△ 220,000	—	—	△ 220,000	6,951,288	6,936,533		14,754
	契約収納費	59,727,460	2,410,000	2,431,565	—	4,841,565	64,569,025	64,567,827		1,197
	受信対策費	1,922,582	△ 270,000	—	—	△ 270,000	1,652,582	1,650,919		1,662
	広報費	3,424,431	△ 210,000	—	—	△ 210,000	3,214,431	3,212,040		2,390
	調査研究費	7,211,942	—	—	317,282	317,282	7,529,224	7,512,759		16,464
	給与	134,199,901	—	—	49,067	49,067	134,248,968	132,510,616		1,738,351
	退職手当・厚生費	52,076,272	—	—	19,342	19,342	52,095,614	52,031,284		64,329
	共通管理費	11,809,765	△ 340,000	—	—	△ 340,000	11,469,765	11,461,253		8,511
	減価償却費	68,205,000	2,280,000	—	—	2,280,000	70,485,000	70,481,185		3,814
	財務費	14,656,315	△ 120,000	—	5,387	△ 114,613	14,541,702	14,532,020		9,681
	特別支出	3,454,000	△ 220,000	—	—	△ 220,000	3,234,000	3,231,753		2,246
	予備費	3,000,000	—	△ 2,645,139	—	△ 2,645,139	354,861	—		354,861
事業収支差金		—	—	—	—	—	—	23,477,795	△	23,477,795

注1　事業収支差金23,477,795千円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。
2　収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2) 第4条第1項流用	第5条第2項繰越	第7条前期繰越金	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		75,769,000	—	2,300,000	2,644,000	4,944,000	80,713,000	79,053,734	1,660,000	△ 734
	前期繰越金受入れ	4,975,000	—	—	—	—	4,975,000	4,975,000	—	—

	減価償却資金受入れ	68,205,000	—	—	2,276,000	2,276,000	70,481,000	70,481,185	—	△ 185
	資産受入れ	2,589,000	—	2,300,000	368,000	2,668,000	5,257,000	3,597,548	1,660,000	△ 548
資本支出		75,769,000	—	2,300,000	2,644,000	4,944,000	80,713,000	79,052,281	1,660,000	718
	建設費	69,800,000	△ 4,551,000	2,300,000	—	△ 2,251,000	67,549,000	65,888,281	1,660,000	718
	放送債券償還積立資産繰入れ	2,600,000	—	—	—	—	2,600,000	2,600,000	—	—
	長期借入金返還金	3,369,000	4,551,000	—	2,644,000	7,195,000	10,564,000	10,564,000	—	—
資本収支差金		—	—	—	—	—	—	1,452	—	△ 1,452

1) 前期繰越金　37,206,826千円

2) 平成18年度使用額　△ 4,975,000千円(債務償還に使用)

3) 平成18年度発生額　23,479,248千円(事業収支差金23,477,795千円と資本収支差金1,452千円との合計額)

後期繰越金(1＋2＋3)　55,711,075千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は55,703,063千円)

(受託業務等勘定)

(事業収支)

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 第7条増収振当	予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		954,000	72,500	72,500	1,026,500	1,030,657	△ 4,157
	受託業務等収入	954,000	72,500	72,500	1,026,500	1,030,657	△ 4,157
事業支出		816,000	72,500	72,500	888,500	874,492	14,007
	受託業務等費	772,000	71,000	71,000	843,000	830,781	12,218
	財務費	44,000	1,500	1,500	45,500	43,710	1,789
事業収支差金		138,000	—	—	138,000	156,164	△ 18,164

注　事業収支差金156,164千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

審査報告書

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

総務委員長　高嶋　良充

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるいわゆる振り込め詐欺事犯の状況にかんがみ、携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図るため、いわゆるSIMカードについて携帯電話端末と同様の規制を課するとともに、携帯電話端末等の貸与業者について、貸与時における本人確認の義務を厳格化した上、当該本人確認の記録の作成及び保存を義務付けるものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

一、政府は、携帯音声通信役務の不正利用に係る手口に関する情報を広く国民に提供するなど、犯罪による被害発生の未然防止に万全を期すこと。

二、いわゆる振り込め詐欺等の犯罪にレンタルされた携帯電話等が数多く使用されていることを踏まえ、携帯電話等の貸与業者の実態を把握するとともに、今改正法の周知徹底を図ること。

右決議する。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年六月六日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通話可能端末設備」を「通話可能端末設備等」に改める。

第二条に次の一項を加える。

6　この法律において「契約者特定記録媒体」とは、携帯音声通信事業者との間で携帯音声通信役務の提供を内容とする契約（以下「役務提供契約」という。）を締結している者（以下「契約者」という。）を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）であって、携帯音声通信端末設備その他の設備（通話可能端末設備を除く。）に取り付けることにより、それと一体として通話可能端末設備を構成するものをいう。

第三条第一項中「携帯音声通信役務の提供を内容とする契約（以下「役務提供契約」という。）」を「役務提供契約」に改める。

第五条第一項中「通話可能端末設備」の下に「又は契約者特定記録媒体（以下「通話可能端末設備等」という。）」を加え、「当該役務提供契約を締結している者（以下「契約者」という。）」を「契約者」に改める。

第七条第一項及び第八条第一項中「通話可能端末設備」を「通話可能端末設備等」に改める。

第十条を次のように改める。

（貸与業者の貸与時の本人確認義務等）

第十条　通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約（以下「貸与契約」という。）を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方（以下「貸与の相手方」という。）について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項（以下「貸与時本人特定事項」という。）の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない。

一　自然人　氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあっては、総務省令で定める事項）及び生年月日

二　法人　名称及び本店又は主たる事務所の所在地

2　第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、前項の規定により貸与業者が貸与時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「携帯音声通信事業者」とあるのは「貸与業者」と、同条第二項中「相手方の本人確認を行う場合において、会社」とあるのは「会社」と、「役務提供契約」とあるのは「貸与契約」と、「当該相手方と」とあるのは「貸与の相手方と」と、「当該相手方の本人確認」とあるのは「当該貸与の相手方の貸与時本人確認」と、「及び第十一条第一号において」とあるのは「において」と、「、本人確認を行わなければならない」とあるのは「貸与時本人確認を行わなければ、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない」と、同条第三項中「相手方」とあるのは「貸与の相手方」と、「役務提供契約」とあるのは「貸与契約」と、「第一項」とあるのは「第十条第一項」と、同条第四項中「相手方」とあるのは「貸与の相手方」と、「及び第十一条第一号において」とあるのは「において」と、「本人確認」とあるのは「貸与時本人確認」と、「本人特定事項」とあるのは「貸与時本人特定事項」と、第四条中「携帯音声通信事業者」とあるのは「貸与業者」と、「本人確認記録」とあるのは「貸与時本人確認記録」と、同条第一項中「本人確認」とあるのは「貸与時本人確認」と、「速やかに」とあるのは「総務省令で定める期間内に」と、「本人特定事項」とあるのは「貸与時本人特定事項」と、同条第二項中「役務提供契約」とあるのは「貸与契約」と読み替えるものとする。

第十一条中「通話可能端末設備」を「通話可能端末設備等」に改め、同条第五号中「前条」を「前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項」に、「貸与された」を「交付された」に改める。

第十六条を第十六条の三とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

（情報の提供）

第十六条　国家公安委員会は、携帯音声通信役務の不正な利用を防止するために携帯音声通信事業者が講ずる措置に資するため、携帯音声通信事業者に対し、役務提供契約の締結の際の本人特定事項の隠ぺいに係る手口に関する情報の提供を行うものとする。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条の二　国及び地方公共団体は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止の重要性について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十九条に後段として次のように加える。

貸与時本人特定事項を隠ぺいする目的で、第十条第二項において準用する第三条第四項の規定に違反した者も、同様とする。

第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項中「通話可能端末設備」を「通話可能端末設備等」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反して通話可能端末設備等を交付した者

二　第十条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反して貸与時本人確認記録を作成せず、又は虚偽の貸与時本人確認記録を作成した者

三　第十条第二項において準用する第四条第二項の規定に違反して貸与時本人確認記録を保存しなかった者

2　相手方が第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反していることの情を知って、当該違反に係る通話可能端末設備等の交付を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条中「前条第一項」を「前条第一項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月十日

総務委員長　高嶋　良充

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方自治法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年六月十日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百条第十一項の次に次の一項を加える。

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

第二百二条の五第五項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改める。

第二百三条第一項中「議会の議員、」を削り、同条第二項中「の中議会の議員以外の者」を削り、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条第三項中「者」を「職員」に改め、同条第五項中「、費用弁償及び期末手当」を「及び費用弁償」に改め、同条第四項を削り、同条を第二百三条の二とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

第二百三条　普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二中「基く」を「基づく」に、「基かず」を「基づかず」に、「第二百三条第一項」を「その議会の議員、第二百三条の二第一項」に改める。

第二百六条第一項中「、第二百四条」を「から第二百四条まで」に改める。

第三百四条第十項中「第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二及び」に、「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正等）

第二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条の二中「報酬額」を「議員報酬額（地方自治法第二百三条に規定する議員報酬の額をいう。）」に改める。

第百六十四条の二第一項中「報酬」を「議員報酬（以下「議員報酬」という。）」に改め、「期末手当」の下に「並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償」を加える。

第百六十六条第二項中「地方議会議員の報酬（地方自治法第二百三条に規定する報酬をいう。以下同じ。）」を「地方議会議員の議員報酬」に、「その報酬」を「その議員報酬」に、「議会の議員の報酬」を「議会の議員の議員報酬」に改め、同条第三項中「第二百三条第四項」を「第二百三条第三項」に改め、同条第六項及び第七項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第百七十条の二中「報酬」を「議員報酬」に改める。

2　前項の規定による地方公務員等共済組合法の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第三条　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「新法第百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第百二十四条第一項中「新共済法第百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第二条による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項」に改める。

（市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正）

第五条　市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改め、同条第七項中「第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二第一項及び第四項」に、「第四項中」を「第五項中」に改める。

第五十四条第一項中「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

（旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第六条　旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第六項及び第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五条の十八第六項中「第二百三条第一項」を「第二百三条の二第一項」に改め、同条第七項中「第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三条の二第一項及び第五項」に、「同法第二百三条の二第一項」を「同法第二百三条の二第二項」に、「第五項中」を「第四項中」に改める。

第五条の三十六第一項中「第二百三条第二項及び第五項」を「第二百三条の二第二項及び第四項」に改める。

内閣総理大臣福田康夫君問責決議案

右の議案を発議する。

平成二十年六月十一日

発議者

奥石　東　　平田　健二
大石　正光　　工藤堅太郎
家西　悟　　亀井　郁夫
池口　修次　　芝　博一
榛葉賀津也　　津田弥太郎
高橋　千秋　　藤本　祐司
佐藤　公治　　中村　哲治
今野　東　　室井　邦彦
川上　義博　　松野　信夫
青木　愛　　福島みずほ
又市　征治

賛成者

足立　信也　　相原久美子
浅尾慶一郎　　石井　一
一川　保夫　　犬塚　直史
岩本　司　　植松恵美子
梅村　聡　　小川　勝也
小川　敏夫　　尾立　源幸
大石　尚子　　大江　康弘
大河原雅子　　大久保　勉
大久保潔重　　大島九州男
大塚　耕平　　岡崎トミ子
加賀谷　健　　加藤　敏幸
風間　直樹　　金子　恵美
神本美恵子　　亀井亜紀子
川合　孝典　　川崎　稔
木俣　佳丈　　喜納　昌吉
北澤　俊美　　郡司　彰
小林　正夫　　行田　邦子
佐藤　泰介　　櫻井　充
自見庄三郎　　島田智哉子
下田　敦子　　主濱　了
鈴木　寛　　鈴木　陽悦
田中　康夫　　田名部匡省
高嶋　良充　　武内　則男
谷　博之　　谷岡　郁子
千葉　景子　　ツルネン　マルティ
辻　泰弘　　外山　斎
徳永　久志　　轟木　利治
富岡由紀夫　　友近　聡朗
那谷屋正義　　内藤　正光
直嶋　正行　　中谷　智司
長浜　博行　　西岡　武夫
羽田雄一郎　　長谷川憲正
白　眞勲　　林　久美子
姫井由美子　　平野　達男
平山　幸司　　広田　一
広中和歌子　　福山　哲郎
藤末　健三　　藤田　幸久
藤谷　光信　　藤原　正司
藤原　良信　　舟山　康江

前川　清成　　前田　武志
牧山ひろえ　　増子　輝彦
松井　孝治　　松浦　大悟
松岡　徹　　円　より子
水戸　将史　　水岡　俊一
峰崎　直樹　　森　ゆうこ
森田　高　　簗瀬　進
柳澤　光美　　柳田　稔
山下八洲夫　　山根　隆治
横峯　良郎　　吉川　沙織
米長　晴信　　蓮　舫
渡辺　秀央　　近藤　正道
渕上　貞雄　　山内　徳信

参議院議長　江田　五月殿

内閣総理大臣福田康夫君問責決議

本院は、内閣総理大臣福田康夫君を問責する。

右決議する。

理　由

「平成のうばすて山」とさえ呼ばれている後期高齢者医療制度がスタートして二ヶ月あまり、廃止すべきだとの声は、日本中に満ち満ちている。しかし、福田総理は、表面的な手直しだけで、廃止について拒否し続けている。参議院で可決し、衆議院に送付した後期高齢者医療制度廃止法案も、衆議院での与党の絶対多数の数の暴力により、審議さえ出来ない状況が続いている。

問責の理由は、それだけではない。もの皆上がる「値上げの春」、国民にとって四月一日からのガソリン値下げは唯一明るいニュースだった。しかし、福田総理には、国民の痛みがわからず、与党政治家・官僚の利益を優先し、原油高から国民生活を守れという声を無視する対応をした。見逃すことのできない失政と言わざるを得ない。

ガソリンの暫定税率を復活させる法案について、参議院での結論が出ないうちに、政府与党は、衆議院で、憲法第五十九条第二項の再議決の規定を濫用し、三分の二で再可決した。二院制の一翼を担い直近の民意を反映している参議院に対するこれ以上の侮辱はない。もしここで私たちが総理の問責決議案を提出しなければ、我々自身が参議院の権威をおとしめたことになってしまう。

自民党の参議院選挙の公約だった「宙に浮いた年金記録五千万件の解決」。期限の三月末までに解決されたのはこの中の一割にも満たない。その上で、「公約と誤解した国民が悪い」とばかりの言い訳に終始。このような公約違反は当然、問責決議に値する。さらに、保険料を支払ったのに記録が残っていない「消えた年金問題」も含めて、政府の無策の中、混乱と不安が広がっている。

総理に就任して九ヶ月余りがすぎた。当初六〇％を超える高い支持率をもって迎えられたものの、現在は二〇％を割る低空飛行。「なにをしたいのかさっぱりわからない」という評価が定着し、福田総理はもはや国民に見放されている。

ここに至っては、即刻内閣総辞職するか、または解散・総選挙で国民の信を問うか、いずれかを選ぶべきであり、ここに福田内閣総理大臣の問責決議を提出する。

投票者氏名

日程第一　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（内閣提出、衆議院回付）

賛成者氏名　二三二名

足立　信也君　　相原久美子君
青木　愛君　　浅尾慶一郎君
家西　悟君　　池口　修次君
石井　一君　　一川　保夫君
犬塚　直史君　　岩本　司君
植松恵美子君　　梅村　聡君
小川　勝也君　　小川　敏夫君
尾立　源幸君　　大石　尚子君
大石　正光君　　大江　康弘君
大河原雅子君　　大久保　勉君
大久保潔重君　　大島九州男君
大塚　耕平君　　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　　加藤　敏幸君
風間　直樹君　　金子　恵美君
神本美恵子君　　亀井亜紀子君
亀井　郁夫君　　川合　孝典君
川上　義博君　　川崎　稔君
喜納　昌吉君　　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　　郡司　彰君
小林　正夫君　　行田　邦子君
輿石　東君　　今野　東君
佐藤　公治君　　佐藤　泰介君
櫻井　充君　　自見庄三郎君
芝　博一君　　島田智哉子君
下田　敦子君　　主濱　了君
榛葉賀津也君　　鈴木　寛君
鈴木　陽悦君　　田中　康夫君
田名部匡省君　　高嶋　良充君
高橋　千秋君　　武内　則男君
谷　博之君　　谷岡　郁子君
千葉　景子君　　ツルネン　マルティ君
津田弥太郎君　　辻　泰弘君
外山　斎君　　徳永　久志君
轟木　利治君　　富岡由紀夫君
友近　聡朗君　　那谷屋正義君
内藤　正光君　　直嶋　正行君
中谷　智司君　　中村　哲治君
長浜　博行君　　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　　長谷川憲正君
白　眞勲君　　林　久美子君
姫井由美子君　　平田　健二君
平野　達男君　　平山　幸司君
広田　一君　　広中和歌子君
藤末　健三君　　藤田　幸久君
藤谷　光信君　　藤本　祐司君
藤原　正司君　　藤原　良信君
舟山　康江君　　前川　清成君
前田　武志君　　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　　松井　孝治君
松浦　大悟君　　松岡　徹君
円　より子君　　水戸　将史君
水岡　俊一君　　峰崎　直樹君
室井　邦彦君　　森　ゆうこ君
森田　高君　　簗瀬　進君
柳澤　光美君　　柳田　稔君
山根　隆治君　　横峯　良郎君
吉川　沙織君　　米長　晴信君
蓮　舫君　　愛知　治郎君

青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
市川　一朗君
岩永　浩美君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
坂本由紀子君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
伊達　忠一君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君
松田　岩夫君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
尾辻　秀久君
岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
末松　信介君
椎名　一保君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
橋本　聖子君
藤井　孝男君
牧野たかお君
南野知恵子君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
渡辺　孝男君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
相原久美子君
青木　愛君
家西　悟君
足立　信也君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
市川　一朗君
岩永　浩美君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
佐藤　正久君
末松　信介君
椎名　一保君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君
松田　岩夫君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　哲士君
紙　智子君
小池　晃君
仁比　聡平君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君
山東　昭子君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
鰐淵　洋子君
市田　忠義君
渡辺　孝男君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
相原久美子君
青木　愛君
家西　悟君
足立　信也君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
市川　一朗君
岩永　浩美君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
佐藤　正久君
末松　信介君
椎名　一保君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君
松田　岩夫君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　哲士君
紙　智子君
小池　晃君
仁比　聡平君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君
山東　昭子君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
鰐淵　洋子君
市田　忠義君
渡辺　孝男君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
相原久美子君
青木　愛君
家西　悟君
足立　信也君

反対者氏名

〇名

日程第二　平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

賛成者氏名

一〇五名

愛知　治郎君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
泉　信也君
市川　一朗君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君
松田　岩夫君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　哲士君
紙　智子君
小池　晃君
仁比　聡平君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君
山東　昭子君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
鰐淵　洋子君
市田　忠義君
渡辺　孝男君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
相原久美子君
青木　愛君
家西　悟君
足立　信也君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
市川　一朗君
岩永　浩美君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
佐藤　正久君
末松　信介君
椎名　一保君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君
松田　岩夫君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　哲士君
紙　智子君
小池　晃君
仁比　聡平君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君
山東　昭子君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
鰐淵　洋子君
市田　忠義君
渡辺　孝男君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
相原久美子君
青木　愛君
家西　悟君
足立　信也君

反対者氏名

一三一名

石井　一君
犬塚　直史君
植松恵美子君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大石　正光君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
加賀谷　健君
風間　直樹君
神本美恵子君
亀井　郁夫君
川上　義博君
喜納　昌吉君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
奥石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
田名部匡省君
高橋　千秋君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
轟木　利治君
友近　聡朗君

一川　保夫君
岩本　司君
梅村　聡君
小川　敏夫君
大石　尚子君
大江　康弘君
大久保　勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
行田　邦子君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ソルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
那谷屋正義君

内藤　正光君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
姫井由美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
円　より子君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森田　高君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
市田　忠義君
小池　晃君
仁比　聡平君
近藤　正道君
渕上　貞雄君
山内　徳信君
川田　龍平君

直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
広中和歌子君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君

日程第三　平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

賛成者氏名　一〇五名

愛知　治郎君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
泉　信也君
市川　一朗君
岩永　浩美君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
坂本由紀子君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
伊達　忠一君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君

青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知恵子君
橋本　聖子君

藤井　孝男君
牧野たかお君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
山本　博司君
鰐淵　洋子君
松下　新平君

古川　俊治君
舛添　要一君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
山東　昭子君

反対者氏名　一三一名

足立　信也君
青木　愛君
家西　悟君
石井　一君
犬塚　直史君

相原久美子君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
一川　保夫君
岩本　司君

植松恵美子君　小川　勝也君　尾立　源幸君　大石　正光君　大河原雅子君　大久保潔重君　大塚　耕平君　加賀谷　健君　風間　直樹君　神本美恵子君　亀井　郁夫君　川上　義博君　喜納　昌吉君　工藤堅太郎君　小林　正夫君　輿石　東君　佐藤　公治君　櫻井　充君　芝　博一君　下田　敦子君　榛葉賀津也君　鈴木　陽悦君　田名部匡省君　高橋　千秋君　谷　博之君　千葉　景子君　津田弥太郎君　外山　斎君　轟木　利治君　友近　聡朗君　内藤　正光君

梅村　聡君　小川　敏夫君　大石　尚子君　大江　康弘君　大久保　勉君　大島九州男君　岡崎トミ子君　加藤　敏幸君　金子　恵美君　亀井亜紀子君　川合　孝典君　川崎　稔君　北澤　俊美君　郡司　彰君　行田　邦子君　今野　東君　佐藤　泰介君　自見庄三郎君　島田智哉子君　主濱　了君　鈴木　寛君　田中　康夫君　高嶋　良充君　武内　則男君　谷岡　郁子君　ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君　徳永　久志君　富岡由紀夫君　那谷屋正義君　直嶋　正行君

中谷　智司君　長浜　博行君　羽田雄一郎君　白　眞勲君　姫井由美子君　平野　達男君　広田　一君　福山　哲郎君　藤田　幸久君　藤本　祐司君　藤原　良信君　前川　清成君　牧山ひろえ君　松井　孝治君　松岡　徹君　円　より子君　水岡　俊一君　室井　邦彦君　森田　高君　柳澤　光美君　山根　隆治君　吉川　沙織君　蓮　舫君　市田　忠義君　小池　晃君　仁比　聡平君　近藤　正道君　渕上　貞雄君　山内　徳信君　川田　龍平君

中村　哲治君　西岡　武夫君　長谷川憲正君　林　久美子君　平田　健二君　平山　幸司君　広中和歌子君　藤末　健三君　藤谷　光信君　藤原　正司君　舟山　康江君　前田　武志君　増子　輝彦君　松浦　大悟君　松野　信夫君　水戸　将史君　峰崎　直樹君　森　ゆうこ君　簗瀬　進君　柳田　稔君　横峯　良郎君　米長　晴信君　井上　哲士君　紙　智子君　大門実紀史君　山下　芳生君　福島みずほ君　又市　征治君　糸数　慶子君

日程第四　平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

賛成者氏名

一二四名

亀井亜紀子君　自見庄三郎君　森田　高君　青木　幹雄君　浅野　勝人君　有村　治子君　石井みどり君　礒崎　陽輔君　岩城　光英君　衛藤　晟一君　岡田　直樹君　荻原　健司君　加納　時男君　川口　順子君　木村　仁君　小池　正勝君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　坂本由紀子君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　伊達　忠一君　塚田　一郎君　中川　雅治君　中曽根弘文君　中山　恭子君　西島　英利君　野村　哲郎君

亀井　郁夫君　長谷川憲正君　愛知　治郎君　秋元　司君　荒井　広幸君　石井　準一君　泉　信也君　市川　一朗君　岩永　浩美君　尾辻　秀久君　岡田　広君　加治屋義人君　神取　忍君　河合　常則君　岸　宏一君　小泉　昭男君　佐藤　昭郎君　佐藤　正久君　椎名　一保君　末松　信介君　世耕　弘成君　田村耕太郎君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中川　義雄君　中村　博彦君　二之湯　智君　西田　昌司君　野村　哲郎君

長谷川大紋君　林　芳正君　古川　俊治君　舛添　要一君　松村　祥史君　丸山　和也君　水落　敏栄君　山崎　正昭君　山谷えり子君　山本　順三君　吉村剛太郎君　若林　正俊君　荒木　清寛君　浮島とも子君　木庭健太郎君　白浜　一良君　遠山　清彦君　浜田　昌良君　弘友　和夫君　山口那津男君　山本　香苗君　渡辺　孝男君　井上　哲士君　紙　智子君　大門実紀史君　山下　芳生君　福島みずほ君　又市　征治君　糸数　慶子君　山東　昭子君

橋本　聖子君　藤井　孝男君　牧野たかお君　松田　岩夫君　松村　龍二君　丸川　珠代君　水落　敏栄君　森　まさこ君　山内　俊夫君　山田　俊男君　山本　一太君　吉田　博美君　義家　弘介君　脇　雅史君　魚住裕一郎君　風間　昶君　澤　雄二君　谷合　正明君　西田　実仁君　浜四津敏子君　松　あきら君　山下　栄一君　山本　博司君　鰐淵　洋子君　市田　忠義君　小池　晃君　仁比　聡平君　近藤　正道君　渕上　貞雄君　山内　徳信君　川田　龍平君　松下　新平君

反対者氏名

一一二名

足立　信也君
青木　愛君
家西　悟君
石井　一君
犬塚　直史君
植松恵美子君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大石　正光君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
加賀谷　健君
風間　直樹君
神本美恵子君
川上　義博君
川崎　稔君
喜納　昌吉君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ジルキン　マルティ君
辻　泰弘君
相原久美子君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
一川　保夫君
岩本　司君
梅村　聡君
小川　敏夫君
大石　尚子君
大江　康弘君
大久保　勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
川合　孝典君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
室井　邦彦君
森　ゆうこ君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
徳永　久志君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
広中和歌子君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤本　祐司君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
松野　信夫君
白　眞勲君
尾立　源幸君
大石　正光君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
加賀谷　健君
風間　直樹君
神本美恵子君
亀井　郁夫君
川上　義博君
喜納　昌吉君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
田名部匡省君
高橋　千秋君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
青木　愛君
家西　悟君
石井　一君
犬塚　直史君
植松恵美子君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大石　正光君
大江　康弘君
大久保　勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
行田　邦子君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷　博之君
千葉　景子君
ジルキン　マルティ君
辻　泰弘君
津田弥太郎君
徳永　久志君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
蓮　舫君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
泉　信也君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
愛知　治郎君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
蓮　舫君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
泉　信也君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君

日程第五　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
日程第六　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

二二三名

足立　信也君
相原久美子君

岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
坂本由紀子君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
伊達　忠一君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君

岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知恵子君
橋本　聖子君
藤井　孝男君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君

義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
山本　博司君
鰐淵　洋子君
市田　忠義君
小池　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
近藤　正道君
渕上　貞雄君
山内　徳信君
川田　龍平君
松下　新平君

若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　哲士君
紙　智子君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
山東　昭子君

反対者氏名

一名

円　より子君

日程第七　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名

二三五名

足立　信也君
青木　愛君
家西　悟君
石井　一君
犬塚　直史君

相原久美子君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
一川　保夫君
岩本　司君

植松恵美子君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大石　正光君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
加賀谷　健君
風間　直樹君
神本美恵子君
亀井　郁夫君
川上　義博君
喜納　昌吉君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
田名部匡省君
高橋　千秋君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君

梅村　聡君
小川　敏夫君
大石　尚子君
大江　康弘君
大久保　勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
行田　邦子君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君

長浜　博行君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
姫井由美子君
平山　幸司君
広中和歌子君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
愛知　治郎君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
泉　信也君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君

西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
円　より子君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森田　高君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君

河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知惠子君
橋本　聖子君
藤井　孝男君
牧野たかお君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君

木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
坂本由紀子君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
伊達　忠一君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君

風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
山本　博司君
鰐淵　洋子君
市田　忠義君
小池　晃君
仁比　聡平君
近藤　正道君
渕上　貞雄君
山内　徳信君
川田　龍平君
松下　新平君

木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君
山東　昭子君

反対者氏名
〇名

日程第八　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名
二二七名

足立　信也君
石井　一君
犬塚　直史君
梅村　聡君
大石　尚子君
大江　康弘君
大石　正光君
岡崎トミ子君
小川　勝也君
尾立　源幸君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
小林　正夫君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　正司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
円　より子君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森田　高君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
加賀谷　健君
風間　直樹君
神本美恵子君
川上　義博君
喜納　昌吉君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
田名部匡省君
高橋　千秋君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
姫井由美子君
大久保　勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
行田　邦子君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平野　達男君
平山　幸司君
広中和歌子君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
愛知　治郎君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
泉　信也君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君

佐藤　昭郎君　佐藤　信秋君　松　あきら君　山口那津男君
佐藤　正久君　坂本由紀子君　山下　栄一君　山本　香苗君
椎名　一保君　島尻安伊子君　山本　博司君　渡辺　孝男君
末松　信介君　鈴木　政二君　鰐淵　洋子君　近藤　正道君
世耕　弘成君　関口　昌一君　福島みずほ君　渕上　貞雄君
田村耕太郎君　伊達　忠一君　又市　征治君　山内　徳信君
谷川　秀善君　塚田　一郎君　糸数　慶子君　山東　昭子君
鶴保　庸介君　中川　雅治君　松下　新平君
中川　義雄君　中曽根弘文君
中村　博彦君　中山　恭子君　反対者氏名
二之湯　智君　西島　英利君　井上　哲士君　市田　忠義君
西田　昌司君　野村　哲郎君　紙　智子君　小池　晃君
南野知惠子君　長谷川大紋君　大門実紀史君　仁比　聡平君
橋本　聖子君　林　芳正君　山下　芳生君　川田　龍平君
藤井　孝男君　古川　俊治君　八名
牧野たかお君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　祥史君　日程第九　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
水落　敏栄君　溝手　顕正君　賛成者氏名
森　まさこ君　矢野　哲朗君　二二〇名
山内　俊夫君　山崎　正昭君　足立　信也君　相原久美子君
山田　俊男君　山谷えり子君　青木　愛君　浅尾慶一郎君
山本　一太君　山本　順三君　家西　悟君　池口　修次君
吉田　博美君　吉村剛太郎君　石井　一君　一川　保夫君
義家　弘介君　若林　正俊君　犬塚　直史君　岩本　司君
脇　雅史君　荒木　清寛君　植松恵美子君　梅村　聡君
魚住裕一郎君　浮島とも子君　尾立　源幸君　大石　尚子君
風間　昶君　木庭健太郎君　大石　正光君　大江　康弘君
澤　雄二君　白浜　一良君　大河原雅子君　大久保　勉君
谷合　正明君　遠山　清彦君　大久保潔重君　大島九州男君
西田　実仁君　浜田　昌良君　大塚　耕平君　岡崎トミ子君
浜四津敏子君　弘友　和夫君　加賀谷　健君　加藤　敏幸君

風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　亀井亜紀子君
亀井　郁夫君　川合　孝典君
川崎　稔君　喜納　昌吉君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君
郡司　彰君　小林　正夫君
行田　邦子君　奥石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
佐藤　泰介君　櫻井　充君
自見庄三郎君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　鈴木　陽悦君
田中　康夫君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川憲正君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平野　達男君　平山　幸司君
広田　一君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
藤原　良信君　舟山　康江君

前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松岡　徹君　松野　信夫君
円　より子君　水戸　将史君
水岡　俊一君　峰崎　直樹君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
森田　高君　簗瀬　進君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
浅野　勝人君　荒井　広幸君
有村　治子君　石井　準一君
石井みどり君　泉　信也君
礒崎　陽輔君　市川　一朗君
岩城　光英君　岩永　浩美君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　神取　忍君
川口　順子君　河合　常則君
木村　仁君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
小池　正勝君　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
坂本由紀子君　椎名　一保君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君

塚田　一郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
山東　昭子君

鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知恵子君
橋本　聖子君
藤井　孝男君
牧野たかお君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
山本　博司君
鰐淵　洋子君
松下　新平君

反対者氏名　一三名

井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
渕上　貞雄君
山内　徳信君
川田　龍平君
市田　忠義君
小池　晃君
仁比　聡平君
福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君

日程第一〇　学校保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一一　地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三五名

足立　信也君
青木　愛君
家西　悟君
石井　一君
犬塚　直史君
植松恵美子君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大石　正光君
大河原雅子君
大久保　勉君
大塚　耕平君
加賀谷　健君
風間　直樹君
神本美恵子君
亀井　郁夫君
川上　義博君
喜納　昌吉君
相原久美子君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
一川　保夫君
岩本　司君
梅村　聡君
小川　敏夫君
大石　尚子君
大江　康弘君
大久保　勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
田名部匡省君
高橋　千秋君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
姫井由美子君
平山　幸司君
広中和歌子君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
郡司　彰君
行田　邦子君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
松野　信夫君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
愛知　治郎君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
泉　信也君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加治屋義人君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　宏一君
小池　正勝君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
円　より子君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森田　高君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
坂本由紀子君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
伊達　忠一君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君

中村　博彦君　中山　恭子君　山内　徳信君　糸数　慶子君
二之湯　智君　西島　英利君　川田　龍平君　山東　昭子君
西田　昌司君　野村　哲郎君　松下　新平君
南野知恵子君　長谷川大紋君
橋本　聖子君　林　芳正君
藤井　孝男君　古川　俊治君　反対者氏名　〇名
牧野たかお君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　祥史君　日程第一二　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（衆議院提出）
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君　賛成者氏名　二三三名
水落　敏栄君　溝手　顕正君　足立　信也君
森　まさこ君　矢野　哲朗君　青木　愛君
山内　俊夫君　山崎　正昭君　家西　悟君
山田　俊男君　山谷えり子君　石井　一君
山本　一太君　山本　順三君　犬塚　直史君
吉田　博美君　吉村剛太郎君　植松恵美子君
義家　弘介君　若林　正俊君　小川　勝也君
脇　雅史君　荒木　清寛君　尾立　源幸君
魚住裕一郎君　浮島とも子君　大石　正光君
風間　昶君　木庭健太郎君　大河原雅子君
澤　雄二君　白浜　一良君　大久保潔重君
谷合　正明君　遠山　清彦君　大塚　耕平君
西田　実仁君　浜田　昌良君　加賀谷　健君
浜四津敏子君　弘友　和夫君　風間　直樹君
松　あきら君　山口那津男君　神本美恵子君
山下　栄一君　山本　香苗君　亀井　郁夫君
山本　博司君　渡辺　孝男君　川上　義博君
鰐淵　洋子君　井上　哲士君　喜納　昌吉君
市田　忠義君　紙　智子君　工藤堅太郎君
小池　晃君　大門実紀史君　小林　正夫君
仁比　聡平君　山下　芳生君　奥石　東君
近藤　正道君　福島みずほ君　佐藤　公治君
渕上　貞雄君　又市　征治君　櫻井　充君

芝　博一君　島田智哉子君　横峯　良郎君
下田　敦子君　主濱　了君　米長　晴信君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　愛知　治郎君
鈴木　陽悦君　田中　康夫君　秋元　司君
田名部匡省君　高嶋　良充君　荒井　広幸君
高橋　千秋君　武内　則男君　石井　準一君
谷　博之君　谷岡　郁子君　礒崎　陽輔君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君　岩城　光英君
津田弥太郎君　辻　泰弘君　衛藤　晟一君
外山　斎君　徳永　久志君　岡田　直樹君
轟木　利治君　富岡由紀夫君　荻原　健司君
友近　聡朗君　那谷屋正義君　加納　時男君
内藤　正光君　直嶋　正行君　川口　順子君
中谷　智司君　中村　哲治君　木村　仁君
長浜　博行君　西岡　武夫君　岸　信夫君
羽田雄一郎君　長谷川憲正君　小池　正勝君
白　眞勲君　林　久美子君　鴻池　祥肇君
姫井由美子君　平野　達男君　佐藤　信秋君
平山　幸司君　広田　一君　坂本由紀子君
広中和歌子君　福山　哲郎君　島尻安伊子君
藤末　健三君　藤田　幸久君　鈴木　政二君
藤谷　光信君　藤本　祐司君　関口　昌一君
藤原　正司君　藤原　良信君　伊達　忠一君
舟山　康江君　前川　清成君　塚田　一郎君
前田　武志君　牧山ひろえ君　中川　雅治君
増子　輝彦君　松井　孝治君　中曽根弘文君
松浦　大悟君　松岡　徹君　中山　恭子君
松野　信夫君　円　より子君　西島　英利君
水戸　将史君　水岡　俊一君　野村　哲郎君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君　長谷川大紋君
森　ゆうこ君　森田　高君　林　芳正君
簗瀬　進君　柳澤　光美君　古川　俊治君
柳田　稔君　山根　隆治君　舛添　要一君

吉川　沙織君
蓮　舫君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知恵子君
橋本　聖子君
藤井　孝男君
牧野たかお君
松田　岩夫君

松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　森　まさこ君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　正昭君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　義家　弘介君
若林　正俊君　脇　雅史君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
浮島とも子君　風間　昶君
木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　谷合　正明君
遠山　清彦君　西田　実仁君
浜田　昌良君　浜四津敏子君
弘友　和夫君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　博司君
渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山下　芳生君　近藤　正道君
福島みずほ君　渕上　貞雄君
又市　征治君　山内　徳信君
糸数　慶子君　山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名　一名
川田　龍平君

日程第一三　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三四名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大江　康弘君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　亀井亜紀子君
亀井　郁夫君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　郡司　彰君
小林　正夫君　行田　邦子君
輿石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　自見庄三郎君
芝　博一君　島田智哉子君
下田　敦子君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
鈴木　陽悦君　田中　康夫君
田名部匡省君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷岡　郁子君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　久志君
轟木　利治君　富岡由紀夫君
友近　聡朗君　那谷屋正義君
内藤　正光君　直嶋　正行君
中谷　智司君　中村　哲治君
長浜　博行君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川憲正君
白　眞勲君　林　久美子君
姫井由美子君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
秋元　司君　浅野　勝人君
荒井　広幸君　有村　治子君
石井　準一君　石井みどり君
礒崎　陽輔君　市川　一朗君
岩城　光英君　岩永　浩美君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　神取　忍君
川口　順子君　河合　常則君
木村　仁君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
小池　正勝君　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
坂本由紀子君　椎名　一保君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君
中曽根弘文君　中村　博彦君
中山　恭子君　二之湯　智君
西島　英利君　西田　昌司君
野村　哲郎君　南野知惠子君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　藤井　孝男君
古川　俊治君　牧野たかお君
舛添　要一君　松田　岩夫君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　水落　敏栄君

溝手　顕正君　森　まさこ君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　正昭君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　義家　弘介君
若林　正俊君　脇　雅史君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
浮島とも子君　風間　昶君
木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　谷合　正明君
遠山　清彦君　西田　実仁君
浜田　昌良君　浜四津敏子君
弘友　和夫君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　博司君
渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山下　芳生君　近藤　正道君
福島みずほ君　渕上　貞雄君
又市　征治君　山内　徳信君
糸数　慶子君　川田　龍平君
山東　昭子君　松下　新平君

反対者氏名

○名

日程第一四　特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二三四名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大江　康弘君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　亀井亜紀子君
亀井　郁夫君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　郡司　彰君
小林　正夫君　行田　邦子君
輿石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　自見庄三郎君
芝　博一君　島田智哉子君
下田　敦子君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
鈴木　陽悦君　田中　康夫君
田名部匡省君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　谷岡　郁子君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
外山　斎君　徳永　久志君
轟木　利治君　富岡由紀夫君
友近　聡朗君　那谷屋正義君
内藤　正光君　直嶋　正行君
中谷　智司君　中村　哲治君
長浜　博行君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川憲正君
白　眞勲君　林　久美子君
姫井由美子君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
秋元　司君　浅野　勝人君
荒井　広幸君　有村　治子君
石井　準一君　石井みどり君
礒崎　陽輔君　市川　一朗君
岩城　光英君　岩永　浩美君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　神取　忍君
川口　順子君　河合　常則君
木村　仁君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
小池　正勝君　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
坂本由紀子君　椎名　一保君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君

中川　雅治君　中川　義雄君　渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君　大塚　耕平君　岡崎トミ子君
中曽根弘文君　中村　博彦君　井上　哲士君　市田　忠義君　加賀谷　健君　加藤　敏幸君
中山　恭子君　二之湯　智君　紙　智子君　小池　晃君　風間　直樹君　金子　恵美君
西島　英利君　西田　昌司君　大門実紀史君　仁比　聡平君　神本美恵子君　亀井亜紀子君
野村　哲郎君　南野知惠子君　山下　芳生君　近藤　正道君　亀井　郁夫君　川合　孝典君
長谷川大紋君　橋本　聖子君　福島みずほ君　渕上　貞雄君　川上　義博君　川崎　稔君
林　芳正君　藤井　孝男君　又市　征治君　山内　徳信君　喜納　昌吉君　北澤　俊美君
古川　俊治君　牧野たかお君　糸数　慶子君　川田　龍平君　工藤堅太郎君　郡司　彰君
舛添　要一君　松田　岩夫君　山東　昭子君　松下　新平君　小林　正夫君　今野　東君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君　反対者氏名　○名　佐藤　公治君　佐藤　泰介君
丸山　和也君　水落　敏栄君　奥石　東君　行田　邦子君
溝手　顕正君　森　まさこ君　日程第一五　外国為替及び外国貿易法第十条第二　櫻井　充君　自見庄三郎君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君　項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入　芝　博一君　島田智哉子君
山崎　正昭君　山田　俊男君　承認義務を課する等の措置を講じたことについて　下田　敦子君　主濱　了君
山谷えり子君　山本　一太君　承認を求めるの件（衆議院送付）　榛葉賀津也君　鈴木　寛君
山本　順三君　吉田　博美君　賛成者氏名　二一九名　鈴木　陽悦君　田中　康夫君
吉村剛太郎君　義家　弘介君　足立　信也君　相原久美子君　田名部匡省君　高嶋　良充君
若林　正俊君　脇　雅史君　青木　愛君　浅尾慶一郎君　高橋　千秋君　武内　則男君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君　家西　悟君　池口　修次君　谷　博之君　谷岡　郁子君
浮島とも子君　風間　昶君　石井　一君　一川　保夫君　千葉　景子君　ソルネン　マルティ君
木庭健太郎君　澤　雄二君　犬塚　直史君　岩本　司君　津田弥太郎君　辻　泰弘君
白浜　一良君　谷合　正明君　植松恵美子君　梅村　聡君　外山　斎君　徳永　久志君
遠山　清彦君　西田　実仁君　小川　勝也君　小川　敏夫君　轟木　利治君　富岡由紀夫君
浜田　昌良君　浜四津敏子君　尾立　源幸君　大石　尚子君　友近　聡朗君　那谷屋正義君
弘友　和夫君　松　あきら君　大石　正光君　大江　康弘君　内藤　正光君　直嶋　正行君
山口那津男君　山下　栄一君　大河原雅子君　大久保　勉君　中谷　智司君　中村　哲治君
山本　香苗君　山本　博司君　大久保潔重君　大島九州男君　長浜　博行君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川憲正君

白　眞勲君　林　久美子君
姫井由美子君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
横峯　良郎君　吉川　沙織君
米長　晴信君　蓮　舫君
秋元　司君　浅野　勝人君
荒井　広幸君　有村　治子君
石井　準一君　石井みどり君
礒崎　陽輔君　市川　一朗君
岩城　光英君　岩永　浩美君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君

加納　時男君　川口　順子君　木村　仁君　岸　信夫君　小池　正勝君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　坂本由紀子君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　伊達　忠一君　塚田　一郎君　中川　雅治君　中曽根弘文君　中山　恭子君　西島　英利君　野村　哲郎君　長谷川大紋君　林　芳正君　古川　俊治君　舛添　要一君　松村　祥史君　松山　政司君　丸山　和也君　溝手　顕正君　矢野　哲朗君　山崎　正昭君　山谷えり子君

神取　忍君　河合　常則君　岸　宏一君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　佐藤　昭郎君　佐藤　正久君　椎名　一保君　末松　信介君　世耕　弘成君　田村耕太郎君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中川　義雄君　中村　博彦君　二之湯　智君　西田　昌司君　橋本　聖子君　藤井　孝男君　牧野たかお君　松田　岩夫君　松村　龍二君　丸川　珠代君　水落　敏栄君　森　まさこ君　山内　俊夫君　山田　俊男君　山本　一太君

山本　順三君　吉村剛太郎君　若林　正俊君　荒木　清寛君　浮島とも子君　木庭健太郎君　白浜　一良君　遠山　清彦君　浜四津敏子君　松　あきら君　山下　栄一君　山本　博司君　鰐淵　洋子君　松下　新平君

吉田　博美君　義家　弘介君　脇　雅史君　魚住裕一郎君　風間　昶君　澤　雄二君　谷合　正明君　西田　実仁君　弘友　和夫君　山口那津男君　山本　香苗君　渡辺　孝男君　山東　昭子君

反対者氏名　一三名

井上　哲士君　紙　智子君　大門実紀史君　山下　芳生君　渕上　貞雄君　山内　徳信君　川田　龍平君

市田　忠義君　小池　晃君　仁比　聡平君　福島みずほ君　又市　征治君　糸数　慶子君

日程第一六　少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一五名

足立　信也君　青木　愛君

相原久美子君　浅尾慶一郎君　家西　悟君　石井　一君　犬塚　直史君　植松恵美子君　大塚　耕平君　加賀谷　健君　風間　直樹君　神本美恵子君　川上　義博君　喜納　昌吉君　工藤堅太郎君　小林　正夫君　輿石　東君　佐藤　泰介君　芝　博一君　下田　敦子君　榛葉賀津也君　鈴木　陽悦君　田名部匡省君　高橋　千秋君　谷　博之君　千葉　景子君　津田弥太郎君

池口　修次君　一川　保夫君　岩本　司君　梅村　聡君　小川　勝也君　尾立　源幸君　大石　正光君　大河原雅子君　大久保　勉君　大島九州男君　岡崎トミ子君　加藤　敏幸君　金子　恵美君　川合　孝典君　川崎　稔君　北澤　俊美君　郡司　彰君　行田　邦子君　佐藤　公治君　櫻井　充君　島田智哉子君　主濱　了君　鈴木　寛君　田中　康夫君　高嶋　良充君　武内　則男君　谷岡　郁子君　ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君

外山　斎君　轟木　利治君　友近　聡朗君　内藤　正光君　中谷　智司君　長浜　博行君　羽田雄一郎君　林　久美子君　平野　達男君　広田　一君　藤末　健三君　藤谷　光信君　藤本　祐司君　藤原　正司君　舟山　康江君　前田　武志君　増子　輝彦君　松浦　大悟君　松野　信夫君　水戸　将史君　峰崎　直樹君　森　ゆうこ君　簗瀬　進君　柳田　稔君　横峯　良郎君　米長　晴信君　愛知　治郎君　秋元　司君　荒井　広幸君

徳永　久志君　那谷屋正義君　西岡　武夫君　姫井由美子君　平山　幸司君　広中和歌子君　福山　哲郎君　平田　健二君　前川　清成君　牧山ひろえ君　松井　孝治君　松岡　徹君　円　より子君　水岡　俊一君　室井　邦彦君　森田　高君　柳澤　光美君　山根　隆治君　吉川　沙織君　蓮　舫君　青木　幹雄君　浅野　勝人君

富岡由紀夫君　友近　聡朗君　直嶋　正行君　中村　哲治君　白　眞勲君　林　久美子君　平野　達男君　広田　一君　藤末　健三君　藤谷　光信君　藤原　正司君　舟山　康江君　前田　武志君　増子　輝彦君　松浦　大悟君　松野　信夫君　水戸　将史君　峰崎　直樹君　森　ゆうこ君　簗瀬　進君　柳田　稔君　横峯　良郎君　米長　晴信君　愛知　治郎君　秋元　司君　荒井　広幸君

有村　治子君
石井みどり君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知惠子君
橋本　聖子君
藤井　孝男君
牧野たかお君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
荒木　清寛君
浮島とも子君
若林　正俊君
山口那津男君
山本　香苗君
山本　博司君
渡辺　孝男君
山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名

一四名

井上　哲士君
市田　忠義君
紙　智子君
小池　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
山下　芳生君
近藤　正道君

松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君

日程第一七　日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

賛成者氏名

一〇九名

亀井亜紀子君
自見庄三郎君
森田　高君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知惠子君
橋本　聖子君
藤井　孝男君
牧野たかお君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
荒木　清寛君
浮島とも子君
若林　正俊君
山口那津男君
山本　香苗君
山本　博司君
渡辺　孝男君
山東　昭子君
松下　新平君

福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君

渕上　貞雄君
山内　徳信君
川田　龍平君

亀井　郁夫君
長谷川憲正君
愛知　治郎君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
坂本由紀子君
島尻安伊子君
末松　信介君
鈴木　政二君
関口　昌一君
伊達　忠一君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君

西田　実仁君　浜田　昌良君
浜四津敏子君　弘友　和夫君
松　あきら君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　博司君　渡辺　孝男君
鰐淵　洋子君　山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名　一二五名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大江　康弘君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　郡司　彰君
小林　正夫君　行田　邦子君
奥石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　鈴木　陽悦君
田中　康夫君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ジルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　榛葉賀津也君
那谷屋正義君　芝　博一君
梅村　聡君　下田　敦子君
小川　勝也君　島田智哉子君
中村　哲治君　主濱　了君
直嶋　正行君　高嶋　良充君
西岡　武夫君　武内　則男君
白　眞勲君　谷岡　郁子君
林　久美子君　千葉　景子君
羽田雄一郎君　津田弥太郎君
姫井由美子君　辻　泰弘君
平山　幸司君　徳永　久志君
広中和歌子君　轟木　利治君
藤末　健三君　那谷屋正義君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
小池　晃君　大門実紀史君
仁比　聡平君　山下　芳生君
近藤　正道君　福島みずほ君
渕上　貞雄君　又市　征治君
山内　徳信君　糸数　慶子君
川田　龍平君

日程第一八　日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

賛成者氏名　二二五名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大江　康弘君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　郡司　彰君
小林　正夫君　行田　邦子君
奥石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　鈴木　陽悦君
田中　康夫君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ジルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　榛葉賀津也君
那谷屋正義君　芝　博一君
梅村　聡君　下田　敦子君
小川　勝也君　島田智哉子君
中村　哲治君　主濱　了君
直嶋　正行君　高嶋　良充君
西岡　武夫君　武内　則男君
白　眞勲君　谷岡　郁子君
林　久美子君　千葉　景子君
羽田雄一郎君　津田弥太郎君
姫井由美子君　辻　泰弘君
平山　幸司君　徳永　久志君
広中和歌子君　轟木　利治君
藤末　健三君　那谷屋正義君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
小池　晃君　大門実紀史君
仁比　聡平君　山下　芳生君
近藤　正道君　福島みずほ君
渕上　貞雄君　又市　征治君
山内　徳信君　糸数　慶子君
川田　龍平君

内藤　正光君　　直嶋　正行君
中谷　智司君　　中村　哲治君
長浜　博行君　　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　　長谷川憲正君
白　眞勲君　　林　久美子君
姫井由美子君　　平野　達男君
平山　幸司君　　広田　一君
広中和歌子君　　福山　哲郎君
藤末　健三君　　藤田　幸久君
藤谷　光信君　　藤本　祐司君
藤原　正司君　　藤原　良信君
舟山　康江君　　前川　清成君
前田　武志君　　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　　松井　孝治君
松浦　大悟君　　松岡　徹君
松野　信夫君　　円　より子君
水戸　将史君　　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　　森田　高君
簗瀬　進君　　柳澤　光美君
柳田　稔君　　山根　隆治君
横峯　良郎君　　吉川　沙織君
米長　晴信君　　蓮　舫君
愛知　治郎君　　青木　幹雄君
秋元　司君　　浅野　勝人君
荒井　広幸君　　有村　治子君
石井　準一君　　石井みどり君
礒崎　陽輔君　　市川　一朗君
岩城　光英君　　岩永　浩美君

衛藤　晟一君　　尾辻　秀久君
岡田　直樹君　　岡田　広君
荻原　健司君　　加治屋義人君
加納　時男君　　神取　忍君
川口　順子君　　河合　常則君
木村　仁君　　岸　宏一君
岸　信夫君　　北川イッセイ君
小池　正勝君　　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　　佐藤　昭郎君
佐藤　信秋君　　佐藤　正久君
坂本由紀子君　　椎名　一保君
島尻安伊子君　　末松　信介君
鈴木　政二君　　世耕　弘成君
関口　昌一君　　田村耕太郎君
伊達　忠一君　　谷川　秀善君
塚田　一郎君　　鶴保　庸介君
中川　雅治君　　中川　義雄君
中曽根弘文君　　中村　博彦君
中山　恭子君　　二之湯　智君
西島　英利君　　西田　昌司君
野村　哲郎君　　南野知恵子君
長谷川大紋君　　橋本　聖子君
林　芳正君　　藤井　孝男君
古川　俊治君　　牧野たかお君
舛添　要一君　　松田　岩夫君
松村　祥史君　　松村　龍二君
松山　政司君　　丸川　珠代君
丸山　和也君　　水落　敏栄君
溝手　顕正君　　森　まさこ君

矢野　哲朗君　　山内　俊夫君
山崎　正昭君　　山田　俊男君
山谷えり子君　　山本　一太君
山本　順三君　　吉田　博美君
吉村剛太郎君　　義家　弘介君
若林　正俊君　　脇　雅史君
荒木　清寛君　　魚住裕一郎君
浮島とも子君　　風間　昶君
木庭健太郎君　　澤　雄二君
白浜　一良君　　谷合　正明君
遠山　清彦君　　西田　実仁君
浜田　昌良君　　浜四津敏子君
弘友　和夫君　　松　あきら君
山口那津男君　　山下　栄一君
山本　香苗君　　山本　博司君
渡辺　孝男君　　鰐淵　洋子君
近藤　正道君　　福島みずほ君
渕上　貞雄君　　又市　征治君
山内　徳信君　　山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名　九名

井上　哲士君　　市田　忠義君
紙　智子君　　小池　晃君
大門実紀史君　　仁比　聡平君
山下　芳生君　　糸数　慶子君
川田　龍平君

日程第一九　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第二〇　地方自治法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三四名

足立　信也君　　相原久美子君
青木　愛君　　浅尾慶一郎君
家西　悟君　　池口　修次君
石井　一君　　一川　保夫君
犬塚　直史君　　岩本　司君
植松恵美子君　　梅村　聡君
小川　勝也君　　小川　敏夫君
尾立　源幸君　　大石　尚子君
大石　正光君　　大江　康弘君
大河原雅子君　　大久保　勉君
大久保潔重君　　大島九州男君
大塚　耕平君　　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　　加藤　敏幸君
風間　直樹君　　金子　恵美君
神本美恵子君　　亀井亜紀子君
亀井　郁夫君　　川合　孝典君
川上　義博君　　川崎　稔君
喜納　昌吉君　　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　　郡司　彰君
小林　正夫君　　行田　邦子君
奥石　東君　　今野　東君

佐藤　公治君　佐藤　泰介君　松浦　大悟君　松岡　徹君　関口　昌一君　田村耕太郎君　弘友　和夫君　松　あきら君
櫻井　充君　自見庄三郎君　松野　信夫君　円　より子君　伊達　忠一君　谷川　秀善君　山口那津男君　山下　栄一君
芝　博一君　島田智哉子君　水戸　将史君　水岡　俊一君　塚田　一郎君　鶴保　庸介君　山本　香苗君　山本　博司君
下田　敦子君　主濱　了君　峰崎　直樹君　室井　邦彦君　中川　雅治君　中川　義雄君　渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　森　ゆうこ君　森田　高君　中曽根弘文君　中村　博彦君　井上　哲士君　市田　忠義君
鈴木　陽悦君　田中　康夫君　簗瀬　進君　柳澤　光美君　中山　恭子君　二之湯　智君　紙　智子君　小池　晃君
田名部匡省君　高嶋　良充君　柳田　稔君　山根　隆治君　西島　英利君　西田　昌司君　大門実紀史君　仁比　聡平君
高橋　千秋君　武内　則男君　横峯　良郎君　吉川　沙織君　野村　哲郎君　南野知恵子君　山下　芳生君　近藤　正道君
谷　博之君　谷岡　郁子君　米長　晴信君　蓮　舫君　長谷川大紋君　橋本　聖子君　福島みずほ君　渕上　貞雄君
千葉　景子君　ツルネン　マルティ君　愛知　治郎君　青木　幹雄君　林　芳正君　藤井　孝男君　又市　征治君　山内　徳信君
津田弥太郎君　辻　泰弘君　秋元　司君　浅野　勝人君　古川　俊治君　牧野たかお君　糸数　慶子君　川田　龍平君
外山　斎君　徳永　久志君　荒井　広幸君　有村　治子君　舛添　要一君　松田　岩夫君　山東　昭子君　松下　新平君
轟木　利治君　富岡由紀夫君　石井　準一君　石井みどり君　松村　祥史君　松村　龍二君
友近　聡朗君　那谷屋正義君　礒崎　陽輔君　市川　一朗君　松山　政司君　丸川　珠代君
内藤　正光君　直嶋　正行君　岩城　光英君　岩永　浩美君　丸山　和也君　水落　敏栄君
中谷　智司君　中村　哲治君　衛藤　晟一君　尾辻　秀久君　溝手　顕正君　森　まさこ君
長浜　博行君　西岡　武夫君　岡田　直樹君　岡田　広君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君
羽田雄一郎君　長谷川憲正君　荻原　健司君　加治屋義人君　山崎　正昭君　山田　俊男君
白　眞勲君　林　久美子君　加納　時男君　神取　忍君　山谷えり子君　山本　一太君
姫井由美子君　平野　達男君　川口　順子君　河合　常則君　山本　順三君　吉田　博美君
平山　幸司君　広田　一君　木村　仁君　岸　宏一君　吉村剛太郎君　義家　弘介君
広中和歌子君　福山　哲郎君　岸　信夫君　北川イッセイ君　若林　正俊君　脇　雅史君
藤末　健三君　藤田　幸久君　小池　正勝君　小泉　昭男君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君
藤谷　光信君　藤本　祐司君　鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君　浮島とも子君　風間　昶君
藤原　正司君　藤原　良信君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　木庭健太郎君　澤　雄二君
舟山　康江君　前川　清成君　坂本由紀子君　椎名　一保君　白浜　一良君　谷合　正明君
前田　武志君　牧山ひろえ君　島尻安伊子君　末松　信介君　遠山　清彦君　西田　実仁君
増子　輝彦君　松井　孝治君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　浜田　昌良君　浜四津敏子君

反対者氏名

○名

内閣総理大臣福田康夫君問責決議案（輿石東君外二十名発議）

賛成者（白色票）氏名

一三一名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君

大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
郡司　彰君
行田　邦子君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君

大塚　耕平君
加賀谷　健君
風間　直樹君
神本美恵子君
亀井　郁夫君
川上　義博君
喜納　昌吉君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
田名部匡省君
高橋　千秋君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
白　眞勲君

林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
広中和歌子君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
渡辺　秀央君
市田　忠義君
小池　晃君
仁比　聡平君
近藤　正道君
渕上　貞雄君
山内　徳信君
川田　龍平君

姫井由美子君
平野　達男君
広田　一君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
円　より子君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森田　高君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
糸数　慶子君

反対者（青色票）氏名　一〇五名

愛知　治郎君
秋元　司君
荒井　広幸君
石井　準一君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　広君
荻原　健司君
加納　時男君
川口　順子君
木村　仁君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小池　正勝君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
伊達　忠一君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君

青木　幹雄君
浅野　勝人君
有村　治子君
石井みどり君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
岡田　広君
加治屋義人君
神取　忍君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中川　義雄君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知惠子君

長谷川大紋君
林　芳正君
古川　俊治君
舛添　要一君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山谷えり子君
山本　順三君
吉田　博美君
義家　弘介君
若林　正俊君
荒木　清寛君
浮島とも子君
風間　昶君
澤　雄二君
谷合　正明君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
山本　博司君
鰐淵　洋子君
松下　新平君

橋本　聖子君
藤井　孝男君
牧野たかお君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
水落　敏栄君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
脇　雅史君
魚住裕一郎君
加藤　修一君
木庭健太郎君
白浜　一良君
遠山　清彦君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
山東　昭子君

中国からのパンダ貸与に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月二十九日

松野　信夫

参議院議長　江田　五月殿

中国からのパンダ貸与に関する質問主意書

本年五月六日、中華人民共和国（以下、「中国」という。）の胡錦濤国家主席が来日して、福田康夫内閣総理大臣との間で日中首脳会談が実現したことは喜ばしいことではあるが、その会談の中でパンダ外交が展開されたという報道がある。つまり、来日直前に東京都恩賜上野動物園で飼育されていたジャイアントパンダのリンリンが亡くなったこともあり、日本政府が中国に対してジャイアントパンダ二頭の貸し出しを要請し、中国側もこれを了承したとされている。しかし一方で、「レンタル料」が年間百万ドル（約一億円）との報道もあり、高額な料金を支払ってまでジャイアントパンダ二頭の借り受けが必要かどうか検討する必要性も指摘されている。

そこでこうした事実関係を明確にするため、以下のとおり質問する。

一　ジャイアントパンダは、現在、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、いわゆる希少動物の売買等を禁じるワシントン条約付属書Ⅰに記載されているため商業目的の国際取引は全面的に禁止されており、学術研究目的の取引のみが認められている関係で、貸与しか認められないとされているようであるが、その通りか。この点は、当事者が政府であっても同様の取扱いになるか、政府間であっても贈与は認められないのか、明らかにされたい。

二　ジャイアントパンダ二頭の貸与については、どこの施設が飼育・展示に当たるのか。また、日本側から中国側に対して、名目の如何を問わず一定の資金提供がなされるのか。もし資金提供がなされるとすれば、それは誰がどのような名目でいくら負担するのか、それぞれ明らかにされたい。

三　現在、ジャイアントパンダを飼育しているのは、公的施設では神戸市立動物園のみと理解しているが、この件では、誰が中国側に年間いくら、どのような名目で支払っているか政府の承知しているところを明らかにされたい。仮に神戸市が負担しているとすれば、国が何らかの形でその負担軽減をしているか。しているとすれば、国はどのような補助ないしは支援をしているか、明らかにされたい。

四　ジャイアントパンダの貸与を受けると、四川省等から視察名目で来日した複数の中国人について、旅費、滞在費、会議開催費など、中国側の希望する費用を日本側が負担していたのではないかと思われる報道もあるが（「週刊文春」五月一五日号）、こうした事実があるか。もしそうだとすると、公的施設でジャイアントパンダの贈与ないし貸与を受けた以降、現在まで毎年、どのような名目でいくらの負担をしてきたか、政府の承知しているところを明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年六月六日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員松野信夫君提出中国からのパンダ貸与に関する質問に対する答弁書

一について

ジャイアントパンダは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和五十五年条約第二十五号）附属書Ⅰに掲載されており、ジャイアントパンダの取引は、取引主体の別を問わず、同条約第三条二及び三に掲げる条件を満たす場合にのみ認められているが、同条約では、贈与は認められず貸与しか認めないという規定は置いていない。

二について

胡錦濤中国国家主席来日の際に提供が表明されたジャイアントパンダ一対については、東京都恩賜上野動物園において飼育・展示されるよう調整が進められており、その提供に係る具体的条件については、今後、東京都と中国側関係当局との間で調整されると承知している。

三について

神戸市からは、中国野生動物保護事業への支援金として、同市から中国野生動物保護協会に対して年間百万ドルを拠出していると聞いている。また、神戸市に対して国庫からジャイアントパンダの飼育を目的とした補助又は支援は行っていない。

四について

東京都からは、ジャイアントパンダの贈与を受けた際、飼育管理の指導実習のため、一定の経費を負担したが、当該経費に係る正式な文書の保存年限が経過しているため、金額は確認できないと聞いている。

神戸市からは、ジャイアントパンダに関する共同研究を目的とした交流を中国と行っていることから、一定の経費を負担しており、ジャイアントパンダの貸与を受けた平成十二年度以降昨年度までに、中国技術団滞在費等として、予算総額約四千万円を計上したと聞いている。

日米地位協定の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月二十九日

松野　信夫

参議院議長　江田　五月殿

日米地位協定の運用に関する質問主意書

本年四月十三日、沖縄県北谷町で、駐留米軍の子供達が基地外で窃盗（万引き）した現場で店員らに取り押さえられたが、駆けつけた米軍憲兵が先に手錠をかけて拘束した。その直後に沖縄県警は現場に到着し、県警は、米軍憲兵に対して窃盗の疑いのある子供達の身柄引き渡しを要請したが、米軍側はこれに応ぜず、子供達の身柄を基地内に移してしまった。こうした米軍憲兵の行為は日米地位協定に違反するものではないかと考えられるが、かかる行為が今後とも継続するようであれば大きな問題である。

そこでこうした事実関係を明確にするため、以下のとおり質問する。

一　本事件は、日米地位協定によれば、基地外における犯罪で、また公務中の米兵の犯罪でもないから、第一次裁判権及び捜査の優先権は我が国にあると思われるがその通りか。

二　日米地位協定によれば、基地外での憲兵の警察権は、米軍構成員の間の規律や秩序維持のための必要な範囲に限定されているので、本件のような米兵の家族の場合には該当しないと思われるが、その通りか。

三　本件は、日米地位協定に違反して沖縄県警察の捜査権が妨害されたものではないかと考えられるが、政府はこの点をどのように考えるか、見解を明らかにされたい。また、日米地位協定が、実際には米軍側で遵守されていないことについて、米国政府に対して抗議ないしは申し入れをすべきではないかと思われるが、その予定はあるか。ないとすれば、どのようにして遵守を求めるのか、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年六月六日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員松野信夫君提出日米地位協定の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出日米地位協定の運用に関する質問に対する答弁書

一について

本年四月十三日に沖縄県北谷町で発生した米軍の構成員（以下「米軍人」という。）の家族による窃盗被疑事件（以下「本件事件」という。）については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第十七条3(b)に基づき我が国が裁判権を行使する第一次の権利を有している。また、お尋ねの「捜査の優先権」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日米地位協定第十七条6(a)は、日本国の当局及びアメリカ合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施について、相互に援助しなければならない旨を定めている。

二について

刑事裁判管轄権に関する事項についての日米合同委員会合意第10(1)において、米軍の法執行機関は、施設及び区域外において、米軍人に加え、米軍の軍属又は家族の間における秩序及び規律の維持に当たることができる旨の合意がなされ、実際の運用が行われている。

三について

本件事件の捜査に当たり、米軍の憲兵隊と沖縄県警察との間で十分な調整がなされないまま、沖縄県警察による捜査手続を中断する形で、米軍の憲兵隊により米軍人の家族が施設及び区域に戻された状況が生じたことは遺憾であると認識しており、アメリカ合衆国側に対し、米軍人の家族の取扱いに関し、憲兵隊と沖縄県警察との間で十分な調整がなされなかったことは遺憾であり、施設及び区域外で警察権を行使するに当たっては、日米地位協定及び関連取決めに従って、沖縄県警察に協力するよう申入れを行っている。

静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月二十九日

川田　龍平

参議院議長　江田　五月殿

静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書

建設中の静岡空港は、二〇〇五年七月五日付で土地収用法に基づく事業認定をされたものであるが、静岡県の需要予測百六万人（国内四路線）に対して、開港一年前の航空会社による利用見込みはわずかに四十万人（国内三路線）にすぎない。この厳然たる数字は、新幹線・高速道路に恵まれ、しかも近接二大空港に挟まれているゆえに空港不要意見が終始優勢であった県民世論の当然の帰結である。

さらに、県は今になって需要喚起、航空促進等キャンペーンやセールス活動に多額な血税を投入しているが、開港すれば将来にわたって大赤字は必至であり、それらによる県財政の逼迫、県民負担増は見過ごすことのできない重要問題である。

このように飛行場に設置許可を与え、多額な補助金を支出してきた航空行政のあり方について、以下のとおり質問する。

一　国土交通省は、二〇〇一年、二〇〇五年静岡県知事選挙等におけるマスコミ各社のすべての県民世論調査において、静岡空港不要の意見が必要意見を上回っていたことを認識していたか。

二　国土交通省は、空域調整について、開港までに防衛省と静岡県との間で決定するものとしているが、本来は試験飛行までに決定しなければならないはずである。現在、空域調整はどのように進捗しているのか明らかにされたい。

三　二〇〇三年に国土交通省は、「国が一般的な整備指針を示したうえで、事業主体がこの整備指針を踏まえ、必要性の十分な検証、概算事業費の精査、費用対効果の徹底等を行うとともに、計画案に関するパブリック・インボルブメント等を行い、条件が整ったものについて、財政状況を踏まえ事業する」として「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方」なる整備指針をうちだした。その中の「基準の必要性／整備目的ごとの評価項目と評価の基準」では、二千五百メートル滑走路を新設する場合の評価基準として「最大路線の需要として、供用目標年次において年間五十万人以上が見込まれること」が示されている。

ところが、今日、静岡空港の需要予測において最大路線とされた新千歳（五十万人）の利用見込みが十四万人であることが明らかになり、「整備指針」に適合させるための作為的需要予測であった疑いが濃厚である。この指針と食い違う現状について、政府はどのような認識を持っているのか。また、この二千五百メートル滑走路建設の評価基準が設定された経過及び根拠についても明らかにされたい。

四　事業認定に際して尊重されなければならない社会資本整備審議会公共用地分科会の審議議事録について、土地収用法改正案の審議において、国土交通大臣が「すべて公表する」旨を答弁した（第一五一回国会二〇〇一年六月二十六日参議院国土交通委員会）にもかかわらず、静岡空港の事業認定の審議議事録に関しては未だ隠蔽されている。これを速やかに公開すべきではないかと考えるが政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年六月六日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員川田龍平君提出静岡空港建設の諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出静岡空港建設の諸問題に関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省として、御指摘の「二〇〇一年、二〇〇五年静岡県知事選挙等におけるマスコミ各社のすべての県民世論調査」の結果については承知していない。

二について

静岡空港に係る空域及び飛行経路等については、平成二十年度中の同空港の供用開始に向けて、現在、国土交通省において、防衛省及び静岡県と調整を行っているところである。

なお、お尋ねの「試験飛行」は、飛行検査（航空機を使用して行う航空保安施設の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査をいう。）を指すものと思われるが、防衛省及び静岡県との調整の結果を踏まえ、供用開始までの間に飛行検査等の必要な手続を行う予定である。

三について

国土交通省においては、空港整備における透明性の確保や説明責任の一層の遂行の観点から、「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方（案）」を平成十五年四月に作成し、これを試行的に運用しているところである。

空港を整備するに当たって二千五百メートル以上の長さの滑走路を必要とするかどうかについては、当該空港における大型ジェット機の就航の見通しの有無等を踏まえ決定されるものである。御指摘の「基準の必要性／整備目的ごとの評価項目と評価の基準」は、「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方（案）」の中の「事業の必要性／整備目的ごとの評価項目と評価の基準」（以下「評価の基準案」という。）を指すものと思われるが、評価の基準案においては、大型ジェット機の就航の見通しについては、既存の他の空港の就航機材の動向を踏まえ、最大路線において、おおむね年間五十万人以上の旅客需要が見込まれることを一つの目安として示しているところである。

静岡空港については、供用開始時点における航空路線の開設に関する、航空会社の意思表明が既になされているところである。御指摘の静岡空港の新千歳路線における利用者数の見込みが十四万人であることについては承知していないが、引き続き、同空港について地元を中心に利用促進に係る取組を進め、整備効果の更なる発現を図ることが重要と認識している。

四について

社会資本整備審議会公共用地分科会における事業認定に関する審議の内容については、「土地収用法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成十三年六月二十八日参議院国土交通委員会）を踏まえ、議事要旨の公開を行っているところである。

御指摘の静岡空港整備事業の事業認定に関する審議の内容については、中部地方整備局のホームページにおいて議事要旨の公開を行っているところである。

軍用車両有料道路通行証明書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月三十日

糸数　慶子

参議院議長　江田　五月殿

軍用車両有料道路通行証明書に関する質問主意書

在日米軍は、同米軍基地において所有するレンタカーと称する車両を在日米軍軍人、軍属と、その家族に有料で貸し出し、その際に日本国内の高速道路など有料道路の料金が無料となる軍用車両有料道路通行証明書（以下「通行証明書」という。）を発行している。この通行証明書は、日米地位協定五条二項において在日米軍の公務のみに発行されるものと定めており、そのため日本政府がその料金を負担している。在日米軍軍人、軍属と、その家族の娯楽等に興じるためのレンタカー利用への発行は、明らかに日米地位協定に抵触している。しかし、レンタカー利用に対する在日米軍と日本政府の見解の相違や利用状況、レンタカーの保有台数等、実態は明らかにされていない。

よって、以下質問する。

一　在日米軍の軍人、軍属と、その家族の娯楽等に興じるためのレンタカー利用に際しての通行証明書の発行は、明らかに日米地位協定に抵触している。政府の見解を示されたい。

二　在日米軍の基地におけるレンタカーの車種、車両番号、車両台数を明らかにされたい。

三　在日米軍の在沖縄基地におけるレンタカーの車種、車両番号、車両台数を明らかにされたい。

四　在日米軍の在沖縄基地においての沖縄自動車道の延べ通行台数と、日本側負担の通行料金の額を平成一七年度、同一八年度、同一九年度分を明らかにされたい。

五　通行証明書が米軍人、軍属と、その家族の所有する自家用車両、俗に言うYナンバーに発行されたケースはないか、明らかにされたい。

六　在日米軍の基地における通行証明書の発行窓口、通行証明書の受け取り等、発行から受け取り、返還までの手順を明らかにされたい。

七　在日米軍の軍人、軍属と、その家族の娯楽等に興じるためのレンタカー利用に際しての通行証明書の発行が日米地位協定に抵触し、在日米軍が公務外と認めた場合、日本政府は、その通行料金の日本側負担の返還を求めるか否か、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年六月十日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員糸数慶子君提出軍用車両有料道路通行証明書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出軍用車両有料道路通行証明書に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「在日米軍の軍人、軍属と、その家族の娯楽等に興じるためのレンタカー利用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、米軍の公務のために使用される車両については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第五条2の規定に基づき有料道路通行料金が課されないものと解されており、米軍における軍用車両有料道路通行証明書の発給は、米軍の公務のために使用される車両に対し行われるべきものと考える。

二及び三について

沖縄県を含め、我が国における米軍の施設及び区域において米軍の構成員等が貸出しを受けている車両の車種、車両番号及び車両台数については、米側に照会しているところである。

四について

平成十七年度から平成十九年度までの間において、沖縄自動車道（那覇空港自動車道を含む。）を通行し、日米地位協定第五条2の規定に基づき有料道路通行料金が課されなかった米軍の車両の延べ台数及び我が国が補償した有料道路通行料金の金額は、平成十七年度が約二十三万台、約二億千九百万円、平成十八年度が約二十三万台、約二億九百万円、平成十九年度が約二十二万台、約一億九千六百万円である。

五について

米軍の公務のために使用される車両については、日米地位協定第五条2の規定に基づき有料道路通行料金が課されないものと解されており、米軍の構成員等が個人で所有する車両であっても、かかる目的において使用される場合には、軍用車両有料道路通行証明書が発給されているものと承知している。

六について

米軍における軍用車両有料道路通行証明書の発給手続については、米側から、横田飛行場では、各部隊の車両運行管理者が使用者に発給していると聞いているが、その他の米軍の施設及び区域における軍用車両有料道路通行証明書の発給手続については、米側に照会しているところである。

また、未使用の軍用車両有料道路通行証明書については、その発給を受けた者から車両運行管理者に返納されるものと承知している。

七について

お尋ねの「在日米軍の軍人、軍属と、その家族の娯楽等に興じるためのレンタカー利用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、軍用車両有料道路通行証明書が米軍の公務のために使用されたものではないと思われるような場合の我が国政府の対応については、個別具体的な事案に応じ、当該発給をめぐる具体的状況等を踏まえて判断する必要がある。

市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年六月二日

又市　征治

参議院議長　江田　五月殿

市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問主意書

政府の推進した「平成の大合併」により三二〇〇の市町村数が一八〇〇に減少したが、その目的のひとつが数兆円にのぼる行政需要額の切り下げ、これによる地方交付税の五兆円削減など国の地方財政への支出の縮小にあったことは明らかである。しかしこの結果、市町村は職員人件費の削減を含む行政サービスの全般的な低下を余儀なくされ、そのしわよせは住民生活の各方面に拡がり、「地方の荒廃」とよばれる事態を招いている。合併市町村の多くにおいてはその一環として、管理職や課長補佐級ポストの削減が行われた。これに対する職員からの不服申立ては、元来、公平委員会が専門の中立機関として誠実に対処すべき事務であるにもかかわらず、現実には、公平委員会が市当局の立場に付和雷同し、職員からの申立てを安易に不受理、却下として、人事に関する公正・公平を期すべきその使命・職責を放棄している事例がある。

公平委員会や人事委員会の委員の任命および職務の独立性堅持については、かねてより「市長など当局側と癒着しその意のままになっているのではないか。」との批判が絶えないところであるが、こうした事例はまさにその実態を証明したものとなっている。さらにこのように公平委員会の中立性が保障されない結果、職員側がやむなく裁判を起こし、すでに職員側勝訴の判決が下っているにもかかわらず、市当局がこれに従わず控訴している例があり、これは地方公務員法の定めている職員人事紛争処理の原則と法理を著しく逸脱した専断的な態度であるといわざるをえない。今後道州制など新たな自治体再編が予想されるなか、合併を悪用した不当な人事を公平委員会の違法な処理によって正当化することが横行してはならないと考える。

よって事例を踏まえ、次のとおり質問する。

一　香川県丸亀市・綾歌町・飯山町は二〇〇五年三月二二日の新設合併により新丸亀市を発足させたが、その際、旧丸亀市の課長補佐級の職員多数が係長級、一般職に降任された。これに対し、当該職員は市公平委員会に不服申立てを行ったが、公平委員会の不受理、さらに再審査請求却下を受け、二〇〇六年四月一二日、公平委員会の不受理処分取消を求め高松地裁に提訴した。原告（職員）は「①失職・新規採用論は実態に反し、身分は継続している、②仮に失職・新規採用であるとしても不公正な人事は旧合併特例法九条二項（職員の身分取り扱いの公正処理、現行法では一二条二項。）違反であり不利益処分として不服申立てできる、③失職・新規採用のため不服申立てできないと解すると、吸収合併の場合では存続自治体職員は不服申立てできるにもかかわらず、消滅自治体職員はできないという著しい不合理が生じる。」旨を主張した。

二〇〇七年一二月二六日高松地裁の判断は、「①新設合併の場合職員は失職・新規採用となる、②しかしそうであっても、旧合併特例法九条二項の公正取扱いの趣旨や地方公務員法の職員身分保障の規定からすると、新設合併の場合においても職員が意に反する降任等不利益を受けたときには地方公務員法四十九条の二（不服申立て）に基づき公平委員会の審査を受けることができる。」として、不受理処分を取り消す判決（原告勝訴）を下した。にもかかわらず、被告（丸亀市）は二〇〇八年一月八日高松高裁に控訴して現在に至っている。

丸亀市当局及び丸亀市公平委員会は、新設合併に伴う旧市町から新市への職員の引継を極めて形式的に解釈し、「合併時の職員の任免については、新規採用であるから合併前後の職位の比較はできず、従って如何なる職位に任命しようとも地方公務員法上の不利益処分には該当しないので不服申立てはできない。」と主張しているが、政府においてもこれと同一の見解を有するのか。

二　1　公平委員会への不服申立制度は、地方公務員において生存権保障の一環である労働基本権を制約することに対する代償措置の一部をなすものである。にもかかわらず、新設合併に際し人事上のいかなる不利益な取扱いを受けても不服申立てできないとした場合、地方公務員の生存権（身分保障）はどのようにして担保されるのか。

2　市の解釈を採るならば、新設合併或いは吸収合併の際に、消滅自治体の職員と存続自治体の職員とでは、申立資格の有無による差が生じることになり、地方公務員法第十三条（平等取扱の原則）との整合性が保てないのではないか。

三　1　国策として行われた平成の大合併に際して、合併特例法九条一項（身分の保存）は正規雇用職員に限れば維持されたとしても、九条二項（身分取扱の公正処理）違反は丸亀市だけに限らず全国的にもあるのではないか。

2　政府は、今回の合併がもたらした人事の弊害などを調査・検証していくべきではないのか。

四　公平委員会は不服申立てを受理・審査すべき公正中立な第三者機関であるはずが、丸亀市公平委員会は当局と一体となって、今回の件について門前払いを繰り返し、一審に従わず即刻控訴をしているのは安易というほかない。公平委員会は準司法的権限等をもつ専門的中立的機関

とされる（橋本勇「逐条地方公務員法」より）。しかし、実態は冒頭述べたように、市長等による情実的任命、長との癒着による独立性の喪失という点で批判の絶えないところである。政府は、公平委員会の本来のあり方をどのように考えているのか。

五　前記地裁判決は公平委員会の職責を法律に沿って確認した常識的で妥当なものであり、被告市当局は、これ以上税金を投じて控訴を続け無用な争いを長引かせることなく、一審判決を受け入れるべきである。政府は市当局に対し、すみやかに紛争を終結するとともに、公平委員会が本来の独立した職責を果たすよう、助言すべきではないか。

右質問する。

平成二十年六月十日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員又市征治君提出市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員又市征治君提出市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問に対する答弁書

一及び五について

お尋ねについては、事案の詳細を承知しておらず、現在訴訟係属中の事案でもあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

新設合併の際であるか吸収合併の際であるかにかかわらず、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十九条第一項に規定する不利益な処分については、同法第四十九条の二第一項の規定に基づき、人事委員会又は公平委員会に対して不服申立てをすることができるものである。

三について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第九条第二項の規定に違反している事例については承知しておらず、御指摘のような調査・検証を行う必要があるとは考えていない。

四について

公平委員会は、中立的かつ専門的な人事行政機関として任命権者の任命権の行使をチェックする機能を有し、勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分の不服申立ての審査、職員の苦情処理等の事務を処理する行政機関であると考えている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治二十五種郵便物認可
三十一年三月

官報　（号外）

官報　号外　平成二十年六月十一日

○第百六十九回国会　参議院会議録第二十六号（その二）

〔本号（その一）参照〕

調査報告書

国際問題及び地球温暖化問題に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成二十年六月九日

国際・地球温暖化問題に関する調査会長　石井　一

参議院議長　江田　五月殿

国際問題及び地球温暖化問題に関する調査報告（中間報告）

目　　次

一　調査の経過……　1

二　提言……　3
1. 国際問題……　3
○日本の発信力の強化……　3
2. 地球温暖化問題……　12
○京都議定書目標達成の確保及び
2013年以降の問題－北海道洞爺湖サミットに向けて－……　12

三　主要論議……　23
1. 国際問題……　23
○日本の発信力の強化……　23
(1) 発信の哲学……　25
(2) 日本の発信の現状……　31
(3) 諸外国の発信の現状……　41
(4) 海外の“日本発”情報への批判・意見等……　48
2. 地球温暖化問題……　53
○京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と
課題……　53
(1) 我が国の地球温暖化対策の現状……　54
(2) 地球温暖化の影響と対応等……　62
(3) 地方自治体における地球温暖化対策の取組……　69
(4) 産業界における地球温暖化対策の取組……　74
○国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－……　91
(1) 地球温暖化問題に対する諸外国の取組……　92
(2) 北海道洞爺湖サミットに向けた課題と日本の取組……　101

四　委員間の意見交換……　112
1. 国際問題……　112
○日本の発信力の強化……　112
2. 地球温暖化問題……　119
○京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の
現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題
－2013年以降の問題－……　119

参考　第１年目の調査経過……　126

一　調査の経過

国際・地球温暖化問題に関する調査会は、国際問題及び地球温暖化問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月５日に設置された。調査会は、国政の基本的事項について、長期的かつ総合的な調査を行う目的で、参議院に設けられた機関であり、各会派に所属する25名の議員によって構成されている。調査会では、調査テーマに関し、参考人等の意見を踏まえて、各委員が自由な立場から、議論を行い、合意ができた事項については提言を取りまとめるなどの活動を行っている。

本調査会は、同年10月31日の理事会において、今期３年間にわたる調査テーマを「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」と決定した。

具体的な調査項目として、国際問題については、「日本の発信力の強化」、「ＮＧＯの役割」、「地震等大規模自然災害及び感染症への国際的取組」、「アフリカをいかに助けるか」、「アジアの安全保障」、「軍縮外交をどう進めるか」、「戦後処理を含めた人権問題と人権外交」の七つについて、また地球温暖化問題については、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」、「国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」の二つについて調査を行うこととした。

調査の第一年目は、国際問題に関しては「日本の発信力の強化」を、また地球温暖化問題に関しては、本年、我が国において北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化問題が主要議題の一つになることにかんがみ、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」及び「国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」をそれぞれ取り上げることとした。

調査会では、「日本の発信力の強化」に関し、５回にわたって参考人から意見を、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った。また、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」及び「国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－」に関して、７回にわたって参考人から意見を、政府参考人から説明を聴取し、質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った。

このように、平成19年秋以来、本調査会は、発信力及び地球温暖化の両問題について、それぞれ調査を進めてきたが、今般、その中間報告を行うこととし、また、これまでの調査結果を踏まえ、調査会としての提言を取りまとめることで合意した。

二　提　　言

1. 国際問題

○日本の発信力の強化

近年、我が国においては、国際的な地位の向上に伴い、外交の幅が拡大するとともに、国際的な活動も活発化している。こうした中で、諸外国の日本に対する理解を深め、また、日本の声を十分に伝える必要性が高まっており、対外発信力を強化していくことが、極めて重要な課題となっている。

この発信力の強化に当たって、世界に目を転じてみると、多くの国では、パブリックディプロマシーと呼ばれる活動に積極的に取り組んでいる状況が見られる。これは、情報通信技術の飛躍的な発展、ＮＧＯなど政府以外の主体の影響力の増大などを背景に、外交目的を達成するには、相手国の政府だけでなく、国民世論や有識者への働きかけが不可欠であるとの認識に基づいている。

本調査会では、我が国においても、今後、対外発信力の強化を図っていくには、パブリックディプロマシーを重視する必要があると考え、こうした視点から発信力強化について調査を進めることとした。そして、発信の必要性やその在り方、日本や諸外国の発信の現状、海外から見た日本の発信などについて有識者などから意見を聞くなどして、発信力強化の在り方を探った。

これらの調査を通じ、パブリックディプロマシーを行うに当たって、日本の魅力や考え方が諸外国にも理解できるような形で伝えられ

れていないこと、有識者との対話が特に重要であるが、その受け手となる海外のシンクタンク等の日本研究の体制・活動が不十分であること、我が国の発信体制や財政面などにおいて改善すべき点があること、発信を担う人材の育成が十分でないこと、コミュニケーションに必要な外国語能力が低いこと、など様々な課題の存在が明らかになった。

本調査会としては、こうした課題を解消し、日本からの発信についてその強化を図り、我が国への理解を深めるとともに、そのイメージ、存在感を高めることが外交目的を達成する上で重要であると考える。よって、以下のように提言する。

(1)　発信に当たっての考え方

ア　日本の魅力の再評価

日本からの対外発信が、海外において好意的に受け止められ、日本に対する関心が高まるためには、まず自らの魅力を知ることが重要である。政府は、海外において、ポップカルチャーを含め、日本の歴史、伝統及び文化等の中でどこに真の魅力があるとされ、それが日本のイメージの形成にどのように役立っているのかを検証し、評価した上で、それを積極的に発信すべきである。

イ　発信における対話の促進

日本からの対外発信においては、発信の意図・目的や発信した事柄が諸外国に正しく理解されることが必要である。そのためには、一方的に日本の考え方などを伝えるだけでは不十分であり、様々な対話を行うことが重要である。政府は、対外発信

において、諸外国との対話を一層推進するよう努めるべきである。

諸外国との対話においては、有識者との対話が特に重要である。今後、国際会議を積極的に誘致するなど海外の有識者との対話を促進するよう努めるとともに、国会においても、諸外国議会と活発な交流を行うべきである。

また、その際には、単に政府の見解を伝えるだけでなく、国内には多様な意見や立場があることも相手に伝えるほか、国際社会の平和と繁栄にかかわる様々な諸課題に対する日本の役割や貢献についても諸外国に伝えるよう努力すべきである。特に、対日イメージが必ずしも良くない国に関しては、それが改善されるよう国民各層の交流を促進するなど、発信を強化していくべきである。

ウ　発信すべき内容

日本から海外に向けて発信すべき内容には、日本の歴史、伝統、文化、和の精神や武士道など日本人の考え方を始め、各地域や都市に関する情報、日本の持つ技術及び日本の課題に対する取組など様々なものがある。特に、政府は、戦後、日本が反省の上に立ち、憲法の示す平和、自由、人権の擁護のために最大限努力してきたことや、国際社会に対し貢献を行う場合、非軍事的な行動に徹してきたことを発信すべきである。また、現在直面する諸課題に対する取組だけでなく、世界の人々に夢、希望、感動を与えられるようなメッセージが発信できるよう努力すべきである。

(2)　発信体制の整備・強化

ア　外国語による迅速な情報発信及びそのための職員・予算の確保

日本に対する関心を高めるため、政府の各機関は、インターネットを活用して、外国語により迅速にそれぞれの所管事項に関する情報を積極的に発信すべきである。

政府機関の中でも、とりわけ世界の主要都市に置かれている在外公館は、対外発信において大きな役割を果たしている。日本から発信を行う上で重要な手段の一つである主要公館のウェブサイトについては、その国の言語でタイムリーに日本に関する様々な情報が提供できるよう、公館に必要な人材を配置するとともに、そのための予算を確保すべきである。

国際社会における日本の存在感及び発信力の弱さの原因は、政策レベルでの発信が少ないことによる。政府の発信力強化のための予算を拡充するとともに、環境問題などグローバル時代にふさわしい課題においての発信力を強化するべきである。

イ　国際的な文化交流機関の機能強化

国際交流基金を始めとする国際的な文化交流機関が日本からの発信力を高める上で果たす役割は大きい。こうした機関の中には、近年、国等の財政支援や民間からの寄附の減少のために財政規模が縮小し、国際交流活動に参加できる人数が限定されるなど、十分な活動が行えなくなっているものもある。今後、政府は、財政支援や寄附に対する税制面の優遇措置の一層の拡大などを図り、これらの機関が十分に役割を果たせるよう努力すべきである。

また、国際文化交流機関の機能を高めるためには、対象国について専門的な研究を行うシンクタンクや大学等の機関と情報や知見を共有するといった有機的な連携体制の構築が必要であり、政府は、そのために必要な支援を行うべきである。

ウ　在日外国人ジャーナリストの取材環境の整備

海外への日本発情報の伝わり方いかんでは、日本に対する印象が大きく異なってくる。海外へ日本発の情報を伝える際の仲介者である外国人ジャーナリストに対するサービスを向上させ、日本に対する印象をよくする必要がある。しかしながら、府省の一部に対しては、依然として東京の外国プレスから情報アクセスの困難さが強く指摘されている。したがって、政府全体として、外国プレスの政府機関へのアクセスを確実に改善していくことが急務である。政府は、外国人ジャーナリスト等への複数の言語、画像及び映像による迅速な情報提供とともにブリーフィングの開催頻度の増加を図るなど、外国人ジャーナリストの取材環境を改善すべきである。

エ　海外の有識者層に対する魅力ある情報の提供

有識者層の意見や考え方がその国の内政及び外交に関する政策形成に大きな影響を及ぼしている国は少なくない。そのため、パブリックディプロマシーにおいては、有識者層に対し、正確で魅力のある情報を提供することが重要となっている。しかしながら、近年、一般層においてポップカルチャー等を契機にして対日関心が高まる一方で、有識者層の日本に対する関心が相対的に低下している。政府は、海外の有識者に対する発信

を強化するため、インターネット、書籍・雑誌、メディアなど様々な媒体を活用するとともに、日本の有識者を海外に派遣し、影響力の大きい国際会議等で質の高い情報の提供を行うようにすべきである。

オ　留学生受入体制の充実・強化

近年、日本の高等教育機関で学ぶ外国人留学生は増加傾向にある。留学生が帰国後も日本に好印象を持ち続けることができれば、日本の良き理解者として日本との友好・親善に寄与できる。しかしながら、日本では大学などの留学生の受入体制が十分に整っていない。今後、政府は、「留学生30万人計画」の実現に向け、宿舎整備やきめ細かい生活・学業・就職支援などにより、留学生の受入体制の充実・強化に努めるべきである。

また、外国人が留学しやすい環境を整備するため、日本の大学の国際化を一層推進する必要があり、海外の大学との間の単位互換制度の拡充、英語による講義の増加、９月入学を認める制度などについて検討すべきである。

カ　ＮＨＫの国際放送の充実及び海外における受信環境の整備

ＮＨＫの国際放送による番組は、外国の人々が日本について興味を持ち、理解を深める上で極めて重要である。ＮＨＫは、民放の参加を得つつ、アジアの発信拠点にふさわしい、質の高い番組の作成に努力すべきである。その際、政治、経済、文化など様々な分野において外国の人々の興味を十分に引き、日本に対する理解が深まるような内容になるよう配慮すべきである。

また、NHKは、海外においてNHKの国際放送の受信者数を増やすため、受信環境の改善に向けた取組を一層推進すべきである。

(3) 発信力強化に向けた人材の育成・確保

ア 対外的に発信できる人材育成の強化

発信力を強化するためには、日本人のアイデンティティーや多様な意見・考え方を外国に発信できる知識人を数多く育てる必要がある。そのため、学校においては、様々な見方がある事柄に対し、自分のロジックできちんと意見を述べ、議論を行うことができるような教育を実施すべきである。同時に、相手に分かりやすく説明する能力を高めることも重要である。

また、対外発信においては、日本人職員が国連等国際機関の上級ポストに就き、活躍することが極めて重要である。政府は、こうした機関で活躍できるような、語学が堪能で、専門性が高い、有能な人材の育成に一層努力すべきである。

イ 国民全体の英語を始めとする外国語能力の向上

現在、英語が国境を越えた様々なコミュニケーションの場において広く用いられている。インターネットでも、英語のウェブサイトが圧倒的に多い。にもかかわらず、我が国の一般国民のレベルにおいては、英語で外国の人々と自由にコミュニケーションを取れる人が少なく、対外発信のすそ野が極めて狭い。そのため、英語教育にしっかりと取り組み、外国語で一般科目の授業を行い、外国語環境に浸りきるというイマージョン教育と呼ばれる教育方法なども参考にすべきである。

ウ 青少年の国際経験の増進のための取組の充実

多くの日本人、とりわけ青少年が海外に行き、日本とは異なる文化、風俗習慣に触れ、その中での生活を体験することも、日本の優れた部分を再認識する上で極めて重要である。しかし、日本人の海外渡航者数は全体としては増えているものの、研修、留学、旅行などの目的で海外に渡航する青少年の数は減少傾向にある。今後、政府は、青少年の海外経験を増やすための諸施策を拡充すべきである。

エ 若年層の国際会議参加に対する支援

世界的に影響のある国際会議やシンポジウムでは、各国からの多くの有識者の参加の下に、国際的な課題について非常に重要な議論がなされている。しかしながら、近年、こうした国際会議やシンポジウムへの日本からの参加者は減少しており、特に、若年層の参加者が非常に限られている。政府は、日本の若い世代の研究者や実務家が参加できる機会を増やすため、対外発信機会に関する情報共有や旅費を負担するなどの施策を講ずるべきである。

(4) 発信の受け手に対する施策の強化

ア 発信の受け手としての海外のシンクタンク・大学等への支援

海外の日本からの発信の受け手及び有識者層への日本情報の媒体として、シンクタンクや大学等が重要な役割を果たしている国は少なくない。しかしながら、近年、これらシンクタンクや大学等では、日本に対する関心の相対的低下や日本企業等からの財政支援の減少等により、日本に関する研究・講座や有識

者層に対する日本情報の提供の機会が減っている。今後、政府は、海外のシンクタンクや大学等での日本研究・講座やこれら研究機関の共同研究・対話を支援するなどの措置を更に拡充するとともに、日本企業による寄附講座を奨励すべきである。

イ　海外における日本語教育の拡充

近年、世界各国では、青少年を中心に日本に関心を持ち、日本語を学びたいと考えている者が増加しているが、日本語を学ぶ場が必ずしも十分整っていない。海外での日本語の普及は、日本の政治、経済、社会、文化などに対する理解を深めるとともに、日本と諸外国との間の友好・信頼関係の増進にも役立つ。今後、海外における日本語教育拠点を大幅に増やすとともに、日本語教師を計画的に育成し、派遣すべきである。また、インターネットを用いた日本語の遠隔授業も実施すべきである。

ウ　海外における日本への関心の喚起

海外の様々な人々に日本の歴史や伝統文化、アニメ・マンガなどのポップカルチャーに触れる機会を作ることは、日本に対する関心を喚起する上で有益である。そのため、外国から語学指導等を行う青年を招致する事業であるＪＥＴプログラムや、一般市民を対象とした様々な招聘事業を強化し、できるだけ多くの一般市民が日本の歴史や文化などに直接触れる機会を増やすべきである。また、海外からの多くの人々の参加が得られるような、国際的な文化・スポーツイベントの開催頻度を増加させるべきである。

2. 地球温暖化問題

○京都議定書目標達成の確保及び2013年以降の問題－北海道洞爺湖サミットに向けて－

ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）第４次評価報告書は、気候システムの温暖化には疑う余地がないと断じ、差し迫っている危機を具体的に示すとともに、温室効果ガスの排出削減の遅延は、より厳しい気候変化の影響を増加させるとし、一刻も早い行動が必要であることを訴えた。

こうした中、京都議定書以後の枠組みについての議論が進められ、昨年12月のバリ会議では、2009年の合意を目指した交渉の進め方を示す行程表が採択された。今後は、この行程表を踏まえ、中長期的な削減目標を含めた合意形成に向け、一層弾みをつける必要があり、本年７月に開催される北海道洞爺湖サミットは、そのための重要な国際交渉の場として期待が寄せられている。

本調査会は、昨年秋以降、温暖化への対応の在り方について議論を深めるとともに、北海道洞爺湖サミットにおいて、議長国である我が国が、2013年以降の実効性ある枠組みの構築に向けてリーダーシップを発揮すべきであるとの認識の下、議会の立場から提言を行うことを念頭に調査を進めてきた。

これまでの調査を通じ、我が国の温室効果ガスの排出量は、依然として京都議定書の基準年を上回り、特に業務・家庭部門での増加が著しいこと、危険な気候変動を避けるため低炭素社会への移行が求められていること、温暖化防止には地球規模での取組が必要であり、次期枠組においては、京都議定書を離脱した米国に加え、現在

削減義務のない中国やインドなどの開発途上国の参加が不可欠なこと、そしてこれらの国の参加を可能にするには技術や資金の移転が重要な条件となることなどが明らかとなった。

リーダーシップを発揮するには、進むべき方向を明らかにし、まず、自ら努力する姿を示さなくてはならない。調査結果を踏まえるなら、温室効果ガス削減についての我が国の義務の完遂とともに、実効性ある中長期的な温暖化対策の提示、そして、その実現に向けた努力と、国際的な貢献について、我が国の考え、行動を明らかにすることが必要である。

より具体的には、我が国が、京都議定書で課せられた６％削減目標を確実に達成できることをその道筋とともに明確にすること、そして、低炭素社会を世界に先駆けて実現するとの強い決意の下、我が国としての温室効果ガス削減目標を明示し、その実現に向け具体的な方針の策定を行い、経済的手法、金融、再生可能エネルギーなどあらゆる手段を活用し目標実現に向けて努力することを明確にすることである。また、途上国の支援に当たっても、世界最先端の省エネ技術を誇る我が国が貢献できる余地は大きい。そのため、技術的な分野で我が国が率先して協力すること、資金面、人的な面での支援についても途上国の意見を踏まえて行うことを明らかにすべきである。

その上で、こうした取組姿勢を世界に向けて強く発信し、我が国への理解を深め、先進国や途上国との信頼関係や協調関係を築くことができれば、サミットにおいて我が国が調整役として、中長期目標の設定、途上国の参加など次期枠組の構築についての合意形成に向けた機運を醸成していくことが可能となる。

なお、低炭素社会実現には、ライフスタイル、都市や交通の在り方など社会の仕組みを根本から変えていかざるを得ない。その場合、国民の協力が不可欠である。国民の負担や責務も含め、低炭素社会とはどのようなものか、どうすれば実現できるのか、などについて説明し、理解を求める必要があり、この点に十分留意すべきである。

調査会としては、このような考え方に立ち、サミットにおいて、我が国がリーダーシップを発揮し、京都議定書以後の実効性ある枠組みの構築に向けて歩を進めることができるよう、以下提言を行う。

(1)　京都議定書目標の確実な達成

京都議定書に定められた先進国の削減約束は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」という気候変動枠組条約の究極的な目的を達成するための第一歩にすぎない。

我が国が、京都議定書の削減約束を果たすことは、京都議定書を取りまとめた議長国として当然のことである。また、我が国が議長国となる北海道洞爺湖サミットを始め、京都議定書以後の枠組みの構築に向けての国際的なリーダーシップを発揮していくため、是が非でも果たさなければならない責務と言える。

このため、京都議定書目標について、これを確実に達成できることをその道筋を含めて宣言し、我が国の確固たる決意を国内外に示すべきである。

(2)　**低炭素社会の実現**

世界全体の温室効果ガスの排出量は自然吸収量の２倍に達している。気候変動枠組条約の目的達成には、現在の排出量を半分以下にする必要があり、低炭素社会の実現に向けた取組が不可欠となっている。我が国も、昨年、世界全体の排出量を2050年までに半減するとの長期目標を提示したが、これにとどまらず、世界に先駆けてこうした社会の実現を図り、その範となるべきである。

このため、低炭素社会の実現を国家目標として位置づけ、それに向け我が国独自の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、本社会実現のための方針や実効性ある計画の策定を早期に行い、その具体像とともに実現に向けた道筋を国民に提示し、理解を求めるべきである。その際、目指すべきは、経済と両立した活力ある社会であり、地域ごとの特性に応じて豊かさを実感できる社会であることが重要である。

なお、削減目標設定に当たっては、一人当たりの排出量が開発途上国より圧倒的に多いことから、世界全体の削減目標を上回るものでなければならない。

低炭素社会の実現に向けては様々な取組が必要となるが、その主なものに言及すれば以下のようである。

ア　国民意識の変革

我が国における温室効果ガス排出量は、依然として京都議定書の基準年を上回っており、特に業務・家庭部門での増加が著しい。温暖化による気候の急激な変化が顕在化しつつある中、低炭素社会の実現には、産業界の努力はもちろんのこと、国民意識の変革という視点が不可欠である。

そのため、サマータイムや一斉休業の実施、深夜放送の自粛などを行い、これらによって温暖化防止への意識を喚起するとともに、政、産、官、学一体となった取組の下、温暖化が人類にとっての危機であること、そして、それが予想を超える速さで進行しつつあること、特に、気候システムには慣性があり、更に悪化してから対応を行っても安定化は困難なことなど、温暖化による危機をＮＨＫの番組などあらゆるメディア・機会を通じて訴える必要がある。

その上で、温暖化防止のかぎは国民一人一人が握っており、各人が温室効果ガスの削減に向けて何ができるかを考え、エネルギーや物を大量に消費するライフスタイルを見直していく必要があること、そして、そのことを生活の質の向上を図る好機ととらえるべきことについて強く訴えるべきである。その際、商品等にCO_2排出量を表示する「見える化」など、国民の意識を高め、具体的な行動を引き出す施策も必要である。

学校での環境教育においても、地方自治体と連携しつつ、温暖化についての危機意識の高揚や、低炭素社会に向けた意識変革に力点を置いて進めるべきである。

また、こうした意識変革に向けた教育の取組の一環として、2005年に始まった「国連持続可能な開発のための教育の10年」に向けた取組も有用であり、ＮＧＯ、企業等と連携しつつ、一層推進していくべきである。

イ　地域における取組の促進

低炭素社会の実現には、地域においても積極的に取り組む必要がある。この場合、行政だけではなく、住民、企業、ＮＧＯ

など多様な主体が参加し、知恵を出し合い、それぞれの地域の特性をいかした取組を考えていくことが重要である。また、地域によっては、CO_2排出削減に向け、コンパクトなまちづくりなどの先駆的な取組を進めているところも多々ある。住民が参加した地域の意欲的な取組が活発化すれば、住民の意識改革が進むとともに、様々なアイデアも生まれ、CO_2排出削減に大きく寄与できることが期待できる。

このため、現在、進めている環境モデル都市事業について、その対象を拡大するなどして、地域の取組を積極的に支援していくべきである。

なお、地域の取組を促進するためにはインセンティブの付与が重要であるが、例えば、自治体単位でCO_2削減の度合いに応じて、それを地方交付税の配分に反映させることなども考えられる。

ウ　国内排出量取引、環境税等の経済的手法の導入検討

国内排出量取引や環境税等の経済的手法は、低炭素社会への移行のための主要な政策ツールである。

特に、国内排出量取引制度については、炭素に価格を付けることにより、社会全体として小さな費用で確実に排出削減を促すことができる施策として、多くの先進国で導入が進みつつあり、さらには、各国の国内制度を国際的にリンクさせるための動きも見られる。我が国としても、温室効果ガスの排出状況を踏まえ、同制度の早期導入を前向きに検討すべきである。その際には、排出枠の配分についての公平性、透明性を確保をするとともに、排出削減対策の実績などを踏まえた我が国にふさわしい制度としていくことが重要である。

なお、国内排出量取引制度ではすべての部門が対象となるわけではなく、排出削減の効果を高めるためには、中小企業を対象とする「国内版ＣＤＭ」や、ポリシーミックスの観点から、環境税についても検討すべきである。

エ　金融を活用した地球温暖化問題への取組の促進

金融という手法を通じて、地球温暖化防止対策を進め、低炭素社会を目指すべきである。世界の金融業界は、ＵＮＥＰ（国連環境計画）に協力して「ＵＮＥＰ金融イニシアティブ」を設立し、環境などを考慮して投資判断をする「責任投資原則」や、大型プロジェクトファイナンスについて環境面などへの影響評価を行う「赤道原則」を採用するとともに、投資対象企業のCO_2管理について調査・公表を行う「カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト」などに取り組んでいる。しかしながら、日本の金融機関の取組は十分でなく、環境に配慮した金融を加速化していくための支援が必要である。

また、こうした世界の金融業界の動きに伴い、年金基金における資金運用が注目され、これについても責任投資が求められるようになっている。我が国においても公的年金基金の運用の在り方について検討する必要がある。

オ　再生可能エネルギー導入への戦略的取組の推進及び普及促進制度の強化

京都議定書の６％削減目標を確実に達成するとともに、低炭素社会構築に向けて更なる長期的・継続的な排出削減を目指すためには、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの大幅な拡大

が不可欠である。そこで、今後の再生可能エネルギー導入の取組については、戦略的に進めていくべきである。

また、当面の検討課題として、要望の強い住宅用太陽光発電設備設置に対する補助制度の復活・拡充や、インセンティブを高めるような電力買取りの仕組みの導入、グリーン電力証書の公的制度化などが挙げられる。

カ　食料供給と環境保全に配慮した日本型バイオ燃料の生産・利用の推進

バイオ燃料の生産・利用の拡大が世界の食料不足・価格高騰や森林伐採等の環境破壊につながっているとの指摘がある。我が国としては、稲わら、間伐材、休耕田の活用など食料供給や環境保全と競合しない「日本型バイオ燃料」の生産・利用を推進していくべきである。

キ　森林吸収源対策の推進

京都議定書目標を達成し、低炭素社会の実現を目指す上で、CO_2吸収源としての森林整備が大きな役割を担っているが、財源や人材の確保など課題は多い。

そうした中で、特に公有林や私有林における森林吸収源対策を促進するためには、市場メカニズムを利用した手法が効果的と考えられる。具体的には、企業、自治体等が自ら設定したCO_2削減目標を達成するため、森林整備事業に参加・協力し、得られたCO_2吸収量をクレジットとして取得できる国内版「森林ＣＤＭ」制度について検討すべきである。

ク　革新的な技術開発

低炭素社会の実現には、今後大幅な温室効果ガスの排出削減が必要であり、既存技術の向上・普及だけでなく、革新的な技術の研究開発が不可欠である。先般、総合科学技術会議では、2050年に世界全体で温室効果ガスの半減を目指すための環境エネルギー技術革新計画を策定したが、同計画に沿い、環境エネルギー技術の研究開発を強力に進めていく必要がある。

ケ　地球温暖化への適応策と緩和策の総合的・計画的な推進

ＩＰＣＣ第４次評価報告書では、地球温暖化への適応策と緩和策の双方の重要性を指摘している。地球温暖化は現実のものになりつつあることから、世界全体が低炭素社会に移行するのを目指しつつ、国内において減災対策などの適応策を、緩和策とともに総合的・計画的に推進していく必要がある。

そのため、温暖化の影響による海面上昇や大規模災害に十分対応できるよう、戦略的な国土開発保全に向けた計画の策定や、温暖化に対応した品種の開発などを進めるための育種戦略の策定など行うべきである。

(3)　地球温暖化問題における日本の貢献

ア　開発途上国の地球温暖化防止対策への支援

地球温暖化防止対策の実効性を高めるには地球規模での取組が必要であり、2013年以降の枠組みについては、米国はもとより、中国、インド等の開発途上国を含む主要経済国のすべてが参加するものでなくてはならない。途上国の参加を促すには、技術・資金協力が不可欠であるが、各途上国の持続可能な開発に寄与するような支援を行うことが必要である。

このため、我が国の有する優れた省エネ等の技術に加え、今後開発が期待される革新的な技術についても積極的に協力するとの姿勢を強く示すとともに、相手国のオーナーシップを重視した開発モデルの提案なども視野に入れた協力を検討すべきである。なお、技術協力を円滑に進めるためには、協力先での知的財産保護に関する制度整備の支援も併せて行う必要がある。

また、資金協力については、追加的な思い切った財政支援の在り方を検討すべきである。

このほか、グローバルな資金メカニズムとして、国際連帯税などについて検討していくことも重要である。

イ　開発途上国の適応策への支援

排出削減対策を最大限実施した場合でも、島嶼国などの地域に温暖化の影響が発現することは避けられず、こうした影響に対する脆弱性が懸念される開発途上国では、将来に不安を感じている。こうした不安を解消することは温室効果ガスを排出してきた先進国の義務であり、影響を減ずるための適応策についても支援を行う必要がある。

このため、我が国は、防災に関する知見や技術面とともに、資金面でも積極的に協力していくべきである。

また、異常気象による被害からの早期復興を図るため、国際的な災害保険機構の創設について検討していくことも重要である。

ウ　北海道洞爺湖サミットでの日本の役割

北海道洞爺湖サミットにおいては、地球温暖化問題でのイニシアティブ、特に2013年以降の枠組みに関する国連での議論に

弾みをつけることが期待されている。京都議定書目標の達成、低炭素社会実現に向けた取組、温暖化問題での世界への貢献に対する我が国の積極的な姿勢を世界に向けて強く訴えることにより、サミット議長国として以下の事項に関してリーダーシップを発揮すべきである。

①　地球温暖化対策を進めるに当たっての長期目標の設定

地球規模での温暖化対策を進めるに当たって、世界共通の目標が必要である。昨年のハイリゲンダム・サミットでは、Ｇ８首脳が2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することを真剣に検討することに合意しており、今回のサミットでは、これを更に前進させる必要がある。

②　地球温暖化対策を進めるに当たっての中期目標の設定

2050年の長期目標達成に向けて確実に歩を進めることができるよう、その中間年である2020年度などの時点において、中期目標の設定が重要となる。先進国においては25％以上の削減を目指すべきとの指摘もあるが、2013年以降の枠組みづくりに絡む問題でもあり、今サミットにおいては、少なくとも中期目標の設定について各国の理解を求めていくべきである。

③　世界全体の排出量の早期のピークアウト

2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するためには、今後10～20年の間に、世界全体の排出量をピークアウトさせていく必要があることにつき、各国の理解を求めていくべきである。

三　主要論議

1. 国際問題

○日本の発信力の強化

日本の発信とは、一言で言えば、日本の真の姿・魅力や日本人の考え方などを諸外国に伝えることであり、それは、日本が国際社会において信頼と尊敬を得ることに役立つものである。発信すべきものは有形、無形の様々なものがあり、政治・経済にかかわるものから、歴史・伝統・文化にかかわるものまで幅広く存在しており、また、それを伝達する手段も書籍などの活字媒体からインターネットなどの電子媒体まで様々なものがある。

近年、世界的にグローバル化が急速に進み、情報通信技術の発達も目覚ましく、また、マスメディアのもつ国際的な影響力も増大しているが、他方で、国際関係の主体も政府のほかに、企業、民間団体、個人と多様化している。

我が国は、これまで長い間、主に資源エネルギーや食料などを海外から輸入し、鉱工業製品等を輸出するなど、アジア太平洋諸国を始めとする諸外国との間で貿易や投資を行うことによって国を発展させてきた。とりわけ我が国と近隣の諸外国との間では経済的に相互依存関係にあり、近年この関係はますます深まっている。こうしたことから、我が国の今後の発展のためには、諸外国との間で友好協力・信頼関係を構築し、それを維持していくことが極めて重要であり、我が国の外交もそれに資するものでなければならない。

これまで長い間、国際関係は国家間関係を軸に展開されてきた。そのため、外交の主体は国家の意思を対外的に代表する「政府」であり、外交を行う場合、諸外国政府のことだけを考えれば、十分であった。ところが、近年は、国際社会のグローバル化、情報通信技術の発展、マスメディアによる世界の出来事に関する迅速な報道などを背景に、国際関係の主体は政府のみならず、自治体、多国籍企業、NGO、マスメディア、さらには個人と多様化しており、国民世論、有識者、マスメディアの様々な意見や主張が国際関係にまで影響を与えるようになりつつある。こうした中で、外交はもはや政府のみが担うものではなく、国民も含めた国全体が担うものであるというのが主要国の共通認識になっている。そのため、我が国においても、同様の認識を持つことが必要になっている。

また、これまで、我が国では発信を行う場合、主に安全保障や経済にかかわる事柄について、諸外国の理解を得ることを目的にする場合が多く、社会や文化なども含めた日本の実情を理解する上で不可欠となる多面的な情報を積極的に発信していくという姿勢が欠けていた。そのため、しばしば我が国の政策や政府や国民の考え方などが諸外国で誤って理解され、誤解を招いたり、我が国の国民の現在の姿が日本の古いイメージでとらえられたりするなどの問題があった。今後、国際社会における我が国についての正しい理解の促進、我が国の持つイメージの向上、我が国に対する関心の喚起などを通して、我が国がより魅力のある国として認識され、評価されることにより、我が国の外交目的を効果的に達成するためには、パブリックディプロマシーを外交の主要な手段の一つとして位置づけ、日本からの発信を戦略的・重層的かつ、より積極的に行う必要がある。

こうした問題意識の下で、本調査会は、日本の発信力の強化について調査を行うこととし、発信の哲学、発信の現状、諸外国の発信の現状、諸外国からみた発信の課題などについて、有識者、政府、内外の政府関係機関、経済団体等から意見や説明を聴取し、議論を行ってきた。

以下では、先に述べた具体的な調査事項について、参考人及び委員の間の論議を項目ごとに整理した上で、本調査会としての主要な意見を紹介する。

(1)　発信の哲学

我が国は、これまで、発展途上国への経済協力や国際機関に対する協力等を通じて様々な国際貢献を行ってきた。また、平和国家として、世界の平和と安定に貢献してきた。しかしながら、国際社会でのこうした実績の一方で、我が国の外交政策や国民の考え方などが諸外国で誤って理解され、誤解を招いたり、我が国の現在の姿が日本の古いイメージでとらえられたりするなどの問題がしばしば起きている。これは、我が国の外交政策や国民の考え方などを正しく理解してもらうために必要な情報、我が国の魅力あるイメージなどを世界に直接伝えるといった発信の取組が日頃から控えめに行われてきたためともいえる。今後は、我が国の考え方や魅力などを世界に向けて発信していく取組を強化する必要があり、特に、相手国の国民世論に直接働きかけるいわゆるパブリックディプロマシーを我が国外交の主要な手段の一つとして位置付け、世論形成への影響力が大きい有識者などに対する日本からの発信を積極的、戦略的に行っていくことが課題となる。こう

した認識の下、発信の哲学について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

ア　参考人の意見陳述骨子

山崎　正和参考人

日本文化や国民性を説明するに当たっては、その特殊性ではなく、国際的、普遍的な性格に重点を置くとともに、日本の優越性ではなく、世界諸国と共有する問題とそれに対する取組の努力を伝えるべきである。クール・ジャパンについては、その背景となる伝統文化、知の歴史を説明し、日本には大衆文化、流行文化しかないとの誤解を受けないようにすべきである。世界各国においては、知識人の影響力が強いため、国際広報に際しては、そうした知識人を対象として重視すべきである。広報に当たっては、活字媒体を大切にし、活用すべきである。

北岡　伸一参考人

政治において利害よりもイメージが重視されるようになってきており、発信においてもこれをおろそかにしてはいけない。パブリックディプロマシーは決してよい外交の代わりにはならないが、政府にはイメージを歪曲するとの批判がつきまとうため、パブリックディプロマシーと言える有識者対話が重要となってくる。日本の在り方、それ自体が魅力となっており、それを発信するための戦略的なアプローチが必要である。

磯村　尚徳参考人

文化は最上の安全保障との言葉があるが、文化が軍事力にも勝る影響力を発揮した例が多々見られる。日本人が発信が下手な理由は、教育の中でコミュニケーションの能力や意思、意欲を育てるメソッドがないためである。また、日本人にはサービス精神が不足していることもある。さらに、語学力については、発音や文法にこだわり過ぎる余り英語で意思をうまく伝えることができていないが、重要なのはメッセージそのものであり、ブロークンイングリッシュであってもよい。発信すべき内容を考える上で、パリ日本文化会館でのイベントで成功した例をあげれば、草間弥生の展覧会、縄文展、平家物語の展覧会などである。

イ　調査会での意見

（日本の発信力の強化がなぜ必要か）

・文化は最上の安全保障であり、日本の強みである伝統と革新の双方を備えた多様な文化を大いに伸ばしていく必要がある。
・外交の主たる対象が、かつての領土や安全保障から経済問題に移り、さらにはイメージや歴史の問題へと変わってきており、発信においてもこれは軽視できないものとなっている。
・最近、パブリックディプロマシーということがよく言われるが、これは、決して良い政策の代わりになるものではない。しかし、政府が、様々な視線、批判、監視にさらされながらイメージづくりを行うことは難しく、また、イメージを歪曲

しているのではないかとの批判が常にあるため、パブリックディプロマシーとも言える有識者対話が重要となっている。

（日本からの発信の在り方）

・日本文化あるいは文明、日本の国民性を説明する場合、日本の特殊性ではなく、国際的かつ普遍的な性格に重点を置いて説明するとともに、日本の持つ国際的な優越性を強調することは慎み、世界諸国と共有する問題点や苦悩に世界とともに取り組んでいる点を伝えるべきである。
・クール・ジャパンという言葉に象徴されるように、日本の大衆文化が世界の隅々に流れ出していることは日本文化の発信にとって喜ばしいことである。しかし、それだけで終わると、日本には大衆文化しかないとの誤解を招きかねないため、なぜ大衆文化が日本で発達し、世界的にも理解されるようになったかという歴史的背景を説明する必要がある。
・政府広報誌においては、日本国民が何を真剣に議論しているかを伝えるべきである。多数意見と少数意見を区別したり、伯仲している時はそれも伝えたりしつつ、知的に理性的にそれぞれの立場を説明して、何が問題点であって、何を日本国民は選択しようとしているのかを伝えるべきである。

（日本からの発信に当たっての戦略）

・世界各国では、知識人が強い影響力とリーダーシップを発揮している。日本文化が海外でどのように理解され、どのように解釈されるかは知識人が担っていることを意識しなければならない。

・英語、フランス語などによる知的情報は、日本にいても容易に入手できるが、これに比べ、日本語の言語バリアは高いため、外国の知識人に対しては、活字媒体により、日本の各層の文化・発言を発信していくことが重要である。
・途上国から見れば、戦争を経て発展し、伝統文化も保持している日本が、活力を持って存在していること自体大変な魅力となっており、それを継続していくことが重要である。ただ、その魅力の発信に当たっては、どこに重点を置くか戦略的なアプローチを考える必要がある。

（日本の発信力強化のための具体策）
・パブリックディプロマシーとしての有識者対話は重要であり、それを強化し、その基盤にあるべき日本のシンクタンクを充実させることが重要である。
・海外における日本研究については、質量ともに低下しているため、優秀な人や組織に集中的に援助する、あるいは空白地点を集中的に援助するなど、戦略的に考えていくべきである。
・日本の各省庁のウェブサイトは、即座に公式の記録、オフィシャルな立場が示せる効用があるが、サイトの更新が遅く、内容も少ないため、改善の余地がある。
・アフリカへの農業、初等教育、病院、井戸の援助については、国連のヒューマン・セキュリティー・ファンドを用いて行われているが、こうした分野への援助は、日本がかつて経験した貧困克服のアプローチであり、日本が更に予算を出して、世界やアフリカで積極的に援助を行えば、日本の顔はもっと見えるはずである。

・日本の外交官は、あらゆる指示を本国から受けているが、他国の外交官はそういったことは少ない。日本人の発信力、日本人の魅力を殺さないためにも、現場の外交官にもっと自由な手腕を振るわせた方が良い。
・日本の発信力という意味からＰＫＯ活動への参加も必要である。自衛隊以外でも、日本の警察はとても信用があり、ＰＫＯ活動に参加すれば評価されるはずである。

（対外的に日本を発信できる人材の育成）
・日本人の国連や国際機関における採用は、学歴面での低さ等々から不利となっているが、国際社会で発言力を強めるにはこうしたポストを取らなければならない。大学院との連携強化等を含め、長い目で様々な戦略を考えていく必要がある。
・世界において、日本の発言力が弱い理由は、あらゆることへの疑問や自分の意見を持つといったことのスキルが不足しているためである。また、サービスを受ける相手の気持ちになることが少ないこともある。
・日本人のアイデンティティーを外国に発信できる知識人を育成するには、教育現場で、コミュニケーションの能力、意識や意欲を育てるメソッドをしっかり教えていくことが重要である。
・語学については、日本人は発音や文法にこだわるが、ブロークンイングリッシュで構わず、重要なのはメッセージがはっきり伝わることである。

(2)　日本の発信の現状

インターネットやマスメディアの発展により、世論が外交政策に与える影響力は近年ますます高まっている。そのような中で、外交政策を円滑に展開するためには、相手国の政府のみならず、その国民の理解を得ることが不可欠である。そこで、相手国の国民に直接働きかけ、日本の魅力を発信し、各国国民との交流を促進することが重要である。一方、例えば、国際交流にかかわっている国際交流基金に対する外務省からのここ３年の運営費交付金の額は、平成18年度は133億円、同19年度は130億円、同20年度は128億円と、減る傾向にある。そこで、我が国の発信の現状について、外務省から説明を聴取し、独立行政法人国際交流基金、財団法人日本国際交流センター、日本放送協会、財団法人経済広報センター、独立行政法人日本貿易振興機構から意見を聴取した。

ア　政府の取組

外務省

広報文化交流のねらいは、普通の一般市民を相手にした外交であり、日本にとって利となるために、日本についての理解を深めることを目指している。課題は、①一般市民の持つ日本に対する信頼、尊敬、関心を維持し高めること、②政策の形成にあずかる国際世論に対し影響力を持つ人たちのグローバルな政策コミュニティーに日本の声を反映させることの２点である。前者の課題に対しては、伝統的な洗練された古典文化と最先端

のエネルギッシュなポップカルチャーのバランスのとれた発信、日本語教育の普及、テレビ国際放送の拡充、ＩＴを活用した発信を行っている。後者の課題に対しては、国際会議等への日本人参加の確保、日本理解の促進、若手指導者との交流の強化を行っている。主要各国は、財政が苦しい中でも、広報文化交流活動を拡大している状況にある。

イ　参考人の意見陳述骨子

独立行政法人国際交流基金

当基金の主な事業には、「海外での日本語教育推進」、「文化芸術交流」、「日本研究・知的交流」の３分野あり、これらを三位一体で行うことが重要である。具体的な事業としては、中東文化交流・対話ミッションの派遣、日中「ふれあい広場」の開設、外交官の日本語研修のほか、平和構築と連動してアニメ番組の提供などによるイラク国民に復興への意欲を促す事業も行っている。パリ日本文化会館の運営などでは、文化外交における民間との連携も行っており、財政難の中にあって、こうした手法を広げていく必要がある。国際交流基金の収支や人員は約10年前からほぼ横ばいであり、それに伴い、事業は２割から５割削減されている。国際交流基金の支出規模や人員、海外拠点数は、ブリティッシュ・カウンシル、ゲーテ・インスティチュートなど各国文化交流機関と比較すると大きく見劣りしている。

財団法人日本国際交流センター

当センターは非営利、非政府の組織として設立され、欧米では同種の組織が国際交流の実務に携わっている。発信とは、一方的なものでなく、相手と対話を前提とし、日本にある多様な立場を伝えること、日本の役割を知的な側面をもって伝えていくことが重要である。効果的な対外発信を行うには政治のリーダーシップのほか、ＮＧＯなど多様なアクターのダイナミックな参画も期待される。国際会議あるいは国際的なプロジェクトにおいて日本の影が薄くなっている中で、若い学者や実務者が国際交流の場に出て来ないなどの状況が見られ、今後「世代交代」が必要である。日本のシンクタンクや交流機関は組織、財政面などで弱体化しており、抜本的な対応が求められる。

日本放送協会

テレビ国際放送の重要性は世界的に認識されており、ＮＨＫも日本の公共放送として日本の情報や文化を積極的に発信していく。英語放送を強化し、外国人向けに特化するワールドテレビの英語化率を100％にする準備を進めている。今後の課題は、英語でのニュースや番組の充実を図り魅力を高めること、簡便な受信設備での視聴が可能となるよう受信環境整備を推進することであり、アジア情報の充実、日本の政治、伝統文化、ファッション、アニメ等の英語による情報の充実を図るほか、小型パラボラアンテナで受信できるよう欧米や東南アジアなどで現地の衛星チャンネル局と交渉を進める。

財団法人経済広報センター

当センターでは、対外情報発信において、一般的な経済事情に関することを中心に、企業活動や経済界全体の現状に対する理解促進活動と、諸外国の経済状況や日本企業への意見を聞く対話事業を行っている。限られた予算を有効に使うため、各国で影響力のある有識者、オピニオンリーダーに焦点を当てて働きかけており、彼らの力を借りて日本の現状を広く知らせたい。今後の課題としては、人的なつながりができる場や機会の提供、新たなオピニオンリーダーの発掘、在日メディアへの情報提供の強化がある。

独立行政法人日本貿易振興機構

当機構の海外情報発信は、ビジネス、産業界を念頭に行っている。特に力を入れているのは、広い意味でのジャパン・ブランドの発信である。日本の魅力や強みを世界に理解してもらい、日本の存在感を高めるため、対日投資の促進や環境等技術の紹介、アニメ等コンテンツ分野やファッション分野での輸出促進、農水産物の輸出促進、ビジネス日本語テストの実施を行っている。また、東アジア経済統合に向けた情報発信や、首脳の往来の機会を利用した情報発信、アフリカ支援に関連してＴＩＣＡＤ（アフリカ開発会議）に向けての情報発信を行っている。今後、予算が厳しい中で効果的な情報発信をすることが必要であり、海外現地の新聞やシンポジウムを活用した発信を進めたい。

ウ　調査会での意見

（発信の主体の在り方）

・政府からの発信では政府の宣伝、民間会社からでは金もうけとそれぞれ見られがちである。発信の主体は両者から一歩間を置いたものが大事である。

・非営利、非政府である民間の発信機関は、政府の立場とは違った共同研究や対話を通じて長期的な視点から提言などをするところに意味があり、このような活動を通じてシンクタンクや知識人同士のネットワークをつくりたい。

・国家戦略的に発信を考えると、国際文化交流機関の規模や人員、海外拠点数について改善することが必要である。

・日本からの発信は決して弱くなく、ファッション、漫画、小説、柔道等でかなり発信をしている。問題は、明日の世界のビジョンに対して日本の考え方の発信がないこと、及びアジアの中で唯一近代化した国であるという発信の原点が崩れつつあることである。そこで、日本企業が世界でやっている社会貢献活動についてもうまくＰＲすべきである。

（対外発信における対話の重要性）

・対外発信においては、一方的に相手に伝えるのではなく、相手との対話が必要である。その際、重要なのは、知的な側面であり、諸課題に対する日本の役割を、知的な中身をもって相手に伝えることである。

（発信内容を受信者が受け入れやすくするための方策）

・発信を有効にする上で、相手の受信能力が不可欠であり、それを高めるために海外での日本語教育が大事である。

・発信者が出したことを受信者が受け入れやすくするためには仲介者が必要であり、日本研究者や知日派、世論指導者の育成、支援は重要である。

・相手の文化芸術も理解し、相手の形に合う形で発信することが必要であり、そのための文化芸術交流が必要である。

・日本語教育と日本研究者などの仲介者の育成、文化芸術交流は三位一体で実現しなければならない。

・受信力の向上も重要であり、日常生活に直結した食文化やファッションに関する日本への関心を喚起することや、漫画やアニメへの関心を高めることが必要である。

・パブリックディプロマシーの中で、海外の日本語学習者に対するアプローチが必要であり、日本の番組をそのまま海外で伝えることが必要である。

（他分野・他機関との協力・連動による文化交流の必要性）

・戦争で疲弊したイラクの人々に復興への意欲を促す事業として、アニメ「キャプテン翼」の番組を提供するなど、平和構築と連動した文化交流をもっと行うことが必要である。

・文化への支援と交流についての継続性を保つために、経済協力を文化交流と結びつけることが必要である。

・平和構築事業は文化交流を継続させるとより効果が上がり、また、文化交流とＯＤＡを組み合わせることが有効ではないか。

・対外的な発信において必要なのは、実践力、実行する意思を伴った発信や対話の努力である。日本の社会でもＮＧＯ、ＮＰＯが増えており、様々な立場の人が参画することが期待される。
・国際交流は、長期的なビジョンを出し、民間、政府、財団、公益法人、ＮＧＯ、ＮＰＯ等、全日本で協力してやっていく時代に入ってきている。
・発信力を強化するに当たり、スポーツを通じて日本への関心を高める、理解を深めるという取組も重要である。
・市民レベルの交流を行う場合、オピニオンリーダーを通じて行う必要があり、ＮＧＯレベルの交流を外務省としても支援する必要がある。

（発信強化に資するための教育分野での対応）
・逆ＪＥＴプログラムにより海外で日本語を教えるため派遣された教師が、帰国後、海外で体験した外国文化を日本の生徒に教えることも必要であり、当該制度をより積極的に活用すべきである。
・日中関係では、高校生を主体とした日本へのホームステイが、よい成果をあげているので、このような施策を更に推進する必要がある。
・留学生30万人計画を国家戦略としてきちんと位置付けて進めることが必要である。そのために、宿舎の整備や就職機会の確保、英語による開講と学位の取得、短期留学による学位の取得等を総合的に進める必要がある。

・外国の大学における日本の存在感を高めるため、外国の大学への寄附講座開設に取り組むよう日本企業に働きかけることが必要である。

（発信機関における財政難への対応）
・過去10年、国際交流基金の職員数は１人も増えていない。事業規模も最高時に比べるとおおむね２割ぐらい減っている。その結果、日本研究者に対する長期招聘、海外の日本研究機関への助成、海外日本語教師への長期研修、日本語教材の寄贈は、それぞれこの10年の間に20％から50％近く減っており、このままでいいのかと感じている。
・国際交流基金とゲーテ・インスティチュート、ブリティッシュ・カウンシルとを比べると、職員数に至っては一けた違う等の状況にあり、もう少し何か考えるべき点がある。
・国際交流にかかわる団体について、米国の小さな財団並みに数千億円規模まで基金を増やすこと、基金運用のフレキシビリティーを認めてもらうこと、及び外部からの資金を導入することの３点が必要である。
・日本では、シンクタンクや大学等、国際交流や国際的な政策研究を行う組織の多くが、非常に弱体化している。これに対して米国のシンクタンクには多額の寄附や支援がなされている。したがって、日本のシンクタンクは優秀なスタッフを抱えられず、国際的な会議や国際的な場で日本の存在感がますます薄くなりつつある。
・国際交流やコミュニケーションなどの活動に対する日本政府からの資金協力が削減されているため、外務省からの依頼で

行っているワイズマングループ的な活動は赤字を自らで抱えて行っているのが実態である。

・発信力の弱さには、政策レベルでの発信が少ないことがある。これは、予算に余裕がなく国際会議に若い人を連れて行き訓練できないという財政的な問題と無関係ではない。発信力強化のための予算を拡充するためには、政治の役割が大きい。

・我が国の発信力の低下により日本が諸外国で理解されなくなることが懸念される。一方、中・韓では政府の力が非常に大きく、指導者がやろうという方針に予算が付いてその方針が推進されている。米国では、シンクタンク等への企業の寄附が非常に活発に行われている。日本では、企業の政策的な国際交流等への寄附は非常に少ない。政府の支援も目減りする一方であり、日本ではこのような現状認識を広める政治のリーダーシップが求められている。

（国際交流にかかわる人材の確保）

・最近は国際会議や国際的プロジェクトで日本の影が薄くなったと海外からしばしば指摘されている。日本からの参加者数が少ないのみならず、参加していても発言しない人が多い。これに対し、中国や韓国は活発である。残念な現状を我々はしっかりと認識する必要がある。

・国際交流の場では、長年同じような人が活躍している現状であり、若い学者や実務者がなかなか出てこず、世代交代が進んでいない。国際交流はもうからない、ほかに忙しいことがあると言った理由はあろうが、これは大きな問題である。

・英語の問題ではなく、国際交流に貢献するという意識を持つ人が少ないところに問題がある。交流参加の機会を増やすなど若者に対する意図的なリクルートメントを行う必要がある。

・政策コミュニティーの中での日本の存在感を示すために、人材を発掘するとともに、こうした人材を海外に送り出すチャンスを増やす必要がある。また、その人材を育成するため、国際会議への参加費用について支援する必要がある。

（国際放送の英語による発信）

・テレビ国際放送は、英語で放送する米英の独壇場であったが、その後、カタールのアルジャジーラは、英語での24時間ニュースも始め、フランス政府も、英語で24時間放送を行っている。さらに中国も英語での海外発信力の強化を図っている。このように英語を母国語としない国々が英語によるテレビ国際放送を始めており、日本も英語により日本の情報や文化を世界により一層積極的に発信する必要性が高まっている。

（海外における国際放送の環境の整備）

・テレビ国際放送においては、英語放送を通じて日本の事情をより一層理解してもらうねらいがあり、このためには、番組の充実を図り魅力を高めること及びより簡便な受信装置で視聴できるように受信環境を整えることが必要である。

（NHKの番組制作に対する考え方）

・NHKは報道機関として放送及び番組編成の自由を踏まえて、多様な意見や異なる意見も併せて放送していくことが使命であり、そのような視点で放送したい。

(3) 諸外国の発信の現状

各国政府は、外交政策を円滑に展開するために、自国に対する正しい理解や良好なイメージを獲得することを重視しており、様々な発信の取組に力を入れている。そこで、諸外国の取組の現状を把握するため、ブリティッシュ・カウンシル、ドイツ文化センター、在日米国大使館、在日フランス大使館から説明の聴取を行った。

ア　参考人の意見陳述骨子

英国（ブリティッシュ・カウンシル）

ブリティッシュ・カウンシルは、英国に関する知識の普及、英語能力の向上、文化・科学技術・その他教育分野での協力の促進などを目的に、他国との信頼と相互理解を深めるための「インターカルチュアルダイアログ（異文化間の対話）」、英国の創造性と知識をベースにした経済を他国に紹介する「UKクリエイティブ・アンド・ナレッジエコノミー」、そして「気候変動」の3分野を対象に、109か国、220か所のオフィスで活動している。文化交流を推進するための英国の公的な代表機関となっている。活動の原則は相互性であり、相互の対話が両国の

間の長く続くパートナーシップへの道と考え、対話やこれを可能にするためのネットワーク作りを行っている。気候変動分野での活動においても、ブリティッシュ・カウンシル自身の意見を示すのではなく、議論を活性化することを目的としている。

ドイツ（ドイツ文化センター）

ドイツ文化センター（ゲーテ・インスティチュート）は、ドイツ連邦の正式な機関だが非営利団体で、外国、文化政策を全世界で展開しており、81か国、130か所のセンターを持っている。ドイツ語学習の促進やドイツ内外での文化協力も推進するほか、ドイツについての知識の普及も全世界的に行っている。東アジアでは、東京の文化センターが中心地であり、年間予算は約5億ユーロで、うち、350万ユーロは日本向けである。予算の約50％は外務省から出ている。ドイツの外交政策の基礎には、政治、経済、文化という三つの柱があり、文化政策によりコミュニケーションの道が開け、政治体制や宗教、文化、社会的な価値観などが違っても、より良い関係が築かれると考える。

米国（在日米国大使館）

米国がパブリックディプロマシー（公共外交政策）を行う理由は、米国の国益を増進させるために、外国人に米国への理解を深めてもらうことである。米国政府では、国務省がパブリックディプロマシーを実行している。国務省には、パブリックアフェアーズ担当の次官がおり、その中にパブリックアフェアーズ局、教育文化局、国際情報プログラム局がある。パブリック

アフェアーズ局はマスコミ対応の局であり、外国人ジャーナリストが政府の情報や政策などに、米国のジャーナリストと同等のアクセスを担保することを方針としている。国際情報プログラム局の主たる業務は、文化及び教育交流のプログラムの実施である。在外公館においても、広報部がパブリックディプロマシーとして、米国の政策をマスコミに発信するなどの業務を行っている。米国政府高官が来日する際には、講演等も行っている。

フランス（在日フランス大使館）

フランスの文化発信に関する政策には、一般の外国市民を対象としたものと、特別なネットワークを対象としたものがある。前者では、フランスの文化遺産や現代のコンテンポラリーなクリエーションの紹介・普及、フランス語の国際放送があり、後者では、フランス人学校のネットワークやフランス文化ネットワーク（日本では日仏学院）によるフランス語の普及促進がある。こうした文化ネットワークは世界400か所にある。これらフランス語の普及促進について、フランス政府は特に力を入れている。

イ　調査会での意見

（相手国の市民社会に向けた発信の必要性）

・外交では相手国政府だけでなく、その国の市民社会に対する活動も必要である。市民社会に向けた自国の立場の説明や説得、親近感や信頼関係の構築などが重要であり、この点に貢献する文化外交、文化発信が重要となっている。

（発信の対象を若者とすることの意義）

・日本と英国の間の友好な関係を構築するに当たり、関係が長く続く若者・次の世代のリーダーをターゲットにしている。若者であればメディアの関心が高く、効果も高い。

・若者を中心にドイツ語への興味が低下した理由には、ドイツに対するイメージが古い世代の伝統的でステレオタイプ的なものであるため、若者にアピールしないことが挙げられる。そこで、今のドイツに興味を持ってもらうため、特に若い人たちを対象にして様々な文化行事を開催している。

（外国人記者に対する情報提供の在り方）

・米国の政府機関や政治家は、情報発信の際、外国のジャーナリストが、米国国内のジャーナリストと同等なアクセスを得るように必ず配慮し、かなり努力を払っている。国内向けと同時に、国外向けにも発信することが重要である。

（政府とは異なる意見の発信における取扱）

・自由に意見を言うことが基本である。ドイツ文化センターは、政府系の機関ではあるが、内外の人の意見を幅広くピックアップするようにしている。外で言われている声がまた国内に跳ね返ってくることは非常に重要である。以前と比べ、今は焦点が変わってきており、反政府的な意見かどうかは余り問題ではなくなった。テーマ別に人が動くようになり、ある問題に対する反対、賛成の方が重要になってきた。

・民主主義国家は、多様な意見が奨励され、それが強みになっている。我々は、様々なプログラムを通して、多様な意見を言うことを奨励している。

（パブリックディプロマシーにおける対話の必要性）

・21世紀においては、パブリックディプロマシーは対話であるべきであり、モノローグであってはならない。これはすべての米国人に課せられるべきで、米国政府の専門家だけの仕事ではない。政府外の専門家の助力を得て、幅広く米国の政策や生活などを世界に発信している。

・一方的に何か言われるモノローグは飽きてしまう。言いたいことを聞いてもらえないと駄目である。冷戦中は、米ソ間で意見の不一致が多かった一方、少人数であるがいい交流がされていたので、対話の欠如を補うことができた。そこで、対話がパブリックディプロマシーの最重要点と言えるが、そこでは相互理解が重要である。相互理解は相手に耳を傾けたからこそ樹立できる関係である。

・ブリティッシュ・カウンシルは、若い人々が自分の行動を変えるように促すほか、対話のためのネットワーク作りも行っているが、この対話に代表される相互性は我々の活動の一般的な原則でもあり、本当の意味でのお互いの対話が両国間の長く続くパートナーシップへの道であると考えている。

・ブリティッシュ・カウンシルがただ政府のメッセージを繰り返して発信したらだれも我々の声を聞かないと思う。対話がないと理解につながらない。

（文化の多様性を伝える必要性）

・ＥＵとの経済関係が深化する一方で、日本を始め、アジアではＥＵがイメージとして理解されていないと思われる。ＥＵは一つの固まりだが、文化的にはとても多様なところである

ことを分かってもらいたい。そのため、主要国が各国別に文化機関を持っており、それを通して日本に欧州への関心を持ってもらおうとしている。

・私たちの文化外交に関する哲学は、文化の多様性という言葉に凝縮される。近年のグローバル化の進展により、ある文化がほかのものに支配されてしまうおそれや全般的に文化が貧しくなるリスクがあると考えるが、グローバル化に対抗しようとは考えない。文化の多様性こそ人類の豊かな財産だと考えている。フランスにとっての発信とは、競争の原理ではなく協力の原理に基づくものである。

（国際的な発信における母国語の重要性）

・国際的な発信の際、言葉はただの手段ではなく一つの目的である。例えば、かつて、日本の国民はフランス語を通してフランスを理解したのであり、その意味で、日本語を外国に普及することは非常に重要である。

・その国の文化を広めたいのであればその国の言葉が必要である。それだけがすべてではないが、重要なことには変わりがない。外国語というのは、その外国語の話される国、文化が興味深ければ、それと同じぐらい興味深くなる。

（文化の影響力）

・若い人たちの間では、日本をイメージしたファッションデザインが台頭している。原宿の若者のようなファッションでは日本がトレンドの発信地である。日本のファッションがグローバルなペースセッターになっている。

・日本の文化は米国でも、特に若い人たちの間で大流行し、大人気を博している。かつて東欧やソ連の若い人はジャズが聴きたいためにボイス・オブ・アメリカを聞いていたように、カルチャーは大きな影響力を持ち得る。文化的なものはいいきっかけになり得ることを考えてほしい。

（文化交流における通訳の重要性）

・興味深い文化があってこそ外国の人は言葉を学び、その外国の文化を知ろうとするとのことだが、そのためには、映画であればサブタイトル、小説であれば翻訳者のような人が少ないので、ミディエーターを育てることと、どういうものがあるかという情報を本国に流すことが必要である。
・翻訳者はとても重要であり、外国語が一般的に話されている国においてさえ重要である。また、翻訳者や通訳の質も非常に重要である。

（米国議員との交流の現状と必要性）

・最近米国の国会議員は極めて少人数しか訪日していない。対話が重要であるので、もっと多くの米国の議会人に訪日してもらい、日本の政治家と話をしてほしい。大使館も奨励はしているが、米国の制度では、三権分立により立法府と行政府は全く分かれており、お互いに耳を貸さないときや対話がうまく運ばないときもある。ただ、本当にもっと議会交流をしてほしい。幸運にも、何年にもわたって駐日米国大使は歴代議会の有力人であった人が多く、議会とのパイプも太い。そのため、日米間では国会同士でいい関係を維持することができている。

(4) 海外の“日本発”情報への批判・意見等

我が国からの発信力を強化するためには、発信の体制、方法、発信のための教育などにおいてそれぞれ様々な課題があることが指摘されている。加えて、国内では内外のジャーナリストが国内の様々な事件や出来事などを取材し、海外に向けて報道しており、それが各国における我が国に対する認識や世論の形成に少なからぬ影響を与えている。情報通信技術の発達により、新聞等のメディアの役割も変化しつつある中で、海外に向けた効果的な発信を行う際の課題について、本調査会では、内外のジャーナリスト等から意見を聴取し、質疑を行った。

ア　参考人の意見陳述骨子

マーティン・ウィリアムス参考人

海外での日本のイメージを改善するには、①広報による方法、②テレビや雑誌、新聞などのメディアを通す方法の二つがある。日本について、より良く報道されるようにするためには、外国人ジャーナリストの人的な活動範囲の制約を考慮して、彼らとのコミュニケーションの改善を図る必要がある。タイムリーに情報を提供することが重要であり、具体的には、日本政府の対応、記者クラブ制度の存在など、取材を困難にする状況の改善が課題として挙げられるが、これらを早急に改善するのは難しいため、少なくともウェブサイトで情報を速やかに提供することが必要である。報告や講演、発表などのサマリー

の早期提供、それらの英語による提供、スポークスパーソンへのアクセスの改善なども必要である。

マルク・ベリボー参考人

広報外交は、国の目的意識、文化、価値観を促進するものであり、外国だけをターゲットにするだけでなく、日本国民の意識を高めなければならない。市民を取り込んで日本をより世界に知らしめる必要がある。日本は、様々な文化の発展、本当の文化間の対話を進めようとする意思を示すため、文化の外交を行う上で大切な、文化的表現の多様性保護に関する条約を批准すべきである。日本のポピュラリティーを世界で促進していくためには、広報外交としては、ポップカルチャー、技術の創造力を促進するものの活用が適切である。

高島　肇久参考人

外国特派員は、駐在国の情報を本国や世界に伝える役割を果たす重要なメッセンジャーであるが、日本ではその人数が減少し、その結果、日本への関心が薄れてきている。日本のイメージそのものは、中国、韓国以外の国ではおおむねポジティブであるが、世界で起きている出来事に対する日本の考え方、主張、行動についての具体的な情報が大変少なく、インターネットによる時宜を得た、スピーディーな情報提供が必要である。発信力の強化には、積極的に日本について世界に自ら発信する人材をいかに育てていくかが課題である。

イ　調査会での意見

（海外での日本のイメージ及び報道）

・日本から出て行く情報には余り魅力的なものがない。日本のものづくりは依然として魅力的であるが、日本の政治・経済に関する報道がどちらかといえば暗く、ネガティブになってきているため、日本の記事自体の魅力がなくなってきている。

・日本にはいろいろなコンテンツがあるが、それを見つけ出すことが難しい。

・海外で特に日本の文化の人気が高いが、それは、日本企業のマーケティング戦略によるところが大きい。

（日本での取材・報道の在り方）

・日本では取材先の名前を引用して記事にすることができない場合が多く、この慣行が報道する価値を下げてしまっている。

・情報は精度とともに鮮度が大事であり、いかに新鮮で魅力的な情報に仕上げていくかという努力があって初めて記者たちに魅力を感じさせることができる。

・官邸の官房長官会見はネットで公開されないが、記事にする場合、会見に関する文字及び画像による情報があれば書きやすい。

・官僚は日本人と外国人のジャーナリストを問わず、なかなか新しい情報を出したがらない。そのことが、役所の記者会見に外国人ジャーナリストが集まらない理由ではないか。

（記者クラブ制度）

・ほかの国と異なり、日本の政府機関では、記者クラブに入っていないジャーナリストが取材し、政府情報を入手するのは難しい。

・記者クラブは記者が仕事をする上で大変便利な場所であり、もっと開かれた場所にして、外国のプレスもそこに入れるようにすることが重要である。

・記者クラブ制度の問題点はジャーナリストを多く抱えている主要メディアや日本の報道機関が有利になる点であり、少数しかいない外国の通信社にとっては、インターネットで情報を流してもらう方が有益である。

（発信力強化のための取材・報道の在り方）

・外国人ジャーナリストが日本についてもっと質の高い情報を発信するためには、彼らが日本に関する知識を深められるようにすべきである。

・海外での日本のイメージを向上させるためには、日本のマスコミが自らの魅力を探り出して、それを提示することにより、日本にいる外国のジャーナリストもそれを記事にできるような流れができることが重要である。

・日本の新聞記事は事件・事象についての事実の記載だけで、その背景や今後の見通しについての記述が不足しており、それらを記述することによって、日本に対する理解が深まり、発信が強化されるのではないか。

・ＮＨＫが日本の社会、経済、文化などについて踏み込んだ取材・報道をすることにより、日本に関心を持つ外国人ジャーナリストが増えるのではないか。

・本年のＧ８サミットについて、政府からタイムリーに情報を外国人ジャーナリストに提供したり、記者会見の画像をライブで提供したりすることが、日本からの発信力を改善するために必要である。

（日本の発信力強化について考える際の留意点）

・日本の発信力が弱いのは、英語を使える人が少ないことや、謙虚さが日本の美徳であること、記者クラブ制度に見られるように、日本人の間に仲間意識があることが原因なのではないか。

・発信力を高めるためには、多くの人が英語をもっと自由に使えるようにすべきであり、そのためには、カナダで採られている方法などを参考にすべきである。

（海外での日本のイメージを改善する方途）

・日本国民の文化、価値観に対する意識を高め、国民を巻き込んで日本をより世界に知らしめるようにすべきである。

・日本は、ユネスコの文化的表現の多様性保護に関する条約を批准するなど、自国の文化のもつ価値を高める努力をすべきである。

・ＥＵのように、政府がプレスサービスの一環として、様々な情報を即座にインターネットで発信すべきである。

・海外にメッセージを伝える場合、関係の組織間のネットワークをもっと活用すべきである。

・日本からの発信力強化のためには、主要な在外公館においてタイミング良く、スピーディーにその国の言語で情報を提供できるようにすべきである。

2. 地球温暖化問題

○京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その防止は人類共通の課題であることから、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とする気候変動枠組条約が1992年５月に採択され、1994年３月に発効した。さらに、1997年12月に京都で開催された同条約の第３回締約国会議（ＣＯＰ３）において、先進国の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた京都議定書が採択された。同議定書において、我が国は温室効果ガス排出量を2008年～2012年の第一約束期間に、1990年比で６％削減することを約束している。

京都議定書は2005年２月に発効したが、政府はそれまで、地球温暖化防止行動計画（1990年）、地球温暖化対策に関する基本方針（1999年）、地球温暖化対策推進大綱（1998年、2002年）の策定、また、地球温暖化対策推進法の制定（1998年）などにより、地球温暖化対策を推進してきた。

京都議定書の発効を受け、政府は2005年４月、地球温暖化対策推進法に基づき、同議定書の６％削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、京都議定書目標達成計画を策定した。同計画はまた、2004年に行われた地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として策定されており、現在は同計画に基づき地球温暖化対策が進められている。

同計画について、地球温暖化対策推進法では、京都議定書第一約束期間の前年である2007年において評価・見直しを行うものと規定

している。これに基づき、2006年11月から中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において評価・見直しの審議が行われ、2007年９月の中間報告を経て、2008年２月に最終報告が取りまとめられた。最終報告では、中間報告における排出量見通しを踏まえ、６％削減約束の達成に必要な対策の追加・強化が示された。これを受けて、政府は翌３月、京都議定書目標達成計画の改定を行った。

本調査会では、以上のような動きを踏まえつつ、地球温暖化問題に関し、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題について調査を行った。

(1)　我が国の地球温暖化対策の現状

京都議定書の第一約束期間の開始を目前に控える中で、基準年である1990年から６％の温室効果ガス削減を求められている我が国は、京都議定書目標達成計画に基づき対策を進めてきたが、家庭部門や業務部門を中心に、排出量は増加を続けており、政府は同計画の見直しを進めるなど、対策強化を迫られている。京都議定書目標の達成を確実にする実効性ある対策を検討する前提として、政府の地球温暖化対策の現状や課題を把握するため、調査会では、関係省庁から説明聴取を行った。

ア　政府の取組

環境省

ＩＰＣＣの報告書によれば、世界の平均気温は、今後も1.1度～6.4度上昇するとされ、水、生態系、沿岸域、健康など、

様々な分野での影響が指摘される。また、気温上昇の原因とされる温室効果ガスの人為的排出量は、自然の吸収量の倍以上となっている。これに対し、国際社会は気候変動枠組条約及びその具体策である京都議定書を定め、先進国全体で温室効果ガスを1990年比５％削減するとともに、先進国各国に法的拘束力を持つ数値目標を設定した。６％削減を義務付けられた我が国は、地球温暖化対策推進法やそれに基づく京都議定書目標達成計画を策定し、取組を進めてきたが、京都メカニズムや森林吸収源を活用しても、目標達成には、1.5％～2.7％の削減不足が見込まれており、更なる対策が必要であり、目標達成計画の見直しを予定する。そこでは、自主行動計画による取組強化、地域における取組強化、家庭における国民運動の展開、新エネルギー対策、吸収源など様々な対策強化を検討している。地球温暖化対策推進法の見直しのほか、排出量取引の検討も行っている。家庭を中心とした削減では、１人１日１kgのCO_2を削減する努力を呼びかけている。

外務省

気候変動枠組条約の締約国会合の課題は、京都議定書後の国際的枠組みの在り方であるが、2007年12月のバリ会合では、関係国が一致して議定書の交渉を始めるべきこと及び交渉の終着点が議論される。バリ会合の結果を受けて最初に開催されるＧ８サミットである洞爺湖のサミット会合では、気候変動の問題に大きな注目が集まる。米国のブッシュ大統領が主要経済国会合を提唱し、開催されたほか、国連総会でもハイレベルの気候変動に関する対話が行われるなど、2007年の初め以降、気候

変動問題は首脳直轄の問題という点で各国政府が重視してきている。今後、国連の場が気候変動問題に関する正式な会合として機能していくが、Ｇ８や主要経済国会合なども活用しながら、全体の交渉が進展していくように各国が積極的に対応していくと思われる。ＴＩＣＡＤの第４回会合では、アフリカでの気候変動問題も大きな議題として取り上げる予定で、その結果を踏まえて、日本はＧ８サミットで、アフリカに対する気候変動問題への取組も含め、気候変動議論を主導したい。

経済産業省

エネルギー起源CO_2排出量について、産業部門のシェアは34％、民生部門は30％だが、90年比では前者が４ポイント低下しているのに対し、後者は７ポイント増加している。産業界は京都議定書目標達成計画の見直しに向け、自主行動計画の抜本的強化、拡大を進めている。産業界は多大なコストをかけ自主行動計画の目標達成に全力を挙げているが、自主行動計画は単なる産業界の自主的活動ではなく、目標達成計画に明記された政府の制度であると理解している。今後は、自主行動計画を排出増加の顕著なサービス分野等の業務分野に拡大していくことが大きな課題である。エネルギー消費が増加している民生（業務・家庭）部門を中心に、規制と支援の両面から抜本的な対策強化を図る必要がある。我が国の再生可能エネルギーの導入量は、ほかの先進国と遜色ない状況だが、各国で導入が活発化しており、更なる努力が必要である。そのためには、コスト面あるいは出力が不安定といった課題克服のため技術開発に力を入れ、導入支援に重点を置いていきたい。バイオ燃料では、食料

と競合しない製造技術開発を支援していく。世界的なエネルギー需要の増大や原油価格の高騰への対応として、世界のエネルギー需給の安定化を図るため、省エネや新エネでの国際協力を進める必要があり、我が国は人材育成、技術普及の面で貢献を行うほか、中国との間で省エネ・環境ビジネスモデルプロジェクトなども実施している。

国土交通省

運輸部門のCO_2排出量は、2001年以降、減少傾向にあるが、これには、乗用車の燃費の改善、交通流の円滑化、トラック輸送の効率化が寄与している。家庭部門のCO_2排出量は、世帯数の増加、大型テレビやパソコンの保有台数の増加、生活の24時間化などにより、近年増加傾向にあり、特に約30％を占める暖房用、冷房用の省エネ向上に取り組んでいる。業務部門のCO_2排出量の増加は、床面積の増加や建物使用時間（営業時間）の増加など利用方法の変化が大きな要因である。地球温暖化対策の強化策として、公共交通の利用促進、物流の効率化、交通流の円滑化、自動車・船舶の低燃費化、住宅・建築物の省エネ性能向上、省CO_2型の都市構造の構築という六つの柱を立てており、鉄道の増便、コミュニティーバス導入といった地域の取組を総合的に支援する制度の創設、新しい燃費基準の設定、省エネ措置の届出対象建物の拡大、既存住宅の省エネ改修促進など、今後、対策の具体化を実施していく。

農林水産省

京都議定書における我が国の削減目標である６％のうち、3.8％、1,300万炭素トンを上限として、森林吸収が認められて

いる。森林吸収源には、過去50年来森林がなかった土地に植林をした「新規植林」、1990年時点で森林がなかった土地に植林をした「再植林」、持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業が行われている「森林経営が行われている森林」の３種類が認められるが、我が国では、新規植林と再植林は余り対象地がない。日本は森林吸収量として、平方キロメートル当たり52炭素トンという諸外国に比べ著しく大きい量の算入を認められており、条約事務局からの厳しい審査を受けることになる。現在の森林吸収量は1,190万炭素トンと試算され、京都議定書の目標達成に110万トン不足している。今後、追加で毎年20万ヘクタールの森林整備を行わなければならないが、平成19年度には23万ヘクタールの森林整備予算を確保しており、今後とも森林吸収源対策を進めていきたい。

イ　調査会での意見

（再生可能エネルギーの活用等）

・地産地消の新エネルギーに成り得るバイオエタノールを推進する中で、ガソリンへの混合方式にＥＴＢＥとＥ３の二つの方法が併存しているが、統一しないと混乱が起こるのではないか。
・京都議定書目標達成計画における太陽光発電など新エネルギーの導入目標の達成は、現時点においては厳しいのではないか。
・火力、原子力、水力による発電等がそれぞれ問題を抱える中で、太陽光発電がもっとも安心できるものであり、力を入れてもらいたい。

・世界にある原発は、CO_2を８％しか削減していないといった見解もあり、原子力発電と温暖化防止の関係について科学的な調査をすべきではないか。

（森林吸収源対策の実効性確保）

・持続可能な森林経営に林業の再生は重要であり、そのためには府省横断的な政策が必要ではないか。

・日本のCO_2削減は森林吸収に頼っているが、現状は森林の管理が不十分で、間伐などを行う人材が圧倒的に不足しているため、外国人従業者の受入れなど、抜本的な対策を考えてもよいのではないか。

・既存の支援措置だけで森林吸収に頼る削減策は現実的と言えず、失敗した緑のオーナーシステムに替わる、ビジネスとして成り立つ新たな方策が必要ではないか。

（国内排出量取引制度導入の必要性）

・経済界と経済官庁は、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引や国別の削減目標にも反対だが、日本は温暖化防止について抵抗勢力とまで言われており、こうした取組を行うなど、積極的に温暖化防止へ取り組むべきである。

（環境税導入の必要性）

・国際競争力に影響を与えないという観点から、インボイスを用いて輸出段階で全部還付する方式で環境税が導入できないか。

（新たな資金メカニズムの必要性）

・温暖化被害を最大限回避するには、毎年、世界のＧＤＰの１％に当たる資金投入が必要と言われており、新しい資金メカニズム構築は、重要なテーマである。

・外部経済を市場経済に取り込む観点から、エコファンドのような金融的な手法を進め、これが証券市場に上程されるようなメカニズムを考えてはどうか。

・原料高、燃料高で苦しむ中小企業のCO_2削減を大企業の技術により進める国内版ＣＤＭは重要である。

（国民意識を啓蒙する必要性）

・産業界は排出削減を進めており、評価できるが、民生部門は排出量が増加し問題である。対策としては教育・啓蒙の力が大きいので、それらを通して意識改革をうながすことが必要ではないか。

・自動車免許の更新時研修の際に自動車と環境についての項目も入れるなど、あらゆる場面で環境教育の機会を入れるのがよい。

・環境問題への理解を進める上で重要な地球の状態を身近に学べる地球地図のようなシステムの完成が必要ではないか。

・温暖化防止は意識改革等が重要であり、手近なところから意識改革を始めなければうまくいかない。１人１日１kg削減運動なども、すそ野を広げるための発信が重要ではないか。

（環境会計導入の必要性）

・自治体のグリーン購入が進まないことを見ても、通常の会計

のほかに環境会計を導入し公表を義務付けることが重要である。環境会計の義務化を世界に提案してはどうか。

（地球温暖化への適応の必要性）

・地球温暖化で国土が水没し、移住を迫られるキリバスやツバルの人たちは環境難民と呼べるもので、日本はどの国よりも先に受入れを考えた方がよい。

・地球温暖化の問題は、緩和政策に限らず適応政策も当然に必要であり、減災の面で国土の在り方を早急に検討する必要がある。

・憂慮すべき砂漠化の問題に対し、技術を用いて日本から砂漠の緑化を起こすことが可能か、また、国連規模でのムーブメントを起こせないか。

・日本で行われている埋立て工事の４分の１が、酸素を生産するサンゴが最も生息する沖縄で行われているのはいかがなものか。

（地方自治体における地球温暖化防止への取組）

・京都議定書の６％削減目標達成のためには、国と並んで地方公共団体の取組が非常に重要であるが、その取組が見えてこない。

・日本国内でのカーボンの流れをフォローできれば、それを地方交付税の配分に反映させることで、環境の側面から地方財政を考えるという発想の転換が可能になる。

・都道府県別のCO_2排出量の推移を示すことにより、削減努力の程度が明らかになるため、自治体の意識改革につながる。

(2)　地球温暖化の影響と対応等

ＩＰＣＣ第４次評価報告書では、適応策、緩和策のいずれも、単独ではすべての気候変化の影響を避けることはできないと明記し、両者に対し、相互補完的に取り組むことの重要性を指摘している。そのような中で、我が国においても海面水位の上昇や豪雨日数の増加、農業や水産業への影響等が懸念されている。そこで、これらの問題への対応について、政府の取組と課題を把握するため、関係省庁から説明聴取を行い、また、水産業における地球温暖化の影響を把握するため、参考人から意見聴取を行った。さらに、地球温暖化を巡る金融の動きについて把握するため、参考人から意見聴取を行った。

ア　政府の取組

国土交通省

ＩＰＣＣ第４次報告では、海面上昇による海岸浸食、沿岸域での洪水・暴風雨被害の増大、渇水被害の深刻化などが指摘され、これらへの対応として、CO_2削減の取組だけでなく、CO_2増加に伴う影響の緩和策、適応策の二つを車の両輪として進めていくべきである。河川については、土地利用を含めた減災対策の重要性が指摘される。温暖化により、降水日量100 mm以上の日数の増加や台風の凶暴化などが予想され、洪水対策の安全度評価が低下する。国土行政での適応策の方向性としては、豪雨多発や海面上昇に対する犠牲者ゼロの確保、東京都心三区の中枢機能の防護であり、具体的には、首都圏の大河川の破堤

に関するシミュレーションを行い、対応を検討するほか、地方都市では、河川自体への対策に加え、土地利用面、建築物・住宅の構造面などの対策によって、災害規模の縮小を図る必要がある。市町村長による災害危険区域指定制度の浸透も課題である。

農林水産省

日本は食料自給率が平成18年度で39％と低く、国内食料の6割を輸入に頼り、かつ農産物の輸入が特定国に集中している状況であり、輸入先国に地球温暖化による異常気象被害が発生すると、日本の食卓は大きな影響を受ける。そのような中、需給関係などにより穀物の国際価格は上昇傾向にある。また、地球温暖化による農業への影響を、一定要件でシミュレーションすると、水稲、果樹とも、栽培適地が北上し、新たな地域が栽培可能になる一方で、現在の主要な産地が気候的に不利になる可能性がある。既に高温による農作物被害が発生している。これらを踏まえ、森林吸収源対策、バイオマスの利活用、施設園芸・農業機械などの省エネ対策などの温暖化防止策とともに、品種の開発や栽培体系の見直しなどによる温暖化適応策のほか、違法伐採対策など持続可能な森林経営の推進や日本の人材・技術を活用した国際協力などを行っている。なお、バイオ燃料の生産、利用は、温暖化防止のみならず、地域活性化、新雇用の創出効果もあり、食料供給と競合しない間伐材などを活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大が重要である。

イ　参考人の意見陳述骨子

林　敬一参考人

高水温によるプランクトン発生の減少や高温水化に伴い、魚の来遊、漁期、魚種等に変化が生じている。数年来ゆっくりと変化してきた魚介類の漁獲が、ここに来て大きく変化し、しかも急激に変わってきている。また、養殖においても、温度変化が要因と見られる被害が生じている。水産物の漁獲量が激減している一方で、海外での需要増に伴う価格上昇から輸出増となっている。海外での温暖化や海洋資源問題は、水産資源の確保にますます影響してくると感じており、現場では、日本人の食卓から魚がいつ消えてもおかしくないと感じている。魚の漁獲の状況の変化により、受皿としての港の機能にも支障を来すおそれがある。

末吉　竹二郎参考人

国連環境計画金融イニシアティブは、環境に役立つ金融業の在り方を追求し、その成果の普及、促進を目的としている。地球温暖化問題は世界経済の混乱要因、リスクであり、金融機関はこれにどう対応すべきなのかという基本的な問題意識を持っている。金融業界では、機関投資家が、環境、社会的責任、ガバナンス、人権などを考慮して投資判断をする責任投資原則の普及、再生可能エネルギーの開発・推進に向けた金融による支援、投資対象企業のCO_2管理について調査・公表を行うカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト、投資の目安として気候変動への企業の取組を指数化する気候変動インデックスな

官　報（号　外）
平成二十年六月十一日　参議院会議録第二十六号（その二）　調査室報告書

どの取組が進んでいる。CO_2コストを価格メカニズムにどう組み込むかが、気候変動に関する世界の大手金融機関の共通のテーマであり、金融を活用した地球温暖化問題等の解決への取組が世界の新しい流れとなっている。日本も持っている金融の力をビジョンの下により活用していく必要がある。

ウ　調査会での意見

（農林水産業における地球温暖化の影響）

・温暖化において食料問題は大きなテーマであり、温暖化に伴い農産物の産地が変動する中で、食料の自給率という視点からの対応策が必要ではないか。
・魚の取れる時期、種類の変化以外に、地球温暖化が地域経済に与える影響を懸念する。
・日本の食文化にとって魚は不可欠である点を踏まえ、計画的な海の環境や漁場整備に関し、具体的な政策が必要ではないか。
・加工工場や販路は魚種に対応しているため、温暖化に伴う魚種の急激な変化への対応を誤ると生き残れない事態も想定され、適切な対応が必要である。

（地球温暖化を巡る金融の動き）

・温暖化防止への資金の流れを国内でも大きなものとするため、環境金融に関する促進税制も必要である。
・責任投資実現のため、租税特別措置のような方法は、政治マター化し、利権の温床になりかねず、採用したくない。外部

経済を数値化し、市場メカニズムへ取り込むことが課題である中で、金融の役割が問われる。
・環境に配慮する投資への優遇も大切だが、環境破壊へのペナルティーなしに、日本だけが努力をしても地球温暖化を止めることはできない。
・日本経済は世界に依存しており、日本の金融機関は、地球社会の健康を保つために、何をすべきかを考える必要がある。社会も金融のお金の流れに関心を持ち、その要求に金融機関がどうこたえるかが問題である。金融により、日本の技術や資金が海外でシェアされ、世界全体を良くすることを考えてもらいたい。
・長期の責任を持つ年金基金ほど、長期の投資という視点を持ってほしい。長期で考えるべき温暖化問題に民間資金の投入を促すには、10年、20年先までフレームが守られることが重要である。
・国連は、受託者責任が場合により環境や社会的責任と矛盾しないとの新たな解釈を出して責任投資原則を世界に広めており、年金基金においても、受託者責任についての大きな見直しは重要である。
・赤道原則が存在するように、銀行自らが環境や地域社会を壊す、あるいは社会的責任にもとる融資はしないことが大きな方向性になっている。
・環境破壊を行う金融機関と取引をしないなど、政府ではなく、市民社会が社会的に科するペナルティーが強くなっており、日本の市民社会もこのような考え方に目を向けてほしい。

（地球温暖化対策のビジョン）

・温暖化問題をすべて技術で解決しようとしているが、人口増加や工業化によるエネルギー消費の増加という根本的な問題の議論なしには解決できない。それぞれの地域にはそれぞれの地域にふさわしい生き方がある点を踏まえ、近代化の在り方を問い直す必要がある。

・温暖化は地球規模の問題であり、日本は、国家の単位を超えて国連が温暖化問題に対してイニシアティブを取る方向に、国連改革を促していく必要がある。その際、国連機関を日本に置き、日本の技術をいかす方向に展開すれば、日本のアイデンティティーが発揮できるのではないか。

・生活水準の引上げと環境保全とのバランスが大きなテーマになっている。新技術のほか、ポリシーミックスも必要である。日本独自のやり方に加え、世界と共通で取り組むことも必要である。

・日本が将来にわたるビジョンを持たない限り、整合性の取れた政策は取りようもなく、世界との共感は生まれない。

（地球温暖化対策を進める体制整備の必要性）

・地球温暖化問題は、一つの省庁だけではなく総合的に取り扱う必要があり、総理の下に大きな関係閣僚会議的なものを設けて総合的に対応する必要がある。

・地球温暖化問題への対応は縦割りで進んでいると感じられ、対応策の切り口を横軸に、各省庁の短期的な措置、長期的な検討課題を縦軸に並べた一覧表を作って議論するとよい。

（再生可能エネルギーの活用）

・技術面などで問題がある中で、バイオ燃料の生産を拡大する方針だが、前提としてバイオ燃料の利用向上策が必要なのではないか。

（環境税導入の必要性）

・環境税は、CO_2排出量が増加している家庭や運輸部門、オフィスで、問題意識を高めることに役に立つので、前向きに考えてもらいたい。

（新たな資金メカニズムの必要性）

・温暖化対策に経済的手法は有効と考える。また、国際連帯税のような環境に使えるお金を国際的に集めるためにイニシアティブを発揮する必要があるのではないか。

（国民意識を啓蒙する必要性）

・地球温暖化について、一般国民にどのくらいの危機感があるかが大きな問題であり、政府による地球温暖化問題に関する情報の国民への伝達方法が問われる。

・国民への情報の均てんのためには、大きな目標を示すほか、自分の分野で何をすべきか、何ができるかという議論が必要である。

（環境会計導入の必要性）

・環境管理会計の導入は、炭素に価格を付ける際に有効であり、我が国はこれを先駆けて導入するほか、ルール化に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

・環境管理会計は、ただ乗りしてきた自然の価値を人為的に貨幣価値化して、それを経済の中に組み込み、自然を保護することを大きな目的とするものであり、早く制度ができてほしい。日本は早い段階で世界に呼び掛けるべきであり、日本の意見があるのなら、できるだけ早く出すべきである。最終的には自然の価値を会計上表現する方法も世界共通のものができた方がいい。

(3)　地方自治体における地球温暖化対策の取組

地球温暖化対策推進法で、すべての自治体に自ら排出する温室効果ガスを削減するための実行計画の策定が義務づけられている。特例市以上の自治体には、第169回国会提出の同法改正案で、その区域の温室効果ガスの排出抑制のための施策について定めることが求められている。既に、大規模な自治体を中心に、実行計画とは別に地域計画を策定し、国を上回る削減目標を立てたり、より積極的な取組を行ったりしている所も見られる。こうした自治体の地球温暖化防止に向けた取組状況を把握するため、調査会では、富山市、京都府、東京都の３自治体から説明聴取を行った。

ア　参考人の意見陳述骨子

富山市

CO_2排出量の主原因と思われる車依存社会から脱却するため、省エネルギービジョンの策定による公共交通を中心とするコンパクトなまちづくりと、新エネルギービジョンの策定による太陽光発電、エコタウン事業を推進している。

コンパクトなまちづくりでは、総人口が増加しない中で人口集中地区が拡大するという都市構造の変化が公共交通を衰退させ、極端な車社会をつくりだしていることを踏まえ、環境への負担軽減と交通弱者への対応、効率的な都市へのシフトという観点から、公共交通に力を入れる施策、幾つもの鉄軌道が富山駅に結節していることから、公共交通の質を高めることで駅周辺に人が住んでもらえるような施策などを展開している。

エコタウン事業では、新エネルギーをつくるためのリサイクル事業として、事業者や一般家庭から廃食用油を集め、清掃車やバスの燃料にしているほか、生ゴミは分別回収してガス化や堆肥に、廃プラスチックは製紙工場の燃料にしている。

京都府

地球温暖化対策条例を制定し、大規模事業者から排出削減計画を報告させ、指導を行っているほか、中小企業には、省エネ設備投資のために京都ＥＣＯレートという低利融資等を行っている。また、京都府警とも連携して、エコドライブの教育、普及、啓発を推進している。

CO_2吸収源対策としては、森林所有者への補助事業、公共事業としての森林整備も検討しているほか、府民や企業の協力により森林を守る京都モデルフォレスト事業、地元産材の利用促進のためにウッドマイレージCO_2認証事業を行っている。また、自然エネルギーの先導的導入として風力発電、太陽光発電にも取り組んでいる。

東京都

2000年において、東京では約6,000万トンのCO_2が発生しており、その44％は産業・業務部門から排出されている。都では、同部門の発生量の約４割を全事業者数の0.2％にすぎない約1,300の大規模事業所が占めているため、大規模事業所に削減の義務を導入する必要があると考えている。

また、2006年には「10年後の東京」という都市戦略を作り、2000年比で2020年までに25％の温暖化ガス排出削減の目標を立てた。この具体化のために「東京都気候変動対策方針」を示し、大規模な事業所に対する排出量の削減義務の導入と、それを補完する排出量取引制度の導入を提起している。現在、2008年度中に条例を改正し、大規模な事業所に対して、総量削減義務と削減量取引（排出量取引）の制度の導入を検討している。

イ　調査会での意見

（自治体に対する支援の必要性）

・地球温暖化対策推進法で市区町村に削減計画の策定が義務付けられているが、小さな町村では、技術的知識の豊富な職員がいないため策定作業が進んでいない。都道府県は市町村に指導力を発揮するなり、人を派遣することが必要である。

・多くの自治体では住民への啓発を通じてCO_2削減目標達成のための努力をしているが、家庭や業務部門での排出量が伸びているため、その達成は困難である。国が積極的に業務部門等への規制を働きかけなければ目標の達成はできない。

・国の骨太の施策と自治体の地道な施策には大きな違いがある。産業界に対してもCO_2削減計画の義務付けが必要であるが、排出権取引のルールや産業界のルールそのものにダイレクトに規制をかけていくのは、一定地域しか所管していない都道府県や市町村では困難である。

・市町村レベルでのCO_2削減の取組には限界があるので、国が規制や補助という形でリーダーシップを発揮していくことが重要である。

・東京都では、国の対応が不十分な場合、国の取組の強化を待つのではなく、自分たちだけで可能なことは実行していくという考え方の下、排出削減義務、排出量取引制度についても提案している。

（CO_2削減に向けた啓発活動の在り方）

・政府には地球温暖化対策として、国民運動につながるキャンペーンを国レベルで実施してもらいたい。

・CO_2削減問題をチャンスと考え、企業は、産業構造転換、国民生活においては、生活様式や行動パターンを変えて、質的な向上を図っていくことが必要である。

・家庭でのCO_2削減への取組は、それがCO_2削減にどうつながるのか「見える化」を図っていくことが大事であり、家電販売店においても製品の省エネ効率を星数で表すラベリングの取組を行っていくことが重要である。

・地球温暖化対策において、民生部門のエネルギー消費に歯止めをかけることが重要であり、いかに市民の省エネインセンティブを刺激していくかが問題である。

・マイカー所有者に対して、CO_2削減に協力すれば利益につながるという意識を持ってもらえるよう取り組んでいくことが必要である。
・政府は地球温暖化問題について国民向けのメッセージを数多く発していくべきである。

（自然エネルギーの推進策）
・日本で自然エネルギーの推進、導入が進まないのは、発電コストに比べて売電価格が低く、経営面で見合わないことに尽きる。また、電気の質がよくないという電力会社からの指摘もある。
・既存エネルギーによる発電コストと自然エネルギーによるコストとの差は余りにも大きい。また、風力発電は、風向が季節ごとに変わる地域では限界がある。
・太陽光発電の一般住宅への普及には、関係者の意識改革を進めていく地道な努力が必要である。
・太陽光発電に対する補助金が廃止となったのは非常に残念である。ドイツで太陽光が爆発的に普及したのは、太陽光発電を使って発電した電気を電力会社が買い上げる制度が導入されているからである。我が国もそうした制度を検討してほしい。
・自然エネルギーの導入に向けた取組は、2050年のCO_2半減を目指して戦略的に進めていくとともに、成長産業としてビジネスチャンスを失わないように対応していく必要がある。当面の対策として、太陽光発電に対する支援の拡充、固定価格による自然エネルギー由来電力の買取り及びグリーン電力証書普及のための法的地位付与を検討していく必要がある。

・我が国は太陽光発電など優れた技術を持っていながら十分に活用されていないため、国で再生可能エネルギー普及のための支援制度や枠組みをつくっていくべきである。

(4) 産業界における地球温暖化対策の取組

2006年度の我が国の温室効果ガス排出量は13億4,000万二酸化炭素トンとなっており、基準年度である1990年度の総排出量を6.2%上回っている。これを温室効果ガス別に見ると我が国の総排出量の9割以上を占めるCO_2の増加が大きく、そのほとんどがエネルギー起源CO_2である。

エネルギー起源CO_2排出量を部門別に見ると、産業部門と運輸部門で基準年度総排出量に占めるシェアが55%以上となっており、この両部門での大幅な削減が期待されている。また、基準年度に比べ排出量が大きく伸びている業務その他部門や家庭部門での削減に向けた取組も併せて行われなくてはならない。

このような現状を踏まえて、本年3月、政府は京都議定書目標達成計画の改定を行い、各業種での自主行動計画の拡大・強化、トップランナー機器等の対策、事業所等の省エネ対策の徹底、自動車の燃費改善、中小企業の排出削減対策の推進、新エネルギー対策の推進などの追加対策を発表し、それを実施しつつある。ただし、国内排出量取引制度や環境税などについては産業界等の根強い反対もあり、今後の課題としている。

そこで、調査会では、産業界のCO_2削減に向けた取組の現状や課題につき把握するため、製造業、運輸業、小売業、金融業などから意見聴取を行った。

ア　参考人の意見陳述骨子

（株）　リコー

2010年度において1990年度比CO_2排出量総量を12％削減する目標値を設定している。削減実績については、売上げの伸張と電力原単位増加による影響のため、計画どおりではなく2006年度では2.5％減にとどまっており、生産プロセスの更なる革新を含む自主努力を進め、また電力原単位の改善も期待するが、それでもなお足りない部分はＣＤＭを活用する予定である。

CO_2削減は、生産技術関係、コジェネシステムの導入及び製品の省エネ活動によるものが寄与した。また、トップランナー方式により業界の中で省エネ機能競争が促され、待機電力消費をほぼゼロにする技術開発が進むなど効果を上げている。

ＪＦＥスチール　（株）

鉄鋼業界は、CO_2排出量においてエネルギー転換・産業部門の36％を占めるが、自主行動計画により2010年に1990年度比エネルギー消費量で10％（CO_2換算９％）削減との目標を定めている。粗鋼生産量が1990年に比べ2006年には23％増となったが、CO_2排出量は5,500トンでほぼ横ばいを続けている。これは、工程の連続化や廃熱回収の促進、廃プラスチックの吹き込み、都市ガスの使用、高効率バーナーの導入や酸素プラントへの転換など省エネ活動を続けてきた成果である。さらに、粗鋼量の増加に対応するためＣＤＭも準備している。

（株）　日立製作所

1990年度に比し、2025年にCO_2排出量１億トン抑制を目指す環境ビジョン2025を策定し活動を始めた。京都議定書目標達成に向けた取組として、具体的には、スーパーエコファクトリーの認定の増加、事業所ごとの各年度CO_2削減達成目標の設定と達成度等の情報開示、工場、オフィスへの省エネ設備の導入、ＥＳＣＯ（Energy　Service　Company：省エネ対策によって削減したエネルギー代金から利益を得る成功報酬型の省エネルギーサービス）事業への取組、環境適合製品の開発による製品使用時のCO_2排出削減などを進めている。環境適合製品の拡大と環境事業の強化を図り、2025年には年間１億トンのCO_2削減に貢献したい。

日産自動車　（株）

CO_2排出量の最少化に関する2010年までの中期目標としては、商品については各国燃費基準の着実な達成と更なる燃費向上を最優先課題に取り組むほか、生産部門では全工場から排出されるCO_2を７％削減することで取り組んでいる。

ＩＰＣＣのCO_2排出量削減の長期目標を達成するには、2050年で2000年比70％削減が必要である。ガソリン自動車では30％までしか燃費向上のポテンシャルがなく、今後は、電気自動車の開発・普及、エンジンの革新、バイオ燃料の導入、ハイブリッド車の開発、燃料電池車の性能向上、エコ運転の教育、交通渋滞の回避による燃費向上等に取り組みたい。

佐川急便　（株）

エコ安全ドライブという独自の運転方法の推進により、過大な燃料消費や汚染物質の排出を防ぐとともに、安全面、環境面、経営面での効果を上げようとしている。

運行車両数の削減のための取組として、営業所間の中間点にある施設で積替えを行い物流の効率化を図るハブセンターシステムの採用などがある。2002年度のCO_2排出量を2012年度までに６％削減する目標を立て、この達成のために天然ガス車の導入を推進し、2006年度には2.28％の削減を達成した。

大型トラックでの長距離輸送を船舶、鉄道等に転換するモーダルシフトも進めている。

（株）　西友

省エネの推進、再生可能エネルギーへの転換、排出権取引の三つの戦略を進めている。省エネの推進に関し、運用面の改善と建物・設備の改善の両面から取り組んでおり、前者では、店舗での省エネルールの徹底や冷ケースの一部消灯、後者では、物流センターでのトラック荷物搬入口へのシャッター設置、設備の面ではドア付・ＬＥＤ照明付冷ケースの採用などがある。再生可能エネルギーへの転換に関しては、風力発電による電力の購入であり、バイオ発電の電力についても視野に入れている。

小売業という立場をいかし、繰り返し使用できるバッグの販売などを通じた温暖化防止に向けた顧客への啓蒙活動にも力を入れている。

（株）　山武

ＥＳＣＯ事業では、業務用ビルを中心に、監視盤や各種の自動制御機器、温湿度のセンサー等を納入して快適環境を提供することを目標にしている。また、システムと機器を入れた後のビルの総合的な管理サービス、メンテナンスも行っている。エネルギーの多消費建物であるホテルや病院、ショッピングビル、オフィスビル等への導入にも積極的に取り組んでいる。当社のＥＳＣＯ事業によるCO_2削減については、2006年度で10万5,000トンの排出量削減を累計値で達成している。

（株）　びわこ銀行

環境銀行として、当行の環境負荷の改善、教育・啓蒙・地域貢献活動、ビジネスとしての環境銀行の運営の３点に取り組んでいる。

環境銀行の運営に関しては、預金の面では、CO_2ダイエット・チャレンジ定期預金を販売している。これは１人１日１kgのCO_2削減という、チーム・マイナス６％のチャレンジ宣言をすれば0.2％の金利優遇をするもので、既に5,000件、100億円のヒット商品である。法人向け環境融資についてはまだ関心が低く、一番多いリサイクル設備プランでも14件で14億という融資実績にとどまっている。個人向け環境融資については、エコライフプランと呼ぶ住宅ローンを実施しているが、まだ普及していないため、省エネ機械を購入する際の割高な部分について融資をする家庭版ＥＳＣＯスキームを提案し、パイロット事業として始めた。

イ　調査会での意見

（CO_2削減の取組に対する基本認識）

・CO_2削減の取組はビジネスチャンスであると認識している。CO_2削減で今までより環境負荷が低くできれば、企業は社会に環境負荷低減という貢献をすると同時に、エネルギーを使わないことに伴うコスト削減により、利益向上にもなる。

・CO_2削減を前向きにとらえており、これを乗り切ることで国際競争力を強化するチャンスであると受け止めている。

・顧客が省エネ製品を作るために鉄鋼各社の素材を使うという意味では発展と成長の機会であると認識している。一方で、CO_2削減のためのスクラップの大量使用によりスクラップ価格が高騰し、電炉業界などのコストアップ要因となっており、成長阻害要因にもなる。

・CO_2削減が成長の阻害要因となるか加速要因となるかは、削減目標の程度問題である。

・グローバリズム、世界全体の経済成長が人類を幸せにするという近代の考え方に根本的な誤りがあり、どこかでこの仕組みを止めなければ気候変動は根本的に解決できない。

（革新的な環境技術開発の必要性）

・技術革新の分野は、乾いたぞうきんではあるが、まだ努力の余地はある。ただ、ポスト京都議定書で議論される半分や7割減となると、別の対応が必要になる。技術開発に加え、地球温暖化対策とエネルギー安全保障が一体となった対応を考

える必要がある。技術開発では、今議論されているプログラムをしっかり進めていく必要がある。

・運輸部門ではＧＤＰの伸びと人の輸送距離が正比例関係にあり、途上国の経済発展に伴い消費エネルギーが増える。ＩＥＡ（国際エネルギー機関）によれば、2050年には地球全体の自動車の数は今の2.9倍になるとされ、将来、運輸部門で非常に大きなエネルギーが使われる。そこでは石油に頼った自動車はサステーナブルにならず、燃料の転換が必要である。電気自動車が将来普及可能な技術として見えつつあるが、バッテリーの性能やコスト削減など技術課題が多数あり、これに取り組んでいくしかない。

（環境投資の重要性）

・英国のスターン・レポートを見ても、環境への投資をやらないと企業は評価されないというメッセージが出されており、環境に対する姿勢は株価に反映させるべきだとも言われている。ダボス会議でも、サステーナブルカンパニーのリストが挙げられるなど、サステーナブルか否かは企業評価になっており、これはよい方向である。

・最近の株主総会等で株主から出る意見は、会社をプッシュし、もっと環境に配慮した製品を出せという激励のようなものが非常に多く、環境への対応にお金を使うことはけしからぬと言う株主はほとんどいない。むしろ、そうしないと環境評価が上がらず、それが株価に長期的には反映されていくと考えている。

（排出権取引に対する意見）

・排出権取引は、京都議定書の枠組みでは反対せざるを得ない。公正、公平なキャップの設定の問題と不参加の主要排出国がある状態では機能しない。

・排出権取引は、企業及び個人ができることを精一杯やるという削減努力が前提となるべきである。排出権を買ったから何もしなくてもいいという安易な考え方は許されない。CO_2削減努力が反映されるなどキャップの公平性が確保できることが必要である。

・鉄鋼業においては、CO_2排出量は排出原単位に生産量を掛けたものであるが、その生産量は需要によって決まるので、キャップ・アンド・トレード型の国内排出量取引ではキャップをどう設けるかが非常に難しい問題である。

・削減の目標値が立たないのでキャップを掛けるべきだが、その際は必ず排出権取引をセットにしてほしい。炭酸ガスを減らした企業がもうかるようにしないとインセンティブがないので技術革新もしないことになる。

（国際競争力確保に向けた課題）

・鉄を造る際の省エネ技術や環境を良くする技術などは途上国に有償で提供している。省エネ設備は彼らのコスト競争力を高める可能性があるが、CO_2削減は世界で取り組まなければならないため、鉄鋼業としてはその技術までは提供することで腹をくくっている。自動車用の高張力鋼や高効率の電磁鋼板等の造り方はしっかり抱えており、また、省エネ設備以外に、上工程から下工程まで一連の流れの中でのノウハウはまだ多数あるので、省エネや環境の技術を発展途上国に提供しても日本鉄鋼業の競争力は全く問題ない。

・鉄鋼業界は環境税に反対であり、主要な貿易競争相手国に京都議定書の義務がない中、ＣＤＭ購入や自主行動計画に加え、更に環境税というのは耐えられない。

・画像系産業は次々と新技術が出てくる可能性が高く、シリコンバレーのベンチャーメカニズムは非常に怖い。世界中が環境技術の開発にしのぎを削る場合、米国のベンチャーメカニズムを使ってそうしたものが出てきたら我々は生き残れないので、それに対抗する技術開発を続けなければならない。ビジネスモデルの変更というレベルの技術開発で負けてはならない状況である。

・可能な限り技術協力はすべきだが、日本企業の持つ省エネ等の技術は今まで築き上げた貴重な財産であり、移転先での知的財産保護に関する制度整備等について、国家レベルでの支援が必要である。国際競争力の課題は製品や技術の分野により違うが、分野によっては開発を止めたら追い付かれ、国際競争力を失う。革新的な発電設備などは、開発規模が大きく、時間が掛かるため、国の適切な支援が必要である。

・日本の自動車産業の国際競争力は、追われる立場にあるが、慢心は非常に問題があり、常に技術開発は進めていかなければならない。将来、途上国のメーカーに抜かれないように、新しいバッテリーや燃料電池などの領域で開発をしている。最後は大きな資本を持っているところが強いということにならないように着実に技術を積み上げていかなければならない。

（環境経営理念の確立）

・我が社の目指す環境経営のテーマは環境保全と利益創出の同時実現であり、環境と経済の両立である。

・金融業界はその社会的影響力の大きさから見て、ほかの産業界に比べて環境問題への取組が遅れている。融資審査においては、当該プロジェクトが環境を破壊することにならないかという環境配慮の観点が重要である。

・省エネ製品はブランドとしてビジネスチャンスになるが、鉄鋼業のように大量のCO_2を排出しているところでは、投資効果という意味では全く従来の基準に満たないにもかかわらず、多大な投資をして削減に取り組んでおり、環境と経営が必ずしもすべての業種で両立するとの認識には至っていない。

（系列会社における環境経営理念の共有）

・経営と同様、環境の目標値も子会社、孫会社と全部連結でやることで全部浸透させるほか、さらに、サプライヤーや販売会社にも同じルールを広げている。

・鉄鋼メーカーも多くのシスターカンパニーを持っているが、各関係会社の社長や環境担当を集めて、CO_2のほか、大気や水質などについても指導を行っている。

・連結経営ということで連結環境活動をやっている。子会社等も含め一つの環境推進会議に集結し、その活動を行っている。子会社も非常に高位なレベルの取組で評価を得ている。

・CO_2削減、環境問題については、定期的に会合を持ち、本社から関連企業、グループ企業に方針展開をするように心掛けており、その中で質問に対して考え方を説明していく機会を持っている。

（環境分野での国際基準の必要性及び我が国の関与）

・国によっては環境に関する基準がないところもあり、そのような国に技術を提供しようとしても、彼らとしても、受け入れる推進力も沸かない。国際基準づくりが必要で、日本がグローバルスタンダードになってもいい。そのような現状においては、技術を提供することについて悩ましいところがある。

・海外事業では、現地の環境基準に適合するのが基本である。海外も先進国を中心に環境基準が厳しくなっており、海外へ対応するにはそれに適合するための技術開発が必要になる。グローバルな市場では、そのような中で、どのようにメーカーの優位性を確保していくかがポイントになる。

・自動車もグローバルな商品なので、現地基準を中心に考えざるを得ないが、そこでは基準の厳しさではなく、測り方、物差しが違う部分が少なくない。燃費基準にしても、国により使用する走行モードが異なり、開発には何度も同じ車の試験をやり直さなければならない。そこで、日本の基準を世界の基準と合わせる、あるいは日本の基準を世界の基準にする努力が必要ではないかと考え、そのような作業にも参画している。

・ライフサイクルが短い商品では、買換えが進み、環境性能の進歩が速い。そこでは厳しい基準に従うのが一般の形だが、日本のトップランナー方式は良い手法で、それによりかなり環境性能が上がった。ただ、昨今はＥＵが次々と規制を掛けてきており、電子業界はほとんどＥＵ基準で仕事をしなければいけない。そのような形で環境性能が決められるのは非常に悔しく、世界のリーダーシップを握っていく上では我々も、もっと積極的に行動していく必要がある。

（開発途上国への技術・資金移転の推進）

・投資効率の良いものは相手が自分でお金を出して行うため、技術移転はそのような事案からスタートしつつある。投資効率が良くない、あるいは投資額が大きい案件をどのように進めるかが今後の課題である。ＯＤＡや基金などで資金のめどを付けないと円滑には進まないと認識しており、国会及び政府にも対応願いたい。鉄鋼業では、省エネ技術、環境技術は積極的に提供する方針であり、基本的には、お金が円滑な移転を行う上での一番の問題である。

・日本の省エネ技術の世界市場への移転を進めれば相当程度の削減効果がある。諸外国も国家が力を入れて革新的な技術開発に取り組み始めているが、日本も議論されてきた技術開発戦略、プログラムを推進することで、地球規模問題に対してリーダーシップを発揮でき、それが日本が生きていく道ではないか。

（再生可能エネルギー導入への戦略的取組）

・中長期課題として、国家主導のエネルギー革新技術開発の推進、エネルギー基本計画の着実な推進を政治及び政府に要望したい。

・今後天然ガス車導入に当たっては、地方でのガスの供給がネックとなるので、今後パッケージ型ガス充填設備を導入し、天然ガス車を増やしていく考えである。

・エコ住宅、エコガス・太陽光活用建物について、国からの補助金や税制面での優遇制度の拡充が必要である。

・公平公正な判断、評価ができる省エネ診断士を国家資格として新設することを要望する。

・原油の高騰等により、輸入に依存している日本にとって、社会の混乱にもつながるエネルギー供給が不安定となる事態を避けるべく、輸入代替となる新しいエネルギーの導入が課題となっており、足下で調達できるエネルギーの開発や未利用資源の活用が重要である。

・日本は省エネ先進国だといわれているが、購買力平価で見ると必ずしも先進国ではない。よって、ＥＳＣＯ事業をいかに推進していくかが重要となる。

・ガソリン車からクリーンディーゼル車への転換や鉄道輸送へのモーダルシフトが今後の方向性である。

（バイオ燃料の生産・利用の推進）

・自動車の技術開発は大事だが、自動車の燃料の問題も極めて重要である。バイオ燃料については、宮古島のバイオエタノール・アイランド構想が業者間の思惑などで頓挫することが懸念されている。地方活性化にもつながるバイオ燃料の普及がこのような状況でよいのか疑問である。Ｅ３などのバイオエタノール燃料の利用拡大を検討すべきである。

・自動車産業はバイオ燃料に協力する立場を表明している。バイオエタノール混入率３％は全く問題がなく、10％でも今の新車については問題ない。さらに、85％、100％となると、対応する技術はあるが、開発コストの問題がある。その議論の前に、日本でバイオ燃料を高濃度にする余裕があるのか疑問がある。日本の農業由来バイオ燃料は高く、輸入すると輸送にCO_2排出などが付加される。建築廃材などから低コストで作られるバイオ燃料の普及ならよいが、農産物とバー

ターする手法では限りがあり、国民全体の理解も得られない。日本で取れるエタノールは３％で広く薄く使う方が理にかなっている。

（水素活用技術の開発）

・水素が石油に代わり得る可能性は否定しない。そこで、燃料電池車の開発を続けているが、高コストやインフラの問題に加え、水素自体が危険物として厳しい管理下に置かれており、ボンベ交換も容易でないなど課題が多く、少し時間が必要である。
・プリンターや複写機も水素の燃料電池で動くが、オフィスには電力線が来ており、電力の脱火力の方がより良い解決法ではないか。特別なポータブルな機器、非常に特殊な用途では価値はある。
・水素を使った燃料電池の開発、その応用の開発等をやっているが、課題はコストとインフラの問題のほか、どのように水素を作るかという問題も出てくる。ほかの手段とのコスト競争、コストバランスがあり、水素社会になるのはまだ時間が掛かると認識している。

（産業界に対する規制の是非）

・厳しい規制を行えば、開発努力を行うため技術開発は進むが、コストの問題もあり、すぐに商品化できるかは疑問を感じる。既存のエンジンでは30％程度の改善が限度であり、電動車両の導入が期待されるが、その普及にはインフラ整備などの政府の後押しがメーカーの技術開発と並行して必要である。

・気候変動を止めようするならば、ある種国際的な政治の力で規制をかけていかなければならないと思う。例えば、総エネルギー消費量削減のための根本的な対策として、小売業界での営業日数や時間を規制するなど、企業活動自体を見直すべきである。
・京都議定書のような国際的取決めに参加しない企業、産業あるいは国に対し、ＷＴＯのルールをつくって、当該国からの輸入へ高い関税を掛けるような制裁を行う考え方がある。環境問題や雇用の労働条件、最低保障等の問題は企業の国際的な競争力の問題で非常に大きいほか、社会的な人間らしい生活を維持できないような形での国際間のやり取りは問題があると考える。
・厳しい規制や課徴金、補助金により日本は1950年代から60年代の公害問題を克服し、経済大国になった。環境と経済は両立するとの信念を持つべきである。これからの世界では環境技術で勝つ必要があり、それによりＣＳＲでの評価も高まると考える。

（ポスト京都議定書枠組みの在り方）

・CO_2はどこで発生しても地球を回るため、次期削減枠組みに米国、中国、インドなどの主要なCO_2排出国が入らなければその意義は失われ、地球温暖化を食い止められない。何としてもポスト京都議定書の議論の中で主要な排出国が全部入る枠組みをつくるべきである。
・産業が活力を維持し、実効のある活動ができるCO_2排出量削減の国際枠組み合意について要望したい。

・ポスト京都の新しい枠組みにおける不合理なキャップは、炭素リーケージを引き起こし、国内雇用にも悪影響を及ぼす。
・ポスト京都議定書の枠組みの議論では、すべての主要排出国が参加し、各国の事情に配慮した柔軟で多様な枠組みが必要であり、環境と経済成長が両立できるといった基本的な条件が満たされることが大前提である。例えば、セクター別アプローチなどの排出削減への仕組みが議論され、それを補完するものとして排出権取引を勉強する必要はある。
・ＥＵには既に関税を掛ける動きがあり、日本でＥＵの意思にそぐわない体制や法律等が通ると、我々の対ＥＵ輸出に税金を掛けられる可能性があると心配している。グローバルな問題である環境問題は、その対策もグローバルなスタンダードに基づくべきであり、ポスト京都議定書の中で議論願いたい。

（セクター別アプローチへの取組）
・鉄鋼業界では日中鉄鋼業環境保全・省エネルギー先進技術交流やクリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップを進めるほか、国際鉄鋼協会等でグローバルなセクトラルアプローチにより地球温暖化防止に努める。

（国民啓発活動の重要性）
・環境問題は、一般市民に対する啓蒙活動が重要であり、国、家庭、企業が一体となって環境教育を強化していく必要がある。

・我が国が地球温暖化防止に対してリーダーシップを取っていくためには、民間レベルでの細かな努力の積重ねや連携プレーが必要である。
・小売業におけるビニール袋の削減については、顧客に選択の余地を与えるのではなく、自身が持参するように逍遥すべきである。マイバッグ運動はインセンティブがあると普及が進む。
・個人で排出権のオフセットを希望する者は多いので、個人が買える排出権付き商品は非常に有用である。ただし、このような商品の当該収益部分の使途は明確にする必要がある。

（金融を活用した地球温暖化問題への取組の促進）
・一部の銀行では、顧客に対して商品として預金や貸付けに省エネ対策やCO_2削減を付加して取り組むというユニークな活動をしているが、このような活動が全国的に展開されれば相当な影響力がある。しかしながら、金融業界はその社会的影響力の大きさから見てほかの産業界に比べて環境問題への取組が遅れている。融資審査においては、当該プロジェクトが環境を破壊することにならないかという環境配慮の観点も重要である。

（北海道洞爺湖サミットに向けて）
・鉄鋼業界は、合意できる枠組みとしてセクター別アプローチを主張している。洞爺湖サミットで安易に京都議定書のような仕組みを作るのは非常に問題である。

○国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－

2007年に公表されたＩＰＣＣ第４次評価報告書によれば、地球が温暖化していることには疑う余地がない、その原因は、人為起源の温室効果ガス濃度の増加だとほぼ断定されている。2008年から京都議定書の第一約束期間が開始したが、同議定書は地球温暖化防止のための長期的・継続的な排出削減の第一歩であり、国際社会では既に第一約束期間終了後（2013年以降）の問題に関する議論が始まっている。

この2013年以降の問題に関し、我が国は2007年５月に地球温暖化問題に係る戦略「美しい星50（クールアース50）」を発表し、世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減するとの世界共通の長期目標や、2013年以降の国際的な枠組みの構築に関して、米国、中国、インド等の主要排出国がすべて参加し、世界全体での排出削減につながること等の３原則を提示した。翌６月にドイツで開催されたＧ８ハイリゲンダム・サミットにおいても、すべての主要排出国を巻き込むプロセスにおいて、排出削減の地球規模での目標を定めるに当たり、2050年までに地球規模での排出を少なくとも半減させることを含む、ＥＵ、カナダ及び日本による決定を真剣に検討する、こととされた。

そして、同年12月にインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議（ＣＯＰ13）・京都議定書第３回締約国会合（ＣＯＰ/ＭＯＰ３）においては、2013年以降の枠組みを2009年までに合意を得て採択すること等に合意した。この合意を受けて、2008年から本格的な交渉が開始されている。

また、2008年７月には、日本では地球温暖化問題が主要議題となるＧ８北海道洞爺湖サミットが開催される。同サミットでは、2013年以降の実効性のある枠組みづくりに向けて、国連での取組に弾みを付けることが期待されており、議長国の日本の責任は大きい。

本調査会では、以上のような国際的動向を踏まえ、地球温暖化問題に関し、国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－について調査を行った。

(1)　地球温暖化問題に対する諸外国の取組

京都議定書後の2013年以降の問題に関して、その取組動向が注目されるのがＥＵ、米国及び中国の３国・地域である。ＥＵは、温室効果ガスの排出量を2020年までに20～30％削減（1990年比）という野心的な目標を掲げているが、ドイツ単独ではこれを更に上回る40％削減を目標としている。一方、米国は世界第１位の排出国であるが、京都議定書には参加していない。また、中国は世界第２位の排出国であるが、開発途上国として京都議定書上の排出削減義務はない。

調査会では、ドイツ、米国及び中国の３か国の駐日外交官から、地球温暖化問題に対する各国の取組について意見を聴取した。

ア　参考人の意見陳述骨子

ドイツ

京都議定書の公約を遵守すべく順調に温暖化対策を進めてき

ており、2012年までに対1990年比21％削減するとしているが、既に18％削減を達成した。さらに、2007年12月に14本の法律等をまとめた統合エネルギー・気候プログラムを策定し、2020年までの削減目標を40％とした。同プログラムにより、熱電併給を高めること、電力メーターの検針方法の自由化、個人住宅のエネルギー消費量制限、バイオ燃料の比率引上げ、CO_2ベースによる車両税計算、燃費ラベル表示の義務化等を行う。これらの実施には、費用がかかるが、省エネ効果により収支結果はプラスになる。また、新製品の輸出に貢献することや新たな雇用が創出されるという効果もある。このような取組を北海道洞爺湖サミットまで維持するとともに、京都議定書以降のプロセスにつなげたい。

米国

2007年のＥＩＳＡ（エネルギー独立・安全保障法）により、温室効果ガス削減を更に促進すべく、再生可能エネルギーの使用水準の引上げ、国家燃料基準の強化・義務化や新たな家電効率基準の設定を行い、グリーンエネルギー使用を奨励することとした。バイオ燃料の開発・導入や代替エネルギーの利用、エネルギー効率の向上についても積極的に取り組んでいる。さらに、同年米国大統領が融資保証法に署名し政府が385億ドルまで保証できることとなり、特に原子力発電所等への活用が考えられる。米国は2001年以降省エネを進め温室効果ガスの排出を抑制してきているが、その目標としてＧＤＰ当たりの温室効果ガス排出量を2012年までに2002年比18％削減を掲げ着実に努力

している。米国は気候変動枠組条約に積極的に関与し、2013年以降は温室効果ガスの増加をスローダウンさせ、最終的に削減させる目的にコミットしている。併せて、全主要経済国の参加を求め、共通だが差異のある責任という原則を重視する。その目的達成のためには、長期的な温室効果ガス排出目標の設定、国内対策の促進、技術革新、測定・検証可能なクリーン技術の確立、環境関連商品に対する関税等の撤廃、途上国の森林保護の義務化が前提となる。米国は国連の気候変動枠組条約の下で2009年までに新しい条約を成立させるべく努力する。

中国

地球温暖化の国家方案策定など地球温暖化問題に取り組んでおり、①経済構造の調整とエネルギー利用効率の向上により2005年までの15年間に約18億トン相当のCO_2排出の削減、②低炭素エネルギーと再生可能エネルギーの使用推進、エネルギー構造の改善により2005年の再生可能エネルギー利用量はエネルギー消費総量を約7.5％とし、これにより３億8,000万トン相当のCO_2排出を削減、③造林活動により1980年から2005年まで累計約30億6,000万トンのCO_2の吸収等の成果が上がっている。中国の2010年までの地球温暖化対策の目標は、エネルギー消費量を2005年比20％削減、再生可能なエネルギー利用率を同10％への引上げなどによる温室効果ガスの排出抑制である。共通だが差異のある責任という原則の下で日本を含め世界の国々と協力していきたい。

イ　調査会での意見

（地球温暖化問題についての基本スタンス）

・地球温暖化は差し迫った問題であり、すべての諸国が共通だが差異ある責任をとるとの認識で一致している。その中でも今後、日本とドイツがトップランナーになって具体的な行動をとっていく必要がある。

・地球温暖化防止のため自国内及び外国との協力が不可欠であり、その中において具体的な措置をとることが必要であるが、国際的な協力なくしてはその目的は果たせない。

・中国は、環境問題を重視し国際的な義務を負うとともに人間本位で調和のとれた発展を目指している。今までの先進国のようではなく、省エネで温暖化ガスの排出が少なく、かつ高効率・高生産の新たな工業化の道を歩まなければならない。

・地球温暖化対応では、近代化の過程で大量の温室効果ガスを排出した先進国に大きな責任がある。一方、発展途上国は、歴史上の累計排出量は少なく、一人当たりの排出量も低い。途上国は今なお発展と貧困消滅が目的であり、地球温暖化対応でもこの要素に配慮しなければならない。こういう認識の下で、国連の気候変動枠組条約は、共通に有しているが差異がある責任という原則を定めており、先進国が先頭に立って積極的に対応しなければならない。

（地球温暖化対策への取組）

・地球温暖化防止のためにとるべきアプローチは、省エネと再生可能エネルギーへの転換という二つの方向である。

・ドイツの取組が迅速な理由は、チェルノブイリの悲劇や酸性雨の被害などを早い段階から経験し、犠牲があっても環境対策をやろうという気持ちになったことや、この７年間連立政権に入った緑の党が環境問題にプレッシャーを掛け、意識高揚を働き掛けてきたこともある。

・国会における議論や国民への啓蒙が役に立っていることは事実である。また、ドイツ人が自然を愛する国民であるという点も一つの要因ではないか。あわせて、ドイツ人の方がほかの国の国民よりも、環境の影響がアフリカなど、地球の反対側にも及ぶということに対して敏感だということも言える。

・中国における民生面での政策は強制的で、厳しいものになってきている。しかし、これまで省エネなどの習慣がなかったこともあり、家庭まで徹底するのは時間が掛かる。

（原子力発電への対応）

・原子力発電所の順次廃炉化は現在の連立政権のポジションでもある。原子力発電は少なくとも運転中はCO_2を排出しないが、その廃棄物をどうするかといったリスクが残り、そこが難しい。

・発電が不可欠な中で、現存の技術で原子力ほど温室効果ガスを排出しないで発電できるオプションはない。米国は原子力を非常に有効なものと見ており、新たに建設しようと考えている。

・中国は今、電気の需要が増えており、電力供給が課題になっている。これ以上の石炭火力発電所の建設は環境に悪いため、CO_2を排出しない原発の建設を考えている。ただし、

原発には危険性があるため、中国は安全性確保に力を入れているが、日本との間で行っている協力も続けていきたい。

（再生可能エネルギーへの取組）

・今、太陽光発電の方が、化石燃料等での発電よりもはるかにコストが高いが、これを引き下げることができれば、化石燃料が高騰する中で、二つのコストが交差する可能性があると考え、ドイツは引き続き補助金を出している。日本も研究開発だけではなく、普及に対する一般世帯への助成金を継続するように再考すれば、それにより市場規模が大きくなり、ポテンシャルとしてのコスト比較ができるようになる。また、単に補助金を出すだけでなく、余剰電力をかなり高い価格で電力会社で買う買電制度が必要である。

・バイオ燃料については、より包括的な形で費用便益分析をすれば、食料から生産するのは疑問が残る。しかしながら、日本が考えるように、農業の廃棄物、森林の中で伐採した木などをバイオ燃料に転換できるのであれば話は全く違う。

・食料価格の世界的な高騰の要因は幾つかある。バイオ燃料は食料を使っているから駄目と決め付けるのではなく、セルロースなど食料に使わないものを原料として作れないかをもっと検討していくべきである。

（排出量取引、環境税等の経済的手法への取組）

・米国では、排出量取引制度について、州レベルでかなり議論と同時に検討がなされている。日本も積極的に議論して検討

し、でき得るならば日本型の排出量取引制度を導入すべきである。

・米国では、現在、キャップ・アンド・トレードに関する10本の法案が議会に提出されているが、内容は様々で、今後、詰めていかなければならない。米国の北東部では、1970年代、80年代に酸性雨、SOxの問題があったこともあり、排出量取引に関心が高い。また、米国のみならず、多くの主要経済国がどのような形で実施しているかの比較検討についての議論も行われている。

・ガソリン税は、ドイツにおいても、当初、道路建設等車に直接関係した投資のために必要だとされたが、今では環境税のようになってきた。国民は必要な税金として税の高さを受け入れており、税率を下げるといった動きはない。

・自然系の品物などの価格を上げるなど、価格の手段を利用して無駄遣いされないようにしている。また、財政の面でも、エネルギー節約技術や、エネルギー消耗の少ない品物に関する事業展開には優遇政策を講じることなどにより、環境を守ってもらいたいと考えている。

（資金調達・技術支援の在り方）

・地球温暖化問題への対応には、CO_2の排出削減と吸収は車の両輪であり、この両輪を動かすためには、国連を通じてトービン・タックスなどを取り入れ、地球規模、人類規模の流れを創出する必要がある。

・スターン・レビューがＧＤＰの１％という数字を示したほか、途上国からの資金援助要請もあるなど、地球温暖化の緩

和政策及び適応政策には、相当の資金が必要になると考えるが、いかに資金調達を行うべきか。

・トービン・タックスについては、課税や予算の権限など、幾つか法律的な問題が出てくるため検討が必要である。

・トービン・タックスに関する議論は、開発の枠組みにおいて行われてきており、ガソリンや航空運賃に対する課税など、より環境に関係した税金の方がふさわしいのではないか。また、排出権取引制度も重要なツールであり、その活用により短時間でよい結果が得られ、コストも少なくて済む。

・技術移転促進のための基金はいいアイデアであるが、別の形でも技術の移転はできる。例えば日本やドイツのエネルギー効率の水準をもっと世界に普及させることでエネルギー問題のかなりの部分を解決でき得る。

・発展途上国の現在の立ち後れた技術では温暖化に適切に対処できず、先進国から積極的に技術開発や技術移転をしてもらいたい。

（2013年以降の問題への対応）

・日本はセクター別アプローチを主張しているが、これだけでは不十分で、総排出量規制により上限を設定することが同時に必要である。ドイツとしては、拘束力のある目標の設定が必要と考えている。

・先進国はもっと削減に取り組まねばならず、責任は大きい。一方、将来、最大排出国になろうとしている中国のような国の取組が後でよいとは言えず、各国ができることをやっていかなければならない。

・2050年までに排出量を半減するという、2007年のハイリゲンダム・サミットの成果はあるが、それは方向性を示しただけで、本当に必要なのは具体的な措置であり、2050年よりも前倒しを実現することである。その点をサミットでは議論してほしい。

・京都議定書以降については、すべての主要経済諸国が直面する問題であり、米国は共通だが差異ある責任を主要なかぎと考え、100％支持する。しかし、米国は行動する際、中国などができることを必ずしも行動化していない現実は無視できない。近代化への途上国側のニーズも考慮しなければならない。したがって、2012年以降のプロセスでは、国連の下で、主要経済国がリーダーシップを発揮し、先進国の教訓から学んでくれるような開発のプロセスを提示する必要がある。

・気候変動という地球規模問題に対応するには国際的な枠組みが不可欠であり、そのために日本を含む主要経済国が相互に協力する必要がある。米国は気候変動枠組条約の下で2009年までに新しい条約を成立させるべく努力する。

・地球温暖化に素早く、積極的に対応し、排出を削減するという目標では各国が一致するが、実現する方法に議論の余地がある。歴史的にも、現在の排出量でも先進国の責任は大きく、もっと努力してほしい。中国も責任や義務を負わないわけではない。自分なりに自分の能力に合わせて、また、ある程度無理をして、発展のスピードを犠牲にしていろいろ政策をつくってきた。また国際社会からの要請もあるとの認識の下で、もっと努力したい。

（日本への期待）

・2007年のハイリゲンダムのＧ８サミットで、日本は仲介的な役割を果たし、野心的な同意の取付けに貢献した。次にすべきことは、具体的なステップを考えることであり、年内の目標設定も視野に入れつつ、日本は北海道洞爺湖サミットの主催国として、仲介役、調停役として果たすべきことがあり、その結果大きな貢献ができる。しかし、２日目には、８プラスという、主要経済国を巻き込んだ形の議論を行うが、これは、同意を取り付けることは易しくない。

・日本に何を期待するかだが、三つのレベルがある。最初に、気候変動に関して前進するため、米国と日本は、国連においてもっと努力する必要がある。二つ目は、Ｇ８サミットだが、８プラス８は全く違う場であり、温室効果ガスに関してそれぞれの考え方を出すことにより、それを国連のプロセスに出すことができるような場になっていくので、そこでは日本と協力していきたい。もう一つが経済関係であるが、技術移転は、日々マーケットを通じてなされているとも言える。

・日本はいろいろな環境関連の技術、すばらしいノウハウも持っており、大いに発展途上国を支援できる。北海道洞爺湖サミットでは、日本にはその面の役割を発揮してほしい。日本は、中国の今の発展状況もよく理解しており、環境分野での協力を深めてほしい。

(2)　北海道洞爺湖サミットに向けた課題と日本の取組

Ｇ８北海道洞爺湖サミットは、2008年７月の７～９日、北海道洞爺湖地域で開催される。本サミットは、前年のハイリゲンダム・サミットに引き続いて、気候変動（地球温暖化）が最重要テーマの一つとなり、京都議定書に定めのない2013年以降の次期枠組みに関する国連での議論に弾みを付けることを目指している。なお、2007年のハイリゲンダム・サミットでは「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することを真剣に検討する」旨に合意している。

この北海道洞爺湖サミットに向けた課題と日本の役割について、ＮＧＯ関係者を含む有識者からの意見を聴取した。

ア　参考人の意見陳述骨子

西岡　秀三参考人

低炭素社会の到来は必至であり、そうした中での日本の役割は、低炭素時代の日本モデルをつくること、及び途上国がエネルギー多消費文明を飛び越え（リープフロッグし）て、低炭素時代に直接移行することを支援することである。日本は、洞爺湖サミットにおいては、交渉事の派手さを競うのではなく、長期的視点に立ち、低炭素社会のモデルづくりや途上国のリープフロッグ支援などに対する地ならしをどれだけやったかが問われる。

鮎川　ゆりか参考人

ダボスでの福田首相の発言は、日本として国別総量目標を掲げることに初めて言及しており、評価に値するが、「主要排出国」という言葉が、すべての国がある種の国別総量目標を掲げるというニュアンスがあるため、先進国の歴史的責任や共通だ

が差異ある責任の原則を踏まえておらず、問題となっている。また、セクター別アプローチは、産業界の意向を反映したもので、25～40％といった大きな削減量は出てこない。さらに、途上国が野心的な目標を掲げることや、ビジネスベースの技術移転を前提にしているが、条約上、先進国の途上国への技術移転は義務であるとして途上国から非難されている。今年のＧ８サミットでは、昨年のハイリゲンダムでの2050年半減の長期目標への言及よりもう一歩踏み込んだものが期待されている。その期待にこたえるため、日本がリーダーシップを発揮するには、①日本は京都議定書の達成を国内削減で可能にする、②主要排出国という言い方を「主要経済国」に改める、③日本は中期目標を2020年までに90年比25～40％の削減幅で提示すべき、④グローバルな排出が2010～2015年にピークアウトするよう、新興途上国（プラス５）が何らかの削減行動を取るとのコンセンサスを得るようリーダーシップを発揮する、⑤グローバルな長期目標としては、2050年までに2000年比50％削減以上をＧ８プラス５で合意する、などが課題である。

明日香　壽川参考人

地球温暖化問題における日本の問題点は、①交渉の進展を阻害する側にいることが多いように見えること、②自らは何もせず途上国に責任転嫁しているイメージで見られていること、③途上国への技術・資金移転への認識が違っていること、の三つである。こうしたイメージを払拭するには、①温暖化問題の国際交渉の場で、削減目標について自ら努力することを示すべきこと、②途上国では一人当たりの排出量が重要なファクター

であることを理解すべきこと、③途上国が求めている技術・資金移転は、コマーシャルベースによるものではなく、また、既存ＯＤＡの付替えによるものでもないことを認識すべきである。技術・資金移転は、途上国が排出削減を行う上での最重要条件であり、温暖化問題への対応に途上国を取り込むためにはこの技術移転が最も重要である。

イ　調査会での意見

（低炭素世界の構築と途上国のリープフロッグ支援）

・低炭素世界構築に向けた日本の役割は、低炭素時代の日本モデルをつくること、及び途上国がエネルギー多消費文明をリープフロッグして、低炭素時代に直接移行することを支援することである。
・世界はエネルギー時代と決別し、低炭素社会へ向かわざるを得ないとの認識を持つべきで、究極的にはゼロ排出という長期の明快な方向性が必要である。
・日本がなすべきことは、まず、今から70％下げたCO_2の排出でも十分豊かな生活ができるという社会を見せることである。今からその方向付けをして、社会資本投資をして産業誘導していけばできる。

（排出削減目標の在り方）

・ＮＧＯとしては、気温上昇を工業化前に比べて２℃未満に抑えるべきと主張しており、先進国は2020年までに25～40％の削減が必要となる。

・ダボスでの福田首相の発言は、日本として国別総量目標を掲げることに初めて言及しており、評価に値するが、「主要排出国」という言葉が、先進国の歴史的責任や共通だが差異ある責任の原則を踏まえておらず、問題となっている。

・首相提案のセクター別アプローチは、産業界の意向を反映したもので、同方式では25～40％といった大きな削減量は出てこない。

・国によりセクター別アプローチ自体の解釈等が異なるが、同方式が京都方式の総量削減（キャップ）を代替するものとなってはならず、キャップがあった上での一つのツールとされた。

・日本が国連に提出した意見書でも、主要排出国という言葉が使われたが、その結果、セクター別アプローチは、途上国参加の道を開く有効なツールであるにもかかわらず、途上国の拒絶反応を導いてしまっている。

・今年のＧ８サミットで日本がリーダーシップを発揮するには、①日本は京都議定書の達成を国内削減で可能にすること、②主要排出国という言い方を「主要経済国」に改めること、③先進国として日本は中期目標を2020年までに90年比25～40％の削減幅で提示すべきこと、④グローバルな排出が2010～2015年にピークアウトするよう、新興途上国（プラス５）にも何らかの削減行動を取るというコンセンサスを得るようリーダーシップを発揮すること、⑤グローバルな長期目標としては、2050年までに2000年比50％削減以上をＧ８プラス５で合意すること、などが課題である。

（日本のイメージ）

・国際社会において、日本は地球温暖化問題の悪役と言われている。環境立国なり環境で頑張っているというイメージが日本国内にはあるが、国際社会やアカデミックな社会ではそう見られていないのが現実である。

・世銀のレポートで、日本政府の温暖化政策が先進国の中で最下位に評価された理由は、日本で石炭消費量が非常に増えているためである。カーボンに価格が付くような政策があればこのような状況にはなっていなかった。

・日本は、交渉の進展を阻害する側にいる方が多い。日本はリーダーシップを取ると言いつつ、自分が何をやるかはあいまいにしたままであるが、これでは信用されない。これも、国民全体の意識の低さに問題がある。

・主要排出国という言葉を使っているのは日本だけであり、中国、インドに責任転嫁しているイメージで見られている。途上国から見て、一人当たりの排出量は非常に大きなファクターである。先進国は偉いことを言っても行動は何も変えない、先進国は既存利益を守っており、かつ問題が起きたときにはお金があるから逃げられる、と途上国は言い続けている。

（国内排出量取引、環境税等の導入の必要性）

・最近、温暖化の問題では排出量取引が重要なポイントとして取り上げられるが、炭素税に対してもっと取り組む必要があるのではないか。

・炭素税では課税と排出量削減との関係が分からないが、排出量取引では排出量にキャップを掛けられるので排出量削減がかなり確実になる。国際炭素税がない状況では、コストが安くなるので、排出量取引の方に動いている面はある。しかし、どちらも目標を達成するための手段であり、排出量取引と組み合わせて炭素税等を掛けるべきである。

・排出量取引制度ですべてが解決できるわけではなく、様々なポリシーミックスをＮＧＯとしては提案している。そのうちの一つが環境税である。排出量取引の最大の利点は、上限を掛けるので削減量が確実になる点がある。それに対して環境税の方は、コストは明確になるが、削減量が分からないという点があるので、両方をミックスする必要がある。

・排出量取引制度については、京都議定書の第一約束期間の2012年までは入れなくていいとの議論があるが、その期間とは関係なく、効果的、効率的、公平に目標を達成できるのであれば導入すべきである。かつ、導入しているのとしていないのとでは国際交渉において全然違う。

・新しい京都議定書目標達成計画は実に不十分である。日本の排出量が減少方向に向かっていない中で、抜本的な政策が導入されなかったということが、京都議定書の遵守への日本の不熱心さを決定的に象徴している。

・2013年以降は６％どころでない大幅な削減をしなくてはならならず、そのためには今から排出量取引や環境税といった経済的手法を導入して日本の社会構造を低炭素型社会に向ける構造改革を起こしていかなければならない。

・排出量取引のリンケージが世界レベルで行われつつあるので、日本は非常に後れをとることになろう。やはり、今すぐにでも、また総合的な対策の一つとして環境税や排出量取引を位置付け、その他の様々な規制も取り入れた温暖化対策法をつくらなければならない。

・排出量取引は大規模事業者向けの政策であるので、小規模排出事業者である業務部門や家庭に対しては、国内版ＣＤＭといったものを提案している。

・割当がオークション方式の場合、排出量取引は炭素税と全く同じようなことになる。また、上流での負担は下流に転嫁されるので、排出量取引制度は一般の人から見れば炭素税と同じである。CO_2に値段が付いて、たくさん使う人はたくさん払うが、節約した人は得する制度である。

・CO_2はもう汚染物質だという認識が必要である。それを出すのであればコストを払えということであり、そのコストをどうすれば一番安くできるかといえば排出量取引制度である。

（資金調達・技術移転）

・トービン・タックスに関しては、現在は、電子商取引等のインフラが世界中でできつつあるので、昔に比べると、技術的な問題はかなり解決できるようになっている。その意味では、政治的な意思の方がより大きいのではないか。ＯＤＡがふるわない状況で、同税について真剣に考えるべきではないか。

・ツバル等ＡＯＳＩＳは、国別目標を決める際に、国別排出枠をオークション方式にしたらどうかという注目すべき提案を行っている。これは、適応基金が集まらないので、その収入源として、また、技術移転の収入源として使うということで提案されたものである。

・日本の技術・資金移転の重要性に対する認識は全く違う。コマーシャルベース以上の技術・資金移転をするための方策を考える場に、コマーシャルベースという提案をするのは矛盾であり、何の議論かという認識すらない。

・日本からの資金移転は、既存ＯＤＡの付替え等が多いが、途上国は日本にプラスアルファを求めている。技術移転のお金をどうするかという問題への答えを日本が用意しないと交渉は前に進まない。

・技術・資金移転は、途上国にとって最重要条件である。バリで途上国の削減に触れた文言が入ったが、技術移転すれば削減するということである。どれだけ先進国がカードを出せるかが途上国を巻き込む上で一番重要なことである。知的所有権の特例を温暖化問題で作れるかが我々に問われている。

（原子力発電・エネルギー対策の考え方）

・放射性廃棄物の問題は、その毒性が何万年にもわたって地球に存在することになるので、原子力発電が温暖化対策になるとは考えていない。また、原子力発電の場合は核拡散というもう一つ別の側面からの脅威がある。

・原子力発電は是か非かといったシングルイシューばかりで、どうしてエネルギーの需要に手を付けないのか。いろいろな

技術を全部入れれば、無理をしなくとも、エネルギー需要量を2050年に2000年比40％ほどに減らせる。そのデザインがあれば、ＧＤＰ一人当たり２％成長の想定でも、2050年の原子力発電の量は、今立地が決まっているところ以上は入れる必要はない。

・原子力発電があればすべて解決するような言い方はやめるべきで、自然エネルギーをできる限り組み込んでいくなど、バランスのとれた全体のデザインを描くことを早めにやっていく必要がある。

・これまでは、エネルギーがたくさんあって、いかにそれを使って便利なことをやるかということが技術開発であった。今後は、１単位の電気でどれだけいいサービスをするかという方向に産業構造を転換していく必要がある。

・日本はエネルギー効率でリープフロッグに成功し、1970年代は非常に優秀な国であった。しかしながら、リープフロッグ後、ほかの国がどんどん追いついている状況で、今CO_2が減少しているのは、むしろ産業構造の変化が原因で、エネルギー効率の変化自体はマイナスになっている。これは、日本の企業にとって危険な状況であるが、だれもなかなか本気になってもらえない。

（気候安全保障の考え方）

・不安定な気候が世界の人々の安全の脅威になってきている。日本は、大平内閣のときに総合安全保障の基本的な方針を決めており、これを今度は気候の問題に当てはめるべきである。

・温暖化の防止は世界の平和と安全保障に欠かせないという意識が出てきており、そういった趣旨の法律が国際的にできる可能性はあるし、あった方がいい。
・今欧州では、特に干ばつによるアフリカからの環境難民が非常に問題になっており、気候変動や温暖化の危機を感じている。それらによる影響に関し日本は平和な国であるが、世界では気候安全保障の議論が出てきている。

(国民の危機感の高める方策)
・国民の危機感をあおっていくことが必要ではないか。
・日本では、気候変動の影響を実際に肌で感じるのは非常に難しい。したがって、海外で気候変動による被害を受けている人の生の声を聞くのが一番効果的ではないか。
・海外が大変だと言っても、普通の国民の意識はそう簡単には変わらない。やはり一番大きく国民意識を変えるのは、CO_2に値段が付いていることで、その値段が出れば、CO_2を出すことでお金が掛かる、一方、それを節約すれば自分のポケットがこれだけ膨らむということが皆分かる。新聞にその数字が出るということが一番大きいと思う。

四　委員間の意見交換

1. 国際問題

○日本の発信力の強化

(パブリックディプロマシーの位置付け)
・パブリックディプロマシーの目的は我が国の国民及び国の利益を増進させるためであるとはっきり定義付け、その上で、国は民間の文化交流や経済交流が活性化するよう支援、協力すべきである。

(発信力の強化に関する考え方)
・日本の発信力を強めるにおいては、そこになければならない哲学が欠けている。憲法でうたっている平和、自由、抑圧の除去、人権擁護のために、日本は働き、努力することを伝えることが必要である。
・日本の発信力を高めるに際して、相手への認識、働きかけについての方法意識がない。イギリスの対話、フランスの協力に比すべき、日本の発信方法はどうあるべきかを考えることが必要である。
・日本の一番の問題点は、近代について議論されていないことである。明治維新と戦後の2回、歴史の積み重ねを切り捨ててしまい、戦後の枠組みでしか考えられていない。国際問題や発信力を考える際には、奥の深い歴史観を再確認して共有することが大事である。

（発信における対話の必要性）

・発信の手法として、一方向では駄目であり、対話が重要である。価値観の違う点、同じ点を共有し、いい面も悪い面もあるが付き合っていく関係をつくることが重要である。そこで、インターネットのほか、実際の訪問や滞在もベストミックスでうまく組み合わせることが重要である。

（外国人特派員に向けた発信の強化）

・海外の行政や業界の広報は日本に比べてオープンであるため、外国人特派員からは日本での対応が不親切に見えるのではないか。特派員の努力は必要だが、我が国の利益を考えれば、特派員に合わせることも必要である。

・各府省を横断して対応できるように、内閣府等に海外への情報提供をする専門のセクションを設置することが必要である。海外メディアが求める情報、各国で興味を持たれる情報を提供することから始め、やがては我が国が発信したい情報を伝えてもらえることを目指せばよい。

（中国・韓国への戦略的発信の必要性）

・日本の世界に与える影響は肯定的に評価されているものの、中国及び韓国では否定的である。一方、日本語学習者数は中韓が多い。そこで、中韓の評価を肯定的に変えていくための発信力を高める戦略性が必要である。

・日本に対する評価が否定的な面が強い中国、韓国などの国に対しては、何か戦略を持った発信が必要であり、全世界に対する均一的な発信と、一部の地域に対する戦略的な発信に分ける形での取組も必要である。

（外国人の短期招聘）

・様々な分野で活躍している外国の若い世代のグループを、毎年、２～３週間から１か月程度、日本国政府が招聘し、地方自治体や企業などの協力を得ながら、彼らの望む研修を実施することが必要である。

（難民への政策と発信力）

・難民に対してより開かれた政策を取ることができれば、それが大きな発信力となり、世界に、アジアに伝わり、明日の世界へ向けた発信とともに、アジアの中で唯一近代化された国にふさわしいメッセージが込められる。

（日本が発信すべき内容）

・日本はきれいなものだけを発信しているが、これでは正しい発信とは言えず、共感は得られない。日本国内で渦巻く様々な問題と、これらの問題を克服し改善する取組とを発信する方が共感を呼ぶ。

・日本には発信できる美しいものがある。そこに焦点を当てて世界に知られていくのがよいと思う。大事なことは、日本人が本当に心底誠実に良いことを行っていくことと思う。

・パブリックディプロマシーを考えるとき、日本は何を発信していくかという問題がある。外国には道徳を教えるベースとして宗教があり、日本には武士道がある。日本のオリジンを考える場合、武士道は避けて通ることはできない。

・日本語が理解できない人たちに対して、日本に興味を持ってもらうためには、アニメが有効である。このようなポップカルチャーの持つ可能性にもっと力を入れていった方がいい。

（平和に関する発信の重要性）

・日本の伝統や文化の発信のほか、今世界平和に大きく貢献するという国家意思を明確に具体的に表明する責務が我が国にはある。

・平和構築の面では、外務省、防衛省の人材だけではなく全府省の人材を、また、国の人材だけではなく民間の人材を抜本的に強化して、平和構築国家として協力し得ることを広く行うことが重要である。その際に重要な点は、特殊性や優越性を強調することではなく、国際性、普遍性を主張していくことである。

・我が国は、戦後60年以上にわたり非軍事的行動に徹してきたことを、国際社会に向けて継続的に発信すべきである。

・平和創出に向けて文化、スポーツなどのソフトパワーと、経済力などのハードパワーをバランス良く駆使し、スマートな国家を目指していることを明確に発信することが必要である。

・日本の非軍事的取組が深く認識され得るよう、あらゆる機会をとらえて発信し、またその発信の仕組み、機会をつくり上げ、強化することが必要である。それが即、日本のプレゼンスや品格を高め、発信力の強化につながる。

・世界の平和と繁栄が、単に政治家のメッセージではなく、多くの人たちの、人類の共通の意識に今なりつつあり、それがいつかブレークして歴史を変える大きな力にもなり得るのではないか。

・日本は平和憲法を基盤とした平和文化国家を目指して発信を続けていくことが必要である。

・我が国の責務である世界平和に大きく貢献するという国家意思を具体的に明確に表明するため、憲法改正の際に、世界平和への貢献に加え、世界連邦という文言も明記すべきである。

（未来のビジョンに関する発信）

・パブリックディプロマシーは、現在から近未来にかけて行うものと、長いスパンでじっくり取り組むものとに分ける必要がある。

・人間の生活にかかわる過去、現在、未来のうち、日本の発信は過去と未来が弱い。過去の発信で足りないのは、犯した過ちの反省である。現在の発信については、日本の今の社会の問題点を十分には発信していないが問題は少ない。未来の発信については、地球温暖化のような問題を乗り越えるための21世紀のライフスタイルを探っていることを発信することが必要であり、ほかの国と一緒にそれを探って見つけることが必要である。

・日本が世界に発信する際には、共同で地球社会を発展させていくという視点を持つことが必要である。何を人々に訴えていくかは、理想論ではあっても、我々が感動するものであることが必要である。それがリアルな政治の中にやがては入っていくというプロセスが重要である。

（発信と感動）

・日本の指導者や政治家、行政関係者の発言や演説は、心を揺り動かすような感動的なものであると思うことが少ない。発信力について言えば、聞いている人々に感銘、感動を与えるようなものでなければならない。

（夢、希望を伴った発信の必要性）

・発信する際、発する言葉の中に夢や希望や感動が必要である。政治の中でも教育の中でも日本の文化を語ることが必要であ

る。文化こそ人々に感動と共感を与え、日本への関心や魅力を引き立てることにつながる。また、文化には、国境を越える力、民族の壁をも融合していく力がある。

（発信力強化に向けた人材の育成と確保）

・発信力強化に向けた人材の育成・確保が一番大事である。発信には、文化の力と人間の力が必要であり、日本の文化は蓄積があり世界に冠たるものであるが、人間の力が弱体化している。そこで、単に知識を教えるだけでなく人間を育てることを教育の中に入れる必要がある。

・日本の社会では個性が育ちにくく集団として同化するため、集団では力を発揮するが、個人としての発信力は弱い。そこで、個性的・独創的であり組織の中でも埋没しないという教育が、発信力を高めるための一番の近道である。

・仁は、日本でも一つの誇れる精神的な文化であり、非常に奥深いもので、これを発信できる人を育てなければならないが、仁は単に古いとのことで片付けられてしまい、育てられていないところに日本文化の生命力の弱さがある。

・日本の文化を世界第一級の文化として磨き続けていくことが大事であり、そのためには、経済力や時間・心の余裕が必要である。そのためには、教育に力を入れて、世界トップレベルの頭脳集団として、また経済健全国家としてあり続けることが必要である。

・日本の教育方法は児童生徒に考えさせる面や発信力を高める面が少なく、上から教えるという要素が依然として強いが、欧米諸国の教育は、児童生徒にまず考えさせることで発言力や可能

性を引き出す要素が多い。そこで、日本の発信力の強化のためには、教育の在り方、教育方法についての議論が必要である。

・日本の文明の最大の特徴は、対立があることを認めながら共存する、お互いを受け入れることだと思う。これがないと世界の紛争は解決しない。人類が滅亡するかどうかにかかわる問題を救済する文明、文化を日本は持っている。このことをもっと世界に強く発信すべきである。

（発信の主体の多様性）

・外交の対象は、狭い意味の領土や安全保障から、経済問題、人間の安全保障、平和の構築や貧困対策、感染症対策のような人間の安全保障の分野に広がり、国だけではなく民間が活躍できる場にまで広がってきている。

・軍縮の交渉は国対国の場合ではうまくいかないことも多いが、対人地雷規制に関するオタワ・プロセスや、クラスター弾の規制に関するオスロ・プロセスのように、市民社会に一度下ろしてからまた国が加わることで外交が進んでいくことは重要である。

・今後の交流の展望は、国以外の主体として、ＮＧＯ、日本企業、日本国民が重要であり、特に青年は重要である。また、企業には、単に物を作るだけではなく、経済協力と文化交流の結び付きがある。

・交流の手法として、国又は民間企業自ら発信するだけではなく、人的なつながりができる場をうまく提供することが重要である。

2. 地球温暖化問題

○京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－2013年以降の問題－

（民主党の地球温暖化対策基本法案の概要）

・民主党で検討している地球温暖化対策基本法案では、低炭素化社会に向けて国際社会の動きをしっかりと受け止め、中・長期的なCO_2排出量の削減目標を明記した。すなわち、中期的には2020年までに1990年度比25％以上削減し、長期的には2050年までのできるだけ早い時期に同60％以上削減するとともに、新エネルギーの供給量についても2020年までに全エネルギーに占める割合が10％に達するようにしていくこととした。

・同法案では、中長期的な目標達成のために政府が取るべき基本的施策として、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の導入、新エネルギー利用の促進の三本柱を基本とすべきである。そのほか、革新的技術の研究開発、生活様式の改善、温室効果ガスに対する情報提供、国際協調のための措置なども重要と考えている。

（政府が取るべき基本政策）

・社民党議員として政府に提言したいことは、①宇宙船地球号が危機に瀕（ひん）していること、②地球温暖化は人類及び生態系滅亡への道であること、③沖縄名護の新基地建設計画は自然破壊であり即刻中止すべきこと、④緑の環境、海洋環境の保全のため環境税を創設すること、⑤政府、自治体、企業、国民が

一体となって取り組む一大運動が必要であること、⑥開発から保全、有効活用、地球に優しい価値観へと意識変革をすること、⑦変わらなければならないならまず行動すること、⑧環境立国を志向し、地球環境の保全を日本の国際貢献の柱とすることである。

（地球温暖化問題のとらえ方）

・地球温暖化防止のためには、新エネルギーの導入、技術革新、ライフスタイルの変革などを含めた総体的な対策も重要ではあるが、開発途上にある中国、インド、アフリカ諸国のような人口の多い国が欧米のような生活をすれば立ち所に破綻してしまうという大きな矛盾点が根本にある。

・この100年間に人類は化石燃料を大量消費して産業化を行い、結果都市集中と農村疲弊を引き起こしたが、その象徴が地球温暖化そのものである。

・日本には、江戸時代にごみを排出しない理想的な社会があったが、近代化で効率化を進め、技術革新のサイクルから抜けられなくなった。

・地球温暖化は技術のブレークスルーで解決できるものではなく、日本人として反省を踏まえて新たな価値観を提案していくべきである。日本の近代化の成功と失敗を踏まえつつ、ライフスタイルという小さな話ではなく根本的な哲学にまで踏み込んだ議論が必要である。

・今や地球温暖化問題は、大気、水、土壌等あらゆる分野の問題に深刻な影響を与えている。その原因は、人間の限度を超えた欲望の充足、企業の限度を超えた富の追求、国家の理不尽な政

策が地球上のバランスを崩す結果となり、人類の生存そのものが危機にさらされている。また、京都議定書及びサミットの議長国として日本は全力を尽くさなければならない。

・日本人と日本の考え方、取組、世界の平和と繁栄について強くアピールし続けることが大切である。

・地球温暖化問題に対する考え方、取組、世界との協調の仕方をアピールすることが必要である。

・「地球温暖化問題」では国民の危機感が薄いので「地球灼熱化問題」とすべきである。

・地球温暖化防止では望ましい人間の暮らしの在り方に関する哲学が求められている。人間、幸せ、権利と義務などにつき国内外で十分議論した上で、設定すべき人間の暮らしのレベルを想定しておくべきである。また、国際的な場でも議論を深めていく必要がある。

・地球温暖化問題は、今までの近代合理主義に基づく自然観、文明形態上の問題であり、外部不経済のゆえに起こった問題である。

（国民運動普及の必要性）

・京都議定書目標達成のためには、民生部門に注目して国民運動を起こしていく必要がある。そのアドバルーンとして掲げられるものとしては「見える化」がある。また、環境教育が必要である。

・国民の注目を引くために政府が進めている環境モデル都市選定は大変よい。地方自治体の取組の中でも宮古島エコアイランド構想は、バイオエタノール、地下ダム、サンゴ礁で良いパイ

ロットケースになる。このようなパイロット都市を造り、集中して環境モデル事業を行っていくべきである。

・モラルの点から私たちの暮らしを見直そうという運動が始まっており、地球憲章はその一つの成果である。

・地球温暖化問題については、ＮＧＯが熱心に取り組んでいるが、その発信の場が限られているので、一般市民の知恵を集めるとの観点からパブリックコメントやコンテストという形で国民運動に向けての発信の機会を与えることが必要である。

・地球温暖化は地球の危機であり、民生部門での効果を上げるべく国民運動が大切である。

（中長期削減目標の設定）

・地球温暖化防止のための中長期的な温室効果ガスの削減目標については、政治の意志を明確にしなければならない。

（再生可能エネルギーの活用）

・枯渇資源のみに依存する社会は早晩資源危機を招く。太陽エネルギー由来の直接の光熱や間接の陸域・水海域の資源・エネルギーや再生可能な海洋の生物資源の素材可能資源をいかした産業の仕組みへと戦略的に方向付けし、新しい産業社会を構築する必要がある。

・自然エネルギーの導入は、地域分散型で地方の活性化にもつながるので、大きな柱の一つとすべきである。

・再生エネルギーの固定価格による買取り制度については再議論の余地があるので、慎重に取り扱ってほしい。

（地球温暖化適応策）

・地球温暖化による海面上昇や大規模災害による人口・資産集中沿岸部の潜在的財政負担分析に基づく戦略的な国土開発保全計画を策定する必要がある。また、大規模災害に対応する公的な責任準備金制度の創設を検討すべきである。

・日本の排他的経済水域は相当の量があるが、沖ノ鳥島が海没してしまうと40万平方キロメートルが失われる。政府開発援助を活用して同様の問題をかかえる島嶼国と連携しつつ海洋法条約に特例を設けるなど対応策を検討すべきである。

（北海道洞爺湖サミットに向けての提言）

・サミットに向けて議会が提言すべきことと京都議定書以降の新しい枠組みとの議論は区別すべきである。サミットにおいては、先のダボス会議での福田総理発言のとおり、2050年に世界としてCO_2半減、2020年までにエネルギー効率の30％引上げ、今後10～20年間でのピークアウト、次期枠組みのセクター別積上げについて合意を得ることである。

・今年は日本がサミット議長国であり、発信力を強化するチャンスである。

（国際連帯税導入の必要性）

・既にフランス、韓国、ブラジル等13か国が導入している航空券連帯税やトービン・タックスなどの国際連帯税についても検討の余地がある。

（環境税等導入の是非）

・国内排出量取引及び環境税については、冷静な議論を尽くすべきであり、立てるべき目標に対して手段の議論が先行しているように見受けられる。

（排出量取引制度）

・新しい枠組みについては、国民ないし産業自体の自発性をどう引き出すかがポイントであり、目標設定に当たっては、キャップアンドトレードではなくプレッジアンドトレード方式が望ましい。

（地球温暖化問題と国際協調）

・地球温暖化ガス削減目標では日本がきちんと数値目標を決め、世界の協調を得るよう努力すべきである。

・民間の有識者が提唱している地球温暖化問題に特化した京都会議を尊重し、ポスト京都においても日本が世界から忘れられないようにすることが必要である。

・環境問題は東西冷戦終了後の世界共通の安全保障の課題となった。一時、世界の環境に対する行動は停滞したが、過去３年間のノーベル平和賞はいずれも環境問題に貢献した人が受賞したように、関心が戻ってきた。

・日本が国際的な協調でできることは、原子力、太陽光、風力にかかわる技術移転であろう。ただし、原子力発電は効果があるが最終処分場等の問題もあるので国際的な話合いが必要である。

・経済発展と環境問題について、日本が国際的に存在感を示す在り方につき検討すべきである。

（我が国の地球温暖化防止に向けた取組についての海外への発信）

・我が国は、持続可能な開発のための教育の10年や省エネルギーや新エネルギーなどの環境技術や環境金融などを推し進めており、地球環境問題の包括的な取組を拡大すること、積極的に行動している事実を海外に向けて発信することが必要である。

（環境教育の必要性）

・環境教育でも日本がリーダーシップを発揮してほしい。

（参考）　第１年目の調査経過

国会回次	日　付	調　査　内　容
168回	平成19年10月５日（金） （第１回）	一　調査会長の選任に関する件 二　理事の選任に関する件
	平成19年10月31日（水） （第２回）	一　政府参考人の出席要求に関する件 二　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題について） 【政府の報告・質疑】
	平成19年11月７日（水） （第３回）	一　政府参考人の出席要求に関する件 二　参考人の出席要求に関する件 三　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題について） 【政府の報告・参考人意見陳述・質疑】 （参考人） 株式会社高橋徳治商店取締役営業部長 林　敬一君 国連環境計画金融イニシアティブ （ＵＮＥＰＦＩ）特別顧問 末吉竹二郎君
	平成19年12月５日（水） （第４回）	一　参考人の出席要求に関する件 二　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化（発信の哲学）について） 【参考人意見陳述・質疑】 （参考人） ＬＣＡ大学院大学学長　山崎　正和君 東京大学大学院法学政治学研究科教授 北岡　伸一君 日仏メディア交流協会（ＴＭＦ）会長・パリ日本文化会館初代館長 磯村　尚徳君

169回	平成20年２月６日(水) (第１回)	一　参考人の出席要求に関する件 二　政府参考人の出席要求に関する件 三　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化（日本の発信の現状（活動概要、体制、戦略等））について） 【参考人意見陳述・質疑】 (参考人) 独立行政法人国際交流基金理事長 小倉　和夫君 財団法人日本国際交流センター理事長 山本　　正君 日本放送協会副会長　　今井　義典君
	平成20年２月13日(水) (第２回)	一　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化（諸外国の発信の現状（国際放送を含む活動概要、体制、戦略等））について） 【参考人意見陳述・質疑】 (参考人) ブリティッシュ・カウンシル駐日代表 ジェイスン・ジェイムズ君 ドイツ文化センター所長・東アジア地域代表　　ウーヴェ・シュメルター君 在日米国大使館報道官 ディビッド・Ｍ・マークス君 在日フランス大使館文化参事官 アレクシー・ラメック君
	平成20年２月20日(水) (第３回)	一　理事補欠選任の件 二　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題（産業界における地球温暖化対策の取組）について）

		【参考人意見陳述・質疑】 (参考人) 株式会社リコー取締役専務執行役員ＣＴＯ、環境推進担当　酒井　　清君 ＪＦＥスチール株式会社常務執行役員 関田　貴司君 株式会社日立製作所執行役専務 齊藤　壯藏君 日産自動車株式会社環境安全技術渉外部担当部長　　八谷　道紀君
	平成20年２月27日(水) (第４回)	一　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題（産業界における地球温暖化対策の取組）について） 【参考人意見陳述・質疑】 (参考人) 佐川急便株式会社取締役 久森　健二君 株式会社西友執行役ＳＶＰサステナビリティ担当　　小林　珠江君 株式会社山武取締役執行役員専務ビルシステムカンパニー社長 斉藤　清文君 株式会社びわこ銀行取締役頭取 山田　　督君
	平成20年４月２日(水) (第５回)	一　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題（地方自治体における地球温暖化対策の取組）について） 【参考人意見陳述・質疑】 (参考人) 富山市長　　森　　雅志君 京都府副知事　　猿渡　知之君 東京都環境局都市地球環境部長 大野　輝之君

平成20年４月９日（水） （第６回）	一　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、国際的な取組と日本の役割・課題－二〇一三年以降の問題－（北海道洞爺湖サミットに向けた課題と日本の役割）について） 【参考人意見陳述・質疑】 （参考人） 独立行政法人国立環境研究所特別客員研究員　西岡　秀三君 財団法人世界自然保護基金（WWF）ジャパン気候変動特別顧問　鮎川ゆりか君 東北大学東北アジア研究センター教授　明日香壽川君
平成20年４月16日（水） （第７回）	一　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、国際的な取組と日本の役割・課題－二〇一三年以降の問題－（地球温暖化問題に対する諸外国の取組）について） 【参考人意見陳述・質疑】 （参考人） 駐日ドイツ連邦共和国特命全権大使　ハンス＝ヨアヒム・デア君 在日米国大使館経済担当公使　ロバート・Ｆ・セキュータ君 在日中国大使館参事官　葛　広彪君
平成20年４月23日（水） （第８回）	一　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化（海外の“日本発”情報への批判・意見等）について） 【参考人意見陳述・質疑】 （参考人） 社団法人日本外国特派員協会会長　マーティン・ウィリアムス君

	東京・国際メディアフォーラム会長　マルク・ベリボー君 学習院大学特別客員教授　高島　肇久君
平成20年５月14日（水） （第９回）	一　政府参考人の出席要求に関する件 二　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化について） 【参考人意見陳述・政府の報告・質疑】 （参考人） 財団法人経済広報センター常務理事・事務局長　田中　秀明君 独立行政法人日本貿易振興機構副理事長　伊沢　正君
平成20年５月21日（水） （第10回）	一　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題－二〇一三年以降の問題－について） 【意見交換】
平成20年５月28日（水） （第11回）	一　国際問題及び地球温暖化問題に関する調査（「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化について） 【意見交換】
平成20年６月９日（月） （第12回）	一　調査報告書に関する件 二　中間報告に関する件

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
九二〇円
（本体
八八〇円）